

平成 27 年 12 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月8日】

1 鈴木達夫（ぽぶら） 27～36ページ

議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について及び議案第83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

- 1 条例の全部改正の背景と趣旨について
 - (1) なぜ今改正するのか。従来制度の課題をどのように補てんするのか
 - (2) 保健・医療・福祉の一体化、地域医療体制の整備が病院の自立性と経営基盤の強化・確立にどうつながるのか
 - (3) 広範囲な権限を持つ「病院事業管理者」がなぜ必要か。権限は有効に行使できるのか
- 2 地域医療統括官（病院事業管理者）の主要事務、事務分掌について
 - (1) 「地域医療部」の役割について
 - (2) 「経費の負担の原則」（地方公営企業法第17条の2）について
- 3 新体制移行における課題について
 - (1) 病院事業管理者の任命と罷免について
 - (2) 予算関係について

2 尾崎邦洋（緑風会） 36～43ページ

議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について

- 1 地方公営企業法の規定の全部適用に至った背景と経緯について
- 2 病院事業管理者について

議案第90号 亀山市手数料条例の一部改正について

- 1 改正することに至った背景と経緯について

3 服部孝規（日本共産党） 43～50ページ

議案第81号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について及び議案第94号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 この条例を制定しなければ「個人番号の利用」や「特定個人情報の提供」はできないのか
- 2 基幹システムと情報系システムの分離作業による人員増やパソコン台数の増などの経費増はあるのか
- 3 今回の補正予算を含め、マイナンバー制度導入により、これまでにかかった費用と今後の費用の予測について

議案第88号 亀山市税条例等の一部改正について

- 1 これまででも「納税の猶予制度」があったが、過去に猶予制度を適用した納税者の数につ

いて

- 2 この猶予制度を納税者に広く周知してきたのかについて

4 新 秀隆（公明党） 51～57ページ

議案第90号 亀山市手数料条例の一部改正について

- 1 料金設定について

議案第93号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止について

- 1 条例の廃止について
 - (1) 廃止の経緯について
 - (2) 市民への説明責任について
 - (3) 今後の方向性について

議案第94号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第2目 障がい者福祉費、自立支援事業について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第5目 心身障がい児福祉費、自立支援事業について
- 3 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第2目 児童措置費、母子生活支援施設措置費について

5 櫻井清蔵（ぽぷら） 57～65ページ

議案第90号 亀山市手数料条例の一部改正について

- 1 改正を行う根拠について

議案第92号 亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止について

- 1 提案理由について

議案第93号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止について

- 1 廃止の根拠について
- 2 提案に至るまでの議会に対する市長の説明責任について

6 宮崎勝郎（緑風会） 65～74ページ

議案第81号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

- 1 条例制定の内容と目的について
- 2 市の責務について
- 3 市長及び教育委員会の関わりについて

議案第84号 亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について

- 1 条例制定の目的について
- 2 返還、返還の猶予、返還の当然免除、返還の裁量免除について
- 3 今回の改正による病院事業管理者の位置づけについて

議案第85号 病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について、議案第86号 亀山市職員定数条例の一部改正について及び議案第87号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

- 1 今回の改正による病院事業管理者の位置づけについて

議案第93号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止について

- 1 廃止に至るまでの検証と検討内容及び検討結果について

7 福沢美由紀（日本共産党） 74～82ページ

議案第90号 亀山市手数料条例の一部改正について

- 1 行政サービスにおける「負担公平の原則」の考え方について
- 2 手数料を改正（値上げ）するための計算根拠について
- 3 見直しをするものの内、減額や免除となるものを後回しにして、今回のように値上げの改正を優先する理由について

議案第94号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費 放課後児童クラブ費の増額について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月9日】

1 今岡翔平（ぽぶら） 85～93ページ

議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について及び議案第83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

- 1 医療センターの経営健全化について
 - (1) 市長の2期目へのマニフェストにも「病院事業管理者の配置」が挙げられているが、庁内協議の中で方針転換はなかったのか
 - (2) 病院事業の経営健全化のための方策はいくつか実例があるが、地方公営企業法の全部適用が有効であるとの判断に至った経緯について
- 2 新体制への移行について
 - (1) 組織改革について

2 宮崎勝郎（緑風会） 93～100ページ

議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について

- 1 条例の改正内容について
- 2 なぜ全部改正をするのか

議案第83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

- 1 条例の制定内容について

3 中崎孝彦（新和会） 100～107ページ

議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について及び議案第83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

- 1 地域医療の環境の変化について
- 2 経営基盤の確立を目指すことについて
- 3 早期に地方公営企業法の全部適用に移行しなかったのはなぜか
- 4 病院事業管理者を設置することによる事業運営上のメリットは何か。また、利用者にとって変化はあるのか
- 5 病床数100床について
- 6 病院職員の労働基本権について
- 7 病院事業管理者は市長が任命するが、議会の同意は必要か
- 8 病院事業管理者の人物像について

4 服部孝規（日本共産党） 107～116ページ

議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について及び議案第83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

- 1 医療センターの経営が厳しくなっている原因、要因について
- 2 市長が最高責任者である現在の法の一部適用でどんな問題が生じているのかについて
- 3 亀山市病院事業の設置等に関する条例第4条の病院事業管理者にはどんな人物を想定しているのかについて
- 4 病院事業管理者は特別職になっているが、給料はどれぐらいを考えているのかについて
- 5 新たな病院事業管理者と地域医療部の設置で人件費はどれぐらい増えるのかについて
- 6 現在の法の一部適用と全部適用をした場合とでは職員の給与など待遇に変更は生じるのかについて
- 7 組織や会計制度を変える前に医療センターの今後の在り方を示すべきではないのかについて

5 森 美和子（公明党） 116～123ページ

議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について及び議案第83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

- 1 組織改革について
- 2 職員給与について
- 3 職員の意識改革について
- 4 診療科目及び病床数について
- 5 病院事業管理者を置く意義について
- 6 責任の所在について

6 豊田恵理（創政クラブ） 124～126ページ

議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について

- 1 地方公営企業法の全部を適用する目的は何か
- 2 今回の改正によりどのような影響があるのか

質 問 内 容 (通告要旨)

【12月10日】

1 森 美和子 (公明党) 130～143 ページ

地方創生について

- 1 人口急減・超高齢化という亀山市が直面する大きな課題に対し、今後5か年の目標や施策、基本的な方向を提示する「亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の素案が示された。そこに示された重点プロジェクトにおける、子育て支援や若者支援について、現在の課題やその方向性について伺う
 - (1) 子育て支援について
 - (ア) 総合的な子育て情報の発信について
 - (イ) 父子手帳の導入について
 - (ウ) 「まちの保健室 (チャイルドパートナー)」による相談体制の充実について
 - (2) 若者支援について
 - (ア) 亀山市における社会的孤立 (引きこもり) の実態把握について
 - (イ) 自立に向けた取り組みについて
 - (3) 総合戦略の指揮をとられる市長の決意を聞きたい

2 前田 稔 (創政クラブ) 143～155 ページ

平成28年度行政経営方針と予算編成について

- 1 経営方針について
- 2 予算編成について
- 3 中期財政見通しとの整合性について
- 4 行財政改革について

まちづくりの視点からみた空き家等の適正な管理について

- 1 現状と課題について
 - (1) 市内で撤去が必要な物件の戸数について
- 2 空き家等対策の推進に関する特別措置法について
- 3 市の空き家等の適正管理に関する条例について
- 4 今後のまちづくりの考え方について

庁舎建設について

- 1 庁舎建設基金は約10億円になるが建設の予定はないのか

3 今岡翔平 (ぽぶら) 155～166 ページ

市政における「モデル事業」について

- 1 「モデル事業」方式の検証と今後の展開について
 - (1) 市長が考える「モデル事業」方式での施策展開のメリットについて
 - (2) モデル事業における検証のポイントについて

4 高島 真（緑風会） 166～173ページ

セアカゴケグモについて

- 1 生息状況について
- 2 市の対策について

道路の維持・管理について

- 1 補修の優先度について
- 2 今後の見通しについて

防災井戸について

- 1 進捗状況について

5 中村嘉孝（新和会） 173～186ページ

平成28年度予算編成方針について

- 1 予算編成の考え方と目指す方向性について
- 2 平成28年度の税収見込みについて
- 3 新公会計制度の導入と予算編成改革について

亀山市林業総合センターの使用等について

- 1 休館日について
- 2 使用許可申請について
- 3 指定管理者制度導入について

マイナンバー（社会保障・税番号）制度について

- 1 住基ネットの廃止について
- 2 個人及び法人番号カードの申請について
- 3 情報セキュリティーについて
- 4 マイナポータル（情報提供等記録開示システム）について

6 福沢美由紀（日本共産党） 187～198ページ

放課後児童クラブ（学童保育所）の改善・充実について

- 1 健康福祉部子ども家庭室と教育委員会との連携について
- 2 豊かな保育実践と子育て支援の目的で実施されている保育時間内の昼食やおやつについて
- 3 指定管理者制度は学童保育になじまないということについて

自治体の自衛官適齢者名簿の提出について

- 1 名簿提出の依頼に対する亀山市の対応について

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月11日】

1 新 秀隆（公明党） 200～208ページ

安心・安全対策について

- 1 現在、世界的にテロ事件が勃発している中、来年には「伊勢志摩サミット」が開催されます。亀山市においても危機管理意識を高める必要性から以下の点について問う
 - (1) 亀山市のテロ対策について
 - (ア) テロ対策の考え方について
 - (イ) 児童・生徒への安全対策指導について
 - (ウ) 市民への安全対策指導について

新選挙制度について

- 1 国会において公職選挙法の改正により「18歳以上」の選挙権が付与される。若者の投票率が低下傾向にある昨今、有権者の投票率向上に向け以下の点について問う
 - (1) 18歳選挙権について
 - (ア) 市内高校生への対応について
 - (イ) 市内の18歳、19歳への対応について
 - (ウ) 今後の児童・生徒への指導について

障がい者支援について

- 1 ロボット技術が福祉や医療分野に求められている中、ロボットスーツ「HAL医療用下肢タイプ」が厚生労働省により医療機器として初認証された事で以下の点について問う
 - (1) 先進医療機器について
 - (ア) 歩行困難者の現状について
 - (イ) 先進医療機器についての考え方や活用について

2 豊田恵理（創政クラブ） 209～220ページ

シティプロモーションについて

- 1 シティプロモーションの取り組みについて
- 2 市民や民間との連携について

地図情報システムについて

- 1 現在の活用方法について
- 2 市民や民間との連携について
- 3 今後の活用について

3 鈴木達夫（ぼぶら） 220～233ページ

各種計画策定の委託（コンサルタント活用）について

- 1 亀山市農業振興地域整備計画について
 - (1) 平成20年策定計画との変更点について
 - (2) 「亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」との関連について
 - (3) コンサルタント委託の必要性について
- 2 「亀山市刈り草コンポスト化センターの運用方針」委託事業について
 - (1) コンサルタント委託の必要性について
 - (2) 民営化に至る諸問題について
- 3 各種計画策定の委託について
 - (1) 業務委託の検証はできているか
 - (2) 今後のあり方について

4 宮崎勝郎（緑風会） 234～245ページ

国民宿舎関ロッジについて

- 1 今までの経過について
- 2 今後の行方について

道路行政について

- 1 市道川崎白木線（フラワーロード）のその後の対応について
- 2 市道野村楠平尾線の改良及び今後の対応について

医療・福祉行政について

- 1 今回の組織変更について
 - (1) 地域包括ケアシステムについて
- 2 今後の介護行政について

農業振興について

- 1 今後の農業振興について

5 服部孝規（日本共産党） 245～257ページ

「家族の時間づくり」は来年からやめるよう求めることについて

- 1 なぜ、アンケート結果の分析も検証結果も示さず来年度の実施が決められるのか
 - 2 「家族の時間づくり」の日だけでなく、大型連休となったことにより、それがどう活用されたのかの検証もないことについて
 - 3 仕事を休めず困る親や、親と過ごせず悲しい思いをした子ども達のことを市長はどう思っているのか
 - 4 亀山市で何年か続けているが、他市に広がらないこの取り組みを続けていく味があるのか
- 非常勤職員の時間給の引き上げについて**

- 1 10月に最低賃金が引き上げられたが、なぜ最低賃金を下回っていた非常勤職員の職種だけの引き上げとしたのか
- 2 非常勤職員の時間給は、職名によって19に区分されているが、この時間給の差は妥当なのか

6 櫻井清蔵（ぽぶら） 257～268ページ

関ロジについて

- 1 平成28年度当初予算編成において、今後どのような方針で解決するのかを明確に示してほしい

子どもたちに関する公共施設の管理体制及び施設の充実について

- 1 市長はどのような方針で臨むのか
 - (1) 各施設の管理、監視体制の現状について
 - (2) 市内各施設の整備について以前から度重ねて質問を行っており、施設間での格差があると認識しているが、市長の認識について知りたい

開発事業について

- 1 開発申請における亀山市の判断基準について
- 2 羽若町地内の開発については、三重県より開発申請が認可され、平成27年10月末に工事が完了、販売されている中、現在隣接地の裁判となっている排水路についての現状報告が議会に一切なされていないのはなぜか

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

平成27年11月27日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第81号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 6 議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について
- 第 7 議案第83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 第 8 議案第84号 亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について
- 第 9 議案第85号 病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について
- 第 10 議案第86号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 第 11 議案第87号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 第 12 議案第88号 亀山市税条例等の一部改正について
- 第 13 議案第89号 亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第90号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 15 議案第91号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 16 議案第92号 亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止について
- 第 17 議案第93号 亀山市国民宿舍関ロッジ条例の廃止について
- 第 18 議案第94号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- 第 19 議案第95号 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 20 議案第96号 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 21 議案第97号 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 22 議案第98号 平成27年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 23 議案第99号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 24 議案第100号 市道路線の認定について
- 第 25 議案第101号 市道路線の廃止について
- 第 26 議案第102号 市道路線の一部廃止について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	高士和也君
医療センター 事務局長	落合浩君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関支所長	坂口一郎君
子ども総合 センター長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	佐久間利夫君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局	宮崎吉男君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書記	高野利人		

●会議の次第

(午前10時03分 開会)

○議長（前田耕一君）

皆様、おはようございます。

それでは、ただいまから平成27年12月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

5番 尾崎邦洋 議員

14番 中村嘉孝 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

会期は本日から12月18日までの22日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成27年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国の経済につきましては、21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな1つの経済圏を構築する試みであるTPP（環太平洋パートナーシップ協定）について、先月5日に関係閣僚会議において大筋合意がなされました。このTPPにつきましては、世界のGDP国内総生産の約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏となり、我が国のFTA（自由貿易協定）カバー率は22.3%から37.2%に拡大することとなり、物品関税だけではなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業など幅広い分野での新しいルールを構築することとされております。

さらに、政府においては、我が国の構造的な問題である少子・高齢化に真正面から挑み、「強い経済」「夢を紡ぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」の新3本の矢の実現を目的に、先月15日に内閣官房に一億総活躍推進室を設置し、プランの策定等に係る企画及び立案、並びに総合調整など、その具現化に向けた取り組みが始められたところであり、こうしたことは、本市におきましても市民生活や経済活動にも多大な影響が生じることとなりますので、今後の動向に十分な注意を払いつつ情報収集に努めてまいります。

一方、三重県においては、来年5月に開催される伊勢志摩サミットの開幕まで約180日に迫っており、伊勢志摩サミット、三重県民会議を中心にサミット開催による効果を県全体に波及させ、さらには一過性のものとしないうちに、県民一人一人が積極的にかかわり、サミット開催後をも見据えた事業を企画し、全県的な取り組みとして展開するべく取り組まれております。

こうした中、来年7月に各国の中高生らが集う関連行事のジュニアサミットが県内の桑名市を会場に開催されることが決定いたしました。市といたしましても、平成22年度のCOP10においてアジア太平洋の子供たちの環境学習を受け入れた実績があることなどから、今年2日に行いました白川小学校での知事との1対1対談でも、本市のフィールドを活用した主会場と連携した取り組みを提案いたしましたところであり、

今後も、さまざまな機会を通じてサミットの効果を広域的に広げ、市のPRにもつなげられるよう連携した取り組みを進めてまいります。

こうした状況を踏まえ、中長期戦略となる第2次亀山市総合計画の策定を進めるとともに、人口減少社会の克服に向けた亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の具現化を目指すため、来る平成28年度を進取の年と位置づけ、第1次亀山市総合計画の必達を図るとともに、若者の定住促進と新しい自治の仕組みの確立、行財政改革大綱20の取り組み項目の着実な実践、CSO活動による市役所改革と人づくりの推進の3つを行政経営の重点方針として定めたところであり、国や県の各分野における動向にも注視し、柔軟に対応しながら来年度に向けた取り組みを進めてまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、快適な都市空間の創造についてでございますが、企業活動の促進、雇用の創出のうち企業誘致につきましては、亀山・関テクノヒルズへ進出するべく、昨年度、本市と立地協定を締結いたしました熱処理メーカーが、先般、無事竣工を迎えられました。この産業団地内では、去る6月の自動車部品加工メーカーに続くものであり、今後も交通アクセスの利便性に富む産業基盤を強みと捉えながら、さらなる企業誘致に努めてまいります。

次に、にぎわいの場の創造・商店街の活性化のうち亀山市プレミアム付き商品券発行事業につきましては、市内取扱店におけるウェルカム商品券の使用が年末に向けて一層活発になってくるものと考えますので、引き続き事業主体である亀山商工会議所と連携し、事業の円滑な推進を図るとともに使用者へのアンケート調査等を通じた実施効果の把握に努めてまいります。

次いで、農林業の振興のうち農業災害補償法に基づく公的保険制度である農業共済事業を行う三河鈴亀農業共済事務組合につきましては、運営コストの削減、農家のサービスの維持向上を目的に、平成29年4月1日の農業共済団体1県1組合化の協議を進めているところであります。

次に、新たな国土軸の形成のうち新名神高速道路の整備につきましては、このほど延長4.1キロメートルの（仮称）野登トンネルが貫通し、今月25日にはトンネル貫通式が行われたところがあります。引き続き、順調な事業進捗に期待するところであります。

続きまして、市民参画・協働と地域づくりの推進についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化のうち地域コミュニティのしくみづくりにつきましては、各地域において多様な主体による包括的な仕組みづくりについての議論が進められており、既に10地区で地域まちづくり協議会が設立され、11地区において地域まちづくり協議会設立準備委員会が立ち上げられたところがあります。こうした地域での取り組みの進展にあわせ、地域まちづくり協議会の位置づけ等を明らかにする条例を制定するべく、パブリックコメントの実施に向け諸準備を進めてまいります。

次に、人権の尊重のうち亀山市人権施策基本方針につきましては、先月26日にパブリックコメントを終え、年内の策定に向け進めてまいります。また、人権週間の期間に合わせて来月5日にヒューマンフェスタ in 亀山が関文化交流センターにおいて実行委員会により開催されます。中学生による人権作文の発表や関係団体によるブース展示など、広く認識を深めていただく機会としてまいります。

続きまして、健康で自然の恵み豊かな環境の創造についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進につきましては、地域における健康活動を担っていただける人材育成のため、新たに神辺地区において健康づくり応援隊養成講座を実施いたします。教室の開催に当たっては、三重大学亀山地域医療学講座とも連携しながら健康講話や体力チェックなどを行い、教室の実施効果を検証できるよう計画的に進めてまいります。

次に、循環型社会の形成・エコシティの実現のうち溶融処理施設大規模整備事業につきましては、総合環境センター建物の延命化を図るため、先月23日に外壁等の改修工事の請負契約を締結し、工事着手したところがあります。引き続き、ごみ処理に支障が生じないよう万全の体制で工事を進めてまいります。

次いで、防災力の強化につきましては、市民の安心・安全の確保を図るため、今月18日、地震等災害時の応急対策活動の協力に関する協定を一般社団法人三重県建築士事務所協会との間で、三重県内市町で初めて締結をいたしました。災害発生時における指定避難所等の応急危険度判定等に協力を願うもので、迅速な災害対応につなげてまいります。

次に、災害対応力の強化につきましては、県内消防相互応援協定に基づく鈴鹿市との応援・受援訓練の実施や、四日市市での中部管区警察局と三重県警察との共催による中部管区広域緊急援助隊合同訓練に参加するなど、安全で迅速・的確な消防活動を展開していくための技術の向上、広域連携体制の強化に努めるとともに、市内社会福祉施設において合同訓練を実施するなど、施設との連携強化を図ったところがあります。

また、広島市で発生した飲食店の火災で大きな被害が発生したことを受け、類似する建築物に対して特別査察を実施し、防火管理体制の重要性について周知徹底を図るなど、火災予防対策の強化に努めてまいります。

続きまして、生きがいを持てる福祉の展開についてご説明申し上げます。

まず、スポーツの推進につきましては、来年1月10日には、年始の恒例となります第24回か

めやま江戸の道シティマラソンが、実行委員会により亀山市西野公園を会場として予定されております。スポーツへの関心が高まる中で、年齢や体力に応じて多様な種目が設定されており、多くの方が運動する機会の提供が促進されますよう、市といたしましても引き続き支援を行ってまいります。

次に、地域福祉力の向上につきましては、今月6日、亀山市中央コミュニティセンターにおいて、亀山市社会福祉協議会との共催により第11回亀山市社会福祉大会を開催いたしました。大会には、約250名にご参加いただき、市及び社会福祉協議会より民生委員・児童委員功労者を初め、社会福祉関係団体、施設等功労者、ボランティア功労者など、長年にわたり市の社会福祉の向上・発展にご貢献いただいた方々への表彰や感謝状の贈呈を行ったところであります。また、亀山市文化大使の川戸佳氏をお招きし、記念講演をいただき、市の社会福祉の向上に資する有意義な大会となったところであります。

次いで、高齢者の多様な生活スタイルの支援につきましては、9月に開始されました市内事業所等から成る共同企業体による亀山QOL支援モデル事業の実証実験において、市内6カ所のまちづくり協議会での説明会を共同開催するなど、利用者募集を中心に連携しながら進めているところであります。より多くの高齢者にご利用いただくことで、認知症予防や介護予防につなげられるよう引き続き支援を行ってまいります。

次に、障がい者の社会参加の促進につきましては、8月に新たに1カ所の就労継続支援事業所が開所され、先月末で3名の方が就労訓練を開始されております。これにより、現在6カ所の就労継続支援事業所で約50名の方が就労訓練に取り組まれており、こうした取り組みを通じて障がい者の自立につなげられるよう引き続き支援を行ってまいります。

次いで、社会保障の充実のうち臨時福祉給付金につきましては、去る9月1日から申請の受け付けを開始いたし、先月末現在で4,220人の申請書を受理いたしております。先月には、市内21カ所において申請に係る相談会を開催いたし、今月初旬には未申請の方に対する再通知を行うなど制度の周知を図るとともに適切な支給に努めてまいります。

また、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、先月5日に申請のあった3,990人の給付を行っており、未申請の方への再通知を行うなど制度の周知を図り、適切な支給に努めてまいります。

続きまして、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援につきましては、今月9日から20日までの12日間、来年度の保育所及び認定こども園等の入所に向けた支給認定、利用申し込みの1次申請の受け付けを行い、現在利用調整等の手続を進めているところであります。また、来年4月に開設する関認定こども園アスレにつきましては、保護者の方々に理解を深めていただくため、認定こども園への移行に関する説明会を先月7日以降4回にわたり開催するなど、スムーズな移行に努めているところであります。また、放課後児童クラブにつきましては、来年度からの入所を希望される児童の増加が見込まれる亀山東小学校区において、待機児童を生じさせないよう新たな施設を開設するため、民間事業者による開設への補助金など関係経費の予算補正を本議会に提案させていただいております。

次に、歴史文化の継承のうち市制施行10周年記念事業として開催している企画展につきましては、現在開催中の鈴鹿関第1部「鈴鹿関を通る」に続き、来年1月4日から鈴鹿関第2部「姿を現

した鈴鹿関」の開催に向け準備を進めているところであります。

また、近世近代史資料調査事業につきましては、指定文化財である旧田中家住宅に伝わる古文書及び民俗資料の調査を進めているところであります。

次いで、まちづくり観光の推進につきましては、今月3日に東京日本橋の三重テラスにおいて、「絵になるまち東海道関宿」をテーマとしたイベントを開催いたしました。関宿スケッチコンクールの作品展示や亀山茶などの振る舞い、ろうそくの手づくり体験などの催しを行い、約300名の方にご参加いただいたところであります。今後もこうした機会を通じ、市の魅力の発信に取り組んでまいります。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

まず、自立した行政経営の推進のうち行財政改革の取り組みにつきましては、第2次亀山市行財政改革大綱前期実施計画に基づき受益者負担の適正化を図るため、特定の市民に提供されるサービスの対価である使用料、手数料の見直しを行ったところであります。今回の見直しにおきましては、交付に係る経費や近隣自治体の手数料を考慮するなど料金設定の妥当性を検証いたし、住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料等の手数料について見直すことといたしましたことから、本議会に係る条例の改正を提案いたしております。

次に、行政組織の再編につきましては、来年4月から病院事業を地方公営企業法の全部適用へと移行させ、経営改善に取り組むとともに、地域医療を一体的に推進するため、新たに医療センター内に特別職として病院事業管理者及び地域医療部を設置いたします。さらに、事務の効率化を図るため、健康福祉部内の3室を2室へ再編し、新たな組織体制を構築することで地域包括ケアシステムを確立し、保健、医療、介護、生活支援、介護予防施策を一層推進させるとともに、医療センターの経営改善に取り組んでまいります。

次いで、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につきましては、これまで中高生及び事業所のアンケートの実施や若者ワークショップなどを通じて市民意向を把握しつつ、先月30日に亀山市地方創生会議を開催いたし、その意見を伺いながら検討を進めてまいりました。今後は、亀山市人口ビジョンとあわせてパブリックコメントを実施いたし、来年1月の策定に向け進めてまいります。

次に、社会保障・税番号制度、マイナンバー制度につきましては、今月17日から市民への通知カードの送付が開始されているところであり、来年1月からの個人番号カード交付を適切に進めることができるよう、セキュリティー対策など諸準備を進め、万全の体制で臨んでまいります。

一方、休館中の国民宿舎関ロッジにつきましては、本年9月に民間事業者による新たな施設建設の誘致などを行っていくものと決定しましたことから、国民宿舎関ロッジの運営を終了することといたし、亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止について本議会に提案をさせていただいております。また、これに伴い、庁内に検討組織を設置し、市、特に関宿の観光振興やまちづくりにおける観音山公園の位置づけに関する調査・検討を行い、民間事業者による施設誘致などを図るための諸準備を進めてまいります。

なお、学校教育、生涯学習等教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年8月16日から11月15日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円

以上1億5,000万円未満の工事請負契約及び負担つきの寄附でない100万円以上の寄附受納の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に教育行政の現況について報告を求めます。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成27年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。中央教育審議会では、本年4月における新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携、協働のあり方についての諮問を受け、今後のコミュニティ・スクールのあり方の協議がなされています。先月、その作業部会において報告書案がまとめられ、各教育委員会においてコミュニティ・スクールを積極的に設置するよう努めるという考えが示されました。国としては、コミュニティ・スクールの設置により、開かれた学校づくりはもとより、学校を核とした地域づくりに向けて学力向上を含む多面的な機能が発揮されることを期待しており、年内に答申が予定されているところであります。

一方、県では、三重県教育改革推進会議において論議されている次期三重県教育ビジョンの中間案がまとめられました。子供たちの可能性を引き出すために、優先度の高い課題や10年先を見据え、今取り組むべき課題を重点取り組みとして位置づけています。具体的には、学力や体力の向上、心の教育、地域に開かれ輝く学校づくりのほか、地球的な視野で考えながら自分の地域で活動できるグローバル人材の育成などを掲げ、計画期間中に特に注力して取り組んでいくとしています。

このような情勢を踏まえ、教育委員会といたしましては、亀山市学校教育ビジョンなど、各種計画の次期策定準備を進めるとともに、特に市内の子供たちの学力向上に向けた取り組みをより確かなものとするため、昨年度策定した亀山市学力向上推進計画の進捗状況について点検・評価を行い、学校力、教師力の向上、学習環境が厳しい児童・生徒への学習支援、家庭への働きかけの重点的な取り組みを着実に進め、学校及び家庭と連携・協働を図りながら、一丸となって取り組んでまいります。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、学校体制の充実につきましては、市独自の学校経営研修会を開催し、管理職や中核リーダーの能力向上を図り、学校経営のマネジメントや危機管理に対する体制づくり、地域人材の活用など、学校力・組織力を高める取り組みを進めております。また、防災・防犯等の危機管理能力を高めるため、市内校長会におきまして、各学校での訓練や教育実践の交流を図るとともに、本年度も保存食や飲料水などの備蓄品を各学校へ配備したところであります。

次に、学習環境の厳しい生徒を支援するための学習教室につきましては、退職教職員等の協力を得て、今月から全ての中学校区で開設することができました。今後はさらに事業の趣旨の周知を図

りつつ、各家庭の状況や生徒の実態に寄り添い、関係機関との連携を密にしながら取り組みを充実させてまいります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、教職員の研究活動につきましては、先月14日、亀山東小学校においては「スモールステップで見通しを持たせ、子供の言葉が生きる授業づくり」を、白川小学校においては「ワンダー学習を通して、追求していく子を育てる」を具体的な研究テーマとして教育研究発表会を開催いたしました。他市からの参加者を含め、250名を超える教職員が2校に分かれて授業づくりなどについて研究を深めたところであります。発表会では、両校ともに本市の学力向上推進計画の取り組みの柱の1つである授業改善について、目当ての提示や振り返り活動の充実を重視した亀山版学習スタイルをもとに、子供たちの実態に応じて学校全体で授業の進め方を統一する研究が発表されました。今後も引き続き各学校における授業改善研究への支援を進め、成果を共有して、市全体の授業力向上に努めてまいります。

次に、生徒指導につきましては、去る9月に全国で一斉に実施されましたいじめ調査により新たに認知された事案や未解消事案についての現状を一つ一つ確認して、県へ報告を行いました。対応が困難な事案については、学校と教育委員会が連携を図り取り組んでいるところであります。今後もいじめの未然防止と発生事案についての確実な把握、早期解消に向けて組織的に取り組むとともに、いじめを生まない学校づくりのために、心の教育の充実や規範意識の向上に関する指導・支援を進めてまいります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、川崎小学校改築事業につきましては、昨年度から設計業務を進めてまいりましたが、本年度、業務の実施設計について最終の確認作業を行っているところであります。さらに、新規取得用地の造成工事につきましても、先月から着工し、来年度から予定しております新校舎の建設工事に向けて事業を進めております。

また、中部中学校クラブハウス建設事業につきましては、工事は順調に進捗しており、現在躯体部分を施工しているところであります。今後も安全に十分配慮しながら、来年3月の完成に向け、工事の進捗管理を行ってまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、家庭教育の支援につきましては、就学前の子供の基本的な生活習慣の発達段階に合わせた習得を目指して、市内の保育所、幼稚園の保護者等を対象とした家庭教育出前講座を実施しております。また、この講座開催時などの機会を通じて、テレビ・ゲーム・スマートフォンなどの使用に係るルールづくりについて、それぞれのご家庭で取り組んでいただけるように働きかけてきたところであります。

次に、青少年健全育成につきましては、事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」の結果を受けて、将来的な青少年総合支援センターのあり方を見出すために、どのような形で子供たちの安心・安全の見守り体制の強化を図るのか、地域や関係機関の方々との意思疎通を強めるよう進めているところであります。

続きまして、図書館についてご説明申し上げます。

本年度の上半期の利用実績でありますが、入館者数は約5万5,000人、図書の貸出人数は約

2万9,000人、図書の貸出冊数は約12万1,000冊となり、昨年度と比較いたしますと入館者数、貸出人数とともに貸出冊数も増加しているところでもあります。引き続き、図書館の利用者にとって求めていることのヒントが見つかる柔らかい場所となるよう、さらなるサービスの充実を図ってまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

教育委員会委員長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時49分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第81号から日程第26、議案第102号までの22件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第81号亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法といいます、の施行に伴い、平成27年10月から個人番号の通知が行われ、平成28年1月から個人番号の利用が始まります。個人番号の利用については、番号法により、社会保障、地方税及び災害対策に関する特定の事務において利用することが定められており、市が個人番号を利用する場合には、その事務と利用範囲を条例で定める必要があります。特定個人情報、個人番号をその内容に含む個人情報を言いますが、の提供についても番号法により定められており、同じ市の機関であっても市長部局と教育委員会部局との間で特定個人情報を提供する場合、その事務と提供範囲を条例で定める必要があります。これらに対応するため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず1つ目といたしまして、番号法の規定に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものといたします。

2つ目といたしまして、条例における用語の意義を定めます。

3つ目といたしまして、市は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとするなど、市の責務を定めることといたします。

4つ目といたしまして、番号法の規定により市が個人番号を利用できる事務について定めることといたします。

5つ目といたしまして、市長部局または教育委員会部局は番号法に規定された事務について、その事務を処理するために必要な限度でそれぞれに提供できることといたします。

6つ目といたしまして、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めます。

なお、施行日は平成28年1月1日といたします。

続いて、議案第82号亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正についてでございますが、本市の病院事業につきましては、平成2年6月に亀山市立医療センターを開設し、現在まで地域医療を支える役割を果たしてまいりました。しかしながら、昨今の厳しい経営状況に加え、地域医療における環境も刻々と変化していることから、病院事業の業務の執行に関し広範囲な権限を持つ病院事業管理者を設置して、保健・医療・福祉が一体となって地域医療を提供する体制を整備し、病院の自立性を高めるとともに経営基盤の確立を目指していく必要があります。このことから、これまで地方公営企業法の規定のうち財務規定等のみを適用しておりました本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することとし、あわせて本条例の規定を全般的に見直すため、本条例を全部改正するものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を行う病院として亀山市立医療センターを設置することといたします。

2つ目といたしまして、これまで地方公営企業法の規定のうち財務規定等のみを適用しておりました本市の病院事業について、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することといたします。

3つ目といたしまして、従前どおり、亀山市立医療センターにおける診療科目は内科、外科、整形外科及び眼科の4科、病床数は一般病床100床とすることといたします。

4つ目といたしまして、病院事業管理者の職名は地域医療統括官とし、病院事業管理者の権限に属する事務を処理させるための組織として亀山市立医療センターを置くことといたします。

5つ目といたしまして、取得または処分をする場合に地方公営企業法の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産は、予定価格が2,000万円以上の不動産などであることといたします。

6つ目といたしまして、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、賠償額が10万円以上である場合は議会の同意を得なければならないことといたします。

7つ目といたしまして、負担つきの寄附の受領等でその金額が100万円以上のもの及び損害賠償の額の決定でその金額が50万円以上のものは議会の議決を得なければならないことといたします。

8つ目といたしまして、病院事業管理者は病院事業の業務の状況を説明する書類を半期ごとに市長へ提出しなければならないことといたします。

9つ目といたしまして、条例の施行に関し必要な事項は病院事業管理者が定めることといたします。

なお、施行日は平成28年4月1日といたします。

次に、議案第83号亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてでございますが、本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することとしております。同法第38条第4項において企業職員の給与の種類及び基準は条例で定めると規定されていることから、病院事業職員の給与の種類及び基準を定めるため本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず1つ目といたしまして、地方公営企業法の規定に基づき、病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものといたします。

2つ目といたしまして、給与の種類は給料及び手当といたします。なお、手当の種類は市長部局の職員に対して支給される手当と同一の種類とし、その基準は市長部局の職員に対して支給される手当と同様の基準で定めることといたします。

3つ目といたしまして、給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものといたします。なお、給料表は地方公営企業法の規定の趣旨に従って定めなければならないことといたします。

4つ目といたしまして、給与の額については、地方公営企業法の趣旨及び市長部局の職員の給与の額を考慮して病院事業管理者が定めることといたします。

5つ目といたしまして、給与の減額の基準については、市長部局の職員の基準に合わせて定めることといたします。

6つ目といたしまして、退職者の給与については、病院事業管理者が定める管理規程により支給できることといたします。

7つ目といたしまして、病院事業管理者の許可を受けて、労働組合の役員として専ら労働組合の業務に従事する職員に対しては給与を支給しないことといたします。

8つ目といたしまして、育児休業中の職員に対しては給与を支給しないことといたします。ただし、病院事業管理者が定めた期間において勤務した期間のある職員に対しては、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ支給できることといたします。

9つ目といたしまして、非常勤職員等の給与については職員の給与とのバランスを考慮して支給することといたします。

10番目といたしまして、再任用職員等に対しては扶養手当、住居手当及び退職手当を支給しないことといたします。

11番目といたしまして、条例の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定めることといたします。

なお、施行日は平成28年4月1日といたします。

次に、議案第84号亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定についてでございますが、亀山市立医療センターにおける看護師または准看護師の要員確保につなげるため、市は看護師等を養成する学校その他の養成施設に修学し、養成施設を卒業後、医療センターにおいて看護師等として勤務しようとする者に対して入学支度金及び修学資金を貸与いたしております。

現在、入学支度金及び修学資金の貸与につきましては亀山市看護師等修学資金貸与規則により、貸与した入学支度金及び修学資金の返還免除につきましては亀山市看護師等修学資金返還免除に関する条例により運用しております。

これまで地方公営企業法の規定のうち財務規定等のみを適用しておりました本市の病院事業に、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用するに当たり、入学支度金及び修学資金の貸与について新たに一つの条例として整備するため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず1つ目といたしまして、看護師等を養成する養成施設に修学し、養成施設を卒業後、医療センターにおいて看護師等として勤務しようとする者に対して貸与する入学支度金及び

修学資金に関して必要な事項を定めるものといたします。

2つ目といたしまして、病院事業管理者は看護師等の養成施設に入学しようとする者、または在学する者で、養成施設を卒業後、医療センターに看護師等として勤務しようとする者に対して予算の範囲内において無利息で入学支度金または修学資金を貸し付けることといたします。

3つ目といたしまして、入学支度金の貸与額は年額72万円以内において病院事業管理者が定めることといたします。また、修学資金の貸与額は看護師の養成施設に在学している者については月額6万円以内、准看護師の養成施設に在学している者については月額1万5,000円以内において、病院事業管理者が定めることといたします。ただし、入学支度金を貸与した者に対する入学年度における修学資金の貸与額は、貸与した入学支度金と修学資金との合算額が年額72万円を超えないものといたします。

4つ目といたしまして、入学支度金等の貸与を受けようとする者は保証人を立てなければならないことといたします。

5つ目といたしまして、入学支度金等の貸与の決定を受けた者が、養成施設に入学することをやめたとき、養成施設を退学したときなど、入学支度金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなったときは貸与の決定を取り消すことといたします。

6つ目といたしまして、入学支度金等の貸与の決定が取り消されたり、医療センターに看護師等として採用されなかったりした場合は、貸与を受けた入学支度金等を1年以内に返還しなければならないことといたします。

7つ目といたしまして、養成施設に引き続き在学している場合など、やむを得ない理由があるときは入学支度金等の返還を猶予することができるものといたします。

8つ目といたしまして、入学支度金等の貸与を受けた者が養成施設を卒業後、医療センターの看護師等として修学資金の貸与期間以上勤務した場合に、貸与した入学支度金等の返還を免除するなどの規定を設けることといたします。

9つ目といたしまして、入学支度金等の返還が返還期日までになされなかった場合は、遅延損害金として年7.3%の延滞利息を課すことといたします。

10番目といたしまして、条例の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定めることといたします。

なお、施行日は平成28年4月1日とし、附則において亀山市看護師等修学資金返還免除に関する条例は廃止いたします。

次に、議案第85号病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備についてでございますが、本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することとしております。これに伴い、改正が必要となる関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条関係の亀山市情報公開条例の一部改正でございますが、公文書を公開する責務を有する実施機関に病院事業管理者を加えることといたします。

次に、第2条関係の亀山市個人情報保護条例の一部改正でございますが、適切な個人情報の取り扱いを確保し、市の施策を通じて個人情報の保護に努める責務を有する実施機関に病院事業管理者を加えることといたします。

次に、第3条関係の亀山市防災会議条例の一部改正でございますが、防災会議の委員に病院事業管理者を加えることといたします。

次に、第4条関係の亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び第5条関係の亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、第7条の亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正において、病院事業管理者を設置することに伴い、その病院事業管理者の旅費の支給基準を追加することから、これを引用する条項及び規定を整理いたします。

次に、第6条関係の亀山市職員給与条例の一部改正でございますが、病院事業企業職員の給与の種類及び基準については、別に条例で定めることから、病院に勤務する医療職に関する給料表を削り、これに係る条項を整理するとともに、病院に勤務する医療職に関する手当の規定を整理いたします。

次に、第7条関係の亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正でございますが、地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い設置される病院事業管理者の旅費の支給基準については、市長、副市長及び教育長と同じ支給基準で定めることといたします。また、亀山市立医療センターの院長の旅費の支給基準については病院事業管理者が定めることから、本条例の規定から削除することといたします。

次に、第8条関係の亀山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、病院事業企業職員の給与の種類及び基準については別に条例で定めることから、本条例については、企業職員のうち水道事業企業職員及び工業用水道事業企業職員の職員のみ適用されるものであることを明確にすることといたします。

次に、第9条関係の亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正でございますが、使用料及び手数料に関する権限については、市長から病院事業管理者に委譲されることから、市長を病院事業管理者に改めることといたします。

次に、第10条関係の亀山市消防団条例の一部改正でございますが、第7条の亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正において、亀山市立医療センターの院長の旅費の支給基準の規定を削除することから、これを引用する条項を整理いたします。

次に、第11条関係の亀山市まちづくり基本条例の一部改正でございますが、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならないなどの責務を有する執行機関に病院事業管理者を加えることといたします。

次に、第12条関係の亀山市の私債権の管理に関する条例の一部改正でございますが、病院事業管理者は病院事業における債権の管理について責務を有することから、本条例の規定により債権の管理を行うものとして、病院事業管理者を加えることといたします。

なお、病院事業管理者が放棄した債権については、市長が議会に報告することといたします。

なお、施行日は平成28年4月1日とし、第3条の亀山市防災会議条例の一部改正について、この改正に伴い新たに委員となる者の任期は平成29年3月31日までとする経過措置を定めます。

続きまして、議案第86号亀山市職員定数条例の一部改正についてでございますが、本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することとしております。また、関幼稚園及び関保育園につきましては、平成28年4月1日から新たに認定こども園となります。これらのことから所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、本条例の対象となる職員の表記を「本市に常時勤務する一般職の職員」に改めることといたします。

2つ目といたしまして、病院事業及び認定こども園に係る職員の定数について整備することといたします。

なお、施行日は平成28年4月1日といたします。

次に、議案第87号亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、同法の施行後に新たに任命される教育長については特別職となります。また、本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用し、特別職である病院事業管理者を置くこととしております。これらのことから、教育長及び病院事業管理者の給料の額について、特別職報酬等審議会の審議の対象とするため所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市長の諮問に応じて特別職報酬等審議会が審議する特別職の報酬等の額に教育長及び病院事業管理者の給料の額を加えることといたします。

なお、施行日は公布の日とし、改正法の経過措置により在職する教育長については、一般職であることから、この条例の規定を適用しないこととする経過措置を定めます。

次に、議案第88号亀山市税条例等の一部改正についてでございますが、平成26年度の国税徴収法等の改正では、円滑・適正な納税のための環境整備を図るため、国税の納税の猶予制度の見直しが行われ、これまでの納税者から申請による納税の猶予及び税務署長の職権による換価の猶予に加え、納税者からの申請による換価の猶予を新設するなどの改正が行われました。

このことから、地方税の納税の猶予制度についても見直しが行われ、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正の一部が平成28年4月1日に施行されることに伴い、市の条例においても納税の猶予制度について規定する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

また、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月1日から市が作成する納付書及び納入書に法人番号を記載することとするため、亀山市税条例の一部を改正いたしました。平成27年10月2日付総務省通知により、市が作成する納付書及び納入書には原則法人番号を記載しないこととされたため、亀山市税条例等の一部を改正する条例についてあわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条関係の1つ目といたしまして、徴収猶予に係る分割納付については、猶予する期間内の各月に分割して納付するものといたします。また、分割して納付するそれぞれの納付期限や納付金額などを定めたときは、それらを徴収猶予を受けた者に通知しなければならないことといたします。

2つ目といたしまして、徴収猶予の申請手続等に関し、条例で定める必要がある事項等について定めることといたします。

3つ目といたしまして、新たに滞納となったときに徴収猶予を取り消すことができる債権の種類は、地方自治法第240条第1項に規定する債権といたします。

4つ目といたしまして、職権による換価の猶予について定めることといたします。

5つ目といたしまして、申請による換価の猶予について定めることといたします。

6つ目といたしまして、換価の猶予に当たって担保の提供を必要としない場合の滞納額を100

万円以下、猶予期間を3カ月以内といたします。

続いて、第2条関係でございますが、まず1つ目といたしまして、市が作成する納付書及び納入書には法人番号を記載しないことといたします。

2つ目といたしまして、各税目ごとの規定について、法人番号を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する法人番号とする等の整備を行います。

なお、施行日は、第1条関係につきましては平成28年4月1日とし、第2条関係につきましては公布の日といたします。

次に、議案第89号亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部改正についてでございますが、本条例は、市税その他の市の歳入を滞納している者に対して行政サービスの制限の措置をとることにより、市税等の納付に対する公平性の確保及び健全な財政運営に寄与することを目的としております。

平成28年4月から市に認定こども園を設置することから、認定こども園の利用者負担額等を滞納している者について行政サービスの制限の措置を対象とするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、行政サービスの制限の措置の対象とすることができる市税等として、新たに認定こども園利用者負担額等を加えることといたします。また、関幼稚園が認定こども園になることから、これまで対象としていなかった幼稚園利用者負担額についても行政サービスの制限措置の対象とすることといたします。

なお、施行日は平成28年4月1日とし、附則において亀山市産業振興条例など4つの条例の一部を改正し、それぞれの条例において行政サービスの制限の措置の対象としている市税等に本条例により新たに制限の措置の対象となった歳入を加えます。

次に、議案第90号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、特定の市民に提供されるサービスの対価である使用料、手数料の受益者負担金については、公平性の観点から適正化を図るため、第2次亀山市行財政改革大綱前期実施計画に基づき見直しを進めております。

各種証明書交付等の手数料については、受益者負担の適正化に関する基準に基づき、交付に係る経費や近隣自治体の手数料を考慮し、料金設定の妥当性を検証したところ、住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料等の手数料について見直す必要があることから所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料など15の手数料を200円から300円に改定いたします。

なお、施行日は平成28年4月1日といたします。

次に、議案第91号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令により、平成27年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の課税限度額を政令で定める課税限度額に改正いたします。

なお、施行日は平成28年4月1日とし、改正後の規定は平成28年度以降の年度分の国民健康

保険税について適用することといたします。

続きまして、議案第92号亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止についてでございますが、本条例は交通事故により父母を亡くした18歳未満の者に交通遺児援護金を給付することにより、交通遺児を援護し、福祉の増進を図ることを目的としております。

旧亀山市において、交通遺児援護金給付条例が制定された前年の昭和45年に最多となった全国の交通事故による死者数は、平成13年から14年連続して減少し、平成26年の死者数は4分の1以下となっております。また、近年、交通遺児の生活支援については、児童扶養手当や遺族年金等の制度による充実が図られてまいりました。

これらのことから、交通遺児援護金の給付を見直し、本条例を廃止するものでございます。

なお、施行日は平成28年4月1日とし、本条例の規定による受給資格の認定を受けた者に対する給付については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

次に、議案第93号亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止についてでございますが、国民宿舎関ロッジは、市民及び旅行者の保養及び健康の増進に寄与し、あわせて観光事業の発展に資するため、昭和42年に設置されました。しかしながら、近年は市内への多数のビジネスホテルの立地、民間による事業活動、他の公共施設の整備等によりその公的な役割は小さくなっております。また、今後、国民宿舎関ロッジの運営を継続的に行っていくためには、赤字収支に対する補填、施設の老朽化に対する設備更新費等に多額の公費の投入が必要となることを見込まれております。

これらのことから、国民宿舎関ロッジのあり方を検討いたしましたところ、運営を継続しないものとする方針と決定いたしましたので、本条例を廃止するものでございます。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第94号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ2億3,649万5,000円を追加し、補正後の予算総額を211億3,191万9,000円といたしております。

最初に、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、退職者の増加により退職手当の増額をいたしました。民生費では、平成28年度の施設開設に向けて放課後児童クラブ費を増額するほか、介護給付費等の増加に伴う障がい者自立支援事業及び心身障がい児自立支援事業を増額いたしております。土木費では、国補助金の決定により市道川崎白木線の道路舗装事業を増額するほか、橋梁長寿命化修繕事業などの減額をいたしました。消防費では、消火栓整備事業の増額をいたしております。

一方、歳入でございますが、市税につきましては、調定見込みにより法人市民税及び固定資産税を増額いたしました。地方交付税では、普通交付税の交付決定額により減額をいたしました。国庫支出金では、障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、社会資本整備総合交付金の減額をいたしました。県支出金につきましては、障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、国民健康保険基盤安定負担金を増額いたしております。繰入金では、財政調整基金からの繰り入れを減額いたし、繰越金は補正財源として前年度繰越金を計上いたしました。市債では、発行可能額の決定により臨時財政対策債を減額いたしております。また、債務負担行為の補正といたしまして、複写機賃借料や斎場管理業務委託料など5事業を追加いたしております。

次に、議案第95号平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ6,782万円を追加し、補正後の予算総額を52億7,322万円といたしております。

主な補正内容は、一般被保険者療養給付費を増額するほか、過年度療養給付費等負担金の確定による返還金を計上いたしました。

次に、議案第96号平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ189万4,000円を追加し、補正後の予算総額を8億6,419万4,000円といたしております。主な補正内容は、平成26年度決算の精算に伴う一般会計繰出金を計上いたしました。

次に、議案第97号平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ350万円を減額し、補正後の予算総額を4億8,100万円といたしております。

主な補正内容は、昼生地区整備事業に係る工事請負費を減額いたしました。

次に、議案第98号平成27年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的収入を58万6,000円増額し、補正後の予定額を13億1,838万6,000円とし、また資本的収入を988万4,000円増額し、補正後の予定額を7,006万2,000円といたしております。

主な補正内容は、消火栓設置に係る一般会計負担金を増額いたしました。

次に、議案第99号平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、複写機賃借料の債務負担行為を追加いたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計補正予算及び特別会計補正予算、並びに企業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第100号市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である羽若34号線の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第101号市道路線の廃止についてでございますが、開発行為に伴う上白木1号線の路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第102号市道路線の一部廃止についてでございますが、開発行為に伴う今福3号線の路線の一部廃止について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、今議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成27年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました各会計補正予算の主な項目につきまして、補足説明を申し上げます。

最初に、一般会計補正予算（第4号）でございますが、補正予算書の4ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表の債務負担行為補正でございますが、平成28年度以降の契約事業者の選定を行うため、複写機賃借料4,765万1,000円など5つの事業について債務負担行為の追加をいたしました。なお、複写機賃借料につきましては、一般会計にあわせまして農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計においても債務負担行為の追加をいたしております。

次に、第3表 地方債補正でございますが、臨時財政対策債の発行限度額の決定によりまして6,000万円を減額するとともに、防火水槽の整備事業が緊急防災事業として認められたために防災対策事業から変更をいたしてございます。

次に、予算に関する説明書の歳出から順次ご説明を申し上げます。

16、17ページをお開きいただきたいと存じます。

上段の第1款議会費の管理運営費につきましては、議場カメラシステム更新等に係る入札差金68万7,000円を減額いたしました。

次に、中ほどの第2款総務費の一般職員人件費9,598万4,000円につきましては、勸奨及び自己都合による退職者7名分の退職手当を計上いたしました。

次に、下段の社会保障・税番号制度システム導入事業650万4,000円につきましては、マイナンバー制度における国と地方の中間サーバーの利用負担金を計上いたしました。

次に、20、21ページをごらんいただきたいと存じます。

第3款の民生費、上段の一般事業3,012万8,000円でございますが、平成26年度の臨時福祉給付金事業費補助金や障がい者自立支援給付費等負担金の確定に伴う国・県への返還金を計上いたしました。次の国民健康保険事業につきましては、保険基盤安定負担金の確定などにより国民健康保険事業特別会計への繰出金5,586万3,000円を増額いたしております。

次に、中ほどの障がい者自立支援事業5,965万1,000円につきましては、利用者の増加によりまして介護給付費等を増額するものでございます。

次に、22、23ページでございます。

上段の放課後児童クラブ費のうち放課後児童健全育成事業補助金560万円につきましては、亀山東小学校校区における新たな放課後児童クラブ開設に対する補助金を計上いたしました。

次に、24、25ページでございます。

中ほどの心身障がい児の自立支援事業4,276万7,000円につきましては、利用者の増加によりまして介護給付費等を増額いたしております。

次に、下段の生活保護費の一般管理費1,705万3,000円につきましては、26年度の国の生活保護費負担金の確定に伴いまして返還金を計上いたしました。

次に、26、27ページでございます。

第4款衛生費、予防衛生事業の319万円でございますが、これにつきましてはインフルエンザワクチンの値上がりによりまして接種委託料を増額計上いたしました。

次に、中ほどの里山公園管理費20万円につきましては、環境保全のためにご寄附をいただきま

したので、当該寄附金を財源といたしまして備品購入費、これはテントの購入費でございますが、これを計上いたしました。

次に、30、31ページをごらんいただきたいと存じます。

第8款の土木費の第2項道路橋梁費でございますが、説明欄のとおり各整備事業につきまして、国の社会資本整備総合交付金の交付決定額による事業費の調整を行っております。ごらんとおりほとんどが減額補正といたしておりますが、中ごろの道路舗装事業につきましては、損傷の進んでおります川崎白木線の舗装工事費に2,300万円を増額計上いたしました。

次に、32、33ページをごらんいただきたいと存じます。

第9款消防費、一般職員人件費2,249万3,000円につきましては、勸奨退職者1名分の退職手当を計上いたしました。

次に、中ほどの消火栓整備事業1,047万円につきましては、関ヶ丘地内のほか上水道配水管改良工事に伴います消火栓設置費負担金を増額いたしてございます。

次に、下段の防火水槽整備事業920万円につきましては、天神2丁目地内の耐震性防火水槽新設が緊急防災事業として認められたことから、その上の防災基盤整備事業から変更いたしてございます。

次に、34、35ページをごらんいただきたいと存じます。

第10款教育費、上段の私立学校等助成事業251万2,000円につきましては、補助対象者数の増加に伴いまして、私立幼稚園就園奨励費補助金を増額いたしました。

次に、38、39ページでございます。

中ほどの青少年健全育成費5万円につきましては、青少年健全育成のためにご寄附をいただきましたので、当該寄附金を財源といたしまして、道路の横断旗を購入しようとするものでございます。続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

戻りまして恐縮ですが、8、9ページをお願いいたします。

第1款市税でございますが、市民税の法人税割1億3,600万円につきましては、良好な企業決算によりまして増額を行いました。固定資産税の償却資産1億8,000万円につきましては、当初予算時に把握できなかった大型設備投資がございましたので、増額を行うものでございます。

次に、第10款地方交付税につきましては、普通交付税の交付額が決定をいたしておりますので、8,362万8,000円を減額いたしました。

次に、第14款国庫支出金でございますが、国民健康保険基盤安定負担金2,291万4,000円、次の障がい者自立支援給付費負担金5,078万円につきましては、それぞれ補助対象となる事業費の増加などによりまして増額を行うものでございます。

次に、10、11ページでございます。

中ほどの社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,250万5,000円の減額につきましては、厚生労働省分の補助金の内示等によりまして減額をいたしております。

次の社会資本整備総合交付金6,645万円の減額につきましても、交付決定額により減額をするものでございます。

次に、下段の第15款県支出金でございますが、障がい者自立支援給付費負担金2,551万9,000円、次の国民健康保険基盤安定負担金2,148万9,000円につきましても、それぞれ補

助対象となる事業費の増加などによりまして、国庫支出金に準じまして増額補正を行うものでございます。

次に、12、13ページをお願いいたします。

下段の第18款繰入金の財政調整基金繰入金でございますが、先ほどの市税収入増額や前年度繰越金の計上などによります財源調整を行いまして、2億2,787万5,000円を減額いたしました。

次に、14、15ページをお願いいたします。

中ほどの第19款繰越金、前年度繰越金2億3,972万円につきましては、前年度繰越金の未計上額の全額を計上いたしました。

次に、下段の第21款市債の臨時財政対策債6,000万円の減額につきましては、発行可能額の決定により減額をいたしております。消防債につきましては、防火水槽整備事業が緊急防災事業債として認められたために防災対策事業債から変更するものでございます。

以上をもちまして、一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

52、53ページをお願い申し上げます。

歳出でございますが、下段の第2款保険給付費の一般被保険者療養給付費6,089万4,000円、めくっていただきまして、次の54、55ページの各療養費につきましては、それぞれ医療費の決算見込みにより増額をいたしております。

次に、下段の後期高齢者支援金1,103万7,000円の減額、めくっていただきまして、56、57ページの第6款介護納付金等3,955万円の減額につきましては、それぞれ額の確定により減額するものでございます。

次に、下段の第9款諸支出金では、平成26年度の療養給付費等国庫負担金の確定による返還金を3,741万6,000円計上いたしました。

戻っていただきまして、歳入でございますが、48、49ページでございます。

上段の第3款国庫支出金の財政調整交付金につきましては、交付見込みによりまして3,558万4,000円を減額いたしました。

次の第6款前期高齢者交付金につきましては、交付決定額により2,671万2,000円を減額いたしました。

次の第8款繰入金の保険基盤安定繰入金5,978万2,000円につきましては、国県負担金の交付決定額により一般会計から繰り入れを行うものでございます。

次に、50、51ページをごらんいただきたいと存じます。

中ほどの第10款繰越金でございますが、前年度繰越金の未計上額6,785万3,000円を計上いたしました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

66、67ページをお願いいたします。

歳出でございますが、第3款諸支出金189万4,000円につきましては、前年度繰越金を財源といたしまして、前年度決算の精算に伴う一般会計への繰り出しを計上いたしました。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

78、79ページをお願い申し上げます。

歳出でございますが、下段の第1款事業費の施設整備事業では、昼生地区整備事業の舗装復旧に係る事業費が確定をしたことから、工事請負費350万円を減額いたしました。

戻っていただきまして、歳入でございます。

74、75ページでございます。

昼生地区整備事業費の減少に伴いまして、第1款分担金及び負担金において受益者分担金を40万7,000円減額するとともに、下段の第7款市債370万円を減額いたしました。

次に、中ほどの第3款県支出金では、県補助金の確定によりまして50万円増額いたし、財源調整によりまして第5款繰入金において一般会計繰入金を451万7,000円減額いたしております。

次に、76、77ページをお願い申し上げます。

第8款繰越金として前年度繰越金の未計上額462万4,000円を計上いたしました。

次に、水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、85ページをお願い申し上げます。

収益的収入の第1款水道事業収益におきまして、消火栓設置工事に伴う事務費を58万6,000円増額するとともに、下段の資本的収入では、工事負担金を988万4,000円増額いたしてございます。

最後に、公共下水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、93ページでございますが、一般会計にあわせまして複写機賃借料の債務負担行為のみの補正計上でございます。

以上を持ちまして、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（前田耕一君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

続いて、お諮りいたします。

あす28日から12月7日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、あす28日から12月7日までの10日間は、休会とすることに決定しました。

次の会議は12月8日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さんでございました。

(午前11時44分 散会)

平成 2 7 年 1 2 月 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

平成27年12月8日（火）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

- 議案第 81号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第 82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について
- 議案第 83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 議案第 84号 亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について
- 議案第 85号 病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について
- 議案第 86号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 議案第 87号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 議案第 88号 亀山市税条例等の一部改正について
- 議案第 89号 亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部改正について
- 議案第 90号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 91号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 92号 亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止について
- 議案第 93号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止について
- 議案第 94号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第 95号 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 96号 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 97号 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 98号 平成27年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第 99号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第100号 市道路線の認定について
- 議案第101号 市道路線の廃止について
- 議案第102号 市道路線の一部廃止について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森 美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田 稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森 繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	高士和也君
医療センター 事務局 長	落合 浩君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関支所長	坂口一郎君
子ども総合 センター長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防 長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育 長	伊藤ふじ子君	教育次長	佐久間利夫君
監査委員	渡部 満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会 事務局 長	松村 大君		

●事務局職員

事務局 長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書 記	高野利人		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご報告します。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めらるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようご注意ください。

通告に従い、順次発言を許します。

10番 鈴木達夫議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

皆様、おはようございます。

久しぶりに発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。ぽぶらの鈴木達夫でございます。

私の質疑は、議案第82号亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正、並びに83号の亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定でございます。

議会あるいは議員の役割の大きな一つにチェック・評価機能があると思います。一つの提案事象に対して、平面的だけではなく、縦からも横からも斜めからも、そして時には裏からも見詰め直す姿勢が大切だと思います。その意味で質疑が懐疑的といいますか、少し疑いを持ったような質疑になるとは思いますが、ご容赦願いたいと思います。

また、ご案内のとおり、私の質疑の案件は、あした集中審議ということで議長並びに議運のほうでお計らいをいただきましたが、会派ごとの人数制限もありまして、きょうの質疑をさせていただくことをご理解いただきたいと思います。

まず、条例の全部改正の背景と趣旨についてという項でございます。

1番目に、なぜ今改正をするのかという質疑をしたいと思います。

地方公営企業法の全部を適用して病院事業に管理者を置く、このことについては25年の市長のマニフェストの中にも明記されました。もちろん、それ以前からこの全適についてはさまざまな議論があり、私はむしろ果敢に挑戦したらいかがかというような趣旨の発言をしてきたことも確かにございます。そして平成26年3月において、地域医療の再構築プランにおいて、これが初めて病院事業を本格的に管理できるよう病院事業管理者を配置すると、いわゆる病院の体系を変えていくんだというような姿勢が示されたというような認識をしています。

国のほうでは税と社会保障の一体化とか、あるいは県では今年度末に地域医療構想が発表され、それに即した対応が亀山市に求められていると。あるいは、病院会計にしても26年度決算は余り芳しくない。そんな意味で、一方ではやはりもっと病院の事業が地に足がついてからこういう体制を変えろという意見もあるかと思えます。

しかしながら、私は市長が常々おっしゃっているスピード感ある行政運営の視点からは、この提案は遅きに失するという感もあります。もろもろ含めて、なぜ今制定するのか市長に説明をいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

10番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

医療センターは、平成2年の開院以来、四半世紀に及ぶ間、地域医療を支える役割を果たしてまいりました。しかしながら、経営状況においては依然として厳しいものがございます。ご案内のように、急速な高齢化が進みます中で、地域医療は従前の救命・延命、治癒、社会復帰を前提とした病院完結型医療から、病気と共存しながら生活の質の維持・向上を目指す、住みなれた地域や自宅での生活のための医療、地域全体で支える地域完結型医療に変化をいたしておるところであります。

また、現在、県におきまして平成26年6月に成立いたしました医療介護総合確保推進法に基づき、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年の医療需要を推計して、病床数の必要量など地域の提供体制のあるべき姿を示す地域医療構想の策定に取り組んでおりまして、地域医療は大きな変革期を迎えておるといふふうに認識をいたしておるものであります。さらに三重大学においては地域の医師確保を目的とした地域枠制度を採用しており、医療センターといたしましても、この制度による医師を積極的に確保するために受け入れ体制を整えることが急務であると考えておるものでございます。これら地域完結型医療及び地域医療構想への的確な対応や地域枠制度による医師の受け入れ体制を整備するためには、一刻も早く医療センターを機動的な体制に変革させることが必要であると考えらるものであります。

このようなことから、医療センターに地域医療統括官を職名とする病院事業管理者を設置して医療センターの経営改善を図るとともに地域医療を推進し、あわせて一般行政と連携した保健・医療・福祉の包括的な推進を確立しようとするものでございます。

なお、医療センターの地方公営企業法の全部適用につきましては、平成26年3月策定の亀山市地域医療再構築プラン第2次のこのプランの中で明記をさせていただいておるところでございますけれども、私自身も平成21年の当時のマニフェストの中で経営形態の変更を含めた医療センターの再生を掲げて展開してまいりました。これらの実現に向けては、これはもうご案内のように医療センター職員との合意形成が大変大切なことでございますので、拙速ではなくて、時間をかけて進めてきたということもございまして、内外の環境の状況の中で判断をし、この時期の提案となったものでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

地域完結型の医療、三重大学の地域枠医師、あるいは県の地域医療構想への的確な対応と、これはもう一刻も早く対応しなければならぬと、少しおくれたのはやはり職員との丁寧な合意形成が

必要であったという答弁と理解をさせていただきました。

次の質疑です。

通告書どおり、従来の制度、これ一部適用ですね、財務面のみの適用の課題がこの全部適用によってどう解決できるのかと、補填できるのか質疑をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

おはようございます。

一部適用の課題をどのように解決できるのかということでございます。

一般的に地方公営企業法の一部適用におきましては、公立病院は市長部局の行政組織の一部であり、病院経営の実質的な責任と権限が一体化されていないと言われておりますが、現在の医療センターにおきまして一部適用という理由で特段大きな問題を抱えているということはありません。一部適用から全部適用に移行するということは、全部適用のメリットを有効に活用していこうという姿勢でございます。

医療センターが全部適用に移行しますと、市長部局とは独立した病院事業管理者に対して業務の遂行に係る権限と責任が付与されることから、経営責任の明確化が図れること。病院事業管理者は、管理規定を制定する権限や予算を作成する権限があり、内部組織の改編、職員の柔軟な配置、業務の迅速な執行など運営の機動性の発揮がなされること。病院事業管理者は、医療センターの経営改善と地域医療の推進という重い使命を持って経営に携わることから、おのずと全職員の士気高揚が図られ、自立した経営体の一員であるという経営意識の向上が図れること。

対外的な側面といたしましては、医療センターが地方公営企業法を全部適用し管理者を設置することは、亀山市が医療に力を注いでいるとのアピール効果もありまして、医療職の人材確保の充実に寄与できること。病院事業管理者は、地域医療統括官という名のもと、健康福祉部との連携強化により地域医療の推進を図れること、以上のようなことなどが全部適用のメリットを有効に活用することによって生じる効果であると考えております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

全適用のメリットを活用するんだと、経営責任の明確化、運営の機動性、経営意識の向上、職員の士気高揚。教科書どおりの答弁をいただいたと思いますが、今の答弁を今からの質疑の中で検証していきたいと思いますので、ここはちょっとさらっと流します。

その次の質疑でございます。

新体制の目的の中に、いろいろずうっと書いてあるんですけども、地域医療を推進する新たな部署を設けることにより、保健・医療・福祉の包括的な推進を図り、経営基盤を確立していくことを目的とすると。

そこで質問でございますが、保健・医療・福祉の一体化、地域医療体制の整備が病院事業の自立性と経営基盤の強化・確立にどうつながっていくか、お答え願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

市におきましては、現在、亀山医師会、医療センター、訪問看護ステーションなどの介護事業所の代表者から成る在宅医療連携会議を立ち上げておまして、市の地域包括ケアシステムを実施できるような他職種連携の体制整備を図っております。具体的には、健康福祉部においては健診、保健指導、介護予防、健康づくりなどの予防を、亀山医師会においては通院、夜間診療、亀山ホームケアネットによる訪問診療などの医療を、医療センターにおきましては通院・入院、救急ワークステーション、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリなどの医療を、介護事業所においては通所・入所、在宅などの介護をそれぞれの役割を担いながら連携した体制をとっております。これらの地域包括ケアシステムが有効に機能するということは、市民に良質な医療・介護を提供できるとともに、提供もとである医療センターにおきましても病院としての評価が高まりまして、おのずと収益も確保され、地域医療を推進していく中で経営の改善につながっていくものと考えております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

市の役割、医師会、医療センター、介護施設のおおのこの役割を説明いただきました。そして、それらが組織的に機能していくことが、ここからが大切なんです。今の答弁ですと、おのずと収益が確保され、経営改善が図れるという答弁ですね。これちょっと後の質疑に絡みますので、おのずと収益が確保され経営改善が図れるという答弁ですね。わかりました。

それじゃあ、ここの項の最後の質疑をさせていただきます。

提出された議案概要説明では、広範囲な権限を持つ病院事業管理者を設置し、これらが一体となって地域医療を推進していくと書かれていますけれども、私、従来の管理者のイメージと提案された管理者のイメージがかなり変わってきたんです。

私は、初めてこの件については平成19年9月議会で質問をさせていただきました。当時、今でもそうなんですけれども、地方公共団体の病院はどこも経営的にすぐれないと。そんな中で、全国で建て直しの兆しが見えたとかいろんなところを訪問したり、いろんな文献を読んだ中では、例えば診療報酬に対する加点に対して非常に敏感に反応して、あるいは先んじて対応できるようなプロパー的な人材を病院事業管理者の権限で配置したり、もちろんこれは医師あるいは看護師の確保もやると、それから給与面も含め柔軟な対応を図っている公立病院を見たり聞いたりしてきました。

それで、私、当時の質問の中で、公立病院と私立病院の薬価の仕入れが大体2割から3割違うというのを読ませていただいたんです。多分、今でも月に医療センターは2,000万円ぐらいしているんですね、年に2億数千万の薬価は購入している。この辺が民間並みの調達をすればかなり経営に反映されるんじゃないかと。あるいは公務員に準じた給与体系でなく一部成功報酬的なこと、あるいは能力主義をしいて職員の士気高揚や人材確保に、こういう例も多分当時は見たように思うんですね。今回の提案は、いわゆるこの病院の企業的な感覚、健全化よりも、むしろ地域医療の確立が主であって、従来の管理者の特権、あるいは権能がどう生かされているかというところが見えていないんです。

一つ一つ質問すればいいんですけれども、1つだけきょうは、あしたの集中審議の中でも皆さん

質疑をします。例えば、病院事業管理者の権限・権能の一つに独自の給与体系みたいなものは想像しなかったのか、そういう体系はできないのかという質疑をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

医療センターの職員の給与につきましては、条例で給与の種類と基準が定められますけれども、給料表などの給与の額は、労使協議の上、病院事業管理者が管理規定で定めることとなります。一般の地方公務員においては、給与の額は条例で定められますので、その点が大きな違いであります。

先般の市長と職員組合との間におきまして、病院職員の給与・勤務時間その他の労働条件については、国、県、亀山市及び他市の職員の状況並びに人事院勧告の内容を基本とし、これまでの労使慣行を踏まえ、労使協議の上、決定することを前提とするといった協議が調っておりまして、平成28年4月の全部適用時におきましては現行どおり引き継ぐものとされております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

スタート時は現行どおりだと。将来これを柔軟な形で給与体系を変えていくつもりはあるのか、聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

同じく市長と職員組合との間におきまして、医療環境等の変化により病院職員の労働諸条件について検討が必要となった場合においても、労使協議の上、決定することとするとの協議が調っておりまして、この場合においても国、県、亀山市、他市の職員の状況並びに人事院勧告の内容を基本として、これまでの労使慣行を踏まえ、適切に対応していくものであります。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

それでは、私の今回のメーンの質疑をさせていただきます。

2番目の、地域医療統括官、病院事業管理者ですね、この主要事務、事務分掌についてということですが、ちょっと資料を出していただけないか。

病院があそこに地域医療部というものを病院内の組織の中に入れたという構図がここにあらわれていると思います。

それでは、この地域医療部の事務分掌は何をするのか説明いただきたい。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

地域医療部は、現在、健康福祉部が担任しております地域包括ケアに関する事務のうち、その推進と調整を行うものでありまして、各種サービスなどの実施につきましては引き続き健康福祉部や

医療センターが行うものでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁ですと、この地域医療部というのは、地域包括ケアの事務のうちの推進と調整に限って行うんだと、それから実施は今までどおり健康福祉部というような答弁ですね。あたかもこの地域医療部が地域包括ケアのみに関与、これをにおわせた発言なんですけれども、実際そうなんですか。例えば、第3次の地域医療再構築プラン、ここら辺あたりにかかわりを持つんじゃないですか。あたかも地域包括ケアだけだというような答弁だった。

確認の意味で、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の第2条の中で地域包括ケアの規定がされている。ちょっと読んでいただけますか。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

地域包括ケアシステムの定義ですけれども、地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じ、高齢者が可能な限り住みなれた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

今のとおり、この地域包括ケアというのは、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制、これが地域包括ケアの定義なんです。いわゆる高齢者を対象とした仕事をするのがここなんですけれども、例えば先ほど言った生活支援とか、あるいは第3次の地域医療再構築プラン、この部署が関与しないんですか、するんですか、はっきりしてください。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

鈴木議員が資料として提出いただきました組織図の変更後の組織ですけれども、医療センターと健康福祉部にまたがりまして医療・保健・介護を総合的に推進と下のほうに書いてあります。そのように、地域医療部は地域包括ケアの推進・調整に限定されるというのではなく、連携する事務も行っていくものと考えております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

ちょっと答弁がわかりません。形的には地域包括ケアをやると言いながら、この部署はむしろ健康福祉部の計画立案、あるいは調整、あるいは進捗管理をやる部署だという意味合いが強いと

思いますよ。だから、多分来年の5月には所管事務概要が出てきますけれども、この中で地域医療部の所管の事務をはっきりさせてスタートさせないと、病院事業管理者がいて、地域医療部があって、横に健康福祉の部長がいる、いわゆる二重、三重の体制になってくる。これはしっかり整理してもらいたい、しておかなきゃいけないと思います。地域包括ケアだけじゃないんです、やろうとしていることは、多分。これだけははっきりしてもらいたい。

それでは、地方公営企業法に基づいて質疑しますけれども、地方公営企業法第7条では、地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるために管理者を置くと書かれているんですね、いわゆる病院の業務を執行させるために管理者を置く。それから、同じように管理者の担任する事務、9条においては、あくまでも管理者は地方公営企業の業務を執行し、その他に予算の調製とか、議案の提案とか、職員の任免や身分に関する事、労働協約の締結とか契約行為とか一定の事務分掌にしては制約が科せられているはずなんです。ということは、あくまでも病院事業管理者は病院事業に特化した業務をして、一般の行政事務はできないことになっている。この辺に対する法律的な解釈を示していただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

地方公営企業の能率的な経営のために地域包括ケアに関する事務の一部を実施することは法的に可能であると認識しております。

なお、公営企業実務提要におきましては、地方公営企業は、地方公共団体が経営する企業であるため、一般行政事務をあわせ行う場合があるとの記述もございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

今、公営企業実務提要というのを示された。これを読みますと、今の局長のお話ですとごく一部しか読んでいないんです。この前段は、公営企業は、あくまでも企業ベースで維持できるような体制であることが前提であるということが前に書いてあって、今の答弁は、いわゆる組織じゃなくて経費の負担の原則に書かれている。だから、いろんな逐条解説の一部をもって、これはいいですよ、この範囲の中に入っていますよと示されても困るんです。よその逐条解説にこういうことが書いてなかったら、そういう問答をしていたら全然生産的ではない。

私は本当に何回も地方公営企業法を穴があくほど見たつもりなんです、穴はあかなかつたんですけども。それで、こういう文章を見つけたんですね。地方公営企業法は、地方公営企業が企業としての経済性を十分に発揮しながら活動を遂行できるようにすることを主眼として設けられた法律であると。このため、その目的を有する法律の運用に当たってはいたずらに字句の厳密な解釈のみにとらわれるべきではなく、企業の運営が弾力的・機能的になし得るようなことが肝要であると、この辺あたりを引き合いに出して答弁していただければよかったですけれども、細かいところを一部とって答弁されたら困るということだけ。ここはまあいいです。

時間がありませんけれども、それでもう1つ、今度は経費負担の原則に行くんです。これは、地方公営企業法施行令の8条の5、一般会計等において負担する経費とあるんですね。これを読みま

すと、看護師を確保するための経費、救急医療を確保するための経費、集団検診、医療相談、保健衛生に関すること、あるいは災害復旧と、一部離島とか僻地のことも書いてある。基本は、一般会計の繰り入れは病院の経営の収入をもって充てることが適当でない経費になっているんですね。先ほどの答弁ですと、保健・医療・福祉の一体化、地域医療体制の整備が医療センターの収益につながっていくんだと、おのずと収益が確保され経営の改善につながると。これは、いわゆる地域医療部の経費、人件費はどこが出すんですか。医療センターですか、一般会計ですか。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

地域医療部は、地域包括ケアの推進と調整を行うものであり、一般行政事務であることから、人件費の負担は一般会計とするものであります。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

組織の面、それから経費の面、私はグレーとはいいませんけど、ちょっとこの辺はもう一度整理すべきだと思いますよ。組織的にも経費的にも非常に曖昧化する部分がまだ残っている、そんなふうに思います。あしたの集中審議の中でこの辺もついでにいただければありがたいと思います。

それでは最後に3つ目、新体制移行における課題ということなんですけれども、管理者の任命と罷免についてということでございますが、この質疑はあしたの集中審議の中でもかなりの議員の方が質疑されると思いますのであれなんですけれども、やっぱり体制とか制度をどんなふうに変えても、病院事業管理者のスキルとかマンパワーに帰する部分が物すごい多いんですね。だから、その人の人物像についても、法律や手続の関係でどうなるかわからんけれども、病院経営の本当の専門家なのか、あるいは行政経験者とか、ここら辺あたりはやっぱり示してもらったほうがいいのかなという思いで、この任命のほうはですね。

今度は罷免のほうなんですけれども、地方公営企業法の第7条の2第7項の中で、管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合は、これを罷免とすることができると書いてあるんですけれども、この罷免に関して一定の基準があるかどうか。いわゆる先ほど言った経営責任の明確化がどこに図られているか、担保されているかということを知りたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の組織改革の目的については、保健・医療・福祉の包括的な推進を図り、医療センターの経営基盤を確立するという事に尽きようかと思います。この目的を達成するために新たに設置いたします病院事業管理者につきましては、病院経営を改善するための経営手腕にたけているということ。さらには保健・医療・福祉のネットワークを強化し、地域医療を一層推進するよう福祉行政にも精通をしている必要があるかというふうにも考えております。こうした両面をあわせ持つ人物が当市の病院事業管理者に適しているものというふうに現時点で考えておるものであります。

さらに病院事業管理者の罷免についてのお尋ねがございましたが、これは地方公営企業法第7条

の2第7項で、地方公共団体の長は、管理者が心身の故障のため職務の遂行にたえないと認める場合、または管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合、その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる」と規定をされており、この規定の内容からは、経営の悪化原因が管理者の業務執行が適当でない場合のみを適格性がないと認めているものでございまして、その判断については決算審査における監査委員の意見等を参考とすべきであるということも言われておるものであります。

いずれにいたしましても、病院事業管理者の罷免につきましては、地方公営企業法第7条の2第7項に基づき判断をしておりますことから、来年度、地方公営企業法を全部適用として病院事業管理者を配置すると同時に、今、議員からご提言がございました罷免基準を設けるということは考えていないということであり、

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

最後の、予算関係について聞きたいと思います。

ここに、開設以来、医療センターの決算の変遷の表がございます。平成20年以降、公営企業経営問題特別委員会の答申によりまして一般会計からの繰り入れの上限が2億ということで守っていただいておりますが、しかしながら、この一般会計の補助金とは別に負担金の額も1億3,000万ぐらいになって、結局トータル2億、2億という数字の認識の中でも全ての一般会計の繰出金はもう3億2,000万になっているという中で、例えば三重大学の亀山地域医療学講座の寄附金3,100万ぐらいについても一般会計から出して、それで診療の報酬は病院が収入されているのが現実だと思いますよ。それから、活躍されている消防のワークステーションのお金がどうなっているのかとか、あるいはそこへ持ってきて今度新設する地域医療部の予算が一般会計からと。そうしますと、もちろん事業自体の価値とか有用性は否定しているものではありません。非常に私は評価をしているんです。だけれども、こうやっていきますと会計区分負担が非常にこれは曖昧化するおそれがあると思うんです。この辺について防御策というんですか、対応、何かありましたら答弁願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

予算関係のことでございますので、少し触れさせていただきたいと思いますが、例えば三重大学亀山地域医療学講座については、医療センターを臨床研修の場として医療センターでの診療支援を通じて研究を行っていただいております、これは本市の医療政策としての位置づけでありますことから、この件につきましては一般会計で負担をさせていただきます。その効果として、医療センターにおきましては診療体制の充実に伴う経営の改善につながるものというふうに考えるものであります。

そこで、地方公営企業法の第17条の2において経費負担の原則が、ご案内のように、定められておまして、地方公営企業の独立採算になじまない経費については一般会計において負担すべきものとされております。また、病院会計と一般会計との間の経費の負担区分は、ある程度長期の見

通しの上に立ったものとして定めるべきであり、毎年これを変更することは望ましくないとされております。平成26年度の決算、少し触れていただきましたが、議員ご指摘のことにつきましても、病院事業管理者の設置を契機として、病院会計と一般会計の経費の負担について、より明確化を図っていく必要があるかというふうに考えておりました、その点はしっかり整理をしていくということになろうかというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

いろいろ質疑をさせていただきました。

この提案は、後期基本計画の4つのプロジェクト、「まち守り」「まち磨き」、そして「みんな健康」「子ども輝き」、この中の「みんな健康」のセクションに入っているんですけど、私は、いろんな問題点を解決すれば、この4つのプロジェクトに全てに通じる大きな提案だと認識しています。それで、私が今まで議会というのは懐疑的な見方が必要であるからということで、そんな質疑をさせていただきましたが、私は懐疑的であっても、これは冷笑的ではない、シニカルではないということだけお伝えをしまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

10番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

次に、5番 尾崎邦洋議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

おはようございます。

緑風会の尾崎でございます。

今回は、議案第82号亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正についてと、議案第90号亀山市手数料条例の一部改正についてと、この2つの議案について質疑させていただきます。

それでは、議案第82号亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について質疑させていただきます。

提案理由説明書を見ますと、その中の抜粋なんですけれども、「病院事業の業務の執行に関し、広範囲な権限を持つ病院事業管理者を設置して、保健・医療・福祉が一体となって地域医療を提供する体制を整備し」ということが記載されております。

それでは、現在の体制で保健・医療・福祉が一体となって地域医療を提供する体制ができたのか、できていなかったから病院事業管理者を設置するのかという点についてお聞きしたいと思います。その辺の考え方を簡単にお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

当市におきましては、保健・医療・福祉が一体となって地域医療を提供する一定の体制は整っていると認識しております。具体的に申しますと、健康福祉部では検診・保健指導などの予防、亀山医師会では通院・夜間診療などの医療、医療センターでは医療、それから介護事業所では介護と、それぞれの役割を担っております。

今後におきましては、医療を実践している医療センターに病院事業管理者を配置し、その総合的な采配のもと、現在の体制を一層整備・充実させていくものであります。このことによりまして、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活ができる地域包括システムが有効に機能していくものと考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

健康福祉部とか、医師会とか、医療センター、介護事業所の行っている事業というのをお聞きしたんですけれども、従来からも介護ケアの予防とか、医師会では夜間診療といった医療も行っていただいておりますし、医療センターではいろんな入院・通院とか、そういったこともやっていただいているんですけれども、これがそれぞれでは機能していても、全体的な流れというか、そういうものを今回地域包括ケアシステムを有効に働かすために病院事業管理者を設置するという説明だったんですけれども、この中で言う地域包括ケアシステムというのを、先ほどもちょっとお話が出ていましたけど、どういうふうに行っていくのかと、簡単にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

ただいま申し上げましたけれども、亀山市におきましては健康福祉部の予防、医師会・医療センターでの医療、そして介護事業所の介護、それらが今それぞれ有機的に在宅連携会議という場を持ちまして検討会も行っておりまして、それらがますます利用者がふえるということで、そういうふうなことを病院事業管理者の采配のもと、そのシステムを回していくということで地域包括ケアシステムが有効に機能していくものと考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

わかりました。

それでは次の質問に入りたいと思うんですけれども、病院事業管理者を設置して病院の自立性を高めるとともに、経営基盤の確立を目指していく必要があるということが説明書の中には書かれています。ここで言う経営基盤の確立というのはどういうことを指しているのか、それをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

一般的に経営基盤と申しますのは、サービス、組織・人、財務の3つの基盤があるとされております。これらを医療センターに当てはめると、サービスは医療行為、組織・人は主に医療職員、財務は財政力と言えます。特に医療センターの財政力については一般会計からの補助金により赤字補填されておまして、今後において経営改善していくことが求められていると認識しております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

地方公営企業法を今回全部適用ということなんですけれども、従前から一部適用の中にはあるんですけれども、経営の基本原則というので地方公営企業法の第3条には、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないということで、従前から常に企業の経済性を発揮するというふうにあるんですけれども、ここ数年、医師不足とかいったことで赤字経営というのは続いているんですけれども、ある程度公立の病院であればそういったこともやむを得ない部分もあると思います。

公共性という点がある以上、そういうことがあるんですけれども、じゃあ実際に、先ほど申された経営基盤というのは医療行為、医療に携わる職員とか、財政とか、そういったことをおっしゃられました。現在の体制ではそれはできなかったというふうを考えているから今回病院事業管理者を置くというふうになったのかどうか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

医療センターの財政力につきましては、その源となります医師の確保のために現在まで東奔西走してまいりました。三重大学の地域医療学講座による医師確保など、一定の成果は現在もございません。しかしながら、いまだ十分とは言えない点もあります。

このたび病院事業管理者を設置することにより、さらなる医師の確保と良質な医療の提供により医療センターの財政力を高めて経営基盤を安定させ、持続可能な公立病院として存続していくことが可能になると考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどの説明というか、回答をいただきましたけれども、これから病院事業管理者を設置することによって、医師の確保、今までこういった質問の中でお話すると、やっぱり赤字経営が続くというその一番の問題点というのは医師不足ということとか、そのほかには看護師不足といったことがあったんですけれども、こういう状況が病院事業管理者を設置することによって医師不足というのは解消されていくと、また良質な医療の提供もできるということは、病院事業管理者を設置したからできるのか、それともその人の力の影響力が大で、そういう点が改善できると踏んでいるのか。今までは努力していてもできなかったことが、果たして病院事業管理者を設置したことによって全て解決をするのか、その辺のところをもう一度お聞かせください。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

病院事業管理者は医療センターの経営基盤の確立と地域医療の推進という重い使命を持って就任されますので、医療に携わる職員もおのずとすごいモチベーションが上がってくるものと信じております。それによって収益もふえるものと、そして医師の確保も今まで以上に確保できるものと考え

えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

どういう方を選ばれるのかわかりませんが、かなりこれは負担がかかる話だと思うんですけども。

ところで、県内にある公共の病院、主に市立病院で、地方公営企業法の規定を全部適用している状況についてお聞かせ願いたいと思います。簡単でいいんですけども、病院名、病床数、診療科目、経営状況など、こういった点でわかるところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

県内の市町立病院13病院のうち、地方公営企業法の全部適用を採用しているのは市立四日市病院と市立伊勢総合病院の2病院であります。そしてまた、桑名市民病院は地方独立行政法人であります。それ以外の10の病院は一部適用であります。

全部適用を採用している市立四日市病院は28の診療科目、病床数568、市立伊勢総合病院は17診療科目、病床数322床であります。

なお、市立四日市病院、市立伊勢総合病院の2つの病院につきまして、平成26年度の決算におきましてはいずれも純損失、赤字計上しております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

県内13の病院で2病院、先ほどお聞きしましたが、四日市病院では28診療科目で568床、それで市立伊勢総合病院は17診療科目で322床を持っているところが病院事業管理者を設置して、一応地方公営企業法を全部適用ということでやっているというんですけども、果たして亀山で、4診療科目ぐらいしかなくて、100床あるところを現在大体60床で使われていると思うんですけども、この亀山市は病院事業管理者を設置しなければ絶対に、先ほど言いました経営基盤の改善とか、そういったことが設置しなければできないのかどうかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

地方公営企業法では、一義的には病院事業は一部適用であります。それで、地方公共団体の判断によりまして全部適用を選択できるというものであります。今回亀山市は、保健・医療・福祉の包括的な推進と医療センターの経営基盤の確立という目的のために前に踏み出しまして全部適用を選択したものでございます。

ご指摘の、100床という小さい病院において全適用の効果が発揮できるのかということにつきましては、全部適用と病院の規模との相関関係というものはないと考えております。小さいから全適用

の効果がないとは考えておりませんので、全適による効果は出るものと考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

先ほども言いましたように、病院事業管理者というのは非常に重い荷物をしょうことになると思うんですけども、先ほども言いましたように、過去に2度か3度ぐらい医療センターの決算に関する質問をさせていただいております。その回答として、まず主原因というのは常に大体医師不足ということがありました。その他では看護師不足とか、そのほかの理由もありましたが、赤字の主原因というのは過去何年間わかっていただけですよ、医師不足というのは。現在まで満足いく答えが出なかったという原因はやっぱり医師の不足から来ているというふうに思います。

それで、病院事業管理者を設置した上はこういったことがある程度解消の方向に向かっていくということをお聞きしておりますが、今まで過去何年こういうような原因がわかっていながら答えが出せなかったということは、この管理者が来て一朝一夕に解決できるものではないと思っておりますが、当然これらのことを解消できる方を病院事業管理者として任命されると思っておりますが、こういったことを改善できるような方を本当に選んでいただいて、そういうところが改善していくかというのをこの質疑の最後としてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

管理者の任命との関係でのご質問でございますので、お答えをいたしたいと思っております。

開院から四半世紀を迎えました医療センターが、内外の環境変化の中で、今回組織改革をするわけございまして、その目的は医療センターの経営基盤を確立するということございまして。この医療センターの経営健全化を達成していくためには、今、議員にご指摘をいただきました経営悪化の要因の一つである医師不足の解消を行う必要があるというふうに認識をいたしております。今日までも、これは亀山の医療センターだけの問題ではなくて、地方都市の、三重県全体におきましても医師の偏在・不足・疲弊という状況の悪循環の中にあつたこの10年ぐらいの流れの中にありますが、随分改善の方向へ展開をしてきておるものでございまして。我々も本当にこの数年、血のにじむような努力を重ねてまいりましたが、現状としてはなかなかこれが循環できるような環境にないというのもまた事実でございまして、今後におきましてもさらに努力が必要であろうかと思っております。

したがいまして、この問題を解決するためには三重大学の医学部との連携が必要不可欠でございますことから、病院事業管理者を中心としまして三重大学と継続して友好的関係を築いていくことは大変重要な要素であるというふうに現時点で認識をいたしておるものであります。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどそういった期待というか、もくろみのもとで設置されるわけですから、これはしばらく見守っていきたいというふうに考えております。

それでは次の、議案第90号亀山市手数料条例の一部改正についてお聞きしたいと思います。

使用料・手数料の受益者負担金の改正につきましては提案理由書に記載されていますが、テレビで現在見られている方にもわかりやすいように、改正に至った背景と経過を簡単にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

おはようございます。

改正に至った背景と経緯について簡単にということでございますが、平成26年2月に策定をした受益者負担の適正化に関する基準の考え方に基きまして、平成26年度から白鳥の湯入浴料のほか受益者負担の見直しに取り組んでおるところでございます。

また、平成27年10月に公表した第2次亀山市行財政改革大綱前期実施計画の取り組みとして受益者負担の適正化が位置づけられたことにより、これまでから検討してまいりました手数料におきまして、昭和57年以来、34年間据え置かれている料金は適正であるかを検証いたしまして、交付に係る経費や近隣自治体の手数料を考慮し、料金設定の妥当性を検証したところ、見直す必要があることから今回に至ったものでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

済みません、聞き取りの中では話したんですけど、市民文化部に限った質問ということでさせていただきます。

ところで、市民文化部で扱っている住民基本台帳の一部の写しの閲覧とか、住民票または戸籍の附票の写しの交付または住民票記載事項証明書交付とか、ほかにもあるんですけども、これの処理件数の資料をいただいておりますので見ましたら、年間処理件数が4万8,964件ということで、この年間処理件数の中では一番市民文化部扱いの戸籍市民室所管の部分のところ非常に件数的には多いということになっております。これだけ多いということは、亀山市の人口に匹敵するぐらいですから、単純に1人が1件といった手数料を払っているというふうな考え方はできませんけれども、現在の市民の人口に合っているような、そういう件数が1年間であるということで、市民に対しての影響も、たった100円と思うかも知れませんが、消費税も5%から8%になり、また8%が今度10%に上がるという中で、200円だった手数料を300円にということは50%アップということでかなり大きいというふうな気がします。

それで、こういうことを決めるときに、市民へのサービスといった観点から手数料を据え置くというような議論があったのか、なかったのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

先ほども申し上げましたとおり、受益者負担の適正化に基きまして、原価を基本とした料金設定と適時適切な検証の結果、見直しが必要と判断をしたところでございますので、ご理解を願いたいと思います。据え置くことは考えていないということでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

この一部改正についての資料の中で、これを見ますと月当たり4,080件で、1人当たり、これ2名で管理してみえるということで、単純計算をやると月2,040件を1人が扱うということで、1日当たりに換算すると102件1人が扱っているという状況の中で、ここには人件費が上がっていますね、1人当たりの経費304円とか。あとそのほかに1件当たりの人件費というのが物件費で304円、人件費で386円と上がって、トータルで690円というふうになっているんですけど、民間企業であれば、こういう手数料というか何かの書類の写しをいただくというのでは、当然時間当たりの管理とか人件費といったことも全部入れて考えるんですけども、民間の場合だと、ここが高いから安いところという選びようがあるんですけども、住民基本台帳の一部写しとか、こういったのは亀山市でしかできないところなんですけど、そういったところにまでこういう計算を単純にして、690円かかっているもんを乱暴に300円というんですか、人件費も含んでの話なんですけど、人件費というのは、大きいのはわかりますけど、民間以外でこんな公立でこういうようなことをやっていることはないと思うんですよ。

道路の管理やああいうところに来てもらっても、時間当たりで幾ら請求するというようなことは今までになかったわけですし、やっぱり将来的にはこういうものも、マイナンバー制度ができた暁には、働いている方の人員削減を図ってでもこういった市民へのサービスということをやっていると思えば、パソコンで自分のマイナンバーを打ち込んで、生年月日とか何かを打って合致したらその人だけがコピーできるとか、そういったことで、やっぱり人の削減とかそういうことをまずやるべきであって、簡単にアップという、それも人件費を入れて690円のを300円というふうに、700円にせずに300円にしたというのは、これはどういうふうにとっていいのかわかりませんが、やっぱり据え置くという議論もやっていただきたいかなというように思います。

じゃあ、次の質問に入らせていただきます。

手数料が100円上がることによって、今回の手数料条例の一部改正によって、市民文化部所管以外のものを全部含めると年間で約670万円の増収になります。この670万円増収になったお金をどのように活用していく考えがあるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

全般にかかわることですので、財務部のほうでお答えをさせていただきます。

今回の手数料の見直しによりまして、議員おっしゃられるように、約年間600万円の増収を試算しておるところでございます。手数料につきましては、特定の人に提供する事務について徴収する料金でございますので、例えば住民登録のシステム委託料や使用料などの物件費、人件費という証明書等の発行事務に係る経費に対して、特定財源として使用するものでございます。したがって、見直しによる増収分についても同様に特定財源として使用することになってまいります。

しかしながら、手数料が約600万円増収になることで、これまで証明書等の発行に必要といた

していました市税等の一般財源が同額の約600万円不要になりますので、その分は他の事業の新たな財源として活用することができます。例えば、人口減少社会の克服に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を現在進めておりますが、今回の手数料見直しによる増収分は総合戦略の新規事業の財源として、間接的ではございますが、活用をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、こういった事業に向けて活用していくというお話ですが、従来からでもいろいろ就業支援とか、そういうので予算を組んだ部分があれば、ぜひ目に見える形で、670万円上乗せしたよというようなきちっとした予算の立て方をやっていただいて、また今後検証していきたいと思います。以上で終わります。

○議長（前田耕一君）

5番 尾崎邦洋議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時13分 休憩）

（午前11時21分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をいたします。

議案第81号亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について及び議案第94号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

マイナンバー制度は来年1月から運用が開始されますが、12月1日に弁護士や住民などが全国5つの地方裁判所で、マイナンバー制度は個人情報漏えいの危険性が高く、憲法が保障するプライバシー権を侵害するとして訴訟を起こしております。また、日本郵便が配達している番号通知カードのうち、転居や不在などで受け取りされない分と未配達のを合わせると1,347万通が届いていないという新聞報道もありました。運用開始が近づくにつれ、さまざまな問題が明らかになっている状態です。今回の議案は、いわゆるマイナンバー法、または番号法といいますが、これに基づいて条例を制定する、それと予算措置であります。

番号法第9条2項で、個人番号の利用については、社会保障、地方税及び災害対策に関する特定の事務において利用することが定められており、利用する場合には、その事務と利用範囲を条例で定めよというふうに書かれております。また、同じく番号法の第19条第9号では、特定個人情報の提供について、同じ市の機関であっても、市長部局と教育委員会部局との間で特定個人情報を提供する場合は、その事務と提供範囲を条例で定めよと、ともに条例で定めなさいということをやっております。

そこです、この条例を制定しなければ、市は個人番号の利用や特定個人情報の提供はできないものと理解しますが、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、今、服部議員が申された番号法で、今第9条第2項におきまして、ご指摘のとおり、地方公共団体は、社会保障、税、防災に関する事務と、これらに類する事務で、条例で定めるものについて、必要な限度で個人番号を利用できるということになっておりますし、また同じく19条第9項におきましても、地方自治法上、異なる執行機関について、例えば市と教育委員会でございますが、こうしたものの情報のやりとりにつきましては、必ず条例で定めるものというようなことが規定されておまして、このような理由から今定例会に本条例の制定を提案するものでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今、答弁をいただきました。法律で条例で定めることが求められている以上は、やっぱりこれはやらなければ市としてこういうことはできないということでもあります。つまり、この条例が可決されなければ亀山市での番号利用はできなくなるという非常に重要な議案ではないかというふうに思います。私のように番号法そのものをやるべきではないという立場の人間からすれば、この条例を否決をするということが一番我々にできることではないかなというふうに思っておりますけれども、中身を一つずつ聞いていきたいんですが、条例案の4条に、個人番号の利用範囲として、別表の第1と第2で福祉医療費の助成が上がっております。これについては、亀山市は助成制度について所得制限を設けておりません。そういう中で、なぜこういう規定が必要なのか。つまり、所得を把握する必要がないわけですね、所得制限がないんで。それがなぜこういう規定が要るのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

福祉医療費の件でございます。

医療費助成事業につきましては、法定事務でございます児童手当給付事業との関連性が非常に高いことに加え、税情報など共有する情報が多く、窓口対応をする職員も同じということから、平成28年1月より個人番号の利用を開始する児童手当給付事業にあわせて、医療費助成につきましても番号法独自の利用ができるよう、条例改正をするものでございます。

また、本市では、先ほども議員ご指摘の県制度に所得制限がないやないかということですが、県制度に上乗せをして所得制限を設けず医療費助成制度を行っておりますが、県への補助金申請のため、所得が県制度内の受給者の医療費助成につきましても所得の審査が必要になってくるということでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、部長、余り理解していないみたいですけど、要は亀山市としては所得制限がないけれども、県としてはあるんですよ。県がここまでの所得制限をかけておるけれども、亀山市はそれを外して、独自に所得制限なしという形をとっておる。その県の所得制限があるんで、県に対して補助金をその分申請しなきゃならんので、その分としてどれだけのものがあるのかというのは所得で把握をせんならんと、こういうことですやろう。何で私が答弁せんなんかわからんけど。

今回の議案の中で、個人番号の利用とか特定個人情報の提供の際に、やっぱり一番問題は情報が流出するということですね。このことは絶対に避けなきゃならんということで、そういう意味では、それが100%保証されないならやるべきではないというのは私はずうっと述べてきたことであります。

9月議会のときに日本年金機構が情報流出を起こした原因を述べて、市の対応を聞きました。日本年金機構では、そのときにインターネットとつながっていない年金の個人情報の保管している基幹系のネットワークと、インターネットにつながっている情報系のネットワークは分離をされておりましたと。ところが、インターネットにつながっている情報系のネットワークのところ個人情報を持ってきて、移して、そこで作業をしたと。こういうことによって不正プログラムのような攻撃を受けて流出するという事態が起こったと、こういうことが日本年金機構の問題でありました。このときに、9月議会の中で、これまで市も同じようなやり方しておったということが明らかになって、それを認めた上で、今後はもう住民情報系システムから個人情報を移動させることを原則禁止するというような答弁をされました。住民情報系システム内に新たに作業用のフォルダーを設けて作業すると、こういうふうな答弁でした。

そうなりますと、やはり非常に手間がかかるという問題が出てきます。それから人の問題、それからパソコンの台数の問題など、こういう経費の増が生じてくるんじゃないかと思うんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、本年5月の日本年金機構の情報漏えい問題を受けまして、総務省を通じ三重県から幾つかの通知のほうを受けており、亀山市におきましても、先ほど申されたように基幹系ネットワークと情報系ネットワークを物理的に遮断して対応しておるところでございます。そのような中、これもご指摘がございました標的型メールに対する情報漏えい対策として、基幹系ネットワークから個人情報を移動させることについて、原則禁止とし、新たに作業フォルダーを設けて現在作業を行っているということでございます。しかしながら、ご指摘のとおり、作業できるパソコンが限定されていることにより作業効率が一部落ちております。こうしたことによりまして数十台のパソコンの増設が必要であると考えまして、新年度に予算計上する予定でございます。

一方、国による支援等につきましては現在のところ示されていない状況でございます。また、このことに伴う人員増については、現在予定をしていないというところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

結局、こういうふうに情報が漏れないようにということでどんどん対策を打っていくと、それなりの費用がかかってくるということですね。それに対してじゃあ国は補助するのとかというと、必ずしもそういうことは示していないというような状況です。だから、本当にどんどどこんどこ市の負担がふえてくるんじゃないかという思いがしております。

それで、次に聞きたいのは、本当にこのマイナンバー制度ってどれほどの費用がかかるのかという問題なんです。国会の質疑なんかを見ますと初期導入に2,000億から4,000億かかるというふうに言われて、それ以降、運営経費が年間数百億円規模だというふうにも言われております。これは地方自治体の持ち出し分とか、それから全ての事業所の制度対応、こういうものは含まれておりませんので、これは本当に単純に国が持つお金だろうというふうに思います。

そこでお聞きしたいのは、今回の補正予算も計上されておりますけれども、このマイナンバー制度導入でこれまでどれぐらいの費用がかかっているのか。国と、それから市の持ち出しという内訳でお答えいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

マイナンバー制度導入に伴い、システム導入及び改修にこれまで要した費用と、28年度に今後必要となる費用、これも含めてご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、平成26年度から事業を実施しておりまして、平成26年度につきましては788万1,000円の支出がございまして、端数を除き全額国からの補助金の交付対象というふうになっております。次に27年度、本年度でございまして、1億2,870万1,000円の支出を見込んでおりまして、当該支出に対する補助金の交付額は5,798万7,000円となっております。次に来年度、28年度でございまして、589万9,000円の支出を見込んでおり、当該支出に対する補助金の交付予定額は378万9,000円でございます。

今年度の補正も含めまして、26年度から28年度までの3年間の合計額は、支出見込みも含めまして1億4,248万1,000円。補助金交付予定額は、その約半分の6,965万6,000円となる予定でございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今、答弁をいただきました。平成26年度から、28年度は見込みですけれども、全体で1億4,000万かかる。そのうちの何と半分は市の持ち出しになるという非常に負担の重い制度であります。これからこの費用はどんどんふえていくわけですね。今後いろんなことに拡大をされていく、そういうことの中でふえてくる。これだけの費用を使いながら、一度でも個人情報流出すればもう取り返しがつかないことになってしまうという、こういう問題を抱えているのがマイナンバー制度であります。

この制度の利用範囲が、今、国でもこの間法律で通りましたけれども、いわゆる口座の情報にもつなげていくとか、いろんなことを拡大しようというような方向がどんどん出されてきております。そうすると、この個人情報が集積をされる。情報が集まれば集まるほど、狙う側はよりそこを狙うわけですね。だから、狙われやすくなるということによって情報の漏えいの危険性が高まるということですね。やっぱりこういう問題が必ず起こってくるんだらうというふうに思います。

先日、韓国のことをテレビでやっておりました。今、韓国では何千万人という個人情報が流出するというような、そういう実態であります。深刻な被害が出ているというようなことを言われていました。それから、アメリカでは毎年おびただしい人々が成り済まし犯罪の被害に遭っている、こういうことも言われています。こういうことがあって、番号制度の利用を制限しようという検討が始まっているというようなことが今動きとしてあります。それから、ドイツではもう少し進んで、行政分野別の番号制度にもう変えております。それから、フランスでも分野をまたいでの利用は危険だということで、分野別の番号制度というふうになっております。イギリスはもっと進んでいまして、導入した共通番号制を、人権を踏みにじるということで廃止をしております。つまり、世界各国、先進国と言われる国々は、導入はしたけれども、問題がどんどん出てくるので、分野別に制限してみたり、それからイギリスなんかはもう廃止までしていると。ところが、日本はこれからどんどん広げていこうというような、本当に時代に逆行するようなことを進んでいっているわけでありまして。

この問題については、情報漏えいが本当にきちっと防げるということがない限り、今明らかになりましたけれども、亀山市だけでも1億4,000万もの金をこの3年間でかけていくというような、こういうことをやってまで本当にプライバシーを危険にさらすことがいいのかどうかという問題、これは本当に考えていく問題ではないかということをお願いして、次の質疑に移ります。

次に、議案第88号亀山市税条例等の一部改正についてであります。

この条例は、国税徴収法の改正により納税の猶予制度が見直しされたことに伴い、地方税の納税の猶予制度も見直されたことによります。

そこでまず、この地方税の納税の猶予制度というのはどういうものか、端的にお答えいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

納税の猶予制度について少しご説明をさせていただきます。

納税の猶予制度には、徴収の猶予と換価の猶予がございますが、まず徴収猶予につきましては、災害、傷病、事業の廃止等の理由により、一時に市税を納付することが困難な場合に、納税者の申請に基づき、一定の要件を満たせば、原則1年以内の期間に限り徴収が猶予される制度でございます。また、換価の猶予につきましては、財産の換価をすることにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるとき、財産の換価を猶予することが、直ちに換価をすることに比して、徴収上有利であると認められる場合に、原則1年以内の期間に限り財産の換価を猶予する制度でございます。

また、この猶予制度を適用した場合、法令に基づき延滞金の軽減措置ができることとなっております。

ます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

非常に税の制度というのはわかりにくいんですね。知らなければ損をするというのが、いわゆる税の制度であります。特に納税をしてみえる方が、例えば自営業か何かでご主人が倒れられたと。商売ができなくなってしまう。そういうときに、それでもとにかくきちっと払わなきゃならないということではなくして、たとえ1年、もしくは延長しても2年という期間ではありますが、納税の猶予制度というものがあるんだということですね。

今回、改正をされたわけですが、国税庁の長官の通知というのが、これは古いんですけど、今でも生きておりますので、ちょっと紹介したいと思っておりますけれども、1976年6月3日という通達ですが、こういうふうに書いています。「納税者によっては、納期限内における納付または滞納処分の実行による強制的な徴収手続等を緩和することが、納税者の実情に適合し、かつ徴収上の措置としても妥当とされる場合がある。納税の猶予等の制度は、このような場合に納税者の実情に即応した措置を講じることにより、納税者との信頼関係を醸成し、税務行政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とするものである」というふうに述べております。こういう意味で、納税の猶予等の制度があるんだということを強調されておるわけです。

今回の改正では、特に換価、いわゆる財産をお金にかえるということですね、こういうようなものについての猶予というところで、これまでなかった納税者の申請ということが猶予制度の中に新たに入ったということですね。そういう意味では私は評価できるんだらうと、今までは市長の判断でということだけやったんですね。だから、納税者の申請というのは今までなかったんです。これが入ったということですので、その点については評価できるんだらうと思います。

そこでこの議案の中身なんですけれども、市が条例で定めることができる事項、例えば申請期限、それから担保が要するのか要らないのかということはどう定めるかが問題なんです。

そこで1点目は、換価の猶予。いわゆる財産をお金にかえてしまうという換価の猶予の申請期限を6カ月以内というふうにしてありますが、それはなぜ6カ月以内なのか、その根拠、理由をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

申請による換価の猶予における申請期限を納期限から6カ月以内とした理由でございますが、申請期限を設けることができ、できるだけ猶予の申請を早期にさせていただき、市税の早期完納をしていただくことを目的といたしております。

今回、国税において6カ月以内と規定しており、県内の14市の検討においても国税の6カ月以内という期限を変更する理由がないことから、国税と同様の6カ月以内といたしたところでございまして、もう1点は、この申請をしていただかないと延滞金がずうっと続いていくということもございまして、早期に申請をいただくことも必要だらうということで6カ月以内としたところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今言われたように、申請をしますと、いわゆる延滞金が減免になったり、それから半分になったりというようなことが加わってきますので、やっぱり言われるように、そういう状況にある人について早くこの制度を活用できるようにすることが私は必要だろうというふうに思います。そういう趣旨でもって6カ月以内とされたのであれば、それはそれで根拠があるんだなあというふうに思います。

次に、主な条例改正の内容の中で、担保の徴収基準というのがありますね。そこに担保を徴収することを不要とする場合の基準というのがありますけれども、この担保の徴収基準の根拠というのは何なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

担保の徴収を不要とする基準につきましては、国税においては、猶予申請における納税者の負担を軽減することを目的に、改正前の今までは50万円以下というふうになっておりました。今回、国のほうの国税の改正で100万円以下と3カ月以内の猶予とされたところでございます。この基準につきましても14市によって検討を重ねてきて、現行の50万円以下よりも納税者の負担軽減が図られており、また国税の基準をさらに強化する、または軽減する理由がないことから、国税と同様の100万円以下、3カ月以内の猶予というふうに決めさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これも国税に合わせてという答弁であります。

こういう制度が納税者にどれだけ知られているのかということが、これは本当にこういう制度がありながら活用されなければ意味がないんで、この点についてちょっとお聞きしたいんですけども、例えば、これまでにこういう納税の猶予制度そのものはあったわけです。これが過去、この猶予制度を適用した納税者、どれぐらい件数があるのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

猶予制度の実績でございますが、平成25年度は、徴収猶予が15件、換価の猶予はゼロ件でございました。平成26年度は、徴収猶予が2件、換価の猶予が1件。平成27年度11月末時点でございますが、徴収猶予が2件、換価の猶予がゼロ件というふうになっておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この税条例もそうですし、それから税法もそうですけど、読んでもわかりにくいですね。というのは、その該当する何条という条項を読むんですけども、その条項に何が書いてあるかというのと、法何条何項の規定によりと書いてあるんです。だから、今度は法何条何項の規定が何て書いてあるかというのを、またそこを見なきゃならない。だから、この税条例をずうっと読んでいても的確に書いていない、ある意味ではわかりやすく書いていない。つまり、もとの法を見なさいよということしか書いていないんですね。だから、それを一々たどって見ていかなきゃならんという、非常にこの税条例というのはわかりづらい。非常に市民にとっては大変わかりづらいものであろうというふうに思います。

それで、こういう制度があるということを知りやすく納税者の皆さんに周知をしていただく必要があるんだろうというふうに思いますが、これを今までどういう形で周知をされてきたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

猶予制度の周知でございますが、今までは納付相談の際に、一時に納付が困難な理由を聞き取りし、猶予に該当する場合にご案内をいたしてきておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それだけでは私は足りないと思うんですよ。よく相談を受ける、そういう話を受けると言われるのは、やっぱり滞納者の方というのは、自分が払えないという状態の中で、払えないけれども相談に行くという方はなかなか少ないんじゃないかなというふうに思います。だから、自分がわずかずつでも払えるのであれば、相談に行って、これぐらいの金額で払いますけど、どうですかという話ができるんですけども、なかなかそうでない人は、もう相談に行くことすらしないという方が見えます。そうすると、市がいろいろ文書を送りますけれども、それも見ない、だから相談にも来ない。ところが、実際の状況としては、そういうような猶予制度の適用ができるような方が中にはいるわけですよ。だから、そういう方をどう拾うのかという問題ですね。できれば、そういう制度に該当する方があれば、当然その制度を活用していけばいいわけですけども、窓口相談に来た人だけそういう話をするというだけでは、私は不十分であると。

今後そういう問題も含めてこういう制度についても周知していただきたいし、もっとそういう相談を、相手が来たときに言うだけではなくして、こちらから働きかけをする、そういう滞納者に対して働きかけをする、こういう制度を使えますよということをやっぱりやっていただく必要があるんじゃないかということをお願いして、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時51分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

4番、公明党、新 秀隆でございます。

通告書に従いまして、議案質疑を進めさせていただきます。

今回は大きく3点ございますが、まず第1点目に、議案第90号亀山市手数料条例の一部改正についてでございます。これは午前中に、既に質疑の内容といたしまして尾崎議員がされておりました、その中で背景と趣旨については既にご説明いただきましたので、その点は割愛をさせていただきます。

私のほうからは、今回、金額的に200円が300円になるということで、50%アップという、世間でいうたらすごい金額アップになるわけですけど、以前に白鳥の湯のアップもありましたが、こちらにつきましては何回も行くパスポートといいますか、そういうので行くとかえって得になる、割安になるというパターンもありましたんですけど、今回の場合はそういうのがなく、また話の中で午前中も出ておりましたが、本当に一般の会社ならほかのところ。

今回、お示しいただいておる資料の中でも、300円の自治体はいなべ市、鈴鹿市、伊賀市、名張市、志摩市とございますというふうに書かれておりますが、ここでなぜ200円のところは書かなかったのかというのちょっと気になるところですけど、実際にまだ近隣のところで200円というのもございます。そういう中で、あえてこのような金額を制定されたというのをご説明の中でございましたが、今回の受益者負担の適正化に関する基準ということで、それを用いられまして、今回の手数料条例というところになったということはわかりました。

でも、そういう中で、尾崎議員の中でもありましたが、検討部会とか据え置きという言葉が使われておりましたけど、そのまま200円でいいんじゃないかという話は一切なかったということでございますが、そこに挑まれている方の生活環境、生活水準といいますか、そういうのも私のいろいろ相談いただいております中で、やはりこの100円が、1本とって100円です。2本とったら当然200円、今までより余計払わないかんということは、2回とると、前やったら3本とれたというふうな勘定でございますが、そのような中におきまして、市民の方の、受益者の負担の適正化ということにつきましては、先ほど午前中の中でも税金の猶予とか、それは理由があって、家庭の事情とかそういうのも考慮して猶予も用いられるというところでもございました。

今回の200円が300円になる、これにつきまして、そういう観点からいくと、年収何千万の人も、年収ぎりぎりの生活をされている方も同じような感覚で物事が進められていくという点につきまして、行政側といたしまして何かお考えがございましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

4番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

いわゆる低所得者の手数料ということでございますが、亀山市手数料条例に基づいて徴収するも

のでございまして、軽減措置はございません。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

それはわかっているんですけど、手数料。この先々、マイナンバー制度もあれなんですけど、やはり窓口へ来た人がこの人の所得が幾らとかいうのはなかなか、名札をつけておるわけでもなく、これはわからんと思いますわ。でも、先々のことでいきますと、そういう1人ずつが管理されていくナンバーのもとでいくと、そういうのもやはり還元の中に、今は条例の中にありませんが、一切そういうふうな話が出なかったということ自体もちょっと寂しい話なんですけど、そういう中におきまして、ひとついろいろ考えて、1回来る人、年間に50回も来る人、そういう方につきまして、手数料条例にはないかもわかりませんが、ポイント制みたいなもので1回行くと割安になると。世の中の流れでいくと、やっぱりポイントカードとかそういうのを付けて、これが100個たまったら1,000円の何かになるとかいうようなものもあるんですけど、質疑ですのでこれはどうだこうだというのは言えませんが、そういうお話すら何も出なかったのか、そこだけもう一度確認いたします。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

受益者負担の適正化に関する基準に基づき、原価を基本とした料金設定と適時適切な検証の結果、見直しが必要と判断をしたところでございまして、据え置きも含めまして、全体に含めて検証しました結果、据え置きはしないということに至ったものでございます。また、低所得者につきましては、他の市町村での手数料におきまして、軽減措置を行っているという情報も得てございませんし、そういったことから、現在のところ考えておらないということでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

そうやって部長もおっしゃられるなら、他市の状況を見合わせるなら、なぜこういうところだけは亀山も率先して早く上げるようなことにせないかのかというふうなところは疑問として残りますが、今後の世の中の流れにも沿って、そういうのは議論が一つあってもいいのではなかったかなと思うところでございます。今回のところは、こちらの件につきましては以上で終わりをまして、次に移らせていただきます。

次に、議案第93号亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止についてでございます。

こちらは、いろいろ今までも背景についてご説明いただきましたが、今回の条例はどのようなもので、そしてこの条例を廃止することによってどういうことになるか、その辺の背景をご説明いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

このたび、亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止について、ご提案をさせていただいております。

この条例につきましては、平成24年に、それまで企業会計で行っておいりました国民宿舎関ロッジ事業につきまして、新たに指定管理者制度によって運営を行っていくということで、公共施設としての位置づけをさせていただいた条例でございます。このたび、市としましては、さまざまな検討をした結果、国民宿舎関ロッジにつきましては、運営を継続しないというふうに市の方針を決定させていただいたところでございまして、それに伴いましてこの条例の廃止を行うということでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

運営を継続しないというのは、今回の条例のこととございまして、さまざまな情勢からということとございますが、背景と趣旨のいただいております資料でもございますが、近年の市内への多数のビジネスホテルの立地、民間による事業の活動、他の公共施設の整備等により、要は亀山市にもたくさんのビジネスホテル等々建ってきたと。これは、指定管理者制度にする前からわかってたことだと思うんですね。

そんな中で、今までの流れといたしましては、指定管理者もちょっと長いので、M社と言いますけど、M社の指定管理となって、昨年5月20日付でM社のほうから事業報告書が出てきております。そういう中で、運営上の金額的なこととか、そういうのもありますが、その中の一番最後に、期間といたしましては平成25年7月1日から始まったんですけど、そして昨年、26年3月31日までの期間のことについてでございますが、その中で、一番最後のところに書いてあるんですけど、M社側からの報告の「来期はこの1年の経験を生かし、お客様の安全、お客様の満足度アップ、健全なる経営を図るため、弊社近隣施設とエリア性をとった運営」、ずっとありまして、最後に「全社として関ロッジを盛り上げていきたいと考えております」と、このように前向きな事業報告がございました。そしてその後、昨年12月より、説明にもあった流れで、ことしの3月31日には代理人の弁護士のほうからも来て、そしてそこに亀山市と交わされた30条、40条を上げられて、そして亀山市の指定管理者を離れるという経緯がありました。こういうふうなやる気もあつたのに、そして最終的には金額の補填とか、そういうのがございました。そういうのを踏まえて、今回のもう廃止ということで、亀山市の国民宿舎関ロッジの条例的なものは廃止になると。

先ほど支所長がお話しされましたけど、これによって、関ロッジを現在運用しておる中で、ことしの6月24日にいただいた資料の中でも、関ロッジの維持管理という中で約281万9,000円、こういうのもかかってくると。そういう中で、今回の廃止に至った経緯の中で、今私たちは市民の方にどのように説明していけばいいのかというところで、私は非常に苦慮しておりますが、その点につきましてご説明いただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

坂口支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

このたび市として、国民宿舎関ロッジにつきまして、運営を継続しないというふうに決定をさせていただいた考え方でございますが、昭和42年に設置されました国民宿舎関ロッジにつきまして

は、年月が経過する中、経営状況が変化し、平成19年からの議会を初めとしたさまざまな議論を経て、平成25年7月からは民間のノウハウを活用する指定管理者制度による運営に移行をいたしました。しかしながら、指定管理者による2年間の運営は多額の赤字収支となり、本年3月末をもって指定管理者は撤退し、4月より休館となったところでございます。このような中、今後の関ロジのあり方について、外部委員による国民宿舎関ロジ在り方検討委員会及び庁内組織により検討を行い、これらの検討結果を踏まえて、市としての方針を決定し、9月議会に説明をさせていただいたところでございます。

国民宿舎関ロジは、昭和42年に開業いたしまして、長年にわたりまして市内外の皆様に愛されてまいりました。一方で、経営環境の変化、施設の老朽化等によりまして、赤字運営の解消は困難な状況にあると理解をいたしております。今後、同施設において運営を継続的に行っていくには、赤字収支に対する補填、施設老朽化に伴い必要となってくる設備更新費等に対し、多額の市費投入が必要となってくるが見込まれます。国民宿舎関ロジは、観光振興、地域振興に寄与する施設としての期待はありますが、市内への多数のビジネスホテルの立地、民間による事業活動、他の公共施設の整備等により、その公的な役割は小さくなっています。

また、国民宿舎関ロジの持つ宿泊、食事といった機能は民間事業と競合するものであり、こういった施設の運営を進めていくために、しかも老朽化施設に対し継続的な公費の投入をしていくことは、現状において困難と言わざるを得ません。このような中、外部委員によるより幅広い見地から検討いただいた国民宿舎関ロジ在り方検討委員会においても、同様の理由により、現在の運営継続は適当でないとの提言をいただきました。これらのことから、未来志向の問題解決を図るため、提言並びに庁内検討内容を総合的に勘案した結果、本市として、国民宿舎関ロジの今後のあり方について方針を決定したところであります。

方針といたしましては、現在休館中にある亀山市国民宿舎関ロジについては運営を継続しないものとし、今後は亀山市、特に関宿の観光振興やまちづくりにおける観音山公園の位置づけを検討した上、市により更地化する土地への民間事業者による新たな施設建設の誘致を行うとともに、あわせて民間事業者による現施設の活用についての募集を行う。なお、民間参入が困難な場合には、市において公園整備などについて検討する。また、劣化が著しいブルートレインについては、早期に売却等の処分を進めるというものでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

支所長はずっと先のこともおっしゃっていただきますが、今現在の流れでこういう結論になってしまった、その背景です。だから、私の聞いたかったのは、指定管理になって引き渡して、そしてまた1億4,000万とか高額な金額で耐震のこともやり、設備のこともやり、かけたお金の回収というわけではないんですけど、間もなく撤退していったというところについて、非常に何とすもんなんだろうと、あれはどうなんだろうと、そういうところを聞いたかったんですけど、また今後ちょっと議論の余地もあると思うんですけど、そういう中で、ここのところの最後ですけど、今後の方向性ということで、先ほど支所長もおっしゃられたような更地云々とかいろいろありますが、私も昭和42年にできたというのは、昭和42年というのは私も小学校の1年生になったころだっ

たと思うんですけど、やはり小さいころから関ロッジというのは、校外写生に行ったら観音山で写生をしたりとか、そして裏山の池で昔はボートに乗れて、友達とか兄弟で遊んだりとか、そうしたときに見上げると関ロッジがあると。そして、当時、中学時代なんていうのは駅伝とかもありまして、ゴールが関ロッジだった。本当にゴールの前に見上げると関ロッジがあると。このような形で、関ロッジというのはみんなの心の中で非常に印象強く残っているところでございます。

更地になって何もなくなるというより、何かそういうモニュメント的なことも考え、また先ほど支所長が言われておったように、別の方向で入っていただいたり、関宿をにぎわすための、今は足湯がありますけど、そういうような部分があるとか、またこれから公募するというところでございますので、やっぱりその辺の地域の方の思いというものをしっかりと酌んでおいていただけるような方向であれば、今回の関ロッジの条例を廃止というのも、今後の亀山市の運営に関してもいたし方ないところもあるかもわかりませんが、やはりなかなか金銭だけではおさまりがつかないところもございまして、その辺だけ申し添えておきまして、最後のところに入らせていただきます。

議案第94号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、こちらのみず第1点目でございますが、第1項の中の障がい者福祉費、そして自立支援事業と、ちょっとお時間もございませんので、もう1つの次の項の心身障がい児福祉費、こちらの自立支援事業、この点2つについて、まずどういった事業であり、そして今回の補正に上がってきた背景、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

まず、介護給付費などにつきまして申し上げますと、これは平成18年4月に施行されました障害者自立支援法や、平成25年4月に施行されました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によりますサービスを提供するものでございます。もう少し具体的に申し上げますと、介護給付費、訓練等給付費がございまして、例えばホームヘルパーに身体の介護や家事の援助をしてもらったり、障害者支援施設でデイサービスを受けてもらったりするようなサービスに係る事業者に給付する経費でございます。

補正に至りました経過といたしましては、平成27年度当初予算に、各サービスの利用者数、これは平成26年度の最終実績予測をして、4,300人と見込んで算出しておりましたが、利用者数が想定以上に大幅にふえ、本年8月末の実績を勘案しますと、先ほど申し上げました4,300人に対しまして5,400人になる見込みでございます。このふえた要因としましては、近年サービスを提供する市内の事業者がふえ、サービスを利用することができる環境が整備されたことが利用者の急激な増加につながっているものと考えております。

次に、介護給付費等の4,224万9,000円の補正のほうでございますが、このほうは平成24年4月に改正されました児童福祉法に基づく障害児通所施設のこと、身体や知的精神に障がいのある児童や治療方法が確立していない疾病などがある児童が受けることができるサービスでございます。児童発達支援や放課後等デイサービスなどがございまして、特に利用者が多いのが放課後等デイサービスでございます。

補正に至った経過としましては、平成27年度当初予算では、利用者数を330人、これも平成

26年度の最終予測の308人に対して330人と見込んで算出しておりましたが、利用者数がふえ、650人になるという見込みが立ってきましたので、補正をさせていただきました。このふえた要因につきましては、市内に平成26年度に放課後等デイサービス事業所が1カ所開設されました。また、鈴鹿亀山圏域では、平成26年度、27年度の2年間で8カ所の事業所が開設されています。これらのことが利用者サービスにつながって、利用者数がふえたということでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今、2カ所のところをお伺いいたしましたが、実際のところ、私もずっと過去をさかのぼって金額的なところで見せてもらったんですけど、特にやはり心身障がい児福祉費、こちらの心身障がい児支援事業につきましては、人数的にも330人が650人と倍ぐらい。金額的にも、24年、25年、26年に比べると、トータルでいくとかなりの金額になって、確かに国が2分の1、県が4分の1、そして残り市が4分の1という負担ではございますが、そういう中でこんなにふえたというのは、傾向として過去から人数的にもふえているのかなというところがもう1つお伺いしたい点と、そして、今回のこの事業で、支援される側の方のお声というのは何とか網羅できているのか、その2点だけ最後にお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

先ほども申し上げましたように、延べ人数としてはふえております。もう1点、じゃあ実数としてはどうかということですが、延べ数としては、先ほど言われたように2.7倍であったり、さらに2.8倍というふえ方でございますが、実利用者数につきましては、そんなふえ方ではございませんが、やはりふえております。それから、現在のこの施設の状況で、完全にこれで網羅されておるんかということであれば、さらにサービスを充実する必要があると考えておりますが、これが際限なくふえていくというふうには考えていないところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

人数的にも延べ人数ということですので、その辺が、爆発的に人がふえたというわけではないというふうなことだけ理解させていただきました。

では、最後のところでございますが、第3款のところでは第2目児童措置費の母子生活支援施設措置費というところでございますが、今回のところで、金額的に上がっているのが268万2,000円と莫大的な金額ではございませんんですけど、過去をちょっと見てみますと、24年、25年とかは一応事業は見受けられないように思うんですけど、昨年、26年度から少し事業に上がってきております。これはどのような事業なのか、そしてまた、その事業について、過去からの傾向といたしましてどういうふうなものがあるのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

母子生活支援施設とは、どのような施設かということをお尋ねかと思います。

母子生活支援施設は、児童及び配偶者のない女子、またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の看護すべき児童が入所対象となっている施設でございます。児童福祉法第38条に基づく施設で、主にDV（ドメスティック・バイオレンス）等の被害によって避難された母と子を保護し、児童とその母親に安全な場所を提供するとともに、児童の福祉や母親への就職相談など、自立支援を行うための施設となっております。なお、市内には、この施設はございませんことから、市外にある施設に措置をすることとなります。

最近の措置実績についてでございますが、平成23年度から25年度は実績がございませんでしたが、26年度は保護するケースが出てまいりまして、本年度におきましては数件の措置を行っているところでございます。これまで措置実績がございませんでしたので、当初の見込みを超えて本年度数件ケースが起こってまいりましたということで、補正を計上させていただいたところです。傾向といたしましては、DV等、年度によっては異なりますけれども、少しずつではございますが、若干ふえているというような傾向にあるかと思います。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今、センター長の報告いただきました内容では、俗に言う保護シェルターみたいな呼び方をしておる場合もあるんですけど、亀山市にはそういうのがあると思っていたんですけど、亀山市はなかったんですね。亀山市外のところで、亀山市としてしっかりと手厚い保護をされているということでございますが、やはりいつまでもということではなく、自立をするためにというふうなこともあります。そんな点につきまして、日々のケアとかその辺はいかがなんでしょうか。最後にその点だけお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

入所の期間につきましては、年度単位で期限を設けておりまして、母子と面談をする中で、退所後の自立に向けた年度ごとの目標を立てるよう指導しております。そのため、ケースによりまして入所期間に違いはありますが、おおむね2年から3年をめどに退所に向けた支援を重ねているところです。また、入所中の母子の支援に関しましては、日常は施設側での支援が中心となっておりますが、市は定期的な施設訪問を初め、随時課題が生じた場合も即座に対応ができるよう、安全を最優先とした対応を軸に、県や警察機関などと連携を重ねた対応を行っております。また、母子の心に寄り添いながら、今後の自立に向けたきめ細かい対応を心がけているところでございます。

○議長（前田耕一君）

4番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、3点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

1点目は、議案第90号亀山市手数料条例の一部改正についてですけれども、これは尾崎議員、新議員それぞれいろんな角度から質疑されましたもので、市長にお伺いをしたい。

石井部長からもいろいろ答弁があったんですけれども、平成26年2月、受益者負担の適正化により、それから平成26年10月の第2次行財政改革の観点から、昭和57年から35年間の経過を検討した結果、今回の値上げになったというんですけれども、これは11月27日の伊勢新聞のあれですけれども、持ち出しで200円から300円と。市長の定例記者会見で12月議会に上程するという部分があるんですけれども、市長にお伺いしたい。

各種手数料、特定の市民への提供、サービスの対価から出る使用料、手数料の受益者負担等については、公平性の観点から適正化を図るという市長の基本的な考え方、特定の市民に提供するサービスという、どういうふうな考え方を持っているのか。というのは、手数料をいただくのは、当然紙代も要りますからあれですけれども、市民に提供するサービスの対価というのは、どのような観点を市長は思っているのかお伺いしたい。

○議長（前田耕一君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

今回の改正自体は、昭和57年以来、34年間据え置きでございましたこの手数料につきまして改正をお願いするものでございますが、この前段、基本的な考え方につきましては、けさからご答弁させていただいておりますが、受益者負担適正化に関する基準に基づいてさまざまな角度から検証いたして、見直す必要があるものにつきまして、当該手数料の改正をさせていただくということでございます。

この受益者負担の適正化については、私どもとしては、2つの原則を掲げて検証、検討いたしてまいりました。その1つは負担公平の原則、特定の者が行政サービスを利用し、受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲内において原価を基本とした料金設定と、適時適切な検証を行って、必要に応じた金額に見直すという考え方。もう1点は負担均衡の原則、これも議員ご案内のように、行政サービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮するという考え方でございます。この考え方に基づいて、本当に本市にはさまざまな分野の許認可手数料、あるいは今回のような手数料の案件がございますけれども、この原則に基づいて見直しを図ってきたものでございます。

さらに、これも釈迦に説法でございますが、亀山市まちづくり基本条例におきまして、市民は行政サービスを受ける権利を有するとともに、市民は行政サービスに伴う負担を分担しなければならないと定めておるものでございまして、こういう総合的な観点の中で、34年ぶりの手数料の見直しを今回ご提案させていただいておるということでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今回の住民票やか印鑑登録証明書の各手数料を、15種類を200円から300円へ上げると。

特定な市民サービスという、交付を受けていない市民に対してはどのようなサービスをするんですかな。尾崎議員も言われたように、業務をつかさどる職員、その給料は何で賄ってみえるのかな、その辺も一遍ちょっとお答え願いたい、市長。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどもご質問ありましたけれども、200円をそのまま100円上げるといふことやなくて、据え置いたほうがいいんじゃないかというふうなことであろうかというふうに思いますが、例えば200円に改正をされた昭和57年当時においては、現在のような情報処理、機械等の便利なシステムを使用せずに、手作業で行っていた時代であったかというふうに思います。住民票の例えば写しを1枚交付するにも、かなりの時間も要したものでございます。その後、時代の移り変わりによりまして、住民票の業務に係る電算システムの導入でありますとか、その維持管理にかなりの費用をかけてきた。そして、その業務を今日粛々と行っておるといふ状況でございます。

これらの先ほどの負担の原則の考え方の中で、この原価をどのように考えるか。それは人件費だけではなくて、そのシステムの導入費でありますとか、その維持管理費でありますとか、さまざまなコストも含めてやっぱり原価を捉えるということが大事であろうかというふうに思っておるものであります。

適切でないかわかりませんが、例えば、これも議員ご案内のように、戸籍の証明書は政令で定められておるわけでありまして、この変遷におきましては、現在の戸籍謄本の手数料につきましては、昭和51年12月の当時200円ございました。これが昭和58年4月に300円、平成5年には400円、また平成8年には450円に変更されまして、これは政令での指示ということでございますが、現在に至っておるところでございます。

しかし、これらにあわせて私どもは種々の手数料の見直しをしてこなかったという経過の中で今日を迎えておるといふことございまして、原価の問題につきましては、34年間の据え置き過程で、システム導入、あるいは原価につきましても高まってきておるといふことをご理解いただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この場で私が聞いておることを何も答えてもらっていないけど、要はこんな特出しになるぐらいの新聞社も注目することなんです。いろんなことを述べはったけれども、ちょっと調べてもらいました。あなたが市長になってから、いろんな市民の負担が多過ぎる、値上げがね。例えば、国民健康保険税の値上げ、平成21年、22年、これは単純計算して、均等割、平等割、所得割はやむを得ん、僕は上げるべきやと思っておるの、所得割はもっと。そうやけど、これも上限がありますから、うまいことできておるの、国保の制度は。この上限を撤廃すればいいんやけど、国が撤廃せんもんで。それで、所得割のパーセントを上げるといふことは僕は賛成なんやけど、均等割、平等割、平成21年に均等割を上げています、7,800円。22年に3,600円上げています。それ

で1万400円増になっておるの。そこで、22年に平等割もいらっているので2,400円。実質的に税負担が、国民健康保険の場合1万2,800円上がっておるの、あなたの代になってから。

もう1つ、白鳥の湯、これが150円が300円になった。それから、動物火葬炉の使用料、収骨ありが8,640円、収骨なしが4,320円。それから、事業系の一般廃棄物が160円に上がっておると。それから産廃も上がっておると。がん検診の負担は、今まで1,000円でよかったんが2,000円に上がっておる。集団健診も400円が800円に上がっておると、個人負担が。インフルエンザも、私ももう66になったもんで、今回これが500円やなと思っていたら1,000円になっておると。500円あればたばこ1つ買えるんやけど、ちょっと余談やけれども。

確かにいろんなことやらはった。乳幼児医療の助成金、義務教育まで引き上げた。これはあなたのマニフェストやで。そうやけど、この料金改定ということはほとんどなかったんですよ、マニフェストの中には。そして、このもろもろの、あなたが市長さんになってから行財政改革として、いろいろ金が枯渇するとかいうてあれもこれも値上げしていくけれども、あなたが市長に就任してから、二十数億の金が財調へたまり込んでおると。市民サービスは特定の人のもので、それは値上げしていかないかと。それは理屈が合わん。

先ほども、尾崎議員の質疑で税込670万がふえるときにどうやといったときに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に使いまんのやとってさな。わけのわからんところに金をぼこんと放り込んで、後から聞きますけれども、関ロジの改修も1億何ぼの後、それから2,000万放り込んで、無駄なところには大きな金を出すけれども、ちまちましたところで値上げをしていくと。市民がそれで納得するんかいな。私はよう納得せんがな、あなたの政治のやり方は。今もちょっと聞かせてもうたけれども、これを利用せん人にはどういうふうにサービスをするんやな。特定なものにサービス、だけど、この業務を行うのは、その窓口で配置された職員が市民から負託を受けて行政手続等の書類作成を業務として行う。尾崎議員も言われたけれども、この表で、こういうふうは何円かかるか、物件費は幾らで、表にあらわすことすらもおかしいと私は思う。

市の職員として、市民が窓口へ見えたら、いろんな業務、それなら行政相談もあなたはお金を取っておるかな、取っていないでしょう、1件につき幾らって。違いますか、市長。行政相談に来た人に、1件につき幾らという金を取っておるかね。いただいておる。いただいていないやろがな。その窓口で行政相談した人に対しては逐一説明しておるのや。それは無料でやっておるんやがな。そうやけど、特定の者、ここにある資料についてはお金を取ると。それは特定な人がやっておるのやから、サービスが均衡でないというのは理屈に合わんと私は思う。

だから、こういうような料金改定というのは難しいと思う。難しいと思うけれども、尾崎議員も言われたように、5万件もあるような案件については、何ぼ昭和五十何年からいろいろおらん、35年間いろいろおらんといいども、やっぱり現行どおりやっていったらいいと思う。もし、亀山市に金がないというんやったら、市民税を上げたらいい。名張でもやっていますよ、固定資産税を上げましたよ。そういうような形で、全部が負担し合うと。それで、そのまちをつくっていくという感じでやっていけば、そんな手数料でちまちま670万を動かすより、もっと違う方法があると私は思う。こればっかやっておったらあかんもんで、次に移りますけれども、値上げというのは、35年来いろいろおらんだでやりますんやと。第2次行財政改革の一環として、市民の公平性を図るためにやりますというの、上げるべきもので私はないと思う。

次に、これもしかりやけれども、議案第92号に、亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止が出ています。この提案理由によりますと、近年、交通遺児の生活支援については、児童扶養手当や遺族年金等の制度により充実が図られましたと。これらのことから交通遺児援護金を見直し、本条例を廃止するものでございます。その上に、交通事故が減ったというように言うておるけれども、ちょっとこれも新聞に出ていますわ。この間、名阪国道の50周年記念で、あなたはこんなことで笑わせたらしいな、会場を。櫻井義之亀山市長は、名阪の50周年で、来賓でパネリストの中で、急なカーブでふらついた、白バイにとめられたという話から、次に、櫻井義之亀山市長は、死亡事故が多発している名阪国道については、命の道というより命がけの道と皮肉っておるというようなことを言うておる。そうしたら、会場がわあっと沸いたと。

だから、今後、交通遺児というのは、確かに今の世の中で、提案理由にもあるように、児童扶養手当とかいろんな制度があるけれども、亀山特出しの市単の事業ですやんか、これは。ここに持っていますけれども、なぜこれを廃止するんですか。亀山市独自の制度やったら、そのまま継続すべきやないかな。この制度かて、行財政改革に基づいてやるんかな。これに基づいて、この廃止を決めたんかな。廃止の理由は、提案理由の理由ではないと思う。亀山独自の制度ですよ、月額2,000円。私は月額5,000円に上げてもいいと思っておる。交通遺児の扶養者が亡くなられたときに、その子らが18歳になるまで亀山市民で何とか、わずかな金かわからんけれども、それを保障していくという制度は僕は存続すべきやと思うけれども。

市長がこうやって、名阪ではこんなことを言うておって、交通事故で、今後亀山市民のどなたがそんな目に遭うとはわからんのやから、亀山市民でこの制度を存続して、現行2,000円のやけども、それを5,000円にしてでも、これを充実した中で、交通遺児の方々をはぐくみ育てていくという亀山市にしていきたいの、私は。それを何で廃止するのやな。一遍その真意を聞かせていただきたい、市長の廃止する根拠を。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

交通事故をなくしていくことは、全ての市民の願いであろうというふうに思います。

今回の交通遺児援護金給付条例の廃止であります。本条例自体は、交通事故により父母を亡くした18歳未満の者に月額2,000円の交通遺児援護金を給付することによって、交通遺児を援護し、福祉の増進を図ることを目的に、昭和46年に旧亀山市において制定をされた条例でございます。その背景もあつたと思っておりますが、昭和45年当時というのは、全国で最多の交通事故による死者数で、その後、増減を繰り返した後に、平成13年から14年連続して減少しまして、平成26年には昭和45年当時の4分の1以下となっております。また、県内及び亀山警察署管内におきましても同様に減少の傾向にありまして、本条例の対象となる給付人数も年々減少し、合併時の平成17年度が11名でございましたが、現在、給付人数はお2人ということになってございます。

このように、交通事故による死者数の減少に伴って新規の利用がないこと、また近年、交通遺児の生活支援策として児童扶養手当や遺族年金等の充実が図られてまいりましたことや、現在、県内他市町では、交通遺児の生活費を扶助する制度自体が実施されていないこと等を総合的に勘案をい

たしまして、制度の見直しを行った結果、本条例を廃止いたすものでございます。そういう背景で
ございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

昭和46年という、44年ばかり前かな、そのときに2,000円と決めたと。この金額は恐らく変わっておらんと思う。私はそのとき山へ入っておったもんで、そのときの日当が1日2,000円やったわ。朝7時半から夜の5時半まで働いて、1日2,000円やったんやよ。1日やで。それからこの金額は変わっていないと思うけれども、市長が言われる新規の利用がない、1点。それから県下では他市にない、2点。ないものが亀山市にあったらいいやないかな、別に。そうしたら、県下にはないものは全て廃止するんやな、これから。そうなるよ。亀山市にはこういうような交通遺児に対するこの福祉、この目的、この条例は、交通遺児に交通遺児援護金（援護金という）を寄附することにより、交通遺児を援護し、福祉の増進を図ることを目的とする。このようにしてある。交通遺児を援護し、福祉の増進を図ると。あなたもよく福祉福祉と言うんやったら、何で県下にはないから廃止しますよと、利用者がいないから廃止します。そんなもん廃止する理屈にならん。だけど、亀山市にはこういうような制度もありますよというのは残すべきやと私は思う。利用者が少ないから、2人しかおらんって。あつてはならんけど、それならどんと出る可能性もあるわけやないかな。

また、交通事故やなしに、不慮の事故で母子家庭になったり、片親だとそれなりの補助もある。それにあわせてやっておると思うけれども、何で他市にはないから亀山市も追隨してやめますって、亀山市の一つの特徴、子育て支援の一つの特徴としてこの制度は私は残すべきやと思うけれども、こうやって廃止条例を出しておるということは、もうええがなこんなところでという安易なことかな。やはり行く末長く、18までは亀山市民の皆さん、交通遺児の会も私も過去に数回出させてもらったことがある。それはいろいろ苦勞してみえる。だけど、たかが2,000円でも、しかれども2,000円なんや。9月と3月かな、2回支給されると。そうすると、半期ずつやで1万2,000円ずつ入ってくると。やっぱりそれなりの意味があるの、この9月と3月というのは。それはやっぱり堅持していただきたいと思うけれども。

原課でもいろいろな協議をしてもらおうと思うけれども、やはり亀山市独自の制度というのであったら、なおさらこれは僕は残さんならんと私は思っておる、そういうふうに。これはまたいろんな各所管の委員会で議論してもらおうと思うけれども、そこら辺も踏まえて、ただ利用者が少ないだけではあかん。他市にはないというだけで廃止する、年間、今2人の方が給付を受けてみえるけれども、4万8,000円ですよ。それが仮にふえても何でもないと私は思う。

次行きます。

議案第93号の亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止について。廃止の根拠を言うてほしいんですけども、その前に申し述べますけれども、関ロッジに関しては、平成19年、2007年、リーマンショックがあつて、耐震調査をやっています。平成27年に第1回の亀山市国民宿舎関ロッジ在り方検討委員会が開催されたと。20年に市議会で公営企業問題特別委員会を設置し、提言したと。平成23年に国民宿舎関ロッジの運営手法検討調査結果等が出て、平成24年には国民宿舎関

ロッジ条例が制定、指定管理者の公募、（株）エムアンドエムサービスを選定、25年に工事をやって、それから指定管理者が管理をやって、それで平成25年12月に指定管理者より指定管理者指定解除の申し出があったが、26年も協議の結果、継続して行くと。だけど、また12月にもう27年度以降はようしませんよという取り消しの申し出があったと。それで、27年に協議をして、合意に至らず。そして、3月31日に指定管理者を取り消して現在に至っておると。それで、この廃止条例が出ると。

市長、あなたはさきの緊急質問にも、服部議員及び私にいろんな答弁をやってみえる。議会に逐一きちっと報告をした後に、いろんな関係のことをやっていくと。9月の緊急質問がありましたわな。そのときにいろんなことを述べてみえる。そのときに市長としての今後の方針について出してきたんですけども、この廃止って、何のための廃止なんやな。議会に何の説明もなしに報告もなしに廃止条例っておかしいやないかな。その説明責任を十分果たした中で、今回の提案に至ったかどうか。市長、そういうふうには十分説明を果たしたと、ご理解してもらってみえますのかな。市長。それを聞かせて。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この関ロッジの前に、先ほどの質問で少し誤解があっただけではないので、補足をさせていただきますが、先ほどの交通遺児のお2人の、今受給いただいております方々に対しましては、18歳に達するまで引き続き受けられるよう経過措置を設けておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それで、国民宿舎関ロッジの廃止条例について、ちょうど9月定例会の閉会日前日に基本的な考え方、方針をお示しさせていただきました。最終日には、緊急質問の中でご議論を頂戴したところでもあります。その方針に基づき、具体的に検討を始めたり、これを前へ進めていくために、今日まで努力をいたしてまいったところでもあります。また、その都度都度、議会の皆様とはその進め方につきましても協議をさせていただいて、可能な限りの説明をさせていただいて、今日に至っておるところでございます。したがって、今回廃止条例ということで、この基本方針を具現化していく過程で国民宿舎関ロッジ条例の廃止を議会にお諮りをしておるといふことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この間の緊急質問で、説明責任は終わったという判断かな、市長。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

基本方針を9月定例会、緊急質問を通じまして、基本的な考え方をあの時点で申し上げたところでもあります。それを具現化していくという過程で、さまざまな検討であったり作業を今進めてきておるところであります。その一つがこの廃止条例の提案ということでございますが、現在もお示しをさせていただいておりますが、観音山公園の位置づけについての検討でありますとか、こういう

ことにつきまして、現在その作業を進めておる最中でございますし、この議案にかかわります説明責任ということにつきましては、これは議会の議案関連資料として、本議会に国民宿舎関ロッジに関する今後の進め方、それから国民宿舎関ロッジ指定管理の検証ということで、資料としてお示しをさせていただいております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それなら市長、お聞きしたい。

関ロッジに今までかかった費用、耐震工事1億一千何百万、それから設備投資に一千何百万、それから空調設備に八百何十万、ロッカーに七十何万、維持費に280万、在り方検討委員会のいろいろたび重なる、私も読ませてもらった各種報酬に百何十万。これはどないしまんのや、今後。今まで、19年から時系列で私は言わせてもろうたわな。提言書に対する答えとか言うたけれども、この間、緊急質問のときでも、服部議員に対してこういうような答弁をされておる。いろんなことを聞かれておるんですけども、服部議員。また、議会に相談させていただいた上で、しかるべきときに対応させていただきたいというふうに考えておるものでございます。この点をご理解いただきたい。何かえらい拾い読みで申しわけないけれども、自分の勝手なことばっか。

私の答弁、そういうような中で、当然行政としては更地化するという中で、その後の提案を求めていきたいというふうに考えておるものであります。もう少し拾い読みですけども、最後の段ですけども、当然責任ある政策判断をさせていただいて、これを実行しようということで、昨日その方向を示させていただいた、政策判断というんですけども、市長の政策判断は、この廃止条例でどのような政策判断をされるのか。いろんな資料はありますよ。あるけれども、市長として政策判断はどういうふうにしていくのやな。今からどういうふうにしたいの。この資料が出てきました、いろんな。ここにありますけれども。

今まで使ってきたお金、内部留保金1億5,000万、これによっていろんな形で（株）エムアンドエムサービスが指定管理者をやった。その業者が2年で引き上げた。そうすると、今日までのいろんな動きについて、市長の政策的な判断で誤りがあったのかないのか。誤りを認めるか認めやんのか。今も、関ロッジは延々と経費を使って運営していますよ、維持管理を。防犯カメラをつけよといったらつけました。月に何回か風通しせいと、それもやっておる。廃止して、その政治的な責任、市長、廃止してこれから何をしたいのか、一遍それを教えて、市長の考えを。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、廃止をして何をしたいのかということでございますけれども、これは先ほども支所長のほうからも当時の基本方針をお示しさせていただきました。今後、この運営を継続しないものとする、今後は本市、特に関宿の観光振興やまちづくりにおける観音山公園の位置づけを検討した上で、市により更地化する土地への民間事業者による新たな施設建設の誘致を行うとともに、あわせて民間事業者による現施設の活用についての募集を行うと。そして、民間参入が困難な場合には、市において公園整備などについて検討すると、この考え等をお示ししております。そういうことを前へ進

めるために、今回、政策判断としてこういう判断に至ったわけでありますが、具体的にその作業を前へ進めていこうという今状況でございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員、簡潔に。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、市長が判断された指定管理は失敗であったと。1億数千万の無駄金を使ったということですね。そういうふうに理解させてもらってもよろしいな。また、これから民間を導入するには、なおかつ新たにお金を投入し、関ロジの跡地利用を考えていくのやと。そのお金は、あくまでも市民の金を使っていくということですね、確認の意味で。それを確認させていただきますわ。そうですね、そうしたらそうやと言うてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長、一言でお願いします。

○市長（櫻井義之君登壇）

指定管理の検証は今回お示しもさせていただいておりますが、誰の責任やということと、今日に至るさまざまな過程で、オープンな議論を経て合理的な判断をしてきたということでもあります。ただ、今おっしゃられた1億5,000万のお金の流れにつきましては、この議会でも従来から申し上げておりますが、誤解のないようにご理解をいただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時12分 休憩）

（午後 2時22分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

朝から各議員がいろいろ質疑をされておまして、私は二、三重複する部分がございますので、皆さん方の答弁を参考にさせてもらって質疑をさせていただきたい、かように思っております。

それでは、議案第81号亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございますが、昨今、新聞、テレビ等にも、この個人番号の郵便の遅配とか、誤配とか、また詐欺等々の報道がうるされておまして、これは我が国にとっても非常に問題のある法律かなあというふうに今思っております。

その法律が制定されました中で、いわゆる番号法というんですけども、この法律が制定された中で亀山市において、条例制定を今回行うということでございますが、その中で制定の内容と目的につきまして、まずご説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、平成27年10月から個人番号の通知が行われ、来年1月から個人番号の利用が始まるところでございます。

マイナンバーの利用については、番号法により、社会保障、税、防災に関する事務において利用することが定められており、市が庁内連携や社会保障、税、防災に関する事務で独自に個人番号を利用する場合には、その事務と利用範囲を条例で定める必要がございます。また、市長部局、または教育委員会部局が特定個人情報を提供する場合についても、その事務と提供範囲を条例で定める必要がございます。これらに対応するため、本条例を制定するものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

内容と目的についてはお聞かせ願いました。その中で、市の責務ということが出ております。先ほどもいろいろな内容をお示しされておりますけれども、ここでいう市の責務ということについて、どのような責務があるのかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条において、市の責務といたしまして、市は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとする旨、規定をいたしております。具体的には、個人番号等の適正な取り扱いにつきまして、安全管理に関する基本方針を定め、本方針に相応した管理規定等を策定し、個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止や目的外利用の防止など、適正な安全管理措置を講ずるものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

答弁の中で、国との連携の中で具体的な安全管理条項とか、それについての責務ということで、どのようにしてこの安全管理をしていくのか、具体的に考えを今は持っておられると思いますので、これも1月1日からの施行ですので、具体的なお示しをお願いいたします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

具体的な安全管理につきましては、情報セキュリティーを守っていくという面では、例えば職員研修でありましたり、あと午前中の服部議員のご答弁でもございました、システムに関しましては、

やはり情報漏えいのないような形でネットワークを分離する、そういったことを全てこの安全管理措置として規定を設けて、職員に対してそういったことを知らしめていく、周知していくということが大事なことだと思っております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

このような最近の危機については、パソコン等も含めて、私も以前から危機管理の中で安全管理については特にお願いしてきたつもりであります。そういう中で、今回、これは非常に大事なセキュリティをしなければならんと思います。職員研修はさることながら、ネットワークとかそういうようなほうの管理、特に周知ですね。特に、職員に対しての意識づけを強く持っていただきたいなというふうに私は思っておりますが、今後そのような対応をさらにやっていくのか。今の答弁の中では上辺かなあというふうに私は思ったんですけども、再度確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃるように、この問題で一番大事なことは番号を管理する職員の意識づけ、これは本当に大変重要なこととございまして、これまでから研修を重ねておるところとございまして、再度さらなる研修を積んで、その意識づけを強めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よろしくお願ひしたいと思います。

それでは3番目ですが、第4条と第5条にわたっていきますけれども、市長及び教育委員会のかかわりについてということでお尋ねしたいと思います。

特に、この条例ではそのように書かれておりますが、市長部局はどのようなことにかかわるのか、教育委員会部局はどのようなことにかかわるのか、お示し願ひたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、まず改正の第4条におきましては、議員ご所見のように執行機関について述べてございまして、特に今回は地方自治法に基づきまして、普通地方公共団体の長と教育委員会、この2つを特定して述べております。これにつきましては、マイナンバーにおける特定個人情報の授受を、この市長部局と教育委員会部局の双方で事務が想定されるということが前提で条例改正を上げたものでございます。

したがって、同一地方公共団体の他の機関へ特定情報を提供する場合には、番号法第19条第9号に基づきまして、条例に規定する旨がうたわれております。今回、市と教育委員会の双方がマイナンバーを利用することを想定して本条例を定めるため、提案をさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そんな中で、条例の中を見ますと、例えば第4条で、個人番号の利用範囲の中で、別表第2の左欄というふうに掲げてございます。この別表について、教育委員会という字句が出ておりませんが、これはなぜであるのか。条文では両方の機関が出ておりますが、この別表についてなぜ出ておらないか、確認です。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、番号法第19条第9号で定めますのは、市と教育委員会のそれぞれの執行機関が情報をやりとりするときに、それを条例で規定するということがまず1つございます。なので、別表に関する事務につきましては、その条例をやりとりする情報の内容を示しておりますもので、今回、教育委員会が出ておりませんのは、それぞれの執行機関が第4条でそもそも位置づけておりますもので、別表で掲げておりますものは、その事務をうたっておるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうなれば、教育委員会はこの事務がないのかどうか確認します。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

市と教育委員会がやりとりをする事務が別表の中に書かれておるということでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

わかりました。

それでは次に、議案第84号亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定についてお尋ねするわけですが、この議案以降、2つ3つの議案については、亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正についてにかかわりのある議案と思います。特に、朝から鈴木議員等が質疑されましたが、その中から、私はあすまたこの全部改正については質疑させていただきますけれども、あすが集中審議ということでございますので、きょうはあえて避けておいて、今言いました看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定についてお尋ねしたいと思います。これの制定の目的についてお尋ねしたいなと思います。

○議長（前田耕一君）

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

本条例の内容を少し説明してから、目的をお話ししたいと思います。

本条例は、看護大学など、看護職員の養成施設に入学しようとする者、また在学している者に対して、入学支度金、または修学資金を貸与するものであります。ただし、卒業後に医療センターにおいて看護師、または准看護師として勤務した場合は、その貸与した入学支度金等の全部または一部の返還を免除する制度となっております。

目的としましては、看護師の確保は病院経営の根幹部分であるため、この制度により、医療センターにおける看護師等の要員を将来にわたって確保することを目的としております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

大体制定の目的等はわかりましたが、これは以前からも、このような条例か、規則かあったと思うんですが、そこらはどうするのか確認したい。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

今、議員おっしゃったように、この制度は従前から存在するものであります。ただし、現在は貸し付けは規則で、そして免除は条例で運用しておるという形になっております。今回の公営企業法の全部適用により、貸付規則を廃止することになりますので、新しくそれにかわる新たな条例、貸し付けと免除を合わせた新条例をつくるということでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それであれば、なぜ今回、この議会に廃止の条例は出ておらないのか。日にちのことがあるのか、制定の日と施行の日と廃止の日との絡みがあるのかなというふうには私は思いますけれども、なぜそれは準備されておらないのか。今後、廃止するのか。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

今回の条例制定の附則におきまして、附則の2のところ、亀山市看護師等修学資金返還免除条例に関する条例（平成17年亀山市条例第97号）は廃止すると定めております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

わかりました。

それでは、その条文の中の一部、ちょっとお尋ねしたいと思います、その条文の中に返還とか返還の猶予、返還の当然免除、返還の裁量免除についてというふうに出ています。これについては、それぞれの内容が違いますが、いわゆる猶予と免除というふうに出ていますけれども、どのような場合においてこのような措置をとるのか。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

まず、第6条で返還があります。返還といいますのは、5項目上がっております。貸し付けをしたけれども入学を取りやめたであるとか、死亡したであるとか、そして、卒業されてから2年以内に看護師免許を取得できないときとか、そして免許取得後、医療センターで採用されなかったときとか、まず返還というのが第6条に定められております。

返還の猶予につきましては、返還となったんですけれども、疾病とか災害等でやむを得ない場合は猶予ということになっております。そして、返還の当然免除、1つ例を挙げますと、4年間分修学資金を貸与したと。そして、医療センターに同じ4年間勤務されたと。4年間お貸しして4年間勤務された場合、それは当然免除ということになります。また、4年間お貸しした後、医療センター勤務中に、例えば公務中に不幸にして死亡されたという場合は当然免除ということになります。

次に裁量免除、これもちょっと例を言いますと、4年間お貸ししたと。ただし、その後、医療センターで3年間働いて退職されたという場合に、どれだけを返還してもらうかと、どれだけを免除するかということで、ここは裁量になっております。そして、現在の運用といたしましては、4年間貸して3年間働いていただいたわけですので、3年分は免除して、1年分は医療センターで働かなかつたので、1年分は返還するというふうな実運用はしております。これが裁量免除でございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

内容はわかりました。

最終的にこの決定は誰の判断ですか。当然、この病院の改正の中には病院事業管理者というのが見えますので、最終的にその判断でされるのかというのを確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

現在は市長でございますけれども、病院事業管理者が設置された場合は、病院事業管理者の権限でございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうすると、やはり亀山市病院事業の設置等に関する条例の中から見ると、位置づけというのは総責任者という位置づけでいいのか確認したい。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

病院事業管理者が設置されれば、病院事業管理者の権限と責任でございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

わかりました。

それでは次に、議案第85号病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について、議案第86号亀山市職員定数条例の一部改正について及び議案第87号亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてでございますが、この3件絡んでおりますのでお尋ねするわけですが、第86号で職員の定数条例、それから第87号で特別職報酬等審議会条例の一部改正というのが出ております。他にも消防団条例とか、防災会議条例とか、いろいろなものに絡んでおりますが、この項目にわたってお尋ねするわけですが、やはり病院事業管理者の位置づけですね、先ほど一部権限も聞かせていただきましたが、亀山市全体の中での位置づけがどうなるのか、特別職になるのかどうか。

例えば、副市長は特別職ですね。そういうような部分になるのかどうか。これは、病院で答弁はできないと思うんですが、総務のほうからの答弁、市長の考えなり、そこらの考えを聞かせていただいて、質疑させていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

病院事業管理者の全体的な、法的な身分についてということでございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

病院事業管理者につきましては、地方自治法上は市長の補助職員であります。病院事業の業務の執行に関し広範な権限を有することになり、その業務の執行に関し本市を代表することになります。また、病院事業管理者の身分につきましては、地方公務員法第3条第3項の規定によりまして特別職となりますので、これらを踏まえて各議案のとおり条例改正を行うものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうすると、この病院事業管理者については、地公法でいく特別職というふうに位置づけられておるといことですね。亀山市の機関の中での特別職の一人ということで、いわゆる亀山市の特別職、他の方を一遍紹介してください。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在の特別職は市長、副市長でございまして、過去には水道事業を管理する者を水道事業管理者として過去に配置した例がございます。あと、当時は副市長を助役と申しておりましたが、助役が2人制のときは2人を特別職として位置づけたこともございました。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今までの例を紹介していただきました。

例えば、教育委員会の教育長なんかは、今は私は一般職だと思うんですけども、これからはどう位置づけていくのか、ちょっと絡みますので、ここでお尋ねします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本年4月に地方教育行政の管理及び運営に関する法律の改正がございまして、教育長はこの法律によりますと特別職ということになりまして、教育長と教育委員長が一本で教育長になるというふうな形での法改正がなされておりますが、現在のところ、今の教育長はまだその法の施行前ということで、一般職の取り扱いとなっておりますが、新しい法律によりまして教育長が就任されれば、そのときから特別職の扱いとなるということで、今回の特別職報酬等審議会の条例につきましても、そのときから対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そういうことは他にも聞いておったもので、ちょっと確認だけさせていただいたわけです。

それでは最後の議案ですが、議案第93号亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止についてでございますが、この廃止に至るまでの検証と検討内容、さらに検討結果をお聞かせ願いたいと思います。

先ほど櫻井議員のほうからも質疑されておまして、いろいろ聞かせていただいたんですが、新議員も聞かれておったんですが、再度ここで確認をしたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（前田耕一君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

昭和42年に設置されました国民宿舎関ロッジにつきましては、年月が経過する中、経営状況が変化し、平成19年からの議会を初めとしたさまざまな議論を経て、平成25年7月から民間のノウハウを活用する指定管理者制度による運営に移行をいたしました。しかしながら、指定管理者による約2年間の運営は多額の赤字収支となり、本年3月末をもって指定管理者は撤退し、4月より休館となったところでございます。このような中、今後の関ロッジのあり方について、外部委員による国民宿舎関ロッジ在り方検討委員会及び庁内組織により検討を行い、これらの検討結果を踏まえて市としての方針を決定し、9月に説明をさせていただいたところでございます。

国民宿舎関ロッジは、昭和42年に市民及び旅行者の保養及び健康の増進に寄与し、あわせて観光事業の発展に資するため設置されました。しかしながら、近年は、市内への多数のビジネスホテルの立地、民間による事業活動、他の公共施設の整備等により、その公的な役割が小さくなっております。また、今後、国民宿舎関ロッジの運営を継続的に進めていくためには、赤字収支に対する補填、施設の老朽化に対する設備更新費等に多額の公費の投入が必要となることが見込まれるところでございます。これらのことから、国民宿舎関ロッジについての今後の方針を決定させていただきました。

方針といたしましては、現在休館中である亀山市国民宿舎関ロッジについては運営を継続しないものとする。今後は、亀山市、特に関宿の観光振興やまちづくりにおける観音山公園の位置づけを検討した上、市により更地化する土地への民間事業者による新たな施設建設の誘致を行うとともに、あわせて、民間事業者による現施設の活用についての募集を行う。なお、民間参入が困難な場合には、市において公園整備などについて検討する。また、劣化が著しいブルートレインについては、早期に売却等の処分を進めるというものでございまして、この方針に基づいて、本定例会に条例の廃止の提案をさせていただいたものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

私は経過をお聞きしました、検証と。今後のあり方については、私はあさって、金曜の日ですか、一般質問でやらせていただきたいと思います。るる今後のあり方まで答弁いただいたら、私は後、立つ瀬がございませんので、方向性なり今後のあれは私は一般質問でさせていただきますよ。通告してあります。ここでは検討結果と検証と、以上の内容だけ聞かせてくれと私はお願いしたはずで

す。

先ほども櫻井議員から、9月議会での答弁の云々、いろいろなことが出ております。私はここで、この条例の廃止を出されておるといのは、市長の最終判断であったのか確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、市長の判断として条例を提案させていただいておることになります。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

最終的に市長の判断であるので、私は何とも言えませんが、やはりこのような大きな問題を、先ほどの櫻井議員の答弁の中でも、9月議会ではいろいろな中での経過を答弁で聞かせていただきました。最終的には市長の判断であったんだろうというふうに今答弁を受けましたので、わかりましたが、やはりここまでに至るまでに、この条例廃止に至るまでに、例えば我々議員の中での全員協議会なり、例えば委員会なりの中で、どうしてもこの方向で行かんならんやというような協議を出されておらなんだということが私はちょっと残っておるんですが、これについての考えを市長に再度確認しておきます。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

9月に基本的な考え方をお示しさせていただいて、定例会最終日に緊急のご質問をいただきました。その中でも、基本的な考え方とご質問にお答えをさせていただく形で、今後の進め方の概略を申し上げたところであります。それ以前は全員協議会の場でありましたり、場面場面で議会のほうともご相談をさせていただいて、説明の場をつくっていただいていたわけでございますけれ

ども、今回、11月臨時会もございました。

いずれにいたしましても、今回、いわゆるあの方針に基づいて、次のこれを具体的に作業を進めていく、現実に今検討等を進めておるわけでありますが、前へ進めていく過程でどうしても関ロジをまずは廃止すると、条例上ですね。このプロセスが必要となってまいりますので、この点につきましても、今回議会とも相談をさせていただいて、関連条例の説明資料として、今後のあり方と、それから指定管理者の検証につきまして議会のほうにお示しをさせていただいたという経過でございます。

いずれにいたしましても、今までの議会からのご指摘も踏まえ、私どもとしては丁寧に説明をさせていただいてまいりたいというふうに今後につきましても思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

関ロジについては、亀山市の観光、いろいろな面から見ても、位置づけ的にも非常に大事なものであったと私は理解しています。やはり議会にも相談なりしていく中での、当然、質疑、質問の中での答弁は出ておりますけれども、それはよく理解しておりますが、議会を運営するためには、今後、行政と議会とは両輪と、我々議会としてもチェック機関ではあるけれども、やはりその部分はお互いに十分意識を通じてやっていっていただきたいなど、今後のお願いをして私の質疑を終わります。

○議長（前田耕一君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

次に、8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

きょうの議案質疑は、亀山市手数料条例の一部改正についてと補正予算、放課後児童クラブ費の増額について、2点お伺いしたいと思います。

まず、議案第90号亀山市手数料条例の一部改正についてお伺いします。

この改正は、住民票の写しや交付手数料や印鑑登録証などの15の手数料について、200円から300円に改正というか、値上げですね。28年4月1日から改定しようとするものなんですけれども、今回、この資料説明の中にも、受益者負担の適正化に関する基準に基づいて見直しを図ったということなんですけれども、行政サービスには、市民から見ると無料のものからいろんな有料のものまでさまざまございます。図書館であるとか、公園であるとかはサービス使っても無料だし、負担割合がいろんなパーセンテージであろうかと思っております。

公平の原則という言葉があったんですけど、受益者負担の原則ということもあると思っておりますけれども、これについての市の考え方について、一体どういうものを市民に負担させることを公平と見ているのかということがよくわかりませんので、よくわかるようにご説明をお願いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

8番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

負担公平の原則の考え方ということでございます。

受益者負担の適正化につきましては、昨年2月に基準を策定いたしまして、特定の市民に提供するサービスの対価として、公平性の観点から使用料及び手数料の見直しを行っているところでございます。受益者負担の適正化を図るに当たりまして、負担公平の原則と負担均衡の原則の2つの原則をもとに受益者負担額の算定方法を明確にし、取り組んでおるところでございます。

負担公平の原則においては、特定の者が行政サービスを利用し、受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲内において、原価を基本とした料金設定と適時適切な検証を行い、検証の結果、見直しが必要、見直しを行うという考え方で取り組んでいるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

どんなサービスでも、そのサービスを使う人と使わない人はいると思うんです。そんな中で、何をもって特定な、特別な人だということを見ているのかということがわからないから質問したんですけれども、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

私のほうでお答えをさせていただきますけれども、まず受益者負担の中で、どういう人がその受益を受けたというふうなことを考えるのかということでございますが、地方自治法で受益を受ける者には、使用料と手数料、主なものでございますが、そういうものを定めることによって、手数料というのはその特定の者が受益を受ける者であるというふうに示されておまして、そういう場合は受益者負担を求めることができます。ですから、亀山市の手数料条例にいろんな手数料を定めていますけれども、そういうものが特定の人が受益を受けるという定めにより手数料を定めているものでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

地方自治法で言われている特定のためという事務ですね。だから、それは何をもって特定とみなすのかということは、地方自治法には書いていないんですよ。これは特定な事務です、これはお金を取りなさいとは書いていなくて、徴収することができるということができる規定なんですね。だから、取るか取らないか、どれぐらいの割合かということは、市で多分独自で判断をするということだと私は認識をしておるんですけれども、これは特定で、これは特定でないというのは、もともとどういうふうに決めるんですかということをお聞きしたんですけど、お話が長くなりますんで、一旦進めさせていただきたいと思います。

今回、200円から300円に値上げするという事なんですけれども、値上げするための計算根拠をお示しいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

手数料の計算根拠ということでございますが、今回の手数料につきましては、受益者負担の適正化に関する基準に基づき、1件当たりの処理に要する額、人件費、賃金等の物件費を対象としております。サービス原価の算出については、平成24年から26年の過去3年間の決算額を平均した対象経費に人件費を合わせ、サービスの原価を算出いたしております。

例えば、住民票の写しや印鑑登録証明書等におきましては、住民登録業務等のシステムの委託料や使用料、そして封筒、申請書の印刷製本費などを含む年間の物件費は1,490万8,000円と。年間の処理件数は4万8,964件で、1件当たり経費は304円となります。また、人件費につきましては、それらにかかわる正規職員の人件費でございまして、1件当たり386円ということになります。これらの物件費304円と人件費386円を合計しました690円が1件当たりにかかる原価となります。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

計算根拠を述べていただきましたが、要するに物のお金と人のお金ということなんです。その物のお金の中に、正規職員じゃない臨時の職員さんの賃金も入っているということなんだと思います。ここで、私がやっぱり違和感を感じたのは、そもそもこの市役所という建物であるとか、そこで働く人のお金というのは、税金で賄われていると認識しておりました。既に税金で見られている人件費をこういう一つ一つの業務に対して、さらに人件費がこれだけかかっていますということを計算で加えていく、賃金を加えていくということが、受益者負担として、それで回収するという事なんです。これにちょっと違和感を覚えるものなんです。

この人件費を例えばこの計算から除いてみると、今の200円にも満たない計算になることもあったりするわけで、この人件費の考え方についてちょっとお伺いしたいと思います。さらにこうやって計算として入れていくことに対して、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

受益者負担の適正化につきましては、昨年2月に基準を策定し、特定の市民に提供するサービスの対価として、公平性の観点から使用料及び手数料の見直しを行っているところでございます。

先ほども石井部長が言いましたように、負担公平の原則と負担均衡の原則、この2つの原則をもとに、受益者負担額の算定を明確にし、取り組んでおるところでございまして、議員おっしゃられるように、人件費についても、国の政令で定めております戸籍とか、その手数料を今450円とか国が定めておりますけれども、それについても人件費を含んだ計算を行っているところでござい

して、各自治体が人件費を含めて手数料の額を定めるようにいたしているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

各自治体やほかでもやっているからということでは、なかなか私も芯から納得がしにくいたちでして、まず特別な業務だということがまだ納得がいていないんですね。例えば、平成26年度に出された見直しで、事業系の一般廃棄物の処理の手数料を見直されたんですけど、これやったら確かに特別な人やわなあとという感じがするんですけども、今回のように5万人に近い方が、それも大体1人が何回も何回も住民票なんかはとりに来たりとか、税についてもお世話になる、皆さんが市役所に来るときの一番多い業務じゃないかなあと思うんですけども、そういうものが当たり前の業務として、人件費としてもともと見られていないというわけですか、この交付税とかそういう意味で。人件費とか物ですね、コピー機とか、先ほど言われましたけれども紙とか、そういう物件費もかかっているということなんですけれども、こんな当たり前なようなこの業務が見られていないという意味ですか。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

少し整理をしてお答えをさせていただきますけれども、まずは議員おっしゃられるように、手数料条例、市が条例で定めるもの以外は、議員おっしゃられるように特定の者としてはだめだという原則論があります。亀山市でも他市でも同じでございますが、手数料条例というのを定めて、その手数料条例には、地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について、徴収手数料については別に定めるもののほか、この条例において定めるといふような規定を行っておるところでございます。

ですから、簡単に申し上げますと、亀山市で特定の者、特定の人が利用する手数料とは、手数料条例で定めたものが特定の人の手数料という形になっておるところでございます。今回は、その手数料のうち、今提案させていただいております住民票とか、印鑑証明とか、所得証明などについて、受益者負担の基準に基づいて計算をした結果、値上げをさせていただきたいという提案をさせていただいたと。議員おっしゃられるように、そこは手数料条例に位置づけてあるかどうか、特定の者であるかないかの議論であるというふうな理解をいたしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

議論が堂々めぐりになると思いますので、ここらでとめておかなあかんのかもしれませんけれども、要するに私が疑問だと申しておるのは、手数料条例に何でこんな当たり前な業務が入っておって、特別なんですかということをお聞きしたかったんですけども、もう入っておるからやと、決めたから特別なんやということで、私が憲法やみたいな感じの言い方やなあとと思って、決めたからやという言い方でしか私にはわからなかったんで、どういうものを特別とするかという議論が、きっとこれを手数料条例に定めるときにはあったんだろうなと思うんですけども、もう時間もなく

なってきますんで、ちょっと置いておきます。

この業務は、民間に類似サービスもありませんし、節約をしようと思ってもできませんし、他市にあるといっても、14市のうちたった5市しか300円には上げていないという中で、やっぱりどうしても上げたいというところがまだよくわからない状況です。この手数料条例の先ほどの計算根拠の表もいただきましたけれども、物件費の、例えば市営住宅入居者の自家用車保管場所使用承認証明書等手数料とか、救急搬送証明等手数料とかは、年間の処理件数が6件とか3件とか少ないわけなんですけれども、それで1件当たりかかっているコストを見てみると、物件費だけで333円とか667円、1件当たりしているんですね。

物件費って何かというと、物であって、紙やコピーやそういうことやと思うんですけれども、ほかの住民票やらそういうものに比べて随分と大きい値になっていますし、これは多分処理件数が極端に少ないので、どうしても用意していたロットとかの加減で、3で割ったり6で割ったりすると高くなってしまったのかなあと推察もしますけれども、こうやって値上げするときには丁寧な数字が必要なのかなと思います。

先ほどもちょっと言われていましたけれども、今回、手数料を上げるに当たって、どこまでを目標としていて、今回どこら辺の値上げなのかということの見通しがあるのならば、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

受益者負担の見直しにつきましては、これまでに各使用料、手数料の原価計算を行ってきたところでございます。その中で、長年にわたって見直しが行われていないものや原価と大きく乖離しているものにつきましては、他市との比較も行いながら見直しを行っていくことといたしております。

なお、見直しを予定する主なものといたしましては、先般、第2次行財政改革大綱前期実施計画で公表いたしましたとおり、住民票、印鑑登録証明書等発行手数料のほか、脳ドック個人負担金や保育所・幼稚園利用者負担金など、全11項目を掲げているところでございます。値上げをするか否かは、検討した結果、考えていくというような形になっておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

私が聞きましたのは、かかるコストを一件一件上げてもらっていますけれども、300円よりも高いコストがかかっているものがあると思うんですけれども、例えば六百幾らとか、八百幾らとかまで将来的に、受益者負担が100%ということであれば上げていくおつもりなのかどうなのかということをお聞きしたんですけれど。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほどは失礼をいたしました。

受益者負担の考えの中で、私は先ほども申しましたように、どれくらい受益がかかっているのか

ということを見た上で、他市との比較も私は大事なことなんだろうというふうに思っています。うちだけが突出して料金が高いとか、それはやはり住民にも受け入れをいただくことは不可能なんだろうというような考えを持っておるところでございます。他市の状況とか値段が高いだけであれば、うちとしてもそのコストを下げる努力も必要なんだろうと。そこら辺については、きちんとやっていかないと、うちがコストが高いだけで値上げをするということはまかりならんだろうというふうに思っていますので、コストを極力下げて、その上でどうしても住民の人に負担を願う必要があるならば、その点については改正のことも考えていく必要があるんだろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今回の値上げの改正案が最後ではないかもしれないし、最後かもしれないし、それは今後考えていくというようなお答えだったんだろうと思います。

最後の質問ですけれども、先ほどお答えいただきましたので、ちょっと割愛しますけれども、前回見直された4つの、白鳥の湯入浴料とか、事業系の一般廃棄物の処理量とかいろいろありましたけれども、今回こうやって手数料が見直されて、見直す順番に、例えば先ほどいろいろ出されましたけれども、優先順位、こういうものを優先に見直すのやというような何か基準があるのであれば、その点だけ伺いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

第2次行財政改革大綱前期実施計画で上げた11項目の順位があるんかということでございますが、まずは実施計画の年度、どの年度にどういうことをやっていくということをお示しさせていただいてございますし、また議員の皆さん方からも、全庁挙げて取り組んでいくんやったら、みんなでやっていけよということもいただいています、取り組みの責任者を定めさせていただきました。その案件については、どの部長が責任を持ってやっていくんや、誰が副となって室長がやっていくんやという取り組みを決めさせていただいて、まずはその取り組み責任者を中心に検討をやる。それを行革の委員会なんかにかけて、その意見に基づいて、どうしていくのかということを中心に議論をしていきたいというふうに思っています、今のところどれを優先すると、この11項目については検討を行っていくというふうになっていますので、その責任者が責任を持って取り組んで、それを全庁挙げてどうするか検討をして、方向性を見出して、その結果、条例改正の必要があれば提案していくということになるんだろうというふうに思っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

特にこれという優先順位を決める手だてということはないようですので、これについては質問を終わらせていただこうと思うんですけれども、受益者負担の適正化に関する基準をもとにしてやられているということですので、私は市民負担が少なくなるであろうというものをできれば優先し

ていただくというのが自治体の姿勢ではないかなあ。例えば、これは使用料になりますけれども、火葬の施設の使用料などは市がするしかなかったり、亡くなったときの火葬する代金ですね、1人必ず1回ですし、そういう意味で負担は市民はもうなくていいんじゃないかというような検討もされていたような表があったと思うんですけども、そういうものは優先的に、今、消費税が上がったり、いろんなことで市民生活が大変なときですんで、優先的にそういうものを見直していただくというのが自治体のあり方ではないかなということを意見として申し添えさせていただきたいと思います。

次の質疑に移ります。

平成27年度亀山市一般会計補正予算について、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、放課後児童クラブ費の増額が上げられております。そして、9月定例会でひとり親家庭の支援について申し上げたんで、やっていないのは亀山市だけですと指摘した、これかなあと思ったんですけども、伺うと待機児童対策やということで、ひとり親家庭については当初予算の範囲内でやっていくというお答えでしたんで、それについては評価したいと思っております。今回の待機児童対策の内容について、簡単にお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

放課後児童健全育成事業補助金560万円の増額補正につきましてですが、亀山西小学校区及び亀山東小学校区において、平成28年度当初に、放課後児童クラブ新1年生の待機児童の発生が避けられないと見込まれることから、亀山市子ども・子育て支援事業計画に記載のとおり、新たに1施設を設置するものでございます。そのため、補正予算として、開設費500万円、これに伴う備品購入の費用60万円を計上し、平成28年度当初に待機児童が発生しないように準備したいと考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

ちょっと時間ありませんので、はしょっていきたいと思うんですけども、560万円ということは、民設民営の補助金だと思うんですけども、この運営はどなたがされるか決まっているのでしょうか。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山西小学校区と東小学校区の待機児童に対応するということがありますが、設置校区としましては、亀山東小学校区の放課後児童クラブという位置づけにしたいと考えております。現在、東小学校区の放課後児童クラブにつきましては、とちの木運営委員会が指定管理制度にのっとり一支援単位を運営していただいているところでございます。新たに設置が必要な放課後児童クラブの運営者につきましては、現在のところまだ未定でございます。平成28年4月から待機児童が発生しないように施設を開設し、運営することのできる運営者を総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

運営するところは決まっていらないけど、予算をつけていただいたということですね。

放課後子ども総合プランの推進についてということで、局長の通知がありましたんで、ちょっと読ませていただきたいんですけども、女性が輝く社会を実現するため云々かんぬんということで、このプランを推進しなさいということで通知が来ていると思うんですけども、国全体の目標というところをちょっと読ませていただきますと、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて国は約30万人を新たに整備すると上げられています。そして、抜粋ですけども、新たに放課後児童クラブ、または放課後子ども教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの80%を小学校内で実施することを目指すということがうたわれています。

そういうことで、整備の補助金も、またことしアップして2,442万円出ています。3分の1ですので、国、県、市になってきますけれども、こういうものを活用して、公設で整備するという考えはなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山市子ども・子育て支援事業計画に記載のあります新規開設の放課後児童クラブにつきましては、新たな学校建設等、市の公共施設を利用して開設する場合において、国の補助金の活用も検討するものと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

新たに学校を建てるところだけしなさいという補助金ではないんですね、これ。別に今の学校でも使える補助金なんですけれども、今回の待機児童対策について考えなかったのかどうか、議論されたのかどうかということについてお伺いしたいんですけど。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山東小学校区におきまして、使用できる教室等、空きのある教室等につきましては、教育委員会のほうからは、そういうものはございませんということでお聞きをしているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

空き教室があるかどうかを尋ねたということはしたというご答弁だと思います。国が示すように、できるだけ学校の敷地内に学童をつくろうという意味はいろいろあると思うんですけども、例えば学校にあると、本当に安全に子供たちが遊びに出ているとか、いろんなことがあると思うんで

すけれども、そうするために、福祉と学校で話し合いをしたかどうか、検討したかどうかということをお伺いしているんですね。空き教室はありますか、どうですかと聞いたかどうかは今わかりました。お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

各小学校区の放課後児童クラブの個々のことについて話し合うということよりも、もっと広い形の中で、亀山市の子供たちが放課後どのように過ごしていくことがこれから大事なのかというような議論を始めたところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

国の放課後子ども総合プランの推進について、局長通知があった内容について、非常に真剣にもっと中身を深く読み取って、前向きに進めていただきたいなということを思います。そのことを申し述べて、私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（前田耕一君）

8番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了しました。

続いて、お諮りします。

質疑はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす9日は午前10時から会議を開き、上程された議案のうち、病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに関する議案第82号及び議案第83号に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時32分 散会）

平成 2 7 年 1 2 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

平成27年12月9日（水）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第 81号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第 82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について
- 議案第 83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 議案第 84号 亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について
- 議案第 85号 病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について
- 議案第 86号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 議案第 87号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 議案第 88号 亀山市税条例等の一部改正について
- 議案第 89号 亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部改正について
- 議案第 90号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 91号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 92号 亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止について
- 議案第 93号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止について
- 議案第 94号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第 95号 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 96号 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 97号 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 98号 平成27年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第 99号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第100号 市道路線の認定について
- 議案第101号 市道路線の廃止について
- 議案第102号 市道路線の一部廃止について

第 2 請願第 6号 年金積立金の安全かつ確実な運用等を求める請願書

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森 美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田 稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森 繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	高士和也君
医療センター 事務局長	落合 浩君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関支所長	坂口一郎君
子ども総合 センター長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	佐久間利夫君
監査委員	渡部 満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会 事務局長	松村 大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書記	高野利人	書記	新山 さおり

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

おはようございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

なお、本日は上程された議案のうち、病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに関する議案第82号及び議案第83号に対する質疑といたします。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。通告に従い、質疑をさせていただきます。ぼぶらの今岡です。

本日は各会派代表1人による集中審議ということで、病院事業についての質疑をいたします。

まず大きい項目1つ目、医療センターの経営健全化についてということなんですが、これは市長の2期目に向けてのマニフェストなんですけれども、ここにある市長のマニフェストには、新たに病院事業管理者を配置しますと明確に手法が書かれています。

今回の条例議案にはこのマニフェストがそのまま議案として上がってきているんですが、このことについて市長にどんなビジョンがあるのか、あるいは庁内でどんな協議があったのか、そして地方公営企業法の全部適用が本当に最善の手であったのかについて確認をいたします。

ではまず1つ目の項目ですが、市長の2期目へのマニフェストにも病院事業管理者の配置が上げられているが、庁内協議の中で方針転換はなかったのかの項目です。

今月1日なんですけれども、熊本県入吉市で市長が当選を新しくしたんですけれども、7カ月で公約に掲げた新市庁舎建設計画の見直しの撤回、つまり庁舎建築を見直しますよということを撤回した。現計画を踏襲するというニュースがあって、公約違反やということで市民がちょっと怒っているというようなニュースがありました。

また埼玉県知事が、現知事なんですけれども、自分で多選をしないという条例を決めて、3期以上はやらないというのをつくったんですけれども、現在4期目を務めているというような事例があるんですけれども、この事例について私はどっちがどうこうという話ではなくて、政治家が掲げたマニフェストというのは、時に大きな転換を迫られることがあるというような事例だと思います。

櫻井市長は平成21年にマニフェストを1期目に向けて発表していますが、ここには市立医療センターを最優先で再生するという記述のみで、25年の2期目に向けてのマニフェストで病院事業管理者の配置と明確に打ち出されました。

まず市長にお伺いいたします。この1期の市長として市政をとり行う中で、どういう思いでこのマニフェストを打ち出したかについて教えてください。

○議長（前田耕一君）

1番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

市長は平成21年の市長選挙に当たって政策公約、マニフェストに何を思って医療センターの再生を掲げたのかというご質問でございました。

議員ご就任以前でございますので、七、八年前の地域医療の現状の実感はないかも知りませんが、けれども、ちょうどあのころ、平成19年以降の全国の地方都市における地域医療の疲弊、崩壊は極めて深刻な状況にございまして、本市におきましても医療センターの問題だけではなくて、2次医療圏を含む地域医療全体への信頼が大きく揺らいでおりました。

一方、当の医療センターにおきましても、常勤のドクターが12名から6名に半減すると、それに伴う診療制限に陥ったわけでございまして、当時、年間約900件の救急の受け入れが約300件まで縮小するという実に危機的な局面を迎えておったところでございます。

そんな中で、平成20年、市内の内科開業医の有志の先生方による夜間時間外応急診療の協力で下支えをいただいて、そういうことがスタートいただいた時期でもございまして、辛うじて最小限の1次救急が担保できる状況でございましたが、市民の安心や信頼につながるにはほど遠い、実に厳しい局面を迎えておったところであります。また、医療センターの経営収支につきましては、年間約4億円の一般会計からの補助金、いわゆる法定外の繰り入れなど、待ったなしの現状の中にございました。

これらの解消のため、私は市立医療センターの再生を全ての政策に優先させることを重点公約の1つといたしました。

その具体策として、これはマニフェストの中に書き込みましたが、市役所に組織横断的な地域医療の担当チームを新設し地域医療の再構築プランを立案すること、とりわけ医療センターにおける医師不足等による医療サービスの低下、赤字補填など、持続不可能な経営を転換させることに市役所全庁の英知を結集することを思考いたしました。

特に経営形態の変更、病院の特色化、関係機関との連携協力などにより再生を目指すという考え方を当時のマニフェストに記したものでございます。また、その実践を通じまして2期目のマニフェストに具体的な経営形態の変更を掲げたものでございます。

時間軸の経過の中で、そういう思いで公約の中に掲げたということでご理解いただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

市長からマニフェストの打ち出しに至った思いというのを聞かせていただきましたが、全ての政策に優先してというふうにおっしゃられる割には、時間的にはかなりかかっているのかなという印象があります。

では、マニフェストの打ち出しに至った思いは聞いたんですけども、当たり前の話だと思えますが、庁内協議もマニフェストを受けて行われるはずだと思うんですけども、市長のマニフェストを受けて、どういった庁内協議を経て条例提出に至ったかというのを教えてください。

○議長（前田耕一君）

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

おはようございます。

医療センターの全部適用につきましては、平成22年2月策定の亀山市地域医療再構築プランにおいて具体的取り組みとして検討することと記述しております。

その後、平成26年3月策定の同プラン、第2次ですけれども、そこには病院事業を包括的に管理できるよう病院事業管理者を配置、地方公営企業法を全部適用するなど医療センターの経営体系を見直しますと明記しまして、その時点から市の方針となったものであります。

その再構築プランを策定する過程におきましては、庁内におきまして室長級で組織するプロジェクトチーム、部長級で組織する推進会議、また計画策定アドバイザーとして鈴鹿医療科学大学学長、さらに経営的な観点から全国自治体病院協議会の経営調査部の方からのアドバイスをいただきながら、庁内協議は行ったものでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

協議の経緯を聞かせていただきましたが、先ほど少しご答弁いただいた中にもあったんですけれども、この医療センターの話というのは非常に多くの市民の皆さんの関心事でもあります。

特に私がよく聞くのは、病院というのはある意味サービス業であると。なのでほとんど役所の人で考えられているというのは、市民が本当に求めているサービスだとかニーズに合うのかというようなことをよく市民の方から聞きます。特に、病院に関しては、赤字を背負っていたり、ほかの病院やったり医院と競争の場所にさらされるという性質があるので、こういう話が出てくるのも無理はないと思いますが、もう一度伺いしますが、これまでの病院事業に関する協議で経営的感覚を持った人の意見というのはどのタイミングで入ったのか、もう一度教えてください。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

ただいま答弁させていただきましたが、再構築プラン（第2次）を策定する過程で、全国自治体病院協議会の経営調査部の方から経営的視点からのアドバイスをいただいております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

もう少し詳しく伺いたいですけれども、先ほどのアドバイザーの方々、経歴といたしますか、ふだんのお立場というのはどういうふうな方々になられるのでしょうか。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

全国自治体病院協議会の経営調査部ということで、ふだんの立ち位置というのは、私少し把握はしていませんけれども、協議会の中の経営調査部に所属している職員であるということだけなん

です。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

医療センター理事ということで、当時この改革プラン等の立案に関与しておりました関係上、ご答弁させていただきます。

再構築プラン、あるいは総務省に出した改革プラン等の策定に当たりまして、市立医療センター方向性検討委員会というのを市民の代表とか大学の先生とかを入れて検討していただいております、当時から。その中に中小企業診断士、JCの方だと思っておりますが、学識経験を有する者として入っていただいております。さらに、市民の代表としてコミュニティの代表の方とか自治会連合会の代表の方などが入った中にご検討いただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今の答弁では、中小企業診断士であるとか市民の代表が入って病院事業に関して協議が重ねられてきたというような話でした。

後で明らかになるんですけれども、地方公営企業法の全部適用の条例案なんですけれども、全てうまくいくかどうかというのはこの病院事業管理者の手腕にかかってくるものになりまして、病院事業管理者に経営感覚があるということを期待するしかないということになってくると思います。

その病院事業管理者について、しっかり大きな2の項目のほうで聞かせていただきたいんですけれども、まずは（2）番で上げさせていただきました病院事業の経営健全化のための方策というのは幾つか実例があるんですけれども、地方公営企業法の全部適用が有効であるという判断に至った経緯について、例えばほかの選択肢はどういうものがあって、そのほかの選択肢についてはどうだったかということも含めて教えてください。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

総務省におきましては、公立病院改革ガイドラインというのを策定して各自治体に通知しておりますけれども、自治体病院の経営形態の見直しの選択肢といたしまして4形態を示しております。

1つは地方公営企業法の全部適用、1つは地方独立行政法人化、1つは指定管理者制度の導入、1つは民間譲渡と、この4つの形態を示しております。

これら4形態のうち、地方公営企業法の全部適用以外は市の関与は極めて弱くなりまして、市の医療政策との関係が希薄となることが考えられます。医療センターが今後も地域医療を推進する基幹的病院として持続可能な自治体病院であり続けるためには、地方公営企業法の全部適用が経営形態として最も有効であると判断したものであります。

なお、地方公営企業法の全部適用が地方独立行政法人化や指定管理者制度、民間譲渡へのステップではなく、全くこれらの経営形態は別のものとして捉えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今回の条例提出に当たって、大きくポイントが2つあると思っていまして、医療センターが地域医療の一端を担うという部分と、もう1つは医療センター自体の経営の改善であるという2つのポイントがあるかなと思うんですけれども、今のご答弁によりますと、優先順位としては前者のほうが高く、後者のほうが少し優先順位は下がるというように認識したんですが、それはその認識で間違いないでしょうか。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

今回の全部適用の目的としましては、地域医療の推進と医療センターの経営改善、どちらが上というんじゃなくてあわせ持つと。どちらが上、下というよりも、両方ともという認識でございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

2つのポイントの中で特に優先順位がついているわけではなくて、どちらも大事であると、ある意味優先順位がついていないということが確認できました。

繰り返し申し上げているんですけれども、今回の案ですが、病院事業管理者にどのような人がやってくるかということに全てがかかっていると思います。

これで2の新体制の移行に入っていくんですけれども、きのうの鈴木議員の質疑に対して市長が、鈴木議員は病院事業管理者の罷免の部分に関して罷免の基準のほうを聞かれましたが、市長は病院事業管理者に必要な資質のほうも答えていただきました。

私がきのう認識した限りでは、必要な資質として経営手腕がある、あるいは市行政に精通しているというような答弁であったと思っているんですが、それで間違いがなかったか、もう一度、市長が考える病院事業管理者に必要な資質についてお聞かせをお願いします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昨日も鈴木議員のご質問にお答えいたしました。今回の組織改革の目的は、保健・医療・福祉の包括的な推進を図り、医療センターの経営基盤を確立していくこととでございます。

こうした目的を達成するためには、新たに設置いたします病院事業管理者は、病院経営を改善するための経営手腕にたけていることだけではなくて、保健・医療・福祉のネットワークを強化し、地域医療を一層推進するよう福祉行政にも精通している必要があるかと思っております。

こうした両面をあわせ持つ人物が当市の病院事業管理者には適していると、現時点で考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

済みません。ちょっと私のほうで勘違いがありまして、経営手腕があるということと、あと保健・医療・福祉行政に精通しているというようなポイントがあるということでした。

先ほどからご答弁でいただいているように、全国で地方公営企業法の全部適用が行われている事例はあるんですけども、そこで病院事業管理者になっている方がそれぞれいらっしゃると思うんですが、医療センターの事務局のほうでつかんでいらっしゃる全国のこういった事例ですね。どういう肩書の方がなっているのか、そのデータについて教えてください。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

現在、全国で約800以上ある自治体病院のうち、ほぼ半数が地方公営企業法の全部適用で運営されております。

病院事業管理者につきましては、医師が約8割、医師以外では自治体職員や病院経営に詳しい人が就任されているということでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

全国の8割以上、お医者さんがやられているという実例なんですけども、私も幾つか病院を調べたんですけども、お医者さんがやっていたらっしゃる場合、病院の院長と病院事業管理者を兼ねている場合が多いかなという認識だったんですけども、事務局のほうでいろんな事例を調べていただいて、私はそういう認識だったんですけども、そういう共通点はあったと思うかどうか、教えてください。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

病院事業管理者、医師が約8割ということは、院長が病院事業管理者を兼ねているものと思っております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今ご答弁でいただきましたし、私も調べたとおり、今回の病院事業管理のポイントなんですけれども、病院事業管理者と院長が別々に存在する可能性があるという話ですね。なので、今院長はそのままいらっしゃるの、新しく病院事業管理者に関するコストがかかってくるというようなところがポイントになるかなあと。

この病院事業管理者は特別職であって、特別職報酬等審議会というものを開いて報酬を決めますよというようなお話を聞いていますが、この特別職報酬等審議会にかけるに当たって、恐らく執行部のほうでこの報酬のたたき案というのをつくられた上で提案されると思いますが、病院事業管理者への報酬というのはどれぐらいのものを考えていますか、教えてください。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

今岡議員ご指摘のとおり、特別職報酬等審議会につきましては、諮問案については一般的に市が作成して、その諮問案を審議会に審議いただいて答申いただくと、そういうシステムになっております。

今回、病院事業管理者の給料につきましては、まだ具体的な額については決定をいたしておりませんが、この諮問案の作成につきましては類似団体及び県内各市の状況でありますとか、他の特別職とのバランス、あと過去に配置をいたしました水道事業管理者、こういった給与額を勘案して諮問案を作成していきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほど執行部からの説明で、まだ決まっていないというような話ですが、一方でこの条例案の説明の中で病院事業に関して、副市長より権限を持つ病院事業管理者になると。ちょっと乱暴な言い方ですけど、中途半端な報酬にはならないと思っております。

多くの自治体だと病院事業管理者は院長と兼任なんですけれども、亀山市の場合は新しく院長とは別にコストを捻出しなければならないという話なんですけれども、そのコストはどれぐらいになるのかというのは我々にはわからないと。でも、結構なコストになるかもしれないということが今予想していると。

きのう、鈴木議員が病院事業管理者の罷免について質疑をされているんですけども、私が調べた限り病院事業管理者を罷免した例というのは、尾道市の1件ぐらいなんです。普通に考えて、1回病院事業管理者になってしまえば、よほどのことがない限り4年の任期は全うするであろうと。なので掛ける4年分のコストがかかってくるんじゃないかなあと。

私が調べた限り、病院事業管理者でいろんな額があったんですけども、平均的に月50万ぐらい手元にもらうかなあと考えたときに、850万ぐらいですかね。掛ける4で3,400万円、これだと学童保育が約7つぐらい準備ができると思うんですけども、これを新しく必要であるというふうに提案してきているんですけども、この部分ですね。

そもそも市長から経営改善に関する指示などが出せる形態であれば、このコストは本当に必要じゃなかったんじゃないかというふうに思うんですが、改めて病院事業管理者を新たに立てて、このコストをかけて病院を改革しなければならないという思いについて市長から伺いたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の経営形態の変更について、先ほどどのような病院事業管理者がそこへ配置されるのかという人事のことにつきましては、それこそ来春の体制の中での話であろうというふうに考えておりますが、今病院事業の経営基盤を強化し、そしてご案内のように地域包括ケアの推進でありますとか、

これは県が今策定をいただいております地域医療構想、こういう大きな地域医療全体の変革期の中で私どもは今日までさまざまな積み上げをやって、経営健全化も含めて進めてまいりましたがけれども、こういう内外の環境の中で、医療センターの経営基盤はこの病院事業管理者を設置してでも医療センターの経営基盤を高めていくということは、まさに今後の5万市民の地域医療への安心と信頼を築いていく上で不可欠であるという認識でございます。地方公営企業法の趣旨に照らし合わせて、当然経営の健全化、経済性をさらに高め、そして市民の命、健康を守り切っていくというその両面を新たな体制の中で実現しようとしておるものでございます。

こういう判断が遅かったのではないかと、こういうご指摘をきのうも頂戴いたしましたが、まさに今そういう環境変化の中で医療センターの経営基盤を高める必要があると。そのために病院事業管理者を配置する体制、変革をするということでございますので、あわせてご理解いただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

どうの方がいらっしゃるのか、全く見えない以上、本当に何とも申し上げようがないという議案なんですけれども、何でこんなにコストと言うのかというと、きのうから議案で議論をされている手数料の値上げの話なんですけれども、これをやることによって670万円浮きますよという話なんですけれども、もちろんその単独の事業の経営健全化という観点でおっしゃるのであれば、それはそういう道理もあるかと思うんですけれども、我々は市民に対してどういうサービスを行っていくかというような議論をしている中で、市民からしてみれば、100円値上げをされて670万円結局浮いた話を強いられている一方で、どんな経営能力があるかもわからない、どういう人物像かわからない人がやってくるかもわからない条例に対して数千万円、同じく税金から、病院事業会計とはおっしゃられていますけれども、コストがかかるという話は結構これむちゃくちゃな話だと思うんですね。だから、それだけ市民に手数料の値上げというのを強いているんですから、ほかの事業費に対してもシビアになるべきだと思います。

なので、この条例案については少なくともどれぐらいのコストをかけるつもりなのかとか、条例改正と聞いていますけど、何回も言いますけど、これは病院事業管理者のお1人にかかっている条例になりますんで、ぜひその辺を明らかにして提案いただきたいなというふうに思います。

この中心部分についてはこれで終わるんですけれども、私のほうが少し気になりましたのが、組織改革についての案の部分で、地域医療部が新しくできますよという話なんですけれども、さらにもともとあった健康福祉部というのが3室から2室体制になりましたと。

ここについて、医療センターの改革、地域医療に特化する余り通常の市役所業務、健康福祉部側の業務に支障が出るということがあってもこれは問題であるかなと考えているんですけれども、健康福祉部の体制であったり地域医療部、ここについて人数の変更というのはあるのか、どれぐらい人数をかけられるつもりなのかということについて、ご答弁をお願いします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、健康福祉部を3室から2室に移行することにつきまして、基本的に職員数を変更することは考えておりません。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

簡潔過ぎまして、地域医療部のほうがどれぐらいの部署になるかなあというのをもう1回教えてください。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

失礼をいたしました。

地域医療部につきましては、地域医療部のもとに地域医療室を設置するという予定でございますもので、地域医療部にまず部長と、地域医療室に室長とその他室員が一、二名ということで、計三、四名になるような見込みというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

地域医療部には、また新しく人をふやされるのでしょうか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほど来、人件費のお考え方も伺いする中で、現在の医療センターの経営状況等を考えますと大幅な人件費をアップするということは考えられませんもので、地域医療部につきましても例えば併任で対応するとか、そういったことも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

1番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

昨日の議案質疑に続いて、本日も時間を頂戴いたしましたので、病院事業の設置等に関する条例の全部改正、それから83号の亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてと、この2つの議案について質疑をさせていただきます。

医療センターについては、私ももとの消防職員で救急隊員でもあった、救急業務もあった。亀山市医療センターが設置されてからの救急等医療の体制については、非常に我々もいろいろ協議を重ねてセンターの充実をお願いしてきたところでございます。

その中での流れを私も考えてみますと、センターができてから、例えば当初の院長さんらの努力もあったと思うんですが、我々救急スタッフがいろいろ病院で教えていただいたり、例えば災害があったときに、今の今井院長も同じ考えみたいでございまして、現場へ医師を派遣していただいた

り、いろいろなことで我々も恩恵を賜って、亀山の救急業務はうまく来たかなというふうに思っております。これも当時の医療センターのおかげかなというふうに私は感じております。

そういう中で、医療センターがなぜこのような今の状態になってきたのかというのは、それぞれ皆さん行政のほうでも医療スタッフのほうでもご協議されてきて、今回この議案が出てきたもの。これは先ほど来言われておる市長のマニフェストの中の考えもあつただろうというふうに思っております。

しかし、世の中の移り変わりの中では、ドクター自体が全国的に少なくなったということもあつただろうというふうに思っておりますし、また私も、議員になってから他の自治体病院の視察をさせていただいて勉強もさせていただいた。その中でも、やはりどこの病院でも難儀してみえます。

しかしあるところの、広島県の病院でございましたが、その院長さんにお尋ねしたところ、人口7,500の町でございましたんですが、その病院については患者さんはその地域内だけやないんだよ。他市からも来てくれるんだよというような、自負された答えが返ってきました。そのようなそれぞれの皆さん方の努力でその町の病院は、我々もそれを参考に議会でもいろいろ提案もし、いろいろやってきたわけですが、今回この議案第82号の亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について提案されましたので、まずここでお尋ねいたします。

この条例の改正の内容を聞かせていただきたい。昨日も、鈴木議員のほうからも尋ねられておりますが再度お願いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

本条例の全部改正につきましては、次の3点が大きな改正内容であります。

1点目につきましては、本市の病院事業につきましては、これまで地方公営企業法のうち財務規定のみを適用してきましたが、平成28年4月1日から同法の規定の全部を適用する規定を加える改正をするものであります。

2点目、全部適用により病院事業管理者を設置することになりまして、その職名につきましては地域医療統括官と称することとし、また病院事業管理者の権限に属する事務を処理させるための組織として亀山市立医療センターを置く規定を加える改正をするものであります。

3点目、現行の条例におきましては、診療手続や施設管理の事項についても規定されておりますが、これらは病院事業管理者の権限となるため、これらの事項は病院事業管理者が管理規定で定めることとなりますので、関連する条項を削除すると、以上の3点が大きな改正点でございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今回、特に地方公営企業法の一部適用から全部適用ということと、病院事業管理者の位置づけ、地域医療統括官ですか。私が思いますのは、ここでなぜ地域医療統括官とつけなければならないのかと思うんですわ。病院事業管理者だけでいいんじゃないかなあ。新たに地域医療統括官とかいう職名か何かちょっとわかりませんが、ここでなぜ必要なのかなあというふうにも思っております。

ますし、3点目の病院事業管理者の権限がうたわれておるということでございます。

いずれにいたしましても、今回のこの改正については、今まで市が一般会計から繰り出しておることやなしに、独立採算制をとりなさいよというような観点かなというふうに思っておりますが、そこらの確認をもう一度お願いしたい。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

公営企業というのは、基本として大きく独立採算制というのはありますけれども、病院事業につきましては、その収入になじまない経費については一般会計で負担するという地方公営企業法の規定がございまして、繰り出し基準に基づいて一般会計から繰入金をいただいております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

当然、地方公営企業法でいくとあれですが、今度全適になった場合に、それも今までどおりに継続してくのか、そうではないかと私は思うんですが、そこらを確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

昨日、市長がご答弁されましたけれども、病院会計と一般会計の経費区分については、病院事業管理者の設置を契機としてより明確にしていくというご答弁がありました。

病院事業管理者、負担金・補助金等につきましても、より明確化を図っていきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

当然今までも明確化と私は思っておりますが、足りない部分は繰り出しで3億どんだけ余り出しておったんですけれども、これが病院事業管理者を置いてそちらで経営も何もかもやりなさいということだと私は思うんですが、そうなる就先ほども私言いましたが、独立採算制でやるのか、まだ今までどおりに、極端なことを言えば、足りない分は市の一般会計からの繰り出しでやっていくのか、そこらの確認をちょっとしておきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご案内のように、平成21年度の決算から、従来単年度の経営損失、収支の損失をいわゆる補助金という形で法定外の繰り入れでゼロにしておりました。そういう会計処理を当医療センターは長年にわたって展開いたしてまいりました。

その部分については、当時約4億円の補助金を突っ込んでまいりました。そこに一定の、現在

の方式に転換をさせたということはもうご案内のとおりでございます。現在補助金としては1億5,400万、平成26年度決算で投入をいたしておりますが、先ほどご答弁させていただいたこれは法に基づきまして、いわゆる病院の診療上必要なものにつきましては、法で定められた繰り出し基準に基づいて負担金をこれも支出しておるところであります。

今回、新たな病院事業管理者の設置を契機といたしまして、当然病院会計と一般会計の経費の負担についてより明確化していく必要があろうかと思えます。先ほど600万云々という話がありましたけれども、本当に当時の赤字の補填のために約4億を突っ込んで、現在1億6,000万ですが、そうしますと4億とすれば5年で20億という、まさに税金から例えば学校が1校建てられる金額でございます。そういう経営の危機感の中で、今日までさまざまな努力をいたしてまいりましたが、なお大変厳しい状況が続いておるところであります。

そういう意味で、医療の質をもちろん高めていくということと、経営基盤をより強化していくということが今回の大きな目的でございますし、自治体病院として法に基づく応援を当然してまいりますし、一般会計からの必要なサポートは当然あろうかと思っておりますが、より従来以上に経営の健全化に向けて努力をしていくという体制をつくらなくてはならないということの今回の組織変更の提案でございますので、これもあわせてご理解いただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

私も全く理解しておらないわけですが、特に新しく姿を変えようかというふうじゃなしに、医療センターをさらに充実するためには、今回全適でやるということでございますけれども、病院事業管理者も置いて地域医療部もつくって、そういうような部分の中で私はこの経営を考えてみましたら、患者さんを一人でも多く呼び込むというのは非常に経営の中では大事なあと。いわゆる商店でいえばお客さんに一人でも来ていただくというふうな考えが大事なあと。

私も医療センターには何度かお世話になっております。大腸がんも手術させていただきました。それからほかにも、今の今井院長の中での診察で悪性の腫瘍も見つけていただきました。また頭部の障がいも見て、皆そのおかげで現在この場に立たせていただいて、私は非常にこの医療センターのある姿がありがたく思って今命をばたせていただいておりますので、ぜひとも医療センターがさらに充実して、今回の条例の全部改正で新しく生まれ変わるような医療センターになるようお願いしていきたいなあと、かように思っております。

今後も、その経営努力もさることながら、病院事業管理者の思いというのか、そういうのが非常に大事になってくるだろうと私は思っております。そういう部分も、先ほども今岡議員が病院事業管理者のことについても事細かに聞かれておりましたが、私は今回のこの改正の中では地域医療部もそこに入っている、このようなスタイルをつくっていく。やはりこの医療センター全般で考えて、病院事業管理者のもとに一致団結して再生を図っていくようお願いして82号については終わりたいと思います。

続きまして83号でございますが、亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、この制定内容をお尋ねいたします。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

現在、医療センターに勤務する職員につきましては市長部局の職員に位置づけられるため、給与につきましては亀山市職員給与条例において定める給与の種類や基準、給与の額や支給方法が適用されているところであります。

今回、地方公営企業法の全部適用に伴い、医療センターに勤務する職員は公営企業職員として位置づけられますことから、亀山市職員給与条例が適用されなくなるため、地方公営企業法第38条第4項の規定により給与の種類及び基準について本条例を制定するものであります。

その内容につきましては、まず給与の種類といたしましては、現行の市長部局の職員と同様に給料及び手当としまして、その手当の種類につきましても現行の市長部局の職員と同一の種類のものとする規定となっております。

給与の基準につきましては、給料表に関する事項、各種手当の内容や支給対象、その他給与の原則的な基準を定めておりますが、これらにつきましても現行の市長部局の職員と同様の基準を定める内容となっております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今の答弁によりますと、4点、5点ほどの答弁だったと思うんですが、スタッフについての給料は今までの市職員の給料表、医療職についても表があったんですが、それと同様な適用というふうに考えておられるのか確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

今おっしゃられたとおり、現行の給料表をそのまま移行するというところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうすると、スタッフについては余り変わらないというふうに思われます。

特に今回、地域医療部という部ができるわけですね。その中の、先ほども今岡議員が聞かれておったんですが、この職員の人件費についても同等だと思うんですが、いわゆるこの病院会計の中で人件費は見ていくのか。それと病院事業管理者のいわゆる特別職というふうな考えでございまして、これはどのように取り扱っていくのか。それは人事が答えていただいたらいいのかなと私は思うんですが、そこらをお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず地域医療部の職員につきましては、先ほども少しご答弁申し上げましたとおり、市の一般職のほうから併任を打つという考え方も一方であろうかというふうに思っております、医療センタ

一の事務局職員につきましては一般職の給料表を適用しておりますもので、どちらにいたしましても事務職の給料表の適用になるということと、あとその人件費をどちらで持つかということですが、一般的には出向というような形でございます。併任を打つということであれば、それにつきましては市長部局のほうで持つという考え方もできるというふうに考えております。

それとあと病院事業管理者でございますが、病院事業管理者につきましては医療センター内に設置をするということでございますので、これは病院事業の中で行っていくということになります。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、病院事業管理者の給与は当然医療センターの企業会計のほうでやらなければならないと思うんですが、問題は、私ここで思うのは地域医療部の職員。事務局については医療センターの関係のお仕事をしていただくので、当然企業会計で払うべきだろうと思うんですが、地域医療部の職員は併任を打つ、ここはどうなんですか。出向さすのと違いますか。どっちなんですか。そこらを確認したい。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

地域医療部の職員につきましては、まず出向させていただくということでございます。

ただ併任を打つ場合には、出向しておりましても企業職員と一般職員の2つの身分をあわせ持つということになりますので、そういったご答弁にさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうすると、この給与の費用については一般会計のほうで持つというふうでよろしいか。再度ご答弁をお願いしたい。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、一般会計のほうで持たさせていただくということでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

大体つかめました。

この中での給与の83号の中で、条文の中で例えば労働組合のいわゆる職員というんですか。これが定義されておりますが、そこらはどのように考えられて定義しておるのか、一遍確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

職員組合の関係ですもので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

一般の職員の給与の条例につきましても、職員組合の中で組合を専従にしておる者については離席をして給与を支払わないという条項がございまして、病院につきましてもそういった状況になれば同じような形で扱わなければならないということで、今回条項を設けさせていただいたところがございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

当然、労働組合の場合は組合のほうで持っていただくべきものと私も思っておりましたが、確認できました。

そうすると、定数になってきますが、その職員は定数外ということでしょうか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

離席をしておりますと給与が復帰するまで支給いたしませんことから、職員定数につきましては、休職者は含まれませんことから職員定数外になります。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうすると、その組合の職員が専従しておる場合は、その1人のスタッフは常に定数の中で埋めていくのかどうか。埋めていくだろうというふうには私は思っておりますが、それでよろしいですか。

それと、この労働組合のそういうものをここで条文化しておくというのもいかがかなと私は思うんですが、そこらを確認したい。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず離席専従者の補充を行うかということでございますが、当然職員として1名減員しておりますもので、こういったものにつきましては補充をしていくということが原則だというふうを考えております。

それと、今回この条文を給与条例の中に含めておくのかというご質問でございますが、先ほどご答弁させていただきましたように、このような組合の離席専従等が起こった場合に、こういう条項がないと扱いができませんもので、今回はこれも入れさせていただいたところがございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろお尋ねいたしまして、大体わかりましたが、細かい点もございまして、私も教育民生委員会の委員でございますので、細かい点、また今後思いついた点等がありましたら委員会でまたお

聞かせ願いたいなというふうに思って、議案の質疑はここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時04分 休憩）

（午前11時13分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 中崎孝彦議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

きょうは集中審議ということで、議案第82号、そして議案第83号について質疑をさせていただきたいというふうに思います。

議案概要説明書、そしてまた提案理由の中で述べられておるんですけども、病院事業については平成2年の6月に亀山市立医療センターとして開設して、今まで地域医療を支える役割を果たしてきたと。そして、その地域医療を支えてきたんだが、昨今の厳しい経営状況に加えて地域医療における環境が刻々と本当に変化しておると。開設以来25年たっておるわけですが、変化しておる。そして、そういうことがあるので病院事業の業務の執行に広範囲な権限を持つ病院事業管理者を設置して、そしてまた今言われておる保健・医療・福祉といったものと一体となった地域医療を提供する体制を整備するんだということで、さらなる経営基盤の確立に努力したいというようなことを言われておるわけでございますけれども、ここで皆さん内容的には同じだと思うんですが、今までの質疑と同じようなことと思うんですが、地域医療における環境も刻々と変化しておるというようなことが示されておるわけですが、開設から25年経過しておるわけですが、具体的にどのような環境の変化があったのか、どう捉えておるのかというようなことについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

6番 中崎孝彦議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

地域医療を取り巻く環境の変化ということでございますが、従前は救命、延命、治癒とか社会復帰を前提とした病院完結型の医療でありました。

しかし、高齢期の患者が中心となる時代の医療は、病気と共存しながら生活の質の維持・向上を目指す、住みなれた地域や自宅での生活のための医療、地域全体で支える地域完結型医療に変化しつつあるということでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

答弁については、前日の質疑の中でも答弁をしていた内容と同じなんですけれども、私は思うんですけど、これは質問じゃないんですけども、今も市長も答弁の中で言われておりましたが、救急医療が900の実績から300に減ったとか、医師が十何人見えたとかが半分の6人になったとかということも非常に大きな環境の変化ということだろうと思うんです。そういうことからいつて、病院事業管理者を置いてそういう環境の変化に耐え得るような病院の運営をしていくということだろうというふうに思います。

2つ目でございますけれども、開設以来、病院事業を展開していく上で経営基盤を確立する、これは最重要課題というふうに思うわけでございますけれども、きょうまで25年たっている中でさまざまな経営基盤の確立に向けて取り組みをしてきたというふうに思うわけでございます。

今まで経営基盤確立のために取り組んできたことと、今後さらに取り組むべきことはどのように考えているのかと、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

平成2年6月に、4診療科目、内科、外科、整形外科、眼科で、病床数100床により自治体病院として開設いたしました。それ以降、病院の建物の改修を初めMR装置、電子カルテ等の医療機器のハード整備を順次行ってまいりました。

一方、最も重要であります医師の人材につきましては、三重大学の医局を中心に派遣していただいているところでございますけれども、平成16年の新医師臨床研修医制度の導入によりまして、都市部へ研修医が集中し地方の医師不足が顕在化いたしました。医療センターでも医師不足により、平成19年には一部診療制限を行わざるを得ない危機的な状況となりました。

その後におきまして、平成20年3月には市内医師の協力のもと夜間診療を開始し、平成22年2月には亀山市地域医療再構築プランの策定、そしてまた特に平成23年に開設いたしました亀山地域医療学講座は大きな効果、医師の確保に寄与いたしまして医師不足も解消しております。また、亀山医師会との関係は近年ますます連携が強化されているというところでございます。

今後の取り組みにつきましては、現在、県において地域医療構想が策定作業中ではありますが、医療センターにおきましても地域包括ケア病床、これは病状が安定した患者に対する在宅復帰支援のための病床でございますけれども、地域包括ケア病床などの設置を含めた病床利用の見直しを検討していきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今の答弁をお聞きしておると、今岡議員の答弁の中でも市長が答弁をされた内容と同じだということではあるわけでございますけれども、ここで次の質問に移るわけでございますけれども、平成2年6月に開設以来20年経過した平成22年の2月に亀山市の地域医療の再構築プランが示されておる。そして、平成26年11月に再構築プランの実施計画が示されて、現在の全部適用という流れになっておるわけでございますけれども、市長の答弁でもありましたですけれども、平成2年

に開設して、今も局長の答弁でもありましたが、救急医療が3分の1ぐらいに減ったとかお医者さんが少なくなったと。12人おったのが半分になって6人になったとかということで、診療にも支障が出てきたというようなことですけれども、それは開設して20年を経過した。初めて再構築プランで、これではいかんわということだろうとは思いますが、それまでにでもそういう傾向はあったんじゃないかなあと私は思うわけですが、それまでにでもそういう傾向はあったんじゃないかなあと私は思うわけですが、もっと早くそういうことに気づくといえますか、着目するといえますか、そういうことが必要だったんじゃないかと。そうすることによって再構築プランももっと早くできて、そういうものに取り組んでいくというのはもっと早くすべきじゃなかったかというふうに思うんですが、今までそういうことを含めて、なぜ今この条例改正で全部適用にしたのか。

なぜもっと早く、こういういいことづくめなことを答弁されておりますが、そういうことならやらなかったのかというようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

なぜ今かということですが、昨日市長が申されましたように、現在は、地域完結型医療や地域医療構想への的確な反応や地域枠制度による医師の受け入れ体制を整備するためには、一刻も早く医療センターを機動的な体制に変革させることが必要であるということでございます。

このために医療センターに地域医療統括官を職名とする病院事業管理者を設置し、医療センターの経営改善を図るとともに地域医療を推進し、あわせて一般行政と連携した保健・医療・福祉の包括的な推進を図るものであります。

地方公営企業法の全部適用につきましては、平成22年の再構築プランにも検討をするというふうな具体的取り組みで記載されております。その後、26年策定の再構築プラン（第2次）において、はっきりと全部適用するということを明記しております。

その後、全部適用には医療センター職員との合意形成が大切なことであるということで、拙速ではなくて時間をかけて進めてきたこともありまして、この時期の提案となったということでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

そういうことだろうとは思いますが、今ここで、なぜもっと早くしなかったかということ聞いても、現実に全部適用の条例が上程されておるわけですから、そんなことをくどくどと言っても仕方がないわけですが、繰り返して言うようですが、市長が言うような平成19年にそういうことがあったということは、本当に今も二度、くどいようですが、行政をしていく上で、もう少し病院事業についても、開設したからいいわというようなことではないと思うんですが、開設以来、常に病院事業というものに対する問題点とかいろんなものをそういうことで着目して事業運営をしていけば、今現在こういうふうな状況にはならなかったんじゃないかなあと私は思うわけですが、それでそういうことをお聞きしたわけですが、

次に、病院事業についてですが、病院事業管理者を設置するということですが、

事業を運営する上で病院事業管理者を設置することによってどんなメリットがあるのかというようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

病院事業管理者を設置することによる事業運営上のメリットにつきましては、病院事業に関する多くの権限が市長から病院事業管理者に移譲され、その中でも組織及び事務分掌に関すること、職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件及び身分の取り扱いに関することが病院事業管理者の権限において執行できることから、これまで以上に医療現場の実態に応じた病院運営が可能となるものでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今答弁をいただきましたのは、組織内における組織の中のメリットですね。

私、もう1点聞きたいのは、組織内のことじゃなしに組織の外、外といいますとやっぱり利用者、市民から見て、私はこういう病院事業管理者を設置したということではいろいろ出てくる。今も今岡議員の質問の中にもありましたですけれども、病院事業管理者を設置することによって応分の税金を投入するという事は、市民側から見れば、税金から3,000万かというような話も出ていましたが、それは市民、利用者から見れば大きなお金の投入だなあとということになって、考え方によっては、デメリットとは言いがたいですけれども、そういう税金が余分に要するという事は一つの弊害といっておかしいんですが、そういうことじゃないかなあというふうにも思うわけですけれども、これのほかに何か病院事業管理者を設置することによって利用者、市民にとって弊害といっは何ですが、そういうものが起きる可能性があるのかどうか、その辺がちょっと僕も懸念に思うわけですが、その辺のことはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

病院事業管理者を置くことによって、その結果として市民の皆様や利用者の方に弊害が生じることがあるかということですが、弊害が生じることはないと考えております。むしろ、よりサービスの向上が図れるものと考えております。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

そうあって当たり前のことだと思うんですけれども、そういう懸念もあったもんでちょっとお聞きしたわけでございます。

次に、5番目の病床数100床について、ちょっとお聞きしたいと思います。

病院事業における職員ですね。これは条例でも今度また上程されておまして、100人と定めるとはありますが、これに関連するもんでちょっとお聞きするんですが、現時点での職員数は何

名なんですか。そしてお医者さんが何名とかとその内訳ですね、それをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

医療センターの職員数につきましては、職員定数100人のところ現員は89名でございます。

職種別の内訳としましては、医師6名、看護師61名、医療技術職15名、事務職7名であります。なお、医師6名のほかに三重大学寄附講座における医師3名が常勤医として診療支援されています。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

それで今職員数が89名というのをお聞きしました。

そうすると、今病床数が100床あるうちで60床運用しておるということですが、将来的には全部100床運用するというのが当然のことだと思うんですが、そのときにあと40床、現時点やと40床ふえて100床となるわけですから、89名の現在の職員数、そうするともう11人ふえると100名になるわけですが、100床の運営というのはこの100名で可能なかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

現在89名の職員体制で運営しておりますが、将来、100床稼働とした場合、現在の定数100人で運用できるのかというご質問であるかと思いますが、今後におきましてもこの定数において病院運営を行ってまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

せっかく100床あるわけでございますから、一日も早い全部の100床の運用に向けて努力をしていただきたいと思います。

次に、6番目の質問をさせていただきます。

病院職員の労働基本権についてでございますけれども、この資料としていただいております、医療センター経営形態比較表、この中に労働基本権についての記述があります。今、一部適用のときには、ここにも書いてありますように、地方公務員法に基づく職員団体を結成することができる。そして全部適用になると、地方公営企業法等の労働関係に関する法律に基づく労働組合が結成できるということでございます。

そしてその中で2つとも、職員団体も労働組合も、団結権及び団体交渉権は認められるが争議権は認められないと、これは2つともそうなんですね。そうしたら、私が今聞きたいのは、職員団体と労働組合と全然違うと思うんですが、法律の適用も違うもんですから。一体どこが、何がどういふふう具体的に違うのか、その辺をお答え願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

職員の労働基本権についてのお尋ねでございますもので、企画総務部よりご答弁をさせていただきます。

ただいま労働三権について議員からございましたように、団結権については両方認められておりまして、争議権、スト権ですね。これにつきましては両方認められていないということで、今回、一部適用と全部適用で違いがありますのは団体交渉権になります。

団体交渉権については、どちらも現在認められておりますが、内容が一部違ってきます。一部適用の場合は、勤務条件に関し労働協約の締結はできません。しかしながら、全部適用の場合は労働協約の締結を行うことができる、これが大きな違いでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今答弁をいただきましたが、労働協約を締結ができると、労働組合の場合。

その中で、私の認識が間違っておるのかどうか分かりませんが、労働協約の中によく言われておる36協定ですね。これは私の認識が間違っておるのかどうか知りませんが、この36協定というのは締結せないかと。締結することによって何が起るのやということは、36協定を結ばないと、例えば病院事業管理者が時間外勤務の命令ができやんのやというようなことも聞いておるわけですが、この労働協約の中で36協定はどうしても締結せないかと僕は聞いておるんですが、その辺のことはどうですか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員からございました36協定、これは労働基準法第36条に規定する職員の時間外勤務についての規定でございます、議員ご指摘のとおり、まず本36協定につきましては労働協約締結の一つであるということでございます。

それと、基本的には労働基準法におきまして、企業職員が時間外勤務をするときはこの36協定を締結して行わせるということで、これは一つの基本になってまいります。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

はい、わかりました。

次に7番目ですが、時間もちょっとないのであれですが、病院事業管理者は市長が任命して任期は4年だということですが、この任命を市長がされるんですけれども、議会の同意というのは必要あるのかないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

病院事業管理者の選任につきましては、地方公営企業法第7条の2第1項におきまして、管理者は地方公営企業の経営に関し見識を有する者のうちから地方公共団体の長が任命すると規定されておりまして、議会の同意は必要とされておりません。

これは管理者は独立の執行機関ではなくて長の補助機関であるため、任命については議会の同意を要しないとされていることからでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

これは法に書き込みがないということで、議会の選任同意は要らんということで理解をさせていただきます。

次に8番目ですけれども、市長にお聞きします。

市長は地方公営企業法の全部適用に際して、1年ぐらい前からそういうふうな構想を練って今上程されておるわけですけれども、病院事業管理者の人物像については、こういう人がいいなあ、ああいう人がいいなあと、本当に思いをめぐらしたと思うんですよ。

市長が今思う病院事業管理者の人物像についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中崎議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど来からも少し触れさせていただいておりますが、今回の組織改革の目的については保健・医療・福祉の包括的な推進を図り、医療センターの経営基盤を確立していくことに尽きようかと思っております。

新たに任命いたします病院事業管理者は、病院経営に精通をし、経営改善を行うための手腕にたけているだけではなくて、保健・医療・福祉のネットワークの強化、地域包括ケアシステムの構築等、地域医療を一層推進するよう福祉行政にも精通しておるという必要があります。

こうした両面をあわせ持つ人物が当市の病院事業管理者に適していると、現時点では考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今市長から人物像について聞かせていただいたんですが、この病院事業管理者の資質といいますか人物像について私なりに思っておるわけですが、病院事業を経営していくということが非常に大きなパーセンテージを占めるんじゃないかと。

そういうことからいうと、病院事業管理者というのは経営感覚にすぐれた人、これが非常に大きなパーセンテージを占めるんじゃないか。今も言うように、福祉行政とかいろんなものと連携してやっていかんならんということももちろんそれは大事なことで、市長の言われるようなことですが、私は経営感覚にすぐれた人。ですから私今思うんですが、市役所内部からの人選をすとか、公務

員のOBとか、いろんなこともあると思うんですが、そういう人が事業の経営感覚がないとはいいいませんが、やっぱり民間の経験をされた方には一步も二歩も劣るといってはいかんですが、そうじゃないかなあというふうに思うわけです。

ですから私はこの機会に、市長にちょっとお伺いするんですが、民間から広く人材を求めて民間人の血を組織の中に入れて、そしてその民間人によって、もしこの条例が成立したら28年の4月から、あと3カ月こそないわけでございますけれども、民間人による病院事業管理者で新たな亀山市の医療センターを運営していく新たなスタートにするというようなことを思うわけでございますけれども、市長の見解をお聞きしたいと思います。民間人の登用ということに関してですね。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現時点で人事は白紙の状態でございますけれども、今ご提案いただく民間人も含めて、民間の方あるいは医療職、行政経験者それぞれとらわれず最適と思う人物を任命いたしてまいりたいというふうに考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

そういうことで、広く人材を求めて考えておるといような答弁でございましたですけれども、昨今では小学校の校長先生とか中学校の校長先生で民間人から盛んに登用して、いろいろ問題もあったということも新聞報道でございますけれども、そういう時代ですので、本当に病院事業というのは水道事業とか公共下水道事業とはまたちょっと違った公営企業ということでございますので、その辺も十分考えていただいて、とにかく私は民間の血を入れる、そして病院改革、病院事業の健全運営、そういうのに一遍当たっていただいたらどうかというふうなことを思っておりますので、それを私の提案として質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（前田耕一君）

6番 中崎孝彦議員の質疑は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時44分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をいたします。

議案第82号及び議案第83号についてであります。

今回の議案は、厳しい経営状況にある市立医療センターに現在の地方公営企業法の財務規定のみの一部適用から、法の規定の全部を適用することが主眼のものであります。

この全部適用によって、病院事業の業務の執行に関し広範囲な権限を持つ病院事業管理者を置くとともに、地域医療部の設置により保健・医療・福祉が一体となって地域医療を提供する体制を整備し、もって病院の自立性を高めるとともに経営基盤の確立を目指すものだというふうに説明をしております。

自治体の病院事業は地方公営企業法のうち一部の部分のみ自動的に適用されますが、地方公営企業法を全面的に適用するかどうかは自治体の判断でできることになっており、全部適用する場合には条例でそのことを定めなければならない、このようになっています。

地方公営企業のうちでも水道事業や工業用水道事業などは法で全部適用とされていますが、病院事業だけは法で一部適用とされている。これは病院事業が他の公営企業に比べて、僻地医療など採算性が低く、かつ保健衛生、福祉行政など一般行政との関係が密接であることなど、若干その性格を異にするためというふうにされております。

県内では今13市町に公立の病院がありますが、そのうち全部適用を選択しているのは四日市市と伊勢市だけであります。つまり市が選択をして全部適用するわけですから、当然、一部適用と違ったメリットが市にも市民にも、また病院にもなければ意味がありません。この点を中心に質疑をしたいと思います。

まず医療センターの経営が厳しくなっているということですが、その原因、要因についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

病院の経営状況を最も左右いたしますのは医業収益でございます。

医業収益は主に入院収益と外来収益から成りますが、ここ5年間において、入院、外来とも収益が減少しております。特に透析患者の患者数の減少が大きく影響しております。収益の減少をもたらしております。透析につきましては、三重大学から定期的に医師を派遣していただいておりますが、常勤の透析専門医が不在であることから透析患者の増加が困難であることが要因であると考えております。

常勤の専門医の確保につきましては、透析専門医に限らず医療センターの解決すべき大きな課題であります。またそれぞれの診療科に対して、バランスのとれた医師数を確保し安定した医療を提供することが市民の皆さんの安心につながり、患者数の増加に直結するものと考えております。

医師あつての病院でありますので、引き続き医師確保に全力を尽くしてまいります。

また、診療報酬の改定につきましても、ここ最近の改定では微増してきたところですが、それ以前のたび重なる引き下げが収益の悪化に影響を及ぼした一つの要因であると考えております。

さらに、医療センターは公立病院として民間医療機関が行わない不採算医療を提供していくという役割を担っていることから、そのことが経営状況に与える影響は大きいと考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

主に3つのことを言われたように思います。

まずやはり大きいのは、医師不足という問題が生じて、そのことによって医業収益が減少してきているという問題が1つです。それから診療報酬の改定、これも随分この会計には大きな影響を及ぼしますので、これによって左右される面があるということ。それから公立病院ならではの採算を度外視したようなこともやっていかざるを得ないと、こういったところが大きく今の現状を招いているのではないかなというふうに思います。特に、医師不足というのが何よりも大きな問題であろうというふうに思います。

問題は、こういう現状をこの全部適用によって改善できるのかどうか、ここがポイントだというふうに私は思っております。

1つの例として、三重県ですけれども、平成11年の4月に県立病院は全部、全部適用にしました。その後、平成19年の10月に病院事業に係る地方公営企業法の全部適用の検証というのをやっております。この資料によりますと、平成16年ごろまでは収支の改善が図られたけれども、それ以降、臨床研修医制度、診療報酬の引き下げ改定、こういうことによって急激に悪化したと。まとめのところでは、こういうふうに書いてあります。

これまで検証してきたように、平成11年度の全部適用以降さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、全部適用の趣旨やメリットを最大限に発揮するまでには至っておりませんと、こういう検証をされております。

つまり先ほど言われた医療センターの抱える問題も、三重県が経験したように国の医療政策によるところが大きい、ここに左右をされるということで、全部適用によって自治体が努力するというのは確かに部分的にはあるんでしょうけれども、根本的な解決にはならないのではないかなというふうにこれを読んで感じたわけであります。

次に、現在の法の一部適用では市長が運営責任者になっています。これを法の全部適用によって病院事業管理者を置いて、組織も地域医療部を新たにつくって保健・医療・福祉が一体となった地域医療を提供すると、こういう形にするということなんですけれども、こういう改革をしなければいけないというのは、現行の制度では問題があるというふうに捉えるわけですがどうですか、その点は。お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

一般的に地方公営企業法の一部適用においては、公立病院は市長部局の行政組織の一部であり、病院経営の実質的な責任と権限が一体化されていないと言われておりますが、現在の医療センターが一部適用という理由をもって特段大きな問題を抱えているということとはございません。

一部適用から全部適用に移行するという事は、全部適用のメリットを有効に活用しようという姿勢であります。昨日も申し上げましたが、経営責任の明確化、運営の機動性の発揮、職員の士気高揚、経営意識の向上、人材確保の充実、健康福祉部との連携、地域医療の推進などが全部適用のメリットを有効に活用することによって生じる効果であると考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の答弁ですと、特に今の一部適用で問題があるから変えるのではない。むしろ全適のメリットを生かしたいと、こういう答弁でありました。

現実なかなかこれ難しいんですね。先ほど言いましたように、県立病院の検証でも迅速に対応する経営管理体制とそれを支える事務部局の強化という項目があるんですけども、結局、人事異動の権限が知事であって、専門職としての人材育成並びに確保が難しいという問題が上がっております。

そこで、このメリットについて検証したいんですが、人材確保の充実というのも効果に上げられています。市職員の人事権が市長にある中で、どうやって人材確保の充実ができるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

人材の確保につきましては、医療職が第1であるということ言うまでもありませんが、医療職以外の職員については、現在は一般行政部門からのローテーションの形で短い期間で異動があって、医事事務に精通した職員の育成が困難な状況にあるということでございます。

しかし、病院事業管理者が人事権を持つことで医事のスペシャリストの育成が可能になりまして、例えば診療報酬の加点の獲得など、収益の増収に寄与することが期待できると考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それはあくまでも医療センターに配置をされた職員に関しては病院事業管理者が権限があるかもわかりませんが、市全体の職員をどうするかというのは市長に権限がある。だからこういう問題では、どうしても限界があるという問題ですね。

だから、例えば市長が医療センターに必要な職員であってもこっちに異動させるんやということになれば、それは市長の権限でできるわけですね。そういうことも考えていくと、果たして言うような人材確保の充実ができるのかというのは疑問に思います。

もう1つは、県立病院の検証結果の中に、人材確保と病院経営における給与のあり方という問題、これは人材確保の一つの手段として独自の給与体系や柔軟な勤務条件の構築が考えられたわけですが、実際には知事部局の職員との均衡を図る必要があり、給与体系の根本的な見直しには多くの課題があるというふうな検証結果を県立病院で示しております。

これに関連してお聞きしたいのは、幾つか質疑も出ていましたけれども、現在の法の一部適用と全部適用した場合で、職員の給与、待遇に変更が生じるのかどうか、どんなふうになるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

昨日も申し上げましたが、職員の給与につきましては条例で給与の種類と基準が定められますが、

給料表などの給与の額は労使協議の上、管理者が管理規定で定めることとなります。

先般の市長と職員組合との間において、病院職員の給与、勤務時間その他の労働条件については、国、県、亀山市及び他市の職員の状況並びに人事院勧告の内容を基本とし、これまでの労使慣行を踏まえ労使協議の上決定することを前提とすると協議が調っておりまして、平成28年4月の全部適用時においては現行どおり引き継ぐものとされております。

また、医療環境等の変化により病院職員の労働諸条件について検討が必要となった場合においても、労使協議の上決定するとの協議が調っておりまして、この場合においても国、県、亀山市及び他市の職員の状況並びに人事院勧告の内容を基本として、これまでの労使慣行を踏まえ適切に対応していくものであります。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この点についても、先ほどの県立病院が経験したと同じように、給与が弾力的にできるとか労働条件が弾力的にできるとかというふうなことが言われていますけれども、現実にはできないと。ここでいえば市長部局との均衡をとらなきゃならないというような問題があつてできないんだろつということ、これも余りメリットとして考えられないのではないかなというふうに思います。

それからもう1つ、きのうの質疑の中で保健・医療・福祉の一体化や地域医療体制の整備が病院の自立性と経営基盤の強化にどうつながるのかという質問に対して、地域包括ケアの推進でおのずと収益が上がると、こういう答弁がありました。

これを聞いていまして私は思いましたけれども、いわゆる風が吹けばおけ屋がもうかるという典型ではないかな、説得力がなかったように思います。

そこで、保健・医療・福祉の一体化による地域医療体制の整備で、どうして病院の自立性と経営基盤の強化につながっていくのかというのを具体的に説明いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

地域包括ケアシステムが有効に機能することといいますと、予防、医療、介護などを担う他職種が連携し合います。そのことによって、医療センターは後方支援病院として開業医からの入院の受け入れ、また訪問診療、訪問介護、訪問リハビリなどにより収益がもたらされると考えております。

ただし、短期間に急激に増収となるということは困難であろうかと思いますが、地道な活動を継続して拡大していくことで増収となると考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

可能性としてないわけではないと思いますけれども、本当にそんな簡単におのずと収益が上がるというような、そんな簡単なものではないんだろつというふうに思います。保健・医療・福祉の一体化による地域医療体制の整備を進める上で、やはり公立病院があるからこそ私はできることが多いんだろつというふうに思います。そういう意味では、医療センターが公立病院であるという

ことが非常に大事なんだろうというふうに思います。だから、地方独立行政法人であるとか、指定管理者制度のないいわゆる市の関与が非常に弱くなるような仕組みでは、やっぱりこういったことは特にできなくなるのではないかなというふうに思っております。

3つほどでしたけれども、メリットについてたどしましたけれども、余りメリットと言えそうなものには私は思えませんでした。

次に、全適で重要なのが病院事業管理者の設置の問題であります。

この問題についてはいろんな質疑がありました。非常にこの人物というのがキーマンであって、今後のあれを左右するという役割は持っておると思います。

市長にお聞きしたいんですが、市長の先ほどの答弁でいきますと、病院事業管理者の人物像については、経営手腕があって、それからもう1つは保健・医療・福祉のネットワークの推進ができる市行政に精通した人と、こういうことを答弁されました。

そこでお聞きしたいんですが、前半部分の経営手腕というのは、幅広くそういう能力を持った方というのは見えると思うんですけれども、後半部分の市行政に精通したということになれば、おのずとこれは市の行政経験者ということになると思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、人事の中身につきましては、具体的な人事については来春の話であろうかと思いますが、昨日来申し上げてまいりました病院事業管理者については、医療職、民間の方、行政経験者にとらわれず、最適と思われる方を任命したいと考えております。

何度も申し上げますけれども、経営改善を行うための手腕にたけた者で、なおかつ今日的な課題である保健・医療・福祉のネットワークの構造をしっかりと理解して前進できる、そういう力を持った人間がふさわしいと、このように考えておるものでございまして、行政経験者、そういう意味では議会人もそうなんだろうと思いますけれども、今は幅広く民間であろう、医師であろう、あるいは行政の経験者であろうこれにとらわれず、また最適と思う人間を任用したいというふうに現時点で考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答弁が変わってきましたよね。

たしか市行政に精通した人ということをはっきり言われました。ところが、今の答弁ではそれを省かれました。というのは、やっぱりこの後半部分にウエートがあるんだなあと思います。これはこれ以上言っても市長は答えないと思いますので、ただ私は思うのは、なぜこういうことを言うかということ、病院事業管理者がいわゆる医療関係者なのか、行政の関係者なのか、それからまた民間経営の経験者なのかということによって改革の方向が随分変わってくるだろうというふうに思います。

例えば、今私言いましたけど、市職員のOBがもしなった場合に、今現在市長の下で働いておるような人が市長と対等の立場の権限を持つ立場に立って、市長に果たして物がしっかりとと言えるか

どうか。私は24年間公務員をやってきましたのでよくわかりますけれども、なかなか言えるものやないですね、これ。長く下に働いておったものが、いざきょうからは対等ですからといって、対等に物が言えるかといったら言えない。それから、院長の上に立って医療職の人たちを本当に行政職が指揮監督できるのかという懸念もあります。

それから、一番問題は医師の確保ですよね、医療センターにとって。そういうことが、一番先頭に立ってやるべきものが行政職で果たして医師の確保ができるのかという問題、この辺のところは本当に今どんな現状であって、何が課題でどういう人物を充てたらいいのかということ考えた場合に、私は少なくとも行政経験者がベストであるというふうには思いません。

なぜこれをこういうふうに言うかというのと、先ほどの質疑にもありましたけど、議会は選任同意がないんです。だから市長が決めればそれで決まるわけです。だからこの場で言うしか私たちはないんです。その人がどういう人物になるかということが、本当にこれは大きな問題になってくるというふうに思います。

その点でもう1つお聞きしたいのは、待遇問題です。

先ほども出ていましたけれども、どうもはっきりしません。病院事業管理者は特別職ですけども、給料はどれぐらいの水準を考えてみえるのか、明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほどもご答弁いたしました。今回の病院事業管理者は特別職ということで、特別職報酬等審議会に諮問をして答申いただいて決定をしていきたいと考えておりますが、まず諮問案につきましてはこちらのほうで作成をいたしたいというふうに考えております。

その諮問案の作成につきましては、類似団体、各市の状況、他の特別職とのバランス、過去に配置しておりました水道事業管理者との給与額等、こういったものを勘案しまして作成していきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答えになってないじゃないですか。あれ、これ、これ、これと5つ、6つ並べて、その中でということですよ。私が言うのは、どれぐらいの水準を考えてみえるのかということです。

これがわからなかったら、今市長に聞いて、どんな人物かもぼやかされました。しかも、その人に払う給料もはっきりしない。こんな中でこういう提案をされるということは、非常に無責任だと私は思いますよ。議案として提案する以上、大まかでもいいですから、こういう人物を、それから給料はこれぐらいをと、それが当然やないですか、提案する側としては。そういうことを曖昧にして提案するというのは、これはどうかと思いますよ。

例えば、例で言うと、教育長を今度特別職にするということですけども、今月額69万ですよ。これを12カ月分の給料と期末手当4.1カ月、合計すると1,100万円ほどになります。だから教育長とほぼ同等の給与ということになれば1,100万円ほどになるんですね。こういう費用を医療センターが新たに負担するわけですよ。だからそういう負担をしても、なおかつ改革が進むん

やということであれば、これだけのお金を投資する意味がない。

だから、そういう意味でこの人物がどういう人物であって、給与がどのぐらいの水準であるのかということは、私は当然これは議会に示すべきだろうと思いますよ。市長、どうですか、その点。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、議会にお示しをしかるべき時期にさせていただくわけではありますが、今ご提案させていただいておりますのは、まさに本市の25年来の自治体病院の経営形態の根幹を変更させると。それに伴う、人事は今から、来春の話でございますけれども、先ほどいろんなものを詰めていくに当たりまして、まずはこの全適を前提とした仕組みを議会にお諮りし、なおかつ今後人事の具体的な報酬も含めて決定をしていくに当たって必要であります特別職報酬等審議会の審議対象とするという条例改正を、今回議会にその前提となるものをお示しさせていただいておりますものでございまして、来春のどういう人物をどういう報酬でどう対応するかにつきまして、しかるべき時期に議会には当然お示しをさせていただくということで、その手順に従って対応していきたいというふうにおおるものであります。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

しかるべき時期というのが今でしょう。

我々そうしたら議案に対してどういう判断をするんですか、これ。そういうことがわからなくて、後からそれが示される、それでは判断のしようがないですよ、これ。そういう問題なんですよ。

それから、特に病院事業管理者がネットワークのところ随分力を発揮するんだという問題がありますけれども、やっぱりそのところに今回の力点があるのではなかろうかというふうに私は思うんですよ。単に全適だけを議案にするのであれば、地域医療部をつくるかというようにことを抜きに、ただ単に一部適用から全部適用にするという議案だけならもっと違った議論になったと思うんですよ。

ところが今回は、そこに地域医療部をつくって保健・医療・福祉のネットワークをつくって、そのいわゆる統括責任者みたいな形で病院事業管理者を置くと。いわば全適と直接関係のない2つのことが一緒になって提案されているので、非常に今回の議案は我々もわかりづらかったですよ。

要は、今わかったのは、市長の思いとしては、全適よりもむしろその後のネットワークのほうが重みがあるのではないかと。だから、そこに見合う人物を置こうとしているのではないかとというふうには私は受け取れるんですよ。でなかったら、全適だけにすれば全適だけでいいんですよ、これ。一部適用を、この間下水道がありましたね。あのようそういう会計制度を変えるというだけの提案でいいわけですが、そこにわざわざ地域医療部をつくって、ネットワークというようなことを言ってやっているというのは、結局その病院事業管理者がそれを統括すると。そのためには、そういうシステムの中でやっていく統括する立場の人がどういう人がいいのか。そうするとやっぱり行政に通じた人やないとか、ネットワークに通じた人やないとか、こういうことになってくるだろうというふうに私は思います。

だからやっぱりこれはしかるべきと言わずに、今議会中にでもしっかりと示してくださいよ。

最後に、もう時間が余りありませんので、県立病院、これは平成11年に全部適用して、その検証結果でメリットが発揮できなかったということで今どうなっているかということ、三重県立総合医療センターは地方独立行政法人、これはわかりにくいですがけれども、県とは別の法人格を持った法人に経営を譲渡する。つまり県から離れるわけですね。そういうものに移行しました。それから志摩病院は指定管理者制度へ移行しました。

こういう一部適用から全部適用へまず以降をして、そしてその後地方独立行政法人や指定管理者制度、それから国が示しているのはもう1つ、民間への譲渡ですよ。こういうふうな方向へどんどん経営形態を変えていこうというのが政府が書いている流れなんです。このことは最近、総務省が新公立病院改革ガイドラインというのを出しましたけれども、その中にはっきり書いていますよ。そのことを如実に示すのが、財政面からそれを進めようという考え方なんです。

どういうことかということ、例えば病院の新設、建てかえに伴う地方交付税措置には、今進められている地域医療構想との整合性をまず求める。これは今三重県で構想を練っています、まだできていません。これに整合するものが求められるということですね、まず1つね。それからもう1つですね、これは大きな問題ですけども、今までは病床数に応じて地方交付税措置をしておいたのを、今度は稼働病床数に変更すると、こういう財政面での締めつけをやる。

これでやられるとどうなるかということ、要するに交付税が稼働病床数でしかもらえなくなる、措置されなくなる。それじゃあ稼働病床数を小さくしていかなければならないというような問題が起こってくる。病床数そのものを大きくするという事は起こってこない。現実に稼働している病床数に合わせよう形の病床数にならざるを得ないと、こういう問題ですね。

ところが、これの大もとというのは先ほどから言っていますように、医師不足、それから看護師不足が原因で起こってきた稼働病床数の減少という問題でありながら、それに今度は地方交付税を絡ませて、地方交付税を抑えることによってそういう方向に進めようとしていると、こういうますます経営が厳しくなるような方向が、今ガイドラインとして出されています。

1つ確認しておきたいのは、この交付税措置というのは、これ通告してませんが、交付税措置というのはこういう方向になっているということは間違いはないですか。財務部長、よろしいですか。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、国のほうはそのような動きで進んでいるのは事実でございます、今後の状況を見ていく必要があるんだろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

確認できました。そんな形で進んでいこうとしているということですね。

最後に、市長にお伺いしたいと思います。

こういう全部適用というのが、県立病院がたどったような形、それからまた国の新ガイドラインが示すような地方独立行政法人や指定管理者制度、民間への譲渡と、どんどん公的な関与が薄まっ

ていく、弱まっていくような方向への流れの一環にならないのかという心配があるんですが、その点についての市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私も平成11年からの県立病院改革に間接的に議会人として携わってまいりました。

今少しご懸念の部分というのは、北川県政から野呂県政にかわる過程で基本的な方針が変わっていくということであって、その全適が先ほどの指定管理、あるいは独法、民間譲渡へ転換する前提ではないということの改革を当時としては県は英知を結集して努力されて、県立病院の再生を前段果たされたというふうに認識いたしております。

したがいまして、私どもは今回の目的は、これは昨年3月に策定いたしました亀山市地域医療再構築プラン（第2次）において自治体病院として医療センターを再生させていく、このことを掲げたところでごさいます、その具現化のためにも一刻も早く医療センターを機動的な体制に変革させる必要があると。ご案内のように、地域包括ケアの推進とか県の地域医療構想、国の動きもあります中で、本市としては自治体病院である医療センターがこの経営基盤を強化することで5万市民の安心とか信頼を築いていく、そういう視点から今回避けては通れない道として全適の導入を提案させていただいております。

ここに至るまでは本当に平たんな道では、この10年なかったと思います。しかし、それを皆さんの協力の中で乗り越えて今日に至っておりますが、さらに医療センターが地域医療のコアとして前進するために、やはりこれは必要な改革であると確信をいたしておりますので深くご理解いただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長は否定をされました。

1つだけ紹介しておきたいと思いますが、この新しいガイドラインですね。ガイドラインの経営形態の見直しに係る選択肢と留意事項というのに次のように書いています。

地方公営企業法の全部適用によって所期の効果が達成されない場合には、地方独立行政法人などさらなる経営形態の見直しに向け直ちに取り組むことが適当である。つまり、国のほうはそういう方向にどんどん進めようとしている。このことだけは間違いないので、もしそれをとどめようとするのであれば、やっぱりきちっと公立病院を維持して守っていくということをしつかりとやっていただきたいということを申し上げて、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、9番 森 美和子議員。

○9番（森 美和子君登壇）

1年ぶりに質疑の時間を頂戴いたしました。公明党の森 美和子でございます。

私もきょうは集中審議の議案2件について質疑をさせていただきたいと思います。

昨日から、もう7名の議員が質疑をされておりますのでかぶっているところも多少あろうかと思いますが、一つずつお答えをいただきたいと思います。

まず組織改革についてお伺いをしたいと思います。

きのうの鈴木議員の質疑の中にもありましたが、今回の組織改革の中で地域包括ケアシステムをしっかりと推進していくということ。この地域包括ケアシステムというのは、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されることを目指すものですから、これが今回医療の中に部署が設置をされるということ、それが少し私の中では違和感を感じます。むしろ介護、予防、生活支援を推進する今現在ある健康福祉部内に設置したほうがスムーズではなかったかと思います。

ここでこれを聞いていいのか、ちょっとわかりませんが、健康福祉部も3室が2室になるということで、長寿健康づくり室というのができるというふうにありました。その中に地域包括支援センターを設置するという形で書いてありましたが、この所管を見ますと、母子保健も入っておりますし、地域包括ケアシステムを先ほど説明させていただきましたが、高齢者の対応を中心としてやっていく部署であろうかと思います。

亀山市はあいあいの中で、4番窓口といえば高齢者の相談の窓口であるということがもう広く知れ渡っております。これをわざわざ地域医療部の中で推進していくというふうになったのには、少し違うのではないかと思います、その点についてご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

9番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

地域医療部は、現在健康福祉部が担任しております地域包括ケアに関する事務のうち、その推進と調整を行うものでございまして、各種サービスの実施につきましては引き続き健康福祉部や医療センターが行うものでございまして、そういったすみ分けをさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

健康福祉部のほうが実働部隊だというふうに今ご答弁にありましたが、この地域医療部の所管、ほとんどが福祉部門がウエートを占めていくように感じるんですが、地域医療部のトップは病院事業管理者ですよね。福祉のほうの長寿健康づくり室というのは市長がトップになっていくわけで、病院事業管理者が市長部局にまで踏み込んで権限を行使していくことにならないのかについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃられるように、市長部局と病院事業管理者とのそれぞれの担任の事務がございしますが、今回の地域医療部につきましては、地域包括ケアに関する事務の中でその推進と調整、今議員もおっしゃられましたが、実働部隊につきましてはそれぞれ健康福祉部と医療センターが行います

もので、当然、市長部局との調整というのはございますが、病院事業管理者が健康福祉部の分野まで侵すようなそういったことはないというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

もう1点は、今回の組織改革が経営圧迫の要因にならないかについて伺おうと思いました。

でも多くの議員のほうから質疑もありまして、そういう中で地域医療部は一般会計で持つという形で山本部長は答弁をされましたが、昨日は一般会計でと言い切られましたが、きょうの答弁では少し濁されたような感じでお聞きをしたので、そこら辺を少しはっきりしていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、私が一般会計で持つと申しましたのは、人事異動の中でどのような配置になるかということも当然その要因の中にありますが、現在考えておる配置といたしましては、私先ほど午前中でもご答弁申し上げましたが、併任を行っていくことがベストであろうということを考えておりますもので、一般会計の中で持つのがよいというふうに考えてご答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

次に移ります。職員給与について伺いをしたいと思います。

これも多くの議員さんから聞かれておりますが、議案第83号の18条で、市長部局の職員の給与の額を考慮して定めるということは理解させていただき、19条では給与の減額が定められておりますが、これは職員の都合によるものであります。

今より経営努力をしたが改善せず悪化した場合、職員の給与削減はあるのか、その点について伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

市長と職員組合との協議の内容につきましては、労使慣行を踏まえ、今後医療環境等の変化により病院職員の労働諸条件について検討が必要となった場合においても労使協議の上決定することになっておりまして、医療環境等でございますので、医療の収益が上がるか下がるか、そういう変化が起こった場合においても労使協議の上決定することになっております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

わかりました。

じゃあ次に行きます。職員の意識改革についてお伺いをしたいと思います。

この全部適用により、職員もさらに経営感覚を身につけることが求められると思うんですが、一方で、自治体職員は異動により三、四年で部署が変わっていくという中で職員の意識は維持されるのか。それともう1つ、地域医療部でも経営感覚は求められるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

病院事業管理者は医療センターの経営改善と地域医療の推進という重い使命を持って経営に携わることになりますので、おのずと全職員において士気高揚が図られ自立した経営体の一員であるという経営意識の向上が図られるものと考えております。

また、地域医療部の職員につきましても病院事業管理者の指揮命令を受けますので、当然経営意識が芽生える、向上すると考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

どちらも経営感覚をしっかりと持った中で進めていくということで理解しました。

4点目の、診療科目及び病床数についてお伺いをしたいと思います。

平成25年から地域医療学講座を亀山市は行っておりまして、三重大から先生が来られておりますが、その中に総合診療医が来られておりますが、総合診療医に関しては国も推進をしている中で、今回の条例に合わせて今の4科、内科、外科、眼科、整形外科から5科、総合診療科としてなぜ考えなかったのか。地域医療再構築プランの中でもそれを標榜されていると思うんですが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

今回の条例改正におきましては、地方公営企業法の全部適用に伴う事項について改正するものであり、それ以外の事項につきましては現行どおり引き継ぐということであります。したがって、診療科目についても現行の4科目としているものであります。

なお、ご指摘の総合診療科につきましては、現在は内科に含まれておりますが、住民の皆様への浸透度や内科との対比などを勘案して、今後において検討していきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

あと、今医療センターはずっと4科という縛りがかかっておりましたが、この縛りもなくなった中で、今後のこととなりますが、また新たな科目ということは考えられるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

診療科目をふやすということにつきましては、医師の確保に大きく左右されますので、医師が確保できたらそういうことも考えていきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

病床数についてお伺いしたいんですが、病床数100床が現有数になりますが、稼働率、ずうっと6割とかと言われていましたけど、現在7割ほど動いているそうなんですけど、単純に言えば7割動いたとしても3割、30床は言い方は悪いですけど遊んでいるというふうに捉えられます。

今回の資料を見させてもらっても、新たな病床利用の方向性も出ておりませんでしたけど、きょうの中崎議員の質疑の中で地域包括ケア病床も取り入れていくという答弁がありました。

この地域包括ケア病床について、どのような病床になるのかについてはご答弁をいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

地域包括ケア病床といいますのは、2014年度の診療報酬の改定で新設された病床であります。

急性期の治療を経過して病状が安定した患者さんに対して、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病床であります。

現在、一般病床で症状が安定しますと早期に退院をしていただくことになっておりますが、在宅での療養に不安があったり、もう少しの入院治療で社会復帰できる患者さんのために、安心して退院していただけるよう支援する病院が地域包括ケア病床で、入院期間も60日までと長期間の入院が可能となるものです。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

そうすると、今現在7割ほど稼働されている病床プラスそういった地域包括ケア病床を加えることによって充実させていくという考え方でいいんですね。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

現在、県で地域医療構想が策定中でありまして、県の示す病床数にもよりますが、医療センターとしては地域包括ケア病床の設置に向けて検討、努力していきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

治す医療から生活支援型の医療に変わっていくということで、地域包括ケアの推進にも寄与する

んではないかと思ひます。

5点目の病院事業管理者を置く意義についてお伺ひしたいんですが、今まで一般会計から上限2億円ということで補助金を出しておりましたが、これは今後どうなるのかということをお伺ひしたいんですが、今さっきの事務局長の答弁では、一部適用、全部適用、内容はそのまま移行するという形でお伺ひされていたんですが、じゃあこの補助金の考え方もこっちからこっちという考え方でいいのか、その上限2億ということが今決められていたんですが、そういう右から左という考え方でいいのか、その点についてお伺ひをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

一般会計からの繰入金につきましては、繰り出し基準に基づく負担金・出資金と、赤字補填の補助金があります。

補助金につきましては、平成20年11月策定の亀山市立医療センターの今後の方向性についての中で、補助金の額が2億円を超えた場合にはこの方向性の抜本的な見直しを行うとしております。平成26年度決算では補助金は約1億5,400万円でありまして、今後におきましては、病院事業管理者のもと経営改善に取り組んで補助金の減額に努めていきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

そうすると、その補助基準の考え方は残るということですか。

あと議案82号の8条で、半期ごとの報告義務が課せられるとありました。経営改善が大目的になっておりますので、この期限を切った改善計画というのを作成する必要があるんじゃないかと思いますが、その点についてお伺ひしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

現在も地域医療再構築プランにおきまして目標の数値を定めております。今度、平成28年度に策定します新しい地域医療再構築プランの中でも目標指数を定めて、その指数に向けて取り組んでいくところであります。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

最後に質問させていただきます。

責任の所在について、この経営改善を大目的で地域包括を進めていくわけですが、経営改善されなかった場合の責任は一体誰にあるのかについて、お伺ひをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

市長が答弁されておりますように、地方公営企業法第7条の2第7項では、地方公共団体の長は管理者が心身の故障のため職務の遂行にたえないと認める場合、または管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと見込める場合、その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合にはこれを罷免することができると規定されております。

ただし、経営が悪化した場合の全てについて管理者の適格性がないとしているのではなくて、経営の悪化の原因が管理者の業務の執行が適当でないことにある場合のみを適格性がないと認めているものであります。その判断につきましては、決算審査における監査委員の意見等を参考とすべきであるとされております。

来年度、地方公営企業法を全部適用とし病院事業管理者を配置するのと同時に罷免基準を設けることは考えておらず、今後経営改善が見込めないようであれば、将来的にはそのような基準を設けることも検討していく必要があるということでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

罷免の基準を聞いたわけではなくて、責任は誰にあるのかということを知りたいので、経営改善が大目的でこの全適をされていくんですけど、その改善がなされなかった場合の責任は誰にあるのかについてはどうなんでしょうか。今の、ちょっと答弁が違うような気がするんですけど。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、今回の病院事業管理者としての責任は全うしていただくことになろうかと思いますが、あくまで開設者は市長でございますので、市長が開設者ということは、全部適用に移行いたしましても最終的な責任は市長にあるというふうに認識をいたしておるものであります。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

きのうからずっと答弁を聞いておると、病院事業管理者というのは本当に絶大な権限を持つことになるということがわかったことと、それからこれは事務局長の答弁ですけど、医師確保が進んで良質な医療が提供され、経営改善はできると言い切ってもおられました。それから全部適用された県内の病院の規模や、その病院が純損失を出していることにおいても、規模の大小で相関関係はないと言っておられました。

全部適用する、そして病院事業管理者を置くことは、非常に夢のように、これがそのまま進んでいけば本当にすごいことだなあと感じておりますが、この経営改善の時期をどのくらいのスパンで考えているのか、最後、市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員も、当時の非常に地域医療が疲弊をした厳しい局面を多分お感じになっていただいておりますと

思いますけれども、あれから七、八年、本当にさまざまな取り組みを積み重ねて今日に至っておるところでございます。年間の救急の受け入れが900件から300件に落ちた、こういう状況の中で多くの英知を結集してきた。一昨年度にはそれが800件まで回復をしてきた、このことも本当に多くの協力のたまものであるというふうに思っております。

また、医療センターにおきましても今井院長を中心にさまざまな努力、それから消防救急隊、それから市長部局の健康福祉部門が連携をしながら、これは全庁横断的に地域医療再構築のプランに基づいて3つの戦略と20の取り組みを具体的に進めてきたところでございます。

これらの取り組みを経て、ちょうど昨年策定いたしました地域医療再構築プランの第2次のプランにおきまして、今の経営成果指標として経常収支比率でありますとか、あるいは病院病床の稼働率でありますとか、あるいは具体的な数値目標をこの中に組み込ませていただいております。

一般会計からの繰り入れという意味では、経常収支は確かに平成20年の約4億円近い数字から現在1億6,000万円ぐらい、平成26年度決算がなってそれ自体は縮小しておりますが、現実には内部留保を食い潰して赤字の補填をしておるといのが現在の経常収支の状況であります。

したがって、いつまでに経営の健全化を解決するのかというご質問でございますけれども、地域医療、それから医療センターの内外の環境変化の中で今回全部適用を導入しながら、さらに地域医療再構築プランをより磨き上げて、これを実践していくことに尽きようかというふうに思っております。そのためにもより機動力の高い体制をつくり上げていくことが不可欠でございます。この体制によりまして具体的な経営健全化、あるいは医療の質の向上につなげてまいりたいというふうに思います。現時点で、いついつまでにとということではございませんが、確実に再構築プランを前進させていきたいというふうに思っております。

今、数値目標自体は28年度目標でございますが、先ほど申し上げましたように、次期の再構築プランへこれは新たに組み込んでいくことになろうかと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

私も18年に議員にさせていただきましたので、ちょうど一番医師不足で、お医者さんがいなくなったということで大騒ぎをしていた時期に私もこの議会の中でおらせていただいたんですけど、だから本当に現場の中で必死になって今の状況をつくり上げてきたということはよくわかっています。

なぜこれを聞いたかという、やっぱりやっていくんだというトップのリーダーシップというか、強い思いとかそういった発信力、それが周りを引き連れて推進していくということを市長の口から聞きたかった。そこで私は聞かせていただきました。

ぜひ推進をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（前田耕一君）

9番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時02分 休憩）

(午後 2時10分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質疑させていただきます。

大分議論も深まっておりますので、今までにありました質問に関しては全て削除させていただきまして、1番、地方公営企業法の全部を適用する目的は何かについては経営改善、そして地域医療の推進というのが主な大きな目的ということでお聞きしましたので、2番目、今回の改正によりどのような影響があるのかについてお聞きいたします。

先ほどまでの質問の中で、地方公営企業法の全部適用、まず考えられる形態として4つ、地方公営企業法の全部適用、独立行政法人化、指定管理者制度、そして民間譲渡というのがございましたが、質問の答弁の中では、地方公営企業法の全部適用以外は市の関与が著しく少なくなるとございました。

一方で、地方公営企業法の全部適用をすることへの懸念についてお聞きしたいと思います。

他市の報告書には、このような記述がございます。地方公営企業法の全部適用へ移行した場合、専任の事業管理者の設置により現行の一部適用よりは運営の自由度が高いものの、公務員制度のもとでの職員定数制限等が残ることなど制約があり、現状から大きく改善効果が得られるというわけではない。また、事業管理者の裁量や強いリーダーシップ、運営能力などに左右されるところが大きい。また、制度上の自由度をそのまま生かせるかどうかは事業管理者及び移行後の組織体制、職員のモチベーション次第によるところが大きい。そして3つ目、自治体組織であることから不採算分野となりがちな政策医療など、少数需要である場合であっても市民から必要とされる医療に関しては展開しやすく、現在の市民病院の姿を大きく残す経営形態であると言える、こういった懸念が他市では言われております。

こう言った中で、これらの全部適用に関する懸念というかふぐあい、こういったものをどう捉えるか。要するに、この全適では、ここの中では経営改善という意味で効果が得にくいのではないかという懸念なのですが、この辺に関してお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

7番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

他市の状況では、全部適用にしたところで効果が大きく上がっていない事例があるということ、それをどう受けとめるかということではないですか。

(発言する者あり)

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

この全部適用は、他市とか病院の規模によってそういう相関関係はないと思いますので、亀山市の医療センターにおいては全部適用することによって経営の改善につながっていくものと考えてお

ります。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

他市の実情ではなくて、他市でもやはり病院経営についていろいろ悩んで、いろんな形態について検討されていると思います。その中で、例えば全部適用を選ばなかった地域もありまして、そういった選ばなかった地域はどうして選ばなかったのかというところの懸念として実例を挙げてありましたので、それを今ご紹介したんです。それに対して、どう捉えているのか。

つまり、なぜこういうお話をしたかといいますと、亀山市が全部適用をするというその過程というのが、きょうも午前中から質疑はありましたけれども余り具体的な話がなくて、全部適用以外は市の関与が著しく少なくなる、これだけで捉えられておりました。

今のはある地方自治体の市民病院のあり方に関する提言書、報告書でした。報告書から今の質問をさせていただいたんですけど、このような検証があれば議案として納得できるんですけども、なかなかこういったものがないので、全部適用以外にほかの方法または現状の組織構成のまま改善していける方法、こういった意見が今までの委員会なり協議会なり、その中の会議であったのかなかったのか、そういったことを聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員にお答えさせていただきますが、全適への移行という考え方は平成21年の市長就任、議員も議員に当選されて、あれを受けて平成22年に地域医療再構築プランを策定いたしました。あの中に3つの戦略と20の取り組み項目の1つとして地方公営企業法全部適用への検討をするという1項を起こして、以来これのさまざまな角度からの検討を加えて今日に至っております。

したがって、突然出てきたことというよりも、この議会での議論も含めていろんな場面で私どもも申し上げてまいりましたし、当然、地域医療の構築の過程で、医療センターの再生の過程でこの考え方を明示し申し上げてきたところでございます。それは昨年策定の第2次の地域医療再構築プランにも、より具体的に落とし込みをさせていただいたものでございます。ここはご理解いただきたいと存じます。

さらに今、公的関与を残しつつ自治体病院としての役割を發揮していく意味では、一部適用から全部適用という経営形態の変更が最善であるという認識を持たせていただいております。先ほど服部議員のほうから県立病院の過去の十数年前の改革の展開のお話がありましたが、4つの県立病院が今独法であったり業務委託であったり、ああいう状態に現在はなっておりますが、当時としては200億の累積赤字を解消したり、あるいは毎年の損失補填をどう解消するかという経営上の改革の視点と、もちろん県立病院としての自治体病院としての医療の質をいかに高めて特色化を出していくかと、こういう視点での努力をされたわけではありますが、私どもとしては、より公的関与を薄めていくような例えば独法であったり、あるいは先ほどの民間委託であったり、ましてや民間移譲というような手法を、亀山市の医療センターあるいは地域医療の核として今後も存在させるためには今回の一部適用から全部適用が最も最善であると、こういう考えに至ったところで

ございまして、その点をご理解をいただきたいというふうに存じます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほど市長から答弁をいただきました。

亀山市として最も最善であるというのが、全部適用がいいということで今までお話を進めてきたということです。

しかしながら、時代の流れ、そして国の意向、動向、そういったものも今までずっとすごく長い間ありました。その中で例えば今の全部適用以外の考え、または全部適用をしなくても今の現状が問題があるというわけではなく、より一層よくするための今回は改革だというお話を何度も伺っております。

そういった中で、この組織構成のまま改善していく方法、こういったものを模索する等の意見等が今までなかったかという意味で今ご質問をさせていただきました。

またそういった経緯を示す報告書がもしあれば、報告書などがあるのかないのか、こういったことをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

亀山市地域医療再構築プラン（第2次）におきましては、25年の5月に第1回、25年の第5回の策定会議を経て完成したものでございまして、これが最終版ということでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

7番 豊田恵理議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第81号から議案第102号までの22件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第81号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第85号 病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について

- 議案第 86 号 亀山市職員定数条例の一部改正について
議案第 87 号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
議案第 88 号 亀山市税条例等の一部改正について
議案第 89 号 亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部改正
について
議案第 90 号 亀山市手数料条例の一部改正について

教育民生委員会

- 議案第 82 号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について
議案第 83 号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
議案第 84 号 亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について
議案第 91 号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 92 号 亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止について
議案第 93 号 亀山市国民宿舎関ロジ条例の廃止について

産業建設委員会

- 議案第 100 号 市道路線の認定について
議案第 101 号 市道路線の廃止について
議案第 102 号 市道路線の一部廃止について

予算決算委員会

- 議案第 94 号 平成 27 年度亀山市一般会計補正予算（第 4 号）について
議案第 95 号 平成 27 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 96 号 平成 27 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 97 号 平成 27 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 98 号 平成 27 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
議案第 99 号 平成 27 年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（前田耕一君）

次に、日程第 2、請願第 6 号を議題とします。

請願第 6 号年金積立金の安全かつ確実な運用等を求める請願書の審査については、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

請願文書表

受 理 番 号	請 6
受 理 年 月 日	平成27年12月1日
件 名	年金積立金の安全かつ確実な運用等を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市和田町1488-115 連合三重亀山地域協議会 議長 夏本伸宏
要 旨	年金積立金の安全かつ確実な運用を堅持するとともに、年金積立金管理運用独立行政法人において被保険者の医師を反映できるガバナンス体制を構築するよう、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	福沢美由紀、鈴木達夫、豊田恵理、中村嘉孝
付 託 委 員 会	教育民生委員会

○議長（前田耕一君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす10日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時23分 散会）

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

平成27年12月10日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	高士和也君
医療センター 事務局長	落合浩君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関支所長	坂口一郎君
子ども総合 センター長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	佐久間利夫君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会
事務局 長

松村 大君

●事務局職員

事務局 長	松井 元郎	議事調査室 長	渡邊 靖文
書 記	山川 美香	書 記	高野 利人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

9番 森 美和子議員。

○9番（森 美和子君登壇）

皆さん、おはようございます。

公明党の森 美和子でございます。きのうに引き続き登壇をさせていただきました。

きょうは、大きく地方創生という視点で、子育て支援と若者支援についてお伺いをしたいと思っております。ご答弁のほうもよろしくお願ひ申し上げます。

2008年に始まった人口減少は、2040年には加速度的に進み、2100年には現在の3分の1程度まで減少すると推計されています。人口減少が社会に与える影響は大きく、人口減少に伴う高齢化の結果、経済規模は縮小し、経済の縮小が人口減をもたらす悪循環に陥ると言われています。こういった背景の中、国はまち・ひと・しごと創生のための長期ビジョンと総合戦略を示し、各地方では今年度中に地方版人口ビジョンと総合戦略を策定することになりました。

亀山市でも、先般素案が議会に示されました。素案によりますと、亀山市の人口は国・県よりも10年ほどおくれた2020年をピークに人口減少になると推計されており、早く手を打てば他の自治体より早く人口減少に歯どめを打つことができる状況にあると言えます。

中身を見ますと、子育てトータルサポート、若者のくらし充実、シティプロモーションの3つの重点プロジェクトが掲げられています。今回はこの重点プロジェクトに掲げられている子育て支援や若者支援について、現在の課題や、その方向性について伺いたいと思います。

まず、子育て支援についてお伺いします。

まず初めに確認ですが、私が25年9月に質問をしましたITを活用した情報発信や子育て相談について、その後の対応について伺いたいと思います。

亀山市のホームページの子育て情報は、文字が連なっただけで非常に見づらいので、他市の情報を提示しながら子育て情報などを集約したホームページの作成について質問しました。

当時の答弁では、市のホームページのリニューアルとあわせて考えていく趣旨であったと思いま

すが、市のホームページのリニューアルは完了しております。どうなっているのか、まず現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

9番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

おはようございます。

平成25年9議会におきまして、森議員から子育ての一元化したホームページの作成というのは考えられないのかとのご質問をいただきまして、当時の広森企画総務部長が、ホームページのリニューアルに当たりまして、子ども総合センターと十分に協議を行いながら進めさせていただきたいと考えておりますとご答弁させていただきました。

ホームページのリニューアルにあわせて、子育て情報の一元化や、見やすいページの作成を検討してきたところですが、議員からご紹介をいただきました「みたか子育てねっと」のようなホームページになりますと、外部委託となりますことから、庁内で可能な取り組みを検討してきたところでございます。

結果といたしましては、現在のところ、亀山市のホームページのトップ画面の「子育て」に進んでいただきますと、市が実施します子育てに関するページをごらんいただけるわけですが、残念ながら文字ばかりとなっております。今後は子育て家庭の皆さん、特に若いお母さんたちに親しんでいただけるような、少しでも見ていただきやすいページとなりますよう、外部委託の活用も含め検討してまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

やっぱり今の世代のお母さん方というのは、そういう情報に頼っているところがありますので、逆にそういう情報発信をすることによって安心感を与えるとかありますので、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、子育てガイドブックについてお伺いします。

亀山市で発行されている子育てガイドブックですが、子育てに関する情報を1冊にまとめ、構成もわかりやすく工夫されており、内容も充実しております。現在、全戸配付もされております。

このガイドブックは、この冊子のほか市のホームページからも見ることができます。ところが、PDFファイルと申しまして、スマートフォン利用者には見づらい形式となっております。一方で、各種計画等は電子ブック版で見られるよう対応してもらっております。

現在の子育て世代のスマートフォン普及率を当時も示しましたが、ほとんどの方が使っているのが現状なんです、先ほども言いましたけど。そこで、子育てガイドブックが電子ブック版対応にできるのかについてと、ホームページのトップページの右端のところに、広報「かめやま」とか市勢要覧とか暮らしのガイドブックというふうにすぐ情報が見られるよう張りつけてありますが、子育てガイドブックもそういう対応ができないのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子育てガイドブックにつきましては、市民の皆さんに親しんで使っていただいているというふう
に思っております。既にこれも電子ブック対応としてごらんいただけるようになっていたところな
んですが、実際には閲覧しにくいページにありましたことから、早速修正を加えさせていただきます
ました。現在は子育てのページから子育てガイドブックに進んでいただきますと、PDFと電子ブッ
クを選択いただけるページに変えてございますので、ご活用いただきたいと思います。

また、ホームページのトップ画面の右側にあります電子ブック図書館におきましても、子育てガ
イドブックを電子ブックでごらんいただけますようにいたしましたので、ご活用いただきますよう
よろしくお願いたします。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

今ちょっとセンター長がおっしゃった電子ブック図書館から入るのは、私もちょっと確認をし
ました。でも、その上に張りつけるような、文字が並んでいるんですわ、広報「かめやま」、そこを
クリックすると、すぐ広報「かめやま」があらわれる。その図書館に行くまでに、そこに張りつけ
る、それができないのかについてお伺いしました。もう一度答弁をお願いします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

申しわけございませんでした。

できるかどうか確認をいたしまして、できるようございましたら、させていただきたいとい
うふうにあります。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、父子手帳の導入についてお伺いします。

少子化や女性の社会参加などにより、子育ての環境は随分変わってまいりました。同時に、昔か
らあった育児は女性という固定観念も変化し、最近では男性も子育てに積極的に参加している家庭が
ふえているように思います。子供が生まれたから親になれるのではなく、子育てを通して親が育て
られていくものだと私も経験を通して感じていますし、男性の子育て参加はぜひすべきであると思
っています。

近年、全国の自治体で父子手帳の作成が進んでおります。母子手帳は妊娠した女性に提供される
ものですが、男性の育児参加を積極的に進める国において、内閣府にイクメンプロジェクトという
サイトがあるんですが、イクメン手帳やイクメンハンドブックなどが作成されています。

映していただいているいいですか。

映してもらったのは、内閣府が出しているんですが、夫婦で読む男性の産休スタートブック、「産休」が平仮名で「サンキュー」にかけてあるんですが、「さんきゅうパパ準備ブック」となっています。

次を映してください。

これは宮崎県の「パパのイクメン手帳」、これは父親になる方に向けて、妊娠から子供の小学校入学までの必要情報をまとめ、記念写真や思い出を盛り込むことができるようになっています。

次、お願いします。

これはさいたま市のもので、「さいたま市で父になる」という斬新なタイトルなんですが、肩の力を抜いて、のんびりとさいたま市で子育てを楽しんでみませんか、地域があなたの子育てを応援していますといったものです。

次、お願いします。

これは鳥取県のものなんですが、「子育て王国鳥取県」と「まんが王国とっとり」のコラボレーションとして、イクメン・マンガ冊子「がんばるイクメンのリアルな日常」を作成しておりまして、4コマ漫画で伝える内容になっております。

本当にごく一部ですが、こういったものが全国でも今取り組みがなされているところであります。イクメンプロジェクトのサイトにぜひアクセスしてみたいと思います。いろんな取り組みがされております。

私は先ほど育児に参加する男性がふえていると申しましたが、厚生労働省の資料によりますと、6歳未満の子供がいる家庭で男性が育児にかかわる時間を国際的に比較した場合、日本人の育児時間は週平均30分程度だそうです。ちなみにアメリカは1時間5分、イギリスは1時間などとなっております。こういったデータを見ても、男性が育児に参加できないことが少子化の原因の一つであり、社会全体の課題と捉えなければならないことはよくわかります。結局、母親の負担が大きいき、2人目の出産に続かないし、少子化に拍車がかかるということでもあります。

父子手帳が即少子化に歯どめをかけることにはなりません、男性の育児参加の一つのツールとしての導入の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

おはようございます。

現在、本市では、母子健康手帳をお渡しする際に保健師がそれぞれの不安や悩み等を窓口でお聞きし、相談に乗っております。さらに、父親となる方を対象としたリーフレットを準備させていただいておりまして、それをお渡しさせていただいております。父親の子育てへの参加の必要性などの意識を持っていただきたいということから、啓発を行っておるところでございます。

また、従来から、父親、母親になられる方を対象としましたパパママ教室を開催するなど、これらの機会を捉えて、子育てへの参加について啓発しておるところでございます。

議員ご質問の父子手帳の導入につきましては、これまでの啓発活動に加えて、新たな仕組みの一つとして研究・検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

いろいろと取り組みはされていると思いますが、ぜひ前向きに検討していただきたいなあと思います。

次に、まちの保健室（チャイルドパートナー）による相談体制の充実について伺います。

名張市に名張版ネウボラについて視察に行きました。ネウボラとはアドバイスの場所という意味で、フィンランドが発祥の妊娠から出産、子育てに至るトータルサポートのことをいい、今国においてもこのネウボラの推進をしています。

名張市の担当者のお話では、妊婦アンケートの結果で妊婦の高齢化、それに伴う親の高齢化、また経済的な問題等が関連していること、そして特に3人目の妊娠の不安の背景に、周りから2人も子育てをしたんだからと協力が得られないと感じていることなどが判明し、母子保健や子育て支援に関連した事業の洗い出しをしたところ、特に妊娠中や産後直後に市の支援策が希薄となっていることが明らかになったそうです。

そこでまず1点目、亀山市は子育て支援に特に力を入れてきたと思いますが、改めてこういった妊婦アンケートの実施によるニーズ把握や母子保健の課題はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

議員おっしゃいます名張市の取り組みにつきましては、亀山市としても注目しておるところでございます。

現在、亀山市では、妊娠届のときなどの窓口での相談を初めといたしまして、必要に応じた訪問、あるいは出産後の全戸訪問、各種教室での情報提供など、安心・安全な妊娠・出産、育児のための支援を行っているところでございます。特に問題となるハイリスクケース、こういう場合につきましては、保健師が直接訪問をさせていただきまして、機動的な対応ができるよう対応させていただいております。

議員おっしゃいますニーズ調査でございますが、当市としましては、そういう訪問の際に聞き取り調査を行うことによってニーズを把握して、亀山市の実情に合った仕組みをさらに研究してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

アンケート調査がどうのということではなくて、やっぱりきちっとニーズを把握するということが大事だと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

先ほど部長もおっしゃったように、どうしても市の子育てに関する相談支援というのは、リスクを抱えていることがわかった親子を対象とするものが中心となります。これは当然大事なことだと認識しております。しかし、妊娠・出産というのは、体の変化や心の変化で誰しもが何らかの不安を抱くということもあります。

名張市での母子保健の支援が希薄で、ニーズの把握ができていない部分の対応としてできた事業

が、助産師による母乳育児や産前産後の体調を相談できる「安心育児・おっぱい事業」、産後不安な時期の全てのママに保健師や助産師が電話をかける「生後2週間目 全戸電話相談」、これは本当に出産後に家に帰ってきて2週間目というのは、少しお母さんたちもほっとして、でも不安な部分があってくる時期になってくるんだと思うので、非常にこれはいいことだなあと思いました。

一方で、体調不良を訴える妊婦や電話相談などで不安が大きい妊婦には、個別妊娠中健康相談を保健師や助産師が戸別訪問をしている。これは本当にまさに妊婦の声から生まれた事業だと思いました。そして、今回質問をしますまちの保健室（チャイルドパートナー）の取り組みを行ってありました。

名張市では、15の小学校区でまちづくり協議会や委員会を設置しており、各公民館が拠点になっていますが、その全てにまちの保健室を設置し、保健師や看護師など二、三人を常駐させています。子育て世代包括支援センターのサテライトとしての位置づけとなっていました。学校の保健室のような感じで、ちょっと赤ちゃんの体重をはかってもらったり、特段何もなくても顔を見て相談に乗ってもらえる場所、そういった居場所になっていました。チャイルドパートナーとしての寄り添い事業だと思いました。

これはもらってきたごみ袋なんですけど、名張市はごみ袋が有料になっているそうです。これは無料で、紙おむつ専用の袋を無料で配っていました。これをもらいにお母さんたちが保健室に来て、少し話をして帰っていく。外に連れ出すとか、本当にこういった孤立化の防止とか、このごみ袋を導入してくれというのではなくて、こういった取り組みによってお母さんたちを外に引っ張り出してくる、そしていろんな相談を受ける場所をつくっていく。本当にすごいなあと思いました。

市で行っている事業というのは、相談体制をしっかりとやっております。でも、やっぱりどうぞ来てください、相談に乗りますよ、来てくださいという受け入れ型ですが、こういった現場に出ていって常駐をさせていくまちの保健室の考え方について、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

名張市の取り組みにつきましては、もう少し具体的にどういう仕組みでやっておるか、あるいはその経費的なものも含めて研究する必要があるかと考えておりますが、現在、亀山市におきましても、きっかけとしては届け出時ということでお越しいただく機会となりますが、そこからにつきましては、実際に保健師の戸別訪問とかそういうことを重ねております。ただ、まちづくり協議会とか、そういうふうなことと連携ということはまだしておりませんが、これにつきましてはもう少し研究させていただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

私も本当に感動した取り組みだったので、ぜひ研究をしていただきたいなあと思っています。

一方で、地域の子育てにも力を入れておりました。こんにちは赤ちゃん事業のことを、多分先ほど赤ちゃん訪問のことを部長おっしゃって、出産後4カ月目の家庭に全戸訪問されているんですけど、これは亀山市でも行っていただいて、多分、保健師や助産師さんに行っているんだ

と思うんですが、名張市では主任児童委員さんに委託をされていました。私もちょっとこれは驚いたんですけど、でもこの主任児童委員さんに行っていたくことによって、地域の子供を赤ちゃんのときから主任児童委員さんが知ることができますし、親子にとっては地域とのつながりができる、これも本当に私はびっくりしたんですけど、驚きました。

また、地域のシニア世代に子育てに参加してもらう「となりのまごちゃん応援教室」を開催し、地域の妊産婦の産前産後のサポートもしてもらってありました。

ある公民館に行かせてもらったんですけど、ちょうど地域の子育てボランティアによる子育て広場を開いておられました。受付には、その地域にいる全ての子供たちの名前が書かれたかわいらしい名札が置かれておまして、主任児童委員さんや民生委員さんが対応をされていました。もちろん地域外の子供たちにもきちっと名札がそろえられて、受け入れもされておりました。今後は安価で食べられる昼食の提供もしていきたいと責任者が言うておられました。まさに地域全体で子育てをされておりました。私は、これこそ亀山市の目指すまちづくりの方向性ではないかと感じました。

このお話をよく聞きますと、まちづくり協議会や委員会が主体となってさまざまな事業を展開されていました。実は、まちの保健室の発端は子育て相談から始まったのではなくて、高齢者の健康相談、血压をはかりに来ていただいたり、よろず相談に訪れたり、介護予防の一つとして孤立をさせないとか、妊婦と一緒にすけど外に連れ出す、そういった観点から始まったのがこのまちの保健室だったそうです。結局、このまちの保健室を核として妊娠中の妊婦さんや赤ちゃん、それから高齢者まで、この世代間の新たな集いによる交流が生まれていました。赤ちゃんの泣き声って本当にほっとするというか、かわいい気持ちに私もなるんですけど、その赤ちゃんの泣き声や子供たちの笑い声に、例えば介護予防で集ってくる高齢者が元気になったり、お互いにちょっと手助けすることができるなどの相乗効果が生まれている、見事な姿だったと思います。

このまちづくり協議会を所管する市民部として、このまちの保健室についてのご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

深水市民文化部参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

おはようございます。

地域まちづくり協議会では、それぞれの地域特性に応じて各種団体と連携協力し、自主的かつ自立的にまちづくりに取り組んでいただいております。今後、地域まちづくり協議会が地域で果たす役割はますます大きくなっていくと感じているところでもございます。

そのような中におきまして、神辺地区ふれあいまちづくり協議会では、まちの保健室に近い取り組みとして、神辺地区コミュニティセンターにおいて子育てサロンや健康サロンを開催し、地域内での支え合いにご尽力をされております。子育てサロンでは、月1回50人もの園児やその母親が集まり、キッズカフェと称して食事を楽しみ、また健康サロンでは、月2回、看護師の資格を持つ方の協力を得まして、血压測定や健康相談を行っておると伺っております。

市としましても、地域組織の代表者が集まるような場で情報発信を行い、このような取り組みが他の地区にも広がるよう努めてまいりたいと考えているところでもございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

神辺地区でそういう取り組みが行われているということは、本当にうれしいなあと思いました。多分、潜在的に地域にある力というのはまだまだあるんだと思います。そういうものを引っ張り出して、そしてそれがいろんな交流とか、そういうところにつながっていけばいいなあと思います。

まちづくり協議会、さっき参事が言われたように、地域独自の取り組みが重要かと思いますが、地域によっていろいろと高齢者が多い地域もありますし、子育て世代が多い地域もありますので、トップダウン的なことにはならないんだと思いますが、やっぱり市として仕掛けをつくっていく、そういう情報発信はお願いをしたいと思います。

次に、若者支援についてお伺いをしたいと思います。

人口減少にストップをかけるためには、若者の雇用対策、定住対策はしっかりと取り組みをする必要があると認識をしております。市民相談で20代から30代、それ以上の方も見えますが、就労に結びついていない子供を持つ親御さんからの相談をよく受けます。引きこもっていないにしても、就労に結びついていない何らかの課題を抱えている若者がふえているように思います。近年特に私は感じます。

全国的に現役世代の不就労者、ひきこもりは約26万世帯に上ると言われております。一度も社会に出ていないひきこもりよりも、最近では一旦社会に出てから挫折したりしたことでひきこもり状態になる人がふえ、高齢化に拍車をかけていると言われています。

まず初めに、亀山市における、ひきこもりは社会的孤立というそうなんですけど、社会的孤立の実態把握について行われているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

ひきこもりにつきましては、非常にデリケートな問題を含んでおりまして、また定義づけも非常にしづらく、戸別訪問も難しいということもございまして、なかなか正確な実態の把握は困難であるという認識はしております。平成22年に内閣府から発表されましたひきこもりに関する実態調査、先ほどおっしゃいました26万世帯と、そういうところから推計いたしますと、現在市内に250人ほどの方がいらっしゃるのではないかと想定しておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

なぜこんな質問をしたかといいますと、先ほども申しましたように、私に若者の相談というのが本当に多くて、しかも公的な機関につながっていない場合も結構あるんです。

1つの事例を申し上げます。20代後半の大学も行った方のお母さんからの相談で、この方とはもう何年も前からつながっていたんですけど、お子さんの就労で相談を受けたことから、一緒になって県の若者サポートステーションやハローワークなどを紹介したり、一緒に行ったりして、でもやっぱり就労につながっていかない。子供さんのことも私知っていましたので、福祉的な支援が必要じゃないかなあと思って、福祉に相談しに行きました。でも、現時点で福祉として対応すること

はないと言われました。県の保健所にも同行して行きましたが、保健所もやはり現時点で何も対応することはないというふうに言われました。ただ、そこで医師による無料の相談を行っているということをお聞きしまして、その方はお医者さんに相談をされました。そうしましたところ、そのお子さんはアスペルガー症候群だということがわかりました。これで保健師さんの訪問等を受けながら、現在公的機関につながることができましたので、就労に直接結びついたわけではありませんが、一歩進むことができました。

先ほど教育次長がおっしゃったように、なかなかやっぱり全戸訪問するとかという把握というのは難しいんだと思うんですが、秋田県藤里町の取り組みなんですが、平成23年にひきこもりの実態調査を独自で遂行されました。ここは総人口が3,500人ほどの小さな小さなまちですが、15歳から55歳の町民1,293人中113人が長期不就労で引きこもっていることが判明、割合としては8.74%です。半数以上が40歳以上であることがわかって、ひきこもりの高齢化が明らかになったそうです。ひきこもりの高齢化によって、親が現役で働いているうちは問題が外に出てくることはないんですが、親が年金を受給するなど社会保障の恩恵を受ける世代になると、子供が社会復帰できないことや不就労の状況が続き、生活困窮に陥ってしまうことも考えられます。パラサイトシングルと呼ばれるのはこういった事例だと思います。

生活困窮者に関しては、ことし4月に施行された生活困窮者自立支援法によって、生活困窮者自立支援事業が亀山市でも社会福祉協議会で行われております。こういったケースの相談などはあったかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

水谷健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

おはようございます。

本年4月から先月末までの生活困窮者自立支援事業で、自立相談支援機関である亀山市社会福祉協議会への新規相談件数は109件ございました。年齢別におきましては、50代の次に30代の若者の方の相談が多い状況でございます。

そのうちで社会的に孤立している若者からの相談は4件でございました。4件の内訳ですけれども、自立支援相談機関では相談を受けまして、課題を把握した上で、うち1件を生活保護担当へ、うち1件を障害者総合相談支援センターあいのほうへ、うち2件につきましては、仕事や社会へ踏み出していただけるよう若者就業サポートステーション・みえのほうへつなぎ、相談者の課題と解決に向けて現在取り組んでおるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

この法律ができたことによって、こういう体制が整い、今までだったら相談につながっていなかったかもしれない人がこういった相談につながって、対応が進んでいくということは本当にいいことだなあとと思います。

今、参事が答弁していただきました。教育委員会のほうで若者の自立支援の取り組みはしていただいておりますが、健康福祉部と教育委員会との連携について、なされているのかお伺いをしたい

と思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

亀山市の場合、青少年総合支援センターで自立支援の業務を行っております、基本的には市のセンターで対応するというになっておりますが、センターで相談を受けまして、福祉部局、例えば子ども支援室とか、先ほどお話がありました社会福祉協議会とか、そういうところとの連携で支援しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

先ほど教育次長の答弁にもございましたが、子ども総合センター、子ども支援室では、児童福祉法に基づき、ゼロ歳から18歳までの児童の一人一人の特性に応じた多様な支援を行っております。そこで、18歳を迎える時点で支援に切れ目が生じないようにするため、ケースによりましては中学校や高等学校に在籍しているときから青少年総合支援センターにつながるよう努めております。特に、就労等自立にかかわる課題をお持ちの方で支援が切れてしまうことが懸念される場合は、同行訪問などを行うなど、青少年総合支援センターと連携し、対応を行うことによりまして、本人やそのご家族と関係を築き、継続した相談体制を整えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

しっかりとこういう公的機関につながっていくということが自立に向かう一歩だと思います。でも、先ほど佐久間教育次長がおっしゃったように、これは推計で250人ほど亀山市内にはいらっしやるんじゃないかという形でおっしゃいましたけど、なかなか実態把握というのは難しく、公的機関につながっていない人たちもかなり見えるんじゃないかと思いますので、やっぱりそういう取り組み、藤里町ではないですけど、小さいまちだからできるとかではないかもしれませんが、一歩踏み込んだような対応というのは今後考えていかなければならないんじゃないかなと思います。

次に移ります。自立に向けた取り組みについて。

三重県にはひきこもり地域支援センター、これはこころの健康センターにあるんですが、設置されており、亀山市でも青少年自立支援事業などを行っております。認定NPO法人育て上げネットの工藤理事長が、若者たちの16人に1人は無業状態ある。ただ、彼らの多くは怠けているのではなく、ほとんどが働くことへの意欲を持ち、実際に7割以上は過去に就労経験を持っている。本人の不安の源を突きとめて解決することで、社会復帰への道筋が見えてくると言われております。

そこでお聞きしますが、やはり寄り添いながら時間をかけての対応が必要になってくると思います。特にアウトリーチ、訪問支援が必要であると認識しますが、その現状と本人だけでなく、家庭への支援も大事だと思いますが、その現状について伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

先ほども申しましたが、私どもには青少年総合支援センターがございますので、県のアウトリーチというのには取り組んでおりませんが、ひきこもりに関しましては非常にデリケートな部分もございまして、本人よりもご家族の方がセンターに電話や相談に来られて、関与が始まるということがほとんどでございます。そこからのやりとりによりまして、関係機関につないだり、必要に応じてセンターの職員が訪問したりという支援の方法はさまざまでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

県がアウトリーチをやっているわけじゃなくて、訪問支援ですので、多分、次長がおっしゃった訪問支援はされているということ。

この問題は、国も社会的孤立対策に本腰を入れておりますが、平成25年から県単位でひきこもりサポーター養成講座を行っており、各市町でひきこもりサポーター派遣事業を行っていると厚労省の資料にありましたが、県との連携と現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

県との連携、ひきこもり地域支援センターとの連携でございますが、そちらにつきましては、亀山市の場合は他市と違いまして、青少年総合支援センターでその業務を担っておりますので、基本的に市のセンターで対応をしております。センターで相談を受けて、福祉部局などの関係機関との連携で支援をしておるという状況でございますが、状況に応じて県の若者就業サポートステーションとか、そういうところに紹介をさせていただくということもございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

これは通告というか、聞き取りの中でこれを聞いたのでお聞きしましたが、ひきこもり地域支援センターに電話を入れましたら、三重県ではやっていないというふうに言われました。ちょっとがっかりしたんですけど、親の会を中心に今後こういったサポーター養成講座も行っていきたいし、派遣もしていきたいというふうにおっしゃっていました。亀山市ではしっかりとこの支援センターをつくった中で取り組みをやっていくということで理解をしたんですが、次に、この青少年総合支援センターの位置づけについてお伺いをしたいと思います。

平成20年に青少年補導センターから青少年総合支援センターになって、専門相談員、相談支援員ですか、ユースアドバイザー、これは国のモデル事業として説明を受けたのを覚えています、その養成や、心理カウンセラーとか社会福祉士がいるというふう聞いております。以前でも私質問をしたことがあるんですが、青少年総合支援センターは課題も多いし、機能もなかなか難しいような感じを受け取りました、私は。ただ、今いろいろと質問させていただいた中で、今後の方向性

としては、やっぱりこの青少年総合支援センターは大事になってくるなというふうに非常に思っております。子ども・子育て支援計画の中でもこの支援センターの充実がうたわれておりますが、今後の方向性としてどのようにされていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

青少年総合支援センターでは、自立支援のみならず発達障がいや対人関係、またご家族に対するケアも含めた幅広い支援を行っておりまして、県下でも先進的な取り組みと自負いたしております。

なかなか自立支援の問題は、現状の青少年総合支援センターの力だけでは十分でないことは認識しております。そのため、私どもといたしましては、家庭教育を通じた自己肯定感の醸成や基本的な生活習慣の確立、また適応指導教室や子ども総合センターとの連携による早期からのケアといった予防的な取り組み、また支援のためのネットワークの強化などに今後努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

私自身としては、青少年総合支援センターが福祉的なもの大きいような気がして、教育委員会が所管するというにも少し違和感を感じるようになってきているように私自身は思っているのですが、でも機能を強化していくということ、それから亀山市にはこのセンターがあるんだという情報発信もしっかりと取り組みをしていただきたいなと思います。本当に親や行政だけの問題でなくて、この問題は地域を巻き込んだ見守りや支援、そういった取り組みが私は必要だと思っております。こうした若者は地域の貴重な力だと思っておりますので、この若者たちが活躍できる地域社会になっていかなければならないと思っております。特に、今後の介護保険の地域支援事業を市で行っていくことや、まちづくりの中でコミュニティビジネスとかが今後考えられたときに、雇用の受け皿にも十分になっていく、そういう発揮できる場所になっていくような気がします。

先ほどの藤里町の取り組みですが、在宅のひきこもり者、不就労者等を対象に、支援する人もされる人もともに集える場所として福祉の拠点「こみっと」をオープンし、地域の交流の場として親しまれております。また、社協で在宅ひきこもり者が登録する「こみっとバンク事業」では、シルバーバンクに登録する高齢者と共同作業を行い、世代を超えて支え合う地域づくりにつながっているというふうにも言われております。

最後になりますが、地方創生について、重点プロジェクトに掲げる子育て、若者について質問をさせていただきました。結論として、いわゆるまちづくりが大事なんだというふうに思いました。地域を巻き込んだ取り組みの重要性を本当に感じました。私は、地方創生は人が中心でないと進まないと思っております。今そこに住む人に光を当て、その人が力をつけて輝き、そこに仕事が生まれる、そういった流れになっていかないと意味がないと思っております。

今回の私の質問を通して市長の感じられたこと、そしてこれから地方創生に向けて亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の指揮をとってもらおう市長に決意を伺いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

森議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

さまざまな角度からご提案も含めて、今ご意見を頂戴いたしました。また、総合戦略に臨む市長の決意はということでございますので、少し私自身の考えの一端も申し上げたいと思います。

国のまち・ひと・しごと創生法に基づき、現在、亀山版総合戦略の策定作業を進めてございますが、その骨子案並びに人口ビジョンを7月に市議会にご提出をさせていただいて、議会としてもさまざまな意見を取りまとめいただき、先般私どもの考えもお示しをさせていただいたところであります。

ご指摘のように、本市が今後人口減少の局面へと推移することは避けがたい流れにございますので、これを克服するための持続可能な都市戦略を確立することは極めて重要であると認識をいたしております。

一方、本戦略の財源となる国からの交付金は、ご案内のように県下14市中亀山市が最も財政力指数が高く人口減少率が低いという理由から、これは全く本意ではございませんが、制度上最も小さい規模でございまして、これはどうなのかという思いを率直に感じてございます。しかし、本市を長期展望して、25年後の2040年人口5万人の維持に主眼を定めまして、そのために必要な政策の検討を現在いたしておるところであります。

これは今日までも創生法のあるなしにかかわらず、そのような思考で進めてまいりましたけれども、この地方創生を好機と捉えまして、現在進める市政の流れにさお差していきたいというふうに考えるものでございます。

肝心の財源につきましても、国による新型交付金の創設、基幹税である償却資産税の現行制度の堅持等について、市長会を通じて国へ提言いたしておりますので、議会におかれましても引き続きよろしくご支援のほどお願いを申し上げるものでございます。

さて、幾つかのご提案を頂戴いたしました。本戦略の重点政策として、自然減、社会減の人口減少抑制対策として、子育て支援や若者支援分野における効果的な施策の検討をしっかりとまいりたいと思いますし、ご指摘も含め実態を見つめていく必要があるかというふうに強く認識をさせていただいております。亀山のこの分野で県下的には先駆してきたさまざまな事業をご紹介いただきましたが、やっぱりそれもこの数年の間に幾つか追いつかれというものも出てきてございます。他都市との差別化を図るべく、若い世代をターゲットとしたQOL、クオリティーオブライフの向上による定住促進を根幹に位置づけまして、ご提案のように地域社会の参画を得て、積極的な展開を目指してまいりたいというふうに考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

国からの交付金が亀山市は少ないと市長はおっしゃいましたが、亀山市には人という財産が私はあると思いますので、この人という財産がしっかりと生かせるような取り組みを、リーダーシップをどうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

9番 森 美和子議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時01分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

創政クラブの前田 稔でございます。

通告に従い、順次質問をさせていただきたいと思っております。

久方ぶりでございますので、答弁のほうはわかりやすい答弁でよろしくお願ひしたいと思っております。

それではまず初めに、平成28年度の経営方針と予算編成についてということで、今回、行政経営の重点方針ということで提出をされましたので、その内容についてまずお伺ひしたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

15番 前田 稔議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

平成28年度の行政経営方針についてご説明を申し上げます。

現在、我が国では少子・高齢化の進展や人口減少社会へと足を踏み入れており、大きな社会構造の転機を迎えております。そうした中、今後の人口減少社会においても持続を保ち、暮らしたい、選ばれる都市を目指し、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めているところでございます。また、平成28年度は第1次総合計画が終期を迎えることから、その具現化に向けた取り組みも進めつつ、第2次総合計画の策定にも取り組んでいるところでございます。

こうしたことから、平成28年度は今後の市政推進を図る上で大きな意義を持つ年度であり、積極果敢なチャレンジを進めることとしております。それに基づきまして3つの重点方針を位置づけておりまして、1つが若者の定住促進と新しい自治の確立、2つ目が行財政改革大綱の20の取り組み項目の着実な実践、3つ目がCSO活動による市役所改革とひとづくりの推進でございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

28年度の行政経営の重点方針の説明をいただいたわけですがけれども、先ほどの部長の答弁の中にはなかったんですけれども、私のいただいた資料の中に、来る平成28年度を進取の年と位置づけ、第1次亀山市総合計画の必達を図るとともに、以下の取り組みを行政経営の重点方針として定めるというふうにおっしゃっておるんですけれども、この進取の年という「進取」という言葉、余り私は聞きなれていなかったんで、どういう意味かなあということで調べましたけれども、そうしたら、みずから進んで物事に取り組むというようなことでありましたけれども、この言葉を使われ

た思いというか、これはどういう思いでこういうふうな言葉が使われたのか、28年度に位置づけられたのかをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前田議員のご質問にわかりやすくお答えをいたしたいと思います。

この進取の年という意味合いでございますが、ご案内のように、今、少し部長も行政経営の重点方針を申し上げましたが、平成28年度は本年度策定いたします総合戦略の推進がいよいよスタートすることから、新たな事業展開が必要になってくるということ。それから、平成29年度以降の第2次総合計画の策定を行う点からも、市政推進において大きな政策判断が求められる年度となるものと考えております。

さらに、これは重点方針として位置づけましたが、先ほども総合戦略のご質問がございましたが、新たに若者の定住促進を重視して、これを3つの重点方針の中に位置づけたことも踏まえまして、今触れていただいた進取という意味合いですと、進取の精神とか、進取の気風とか、そういう使われ方をする言葉でありますけれども、私自身は、従来の慣習にこだわらず新しい価値を創造する、それも自主的にそれにチャレンジしていく、挑戦していこうという思いを進取という言葉に託しまして、平成28年度を進取の年と位置づけようと今呼びかけたところであります。そういう意味合いを持つ概念であります。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今、市長はそういうふうにおっしゃられましたけれども、この意味から言うと、みずから進んで物事に取り組むというのはいつでも一緒やと思うんですね。今の答弁を聞いていると、さらに今までよりも一層に物事に積極的に取り組んでいくというような決意表明というふうに考えてよろしいですかね。

それから、今3つの方針を述べられました。若者の定住促進と新しい自治の仕組みの確立、それから行財政改革大綱の取り組み項目の着実な実践と、CSO活動による市役所改革とひとづくりの推進ということで3つ上げられましたけれども、この中で28年度特に出されたのは一番上の若者の定住促進と新しい自治の仕組みの確立ということがうたわれておりまして、残りの2つは以前からあったものというふうに思いますけれども、その中でCSO活動による市役所改革のひとづくりの推進ですけれども、これはコミュニケーション・スピード・オープンの方針なんですね。これは一般的に亀山市で使われている言葉で、世間一般ではちょっとこういうふうにするのかどうかわかりませんが、この活動は以前からあって、それは具体的にはどういう活動をされていて、今どういう効果が上がっているのか、そしてまたどういったふうに取り組んでいくのか、それをお示しいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

CSO活動は、議員おっしゃられましたように、コミュニケーション・スピード・オープン（透明性）、この3つを市役所改革に向けた行動規範のスローガンとして平成21年度から取り組んできたところでございます。CSO活動の位置づけとして、まずコミュニケーションは、職員間でコミュニケーションを図ること、スピードは、スピード感を持って業務に取り組むこと、オープンは、情報をできる限りオープンにしていくこととございまして、いずれも非常に重要な要素であるというふうに認識をしております。

具体的なCSO活動の取り組みでございますが、まずコミュニケーションの取り組みといたしましては、始業前に各職場で実施しております朝礼、これが室の職員間のコミュニケーションをとり、情報の共有を図っております。こうした朝礼を全庁的に実施してきたのもCSO活動の一つであると考えております。また、職員研修におきまして、相手の状況や気持ちを尊重しながら、自分の主張を正直に伝えることにより業務を円滑化する能力を高めるアサーティブコミュニケーション研修というのを実施をいたしております。

次に、スピードの取り組みでございますが、限られた時間の中で仕事を合理的かつ能率的に、より多くの業務をこなすやり方を学ぶ仕事の進め方研修なども実施しております。職員がしっかりとCSOを実践できるような研修に取り組んでいるところでございます。

さらに透明性、オープンの取り組みでございますが、平成24年度に情報公開条例を見直しまして、情報公開請求者の対象範囲を拡大することで一層の透明性の確保をいたしたところでございます。

こうした取り組みを継続的に進めておりますことから、職員のCSO活動に対する認識も高まってきており、また研修を通じて実践する能力も身につけていることと認識しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

朝礼等を行ったり、そういう研修もやって、職員もみんな認識しておることなんですけど、私たちのほうには余りそういうふうには感じられないなあというような気もするんですけど、今後もこれは続けていっていただきたいと、効果が出るようにやっていただきたいというふうに思います。

次に、予算編成についてお伺いしたいと思いますけれども、28年度の予算編成について説明をお願いします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

予算編成の考え方を問うということでございますが、まず昨今の経済状況でありますけれども、内閣府の11月の月例経済報告におきまして、景気はこのところ一部に弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続いているとまとめられてございます。

本市におきましては、平成28年度は法人市民税の税率引き下げによる減収が見込まれるとともに、普通交付税の合併算定がえによる増額分について、その3割が減額になる見込みでございます。

このような中での平成28年度の予算編成の考え方ではありますが、行政経営の重点方針を踏まえ、第1次総合計画の必達及び若者の定住促進と新しい自治の仕組みの確立に積極果敢に取り組むことといたします。また、持続可能な行財政運営の確立を図るため、事業の選択と集中により行政経営資源を再配分するとともに、歳入に見合った歳出という財政運営の基本に立って、歳入の確保と歳出の削減を徹底して行うことといたします。

つきましては、今後予想されます一層厳しい財政局面に備えまして、従来からもそうではありますが、職員一人一人の行動と各部局の英知を結集して、第1次総合計画の必達、まち・ひと・しごと創生総合戦略の具現化、行財政改革の強力かつ着実な実践の3点を重点事項として予算編成作業の指示をしたところでございまして、それに基づいて現在その作業を進めておるといふ段階にございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

来年度は特に、重点方針にも言われていましたが、若者の定住促進と新しい自治の仕組みの確立の中で、地方創生のまち・ひと・しごと総合戦略というのが目玉になってくるかなあというふうに思うんですけども、これと関連する予算というのはどのぐらいを想定しておられるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在、標準予算について予算要望を受けたところでございまして、政策予算その他については12月末を期限といたしておりますので、現在のところどれぐらいになるかは申し上げる状況じゃないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

大体もうこの時期なればわかってくると思うんですけども、曖昧な答弁はできないというような感じなのかなというふうに思いますけれども、それでは28年度の市税収入、それから交付税が3割ぐらい減ることなんですけど、これは合併算定がえによるものですが、実際にそれがどれぐらいになるのかをお示しいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほど市長が予算編成について申し上げましたけれども、法人市民税の税率が12.4%から9.7%に減額をされますので、この分が約1億3,000万円の減収になるだろうというふうに思っています。それと先ほど市長が申し上げた合併算定がえによる減額分、これが約1億9,000万円の減額を予想しておるところでございます。

それ以外に来年度の今調査をかけておまして、法人市民税はこの12月補正で少し増額をさ

せていただくことになっておりますけれども、ほぼ横ばいぐらいだろうというふうに認識をいたしております。しかし、償却資産が、液晶関連産業の状況を見ていますと、平成27年度の設備投資が随分少なくなるんだらうというふうな予測をしまして、償却資産税が大幅な減額になるんじゃないかというふうな予想をしているところでございます。そのことから、平成28年度の市税収入は今年度より減額傾向が強いんだらうと今のところ予想をいたしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

税収見込み、それから交付税、当初から言えば、合併算定がえから言えば3割減っていくんですけど、これは27年度から1億9,000万ぐらい減るということで確認をさせていただきました。

中期財政見通しとの整合性なんですけれども、そうしますと、28年度の中期財政見通しで、市税収入としては101億4,000万、地方交付税が23億8,000万という形で出ておりますけれども、これとの整合性とは合致してくるのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

中期財政見通しとの整合でございますが、平成27年度から31年度までの財政収支を試算した中期財政見通しにおきましては、平成28年度の一般会計予算規模は約214億1,000万円を見込んでおるところでございます。現在、標準予算について、先ほども申し上げましたが、予算要求を受けたところでございまして、人件費及び政策予算についてはこの12月末としておりますので、予算総額は現地点では把握をし切れていない状況でございますが、中期財政見通しの214億を基本として予算調整を進めておるところでございます。

しかしながら、財政調整基金の繰り入れを考えてみますと、28年度当初予算では9億7,000万円の財源不足を見込んでおりまして、その財源不足以上に少し財源不足が出てくるのかなというふうな予想をいたしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

再度確認しますけれども、市税収入としては101億4,000万、これとそう差はないということを確認させていただいてよろしいですか。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

市税収入は101億ぐらいを中期財政見通しで見えておりますが、先ほども申し上げましたけれども、償却資産税が少し予想よりも下回るんじゃないかというような予想をいたしております。その調査を現在かけておるところでございますので、もうしばらくお待ちをいただきたいというふうに

考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、財政調整基金についてですけれども、これは今よりもちょっと少なくなるということではなっていますが、中期財政見通しでは39億というふうに出ていますけれども、これより少なくなるということでもありますか、その辺をちょっと確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、平成27年度末の財政調整基金の残高は、12月補正後でございますが、39億6,100万円の見込みでございます。この27年度末については中期財政見通しと大きな差異は出ていない状況でございます。しかし、28年度については、今のところ少し中期財政見通しよりは下回っていくんじゃないのかなというふうな予想をいたしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

わかりました。市税収入は100億ぐらいあるんですけれどもね。

でも、予算・決算なんかでも昨年度のを見ておりますと、病院事業だとか、それから公共下水道事業とか、そういったものは結構赤字の部分があって、そういった部分にどれぐらい他会計に繰り出しをしておるのかというのを確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

昨日も病院事業会計のことでいろんな議論がございましたけれども、下水道会計、病院事業会計、国民健康保険事業会計など、負担金・補助金全体を見ますと約10億近くの繰り出し、補助金も含めてですけれども、現在行っておるところです。先ほど議員が申されたとおり、101億ぐらいの市税収入のうちの1割ぐらいを他会計へ繰り出しておるといような現状でございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

10億というのは非常に大きいんですね。これを何とかこれからちょっと圧縮していかなきゃいけないだろうというふうに思いますね。10億ですから、1割も繰り出しておるといことなんです。

次に、行財政改革についてなんですけれども、28年度に行財政改革の取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。特に重要なもので結構でございます。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成28年度の主な行財政改革の取り組みでございますが、目標1の財政運営の改革といたしましては、市税だけでなく、国民健康保険税や水道料金、公共下水道使用料などの収納率の向上と納税室を中心に連携による滞納整理の強化により、債権管理の適正化を図ることといたしております。また、現在上程させていただいております住民票、印鑑登録証明書など納税証明書等発行手数料の見直しや脳ドックの個人負担金の見直しなど、受益者負担の適正化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、目標2の行政運営の改革といたしましては、第2次総合計画の策定に向け、新規事業やスクラップ・アンド・ビルドによる現行事業との調整など、事業の選択、再編手法の検討を行っていききたいと考えています。また、新たな行政評価システムの運用に向け、制度設計など再構築に取り組んでいきます。さらに今後の公共施設のあり方について、施設の類型ごとの総合的な管理方針を公共施設等総合管理計画として策定するとともに、窓口業務の民間委託化や国民宿舎関ロジの在り方方針の具現化など、民間活力の活用について検討を行ってまいります。

次いで、目標3の組織と人材の改革といたしましては、総合計画や行財政改革の推進、課題の解決に向け、庁内組織・機構の再編の検討を行ってまいります。

最後に、目標4の協働と連携による改革では、地域まちづくり協議会の設立支援と地域一括交付金の制度周知を行ってまいりたいと考えています。

以上が平成28年度の主なものでございますが、前期実施計画で定めた116項目の具体的取り組みについては、行財政改革推進本部を中心に各部署が一丸となり、執行機関である行政改革推進委員会の意見も反映をさせていただきながら計画的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

本当にたくさんの行財政改革を進めていかなければならない中なんですけれども、全ていろいろ議論していると時間がないので、1つ、行政評価システムについて、ちょっと私がいろいろ研修したり何かした中で資料がありますので、その資料をちょっと見せてください。

字が小さいんですけども、28年度、今度行政評価システムというのをやられるわけなんですけれども、これは堺市の総合評価というか、事業、これは子育て支援が充実しているかどうかということを、最近見える化ということをよく言われますね。ですので、最近レーダーチャートとか棒グラフだとかそういう形で、まず視覚で見てわかりやすいというような資料。

現在の事務事業評価とか、たくさん分厚いのをいただくんですけども、はっきり言って自分の興味のあるところは見るんですけども、ちょっと目を通しておってもそれを全部読み切れないなあとか、その辺わがりにくいというのが、はっきり言わせてもろうであるんで、今度そういう行政評価システムとか事務事業評価システムを変えるのであれば、こういった現在よその市町村でも見える化という形で、これはレーダーチャートという類似自治体との評価で、この円の外へ行けば行くほどいいというふうな形になるんですけども、前、決算カードの中でもこのレーダーチャートを示させていただきましたけれども、この下に書いてある指標と現状値の表がありまして、そ

それをレーダーチャートのほうに持ってきておるわけで、これが外へ行けば行くほど平均値よりも上回ってくるというふうな見方をしていますし、総合評価なんかでもA、B、C、Dと部長さんがつけられておるみたいですが、このように星印で5つぐらいにするという形で評価システムをつくっておられるところがありますので、これも参考にしていただければというふうに思います。

次に、まちづくりの視点から見た空き家等の適正な管理について質問をさせていただきます。

実はこの空き家等の適正な管理については、私は平成24年3月定例会で質問をさせていただいておるんですけれども、それ以来3年9カ月ぶりになるわけでございますけれども、現在の市内での撤去が必要な物件の戸数についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

市内の空き家の数でございますけれども、空き家等対策の推進に関する特別措置法が本年5月26日に全面施行に伴い、現在市では空き家の現状把握を行うため、各自治会に自治会内の空き家の数と位置について調査・協力をお願いしております。現在、自治会の約75%からご報告をいただき、741戸の空き家の数となっておりますので、市内では約1,000戸程度の空き家が存在するものと考えております。

平成25年度の住宅・土地統計調査では、1,210戸の空き家のうちで腐朽・破損がある空き家が290戸あるとされておりますので、今後現地調査を行い、腐朽・破損程度を確認いたしますが、約290戸近い空き家の数であると考えております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

現在、空き家というものが大体1,000戸ぐらいあるということで、それから危険な、撤去が必要な物件は290戸ということでございました。実は、私が24年3月に質問をしたときには空き家が339戸、危険な空き家が24戸でしたので、それから考えると空き家は3倍にふえておることになりますし、危険な空き家については24戸から290戸ということですので10倍以上になっておるのかなあというふうに思います。

それで、今回この5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法というのが制定されまして、これについての内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

特定空き家につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法の中の空き家等に関する施策の実施に関する基本事項の一つであります。そのまま放置することが不適切な状態にある特定空き家に対する特別措置法の流れでございますが、現在行っております空き家の実態調査の中で、現地調査により特定空き家への下調査として老朽化度や周りへの影響等による空き家のランクづけを行います。その後、平成28年度に空き家等対策計画を策定するための協議会を立ち上げ、空き家等対策計画の中で国のガイドラインを参照しつつ、市独自の特定空き家の定義を決め、下調査で

定義に当たる空き家への立入調査を行い、結果を協議会にかけ、市長が特定空き家として定めます。その後、特別措置法に基づき、指導、勧告、命令、代執行の措置を行うこととなります。

しかし、代執行については、協議会への協議も含め、慎重な対応が必要であるというふうには考えております。また、勧告を行っても従わない場合は、固定資産税等の特例措置が受けられなくなるというところとでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

この特別措置法なんですけれども、まず特定空き家というのを認定する作業が必要だということ、それから協議会を設置すると。そして、そこで空き家に対しての勧告や指導とか、それからその中では撤去命令というのも最終的にあるというものなんですけれども、これができて、市として、以前から私たちも、それからほかの同僚議員も空き家等の適正管理に関する条例について何人かが質問をしてきまして、つくるという方向では答弁をいただいておりますけれども、一向にそれが具現化されてこないんですけれども、空き家等の適正管理に関する条例について、本当につくる気があるのかないのか、その辺を、つくるのであればいつごろできるのかということを確認したいのと、国のほうで特別措置法ができたので、市のほうでもやっぱりその条例をつくる必要性というのがあると思うんですけれども、その辺のところの見解を伺いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

市の空き家等の適正管理に関する条例につきましては、以前の議会でも申し上げておりますように、現在、実態調査を行い、問題点を整理し、条例の制定を平成28年度前半に協議会の設置も含め予定しております。

また、内容といたしましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法での特定空き家以外への対策や管理、保全状態に起因して、人の生命、身体または財産に危険が及ぶことを避けるため、緊急安全措置や、門扉の閉鎖や、簡易な養生を行う軽微な措置を定めることも含め、条例の中で検討する必要があるものというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

まず、その条例ですけれども、いつごろをめどに考えておられるのか。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

先ほども申し上げましたが、平成28年度、できましたら、予定でございますけれども、6月議会には提案をしたいというふうには考えております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

6月定例議会には提案したいということで確認をさせていただきました。

今後のまちづくりの考え方なんですけれども、こういう空き家とか空き地、こういったものは住宅地でありまして、中心市街地の活性化とか、それから狭隘道路なんかにも非常に有効になってくるかなあというふうに思うんですけれども、都市マスタープランにもそういうことが書いてありますけれども、今後のまちづくりの考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

現在の亀山市都市マスタープランにおいてさまざまな都市づくりの方向を定めており、その中で未利用地の活用や空き地・空き家の活用等は、中心市街地の活性化やコンパクトなまちづくりのため、大変重要な観点と認識しております。今後、人口減少社会において、このコンパクトなまちづくりの推進のいかに効果的・効率的に町なかに誘導し再生するかといった都市課題に対し、各種施策を具体化し計画するため、今年度から2カ年で立地適正化計画の策定を進めております。

この立地適正化計画は、平成26年8月1日に施行されました都市再生特別措置法の一部を改正する法律において位置づけられております。都市全体の構造を見渡しながら居住者の生活を支えるコンパクトなまちづくりを推進するもので、現在全国で170以上の自治体が策定に取り組んでおります。まだ本市は現状把握の段階ですが、十分な分析のもと、20年後のあるべき姿を描きながら策定を進めてまいりたいと存じます。

また、空き家対策には、例えば空き家にさせないための空き家バンクのような施策も有効であることから、建てかえや開発等を促進するようなハード施策だけではなく、ソフト施策についても検討し、充実させていく必要があるものと思っております。空き家の実態調査の結果も参考にし、トータル的に検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

都市マスタープランなんですけれども、中心市街地の整備というのは方針としてうたわれていまして、用途地域内の未利用地の活用ということで150ヘクタールほどあるということで、今後のまちづくりにとって重要な居住区域であることから、計画的な活用が図られるよう住宅供給施策を検討しますというふうにかかれておりますし、また、狭隘道路の整備については、幹線道路以外の市街地内道路は狭隘で十分な幅員が確保されないため、緊急車両の進入に支障が生じます。このため、安全で安心して暮らせる都市づくりを目指し、景観にも配慮した道路整備を進めますと。それから、空き家・空き地の活用ということで、都市の拡散防止及び既存都市基盤の活用の観点から、空き家・空き地の有効活用を図るため、情報の提供や周辺環境の整備等を進めますということでマスタープランには書いてあります。

なかなかこれも書いてはあるんですけれども、なかなか計画が進んでいかないということで、先ほど部長からも答弁がありましたけれども、立地適正化計画というのが今後策定をされていくということで、コンパクトシティというのを実現するために、そこにも利活用、中心市街地の活性化

とか、空洞化を防ぐ取り組みだとか、狹隘道路の関係だとか、そういう形の中で示されていくんだらうと思いますので、しっかりと都市マスタープランや立地適正化計画の中にちゃんと計画を位置づけて、着実に事業を進めていっていただきたいなというふうに思います。

特にその道路整備については、今、地籍調査はちょっと休止という状態ですね、人が足りないということで今とまっていますけれども、この前、関の中町で昨年していただきまして、公図ができてきて確認をしたところなんですけれども、まだほかにもされていないところがありまして、やっぱり地籍調査をしてあるところとしていないところでは、道路整備だとか、そういう整備が、コストや時間がされているところとされていないところでは大幅に違ってくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、そこら辺のところについて、建設部長、どのように考えておられますか。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

議員申されますように、地籍調査につきましては今までの整理といったところで、来年度は予定をしておりますが、重要な事業の一つというふうには認識をしております。

特に町なかの道路整備に関しましては、境界の未確定や相続の関係等が発生しますことから、多大な時間をかけてやっていかなあかんといったところがございますので、今後、地籍調査等の事業につきましては人員の確保という重要な課題もありますが、私としては進めていきたいというふうには考えております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ぜひとも空き家等の適正管理に関する条例を一刻も早くつくっていただいて、今後のまちづくりに生かしていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に庁舎建設についてということで質問させていただきます。

この庁舎建設については、基金も約10億円ぐらい積まれてきていまして、市長は公約で凍結ということでずっと凍結されておるわけですが、最近では空調が壊れたりとか、それからこの間は玄関が雨漏りしたとか、なかなか雨漏りする庁舎って最近はないんじゃないか、昭和の時代やったらよくあったかなあと思うんですけれども、そういう修繕も相当必要になってきたかなあというふうに思います。また、市民の人が、まず駐車場が少ないということで困ってみえるし、自治会長さんなんかよく市役所へ来られる方ですら迷子になってしまって、迷路にはまって、入ってきたところからまたそこへ帰れないというような方も、そういう話も聞きます。それぐらい複雑な構造だということだらうと思いますけれども、この基金も約10億円積んできて、庁舎建設についてはどのように考えておられるのか、市長にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

庁舎建設については従来からその考え方をお示ししてまいりましたが、凍結ということでございます。その方針は現在も堅持をさせていただいておるという状況であります。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

そういう方針を貫くということですが、基金は積んでいくので、いつかはやっぱり建てなきゃならないと思うんで、ちょうどこの第2次総合計画も策定中でありまして、その中には計画として入れていってもというふうには思うんですけども、そういう考えもないということですか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

従来にも考え方もお示しさせていただいておると思うんですが、いずれ庁舎建設が必要な時期があらうかと思えます。それがいつなのか、しっかり中・長期の中で見きわめる必要があらうというふうに思えます。都市計画とかマスタープランとか総合計画のお話を、この中でどうだということでしたが、当然、都市計画全般を中・長期で展望した中でその適切な時期を見きわめる必要はあるというふうに認識をいたしております。

また、将来の建設のために、建設にもかなりの金額にならうかと思えます。将来世代の、あるいは後年度負担の軽減のために現在自主財源である基金を積んでいこうということで今日まで積み上げてきておると、これはもう将来のために備えるという考え方で対応させていただいてまいっておるとことでご理解いただきたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

市長の考え方は変わらないということなんですけれども、職員さんはどんなふうに思っておるのかなあということをお聞きしたいなあと思うんですけども、職員を長い間されていて副市長になられた広森副市長、ちょっと一回、職員時代と今は立場が違いますけれども、市長がああいふ答弁をされてから振られるのもつらいかなあとは思いますが、副市長はどのように考えておられるか。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

新庁舎の建設につきましては現在凍結をされているというところがございますが、私が新庁舎の建設計画に関しましてこの場で申し上げることはございませんけれども、現庁舎の認識につきましては、ちょうど私が部長時代に耐震補強工事を実施をいたしておりまして、安全性の確保といったことについてはできておるというふうに思っております。ただ、恒久的な建物ではございませんので、いずれいつかは建てかえの必要性はあるものというふうに認識をいたしております。そういった意味で、先ほど市長も申し上げましたように、積み立てを行っているという状況でございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

なかなか進まないようでございますので、リニアが30年後ぐらいなんですね、駅ができる予定ですが、それまでには何とかできていることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（前田耕一君）

15番 前田 稔議員の質問は終わりましたが、先ほどの上田財務部長の答弁の中で数字の訂正があるようでございますので、新しい数字を答弁いただきますので、よろしくをお願いします。

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

大変申しわけございません。先ほど、私、国保と病院と公共下水で約10億と言いましたけれども、それ以外にも後期高齢者の事業への繰り出し、農集への繰り出しも入れていませんでしたので、少し訂正をさせていただきたいというふうに思います。

国保へは約2億5,000万、後期高齢者へ5億2,000万、農業集落排水事業へ3億、病院事業へ3億1,000万、公共下水道事業へ5億8,000万、全部足しますと19億6,000万円の繰り出しを行っております。私、約10億と申し上げましたけど、後期高齢者も含めると約20億近いお金の繰り出しを行っているところでございます。申しわけございませんでした。

○議長（前田耕一君）

以上でございますので、その旨ご了解、ご承知ください。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今岡です。

午後一番で一般質問をさせていただきます。

今回は、市政における「モデル事業」についてというテーマで通告をいたしました。

まず、モデル事業と括弧づけをした言葉についてなんですが、私のほうで、どこか一つ、あるいは数カ所試験的に施設をつくるであったり、政策を実施した後、検証した上で全市的な展開を図ろうとしている事業のことと定義づけたんですが、まず最初に、私のこの定義と、モデル事業と申し上げて、執行部の認識が一致しているのかどうか確認するために、執行部がモデル事業に当たると考える亀山市の施策を教えてください。

○議長（前田耕一君）

1番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在、市がモデル事業として考えておりますのは、運営面においてモデルケースとなる平成28年度からの関認定こども園アスレへの制度移行がでございます。また、これまでには、地域コミュニ

ティのしくみづくり支援事業における川崎地区と昼生地区をモデル地区とした取り組みのほか、亀山南小学校の小学校校庭芝生化事業などがございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今の答弁で、私と執行部の認識が一致しているということが確認できました。

それでは、こうしたモデル事業、こうした形の施策展開のメリットというのはどういうところにあるのか、観点を聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

モデル事業のメリットでございますが、事業を評価することにより、その政策目標に対する事業の効率性等の費用対効果の面や、事業の実施形態の妥当性を検証した上で本格実施となりますことから、より適切な事業実施が可能になるものと認識をしております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

私のほうも、この進め方については一斉にやっちゃって大きな損失を出すことはないですか、市民ニーズや現状、あるいは費用対効果について大きなそごが出るのが少ないのがメリットであるかなあと感じていましたので、今の答弁に合致していると思います。

一方で、このモデル事業形式の進め方のデメリットと申しますか、この進め方をしていく上で注意すべき点というのは何と認識されていますでしょうか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

モデル事業を推進していく上で注意する点といたしましては、一定の地域や時期に限定して事業を行いますことから、モデル事業を行わない地域との格差が生じることや、モデル事業を行った上で本格実施となりますことから、本格的な事業の実施時期がおくれるといった懸念がございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

私のほうは、このモデル事業の進め方なんですが、モデルをつくりましたと、その後、検証する期間というのをきちんと決めて判断をしていく必要があると。つまり、きちんといついつまでに結論を出しますと締め切りを打って判断していくということが注意すべき点だと考えているんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

事業の内容によっても異なりますが、今おっしゃられた視点も懸念すべき点であるというふうに認識をしております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、先ほど申し上げました検証なんですけれども、このモデル事業を全市的に展開する前に必要な検証のポイントですね、どういう視点で検証するべきか、そういう恐らく基準があると思うんですが、その基準について教えてください。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほど議員おっしゃられましたように、モデル事業の検証につきましては、事業の目的や内容、規模、期間等において必要な視点により行うべきものと考えております。一般的には、想定した効果が得られているか、費用対効果は適切であるか、また、投入した人員が見合っているか、こういった視点で事業の内容に応じて必要な要素から検証すべきものと考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、市長にお伺いをいたします。

このモデル事業、検証段階において全市的に展開しますよという流れになると思うんですが、これが費用対効果、投入した人員に効果がある、そういった部分で全市的に展開できますよという場合もあると思いますが、逆に、これが難しいよ、全市的にやるのはモデルをつくってみて難しかった、困難である、展開はできないというふうにわかった場合、展開をしないという判断を下す、あるいはそれを庁内であったり市内にアナウンスを市長のほうからされるということはあるのでしょうか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今岡議員の今のお尋ねでございますが、当然、検証の後、それを前へ進めるのか進めないのか、あるいはその代替の別のアプローチを展開するのか、これは当然庁内としてもそういう意思決定をして、あるいはこういう議会でのさまざまな議論も踏まえて、対外的というか、住民の皆さんにそれを、アナウンスとおっしゃられましたが、伝えることは当然あるかというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今までのやりとりで、櫻井市長を初めとする執行部が、市民ニーズであったり費用対効果に対して非常に真摯に、シビアに考えられているということが確認できました。

これまでこの質問の中でかなり概念的である抽象的なやりとりをしてきたんですが、ここで1つ

実例を挙げて、先ほどまでに述べたモデル事業の実施・検証・展開について聞かせていただきたいと思ひます。先ほど山本部長の答弁にもありました南小の運動場、芝生化の話なんですけれども、今回取り上げたいのが亀山南小学校の運動場の芝生化についてを取り上げたいと思ひます。

まず、教育委員会に、施行に当たった事業費であつたり経緯、それから芝生化することのメリットは何かということについてお伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

当時、各学校のグラウンドにおきましては、排水不良であつたり砂の飛散とかいろんな課題がございまして、その対策の一つとして芝生の整備ということについて検討しておつたところでございまして、亀山南小学校のグラウンドの芝生化工事につきましては平成22年5月から9月にかけて施工しておりまして、工事費は約1,400万円でございます。

また、グラウンド芝生化のメリットといたしましては、砂の飛散防止、転倒時におけるけがの防止、さらには児童の屋外活動の促進につながつたことなどが上げられまして、アンケートも実施したわけなんです、アンケートの結果から児童や保護者にも大変喜ばれているところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

当時の亀山南小学校の校長先生が、市の提案を受け入れて芝生化をするということになりました。施工されてから5年かかっているんですけども、維持管理についてまずお伺いをしたいと思ひます。

私のほうが小学校のある先生から話を伺つたんですけども、この芝生運動場、特定の教員の方がかなりの時間をかけて手入れをされているという実態があります。どれぐらいかという、4月から10月までの約半年間、週1回、ほぼ1日時間をかけて芝生の整備をされているという話でした。この芝生の手入れの実態について、教育委員会は把握をされているのか。また、これが学校に派遣された先生の業務として適切であるのかどうかについて、お伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

芝生の管理につきましては、施工後、芝刈りやエアレーション、また施肥などの管理の大部分を業者に委託しておりましたんですが、芝の生育状況を見ながら、草取りなどでPTAや地域の方のご協力もいただき、徐々に学校による管理へ移行したところでございます。現在は施肥などの一部を業者委託で行つてはおりますが、管理の大部分は芝刈り機を使用した教職員の作業になっている状況でございます。この芝刈りにつきましては、夏季におきましては1週間から2週間に1度の割合で実施しておるところでございます。

なお、これまでも学校施設の維持管理につきましては、各学校におきまして可能な範囲で教職員が行つているところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

普通の学校の校舎、例えば窓ガラスだったり、床にワックスをかけるということも先生が手伝われてやるということはあると思うんですけども、市内11校の小学校の中で芝生化されているのは亀山南小学校だけなんですけど、この1校しかない芝生の管理のために、学校の先生が週1日、ほぼ時間をかけて作業をしているという実態が、これが通常の施設管理であったり整備に本当に当てはまるのかなと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

グラウンドの芝生化に限らず、各学校施設の状況はさまざまでございます。そのような中におきまして、各学校において業務委託や修繕で十分対応できないもの、例えば草刈りとか簡易補修とかございますが、そういうものにつきましては、学校長管理のもとで一定の施設管理業務は教職員で行っていただいている状況でございます。

芝生管理につきましては亀山南小学校固有のものでございますが、学校の工夫をいただきながら、その維持に努力いただいておりますという状況でございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ご答弁いただきましたが、維持管理についてまず1つ問題があるのかなというふうに私は思います。

もう1点が、亀山南小学校の児童数は多分少ないほうだと思うんですね、亀山の小学校の中で。亀山南小学校で今維持管理が困難であるという状況であるのに、ほかの小学校への展開ができるのかと。例えば井田川小学校、亀山西小学校、亀山東小学校は児童数だったり体育の時間が多いと。そうなってくると、どうしても子供たちが芝の上を走ったり遊んだりという機会がふえますし、あるいは関小学校なんかはグラウンドを駐車場として利用しているというような実態があるんですけども、芝生を張って維持管理していくという観点でほかの小学校に展開はできるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

グラウンドの芝生化につきましては一定の効果があったと考えておりますが、芝生の維持管理面を考えますと、日常、特に夏の時期における管理が大切になりまして、これを今後他校に広げていくためには、先ほど議員おっしゃいましたような、各学校のそれぞれの実態、そして学校長の学校経営の考え方、保護者や地域の方々のご理解も含めて、その意向を尊重して検討していく必要があるものと存じております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

さらにこの維持管理なんですけれども、先ほど施肥について協力しているだとかご答弁がありましたけれども、ほぼこれ学校の職員さんが独自に情報を集めて行っているというような実態なんですけれども、教育委員会のほうで芝生の管理要綱であるとか、マニュアルであるとか、そういうものは用意されていないのかと。少なくとも教育委員会に芝生の管理について相談できるという余地はあったのか、なかったのかについて教えてください。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

管理要綱についてはございませんが、教育委員会では、芝生化工事完成後、管理業務の委託業者に芝生の管理方法などについて相談を行いながら、これまで必要最低限の業務委託を行ってまいりました。また、芝刈り業務の負担を軽減するために、乗用芝刈り機を昨年度購入いたしまして学校に配備したところでございます。学校におきましては、委託業者にアドバイスをいただきながら情報を独自に収集いたしまして、芝生の維持管理方法を研究いたしております。今後も、必要な情報を学校と教育委員会で共有しながら芝生を維持してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

乗用芝刈り機を昨年購入していただいたという話がありました。最初の3年間は、確かに芝生の管理について業者さんの手を貸していただいていたということがあるんですけれども、それまでの乗用芝刈り機、普通に乗かって車を運転するように芝を刈っていくというような道具が来る前は手で芝生を刈らなきゃいけない期間があったはずなんです。それって業者委託が終わってから乗用芝刈り機を買うまでにインターバルが、時間があいてしまっているということは、学校からの報告であり、要望を受けた上で、教育委員会が後手に乗用の芝刈り機を買っているように聞こえるんですけれども、それは私の認識が間違っていますでしょうか。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

芝生につきましては、亀山市内初めてのことでございまして、他市の事例でも少ないということもございまして、業者委託で3年ぐらい管理するというのは、そのほうが賢明だろうということでそういう判断をさせていただきました。その後で乗用の芝刈り機を買うという段取りで進んでおったところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

要するに、学校の実態を受けた上で対応していただいているということだと受け取ります。

先ほど、地域だとか周りの学校を取り巻く方々のご理解があれば施行できるかもというような答弁を、これまで何人もの議員が質問した後に受けていますし、私も今いただいたんですけれども、

もう一度伺います。

この運動場の芝生化、もうこれ以上ほかの小学校に展開するのは難しいというのは明らかだと思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたが、ほかの学校のグラウンドの芝生化につきましては、保護者や地域のご理解を含めまして、各学校の考え方とか、いろんなグラウンドの状態とか、そういうことによる部分が大きいと認識しておるところでございまして、それに応じてまた判断してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

あくまでこれは教育次長のほうから難しいとか、もうこれ以上はできないというような答弁を聞くのはもう無理やと思っているんで、ちょっと次、別の方に伺ってみたいんですけども、教育長にお伺いをしたいんですけど、先ほど私が当時の亀山南小学校の校長先生が芝生化をしていただいたというふうに申し上げたんですけども、そういうふうに聞いているんですけども、改めて教育長が亀山南小学校の校長先生だったときに、芝生化が子供たちだったり学校にとっていいと思ってやっていたと思うんですけども、校長であったときに、こういうことがいいだろう、こういうことが子供たちのためになるんじゃないかと思ったことをまず教えてください。

○議長（前田耕一君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

今岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

今から私が申し上げることは、あくまでも当時の亀山南小学校の学校経営を預かる校長としてどのように考えていたかという、その当時のことでございますので、その当時は教育長になるとは思っておりませんでしたので、その辺はご理解をいただきながらお聞きいただきたいと思います。亀山南小学校は、ご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、風がちょっと吹くとすごい砂ぼこりが舞い上がる、そういう状況でした。ご近所の方々にも多分ご迷惑をおかけしていたんだと思いますが、その辺は学校のことだからというのでご理解はいただいていたと思うんですけども、実際にすごい砂ぼこりが舞う中で、まずスプリンクラーが運動場に埋めてありましたから、スプリンクラーが作動するように、そのスプリンクラーを直してほしいということを教育委員会のほうへ要請いたしました。ただ、その件につきましては非常に費用がかかるということ、それから、直してしばらくはもったとしても、その後ずっと半永久的にということではないという話も含めて、何とか運動場を改善したい、これが亀山南小学校の喫緊の課題でありました。

それともう1つは、子供たちが余り運動場全体を使って遊ぶという姿が前任校から比べて少ないなということも感じておりまして、体力の向上ということもこれは大きな課題であったと思います。それで教育委員会のほうに何とか、既に井田川小学校が運動場の土をごっそり入れかえて、とても

いい運動場になっているということを私も承知しておりましたので、井田川小学校と同じような工事をしてほしいということを申し入れました。ですが、その当時の予算の状況とか、いろんなことから鑑みて、当時の教育委員会の担当者といろいろ協議はさせていただきましたけれども、井田川小学校と同じような工事をすることについてはいつになるかわからないというふうなことを聞かせていただいております、何とかいい知恵がないだろうか、今いる子供たちを預かっているわけですから、一刻も早くそれを改善したいという強い思いがございました。

そのときの担当者と話をさせていただきましたのは、ちょうど市長が運動場の芝生化ということを考えていらっしゃるということをお聞きしましたので、それだったらすぐに施策として乗っかることはできるであろうというふうなやりとりがあった中で芝生化ということを私自身も研究させていただき、かつてアメリカのオレゴン州へ行きましたときに学校を見せてもらったら、みんな運動場って芝生なんです。ああ、こういう運動場のありようもあるんだなと思って、そのときの印象が残っているんですけども、やはり子供たちが元気に外で遊ぶ姿を何とか早くつくりたい、そういう思いがございまして、それには10年先、15年先を待っておれませんので、芝生というアメリカでの印象も含めて、そのよさというのをいろいろと研究もさせていただき、当時の教育委員会の関係者も非常に熱心な、鳥取のほうで鳥取芝という方法があるという、早くに、短期間に芝が育つという方法も聞かせていただき、いろいろと情報交換をしながら、早急にできる、仕上げてしまうということでやった記憶が今鮮やかによみがえってきておりますので、当時はそういう状況でございました。

そして、当然維持管理ということは非常にあとは大事なことであるんですけども、その鳥取芝ということであれば簡単に、さっきの乗用の芝刈りなんかで、よその学校ではそれこそ教頭先生や校長先生がしてみえるという話も聞きましたので、そういったことも含めて、総合的にこれはいけるんじゃないかという思いでその当時させていただいたのが今に至っているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほど、亀山南小学校の校長先生として、学校経営の立場からという注意を加えていただいた上でご答弁をいただきましたが、芝生自体が悪い、やらないほうが良いということは決して、今までのいろんなご答弁を読ませていただきましたが、ないと。

私もこの質問の中で申し上げたいのは、芝生化ができればいいと思います、全校。でも、選択と集中とよく言われていますけれども、この芝生化については選択と集中に当たるトピックじゃないかなと、当てはまる事柄じゃないかなというふうに考えているんですけども、それでは教育長、教育長になられてからいろんな議員からの質問に対する答弁を拝見させていただいたんですが、例えばこの間、27年9月定例会、ご答弁いただいているのが、私といたしましては、こちらからトップダウンでやりなさいというよりも、やはり地域や保護者の方の声、それから、例えばある小学校の運動場はよく駐車場がわりに使われるとか、そういったこともありますと、やはり芝の生育とかにも影響してくると思いますし、だから、そういった運動場の使い方地域全体がご理解いただければならないこともございますのでというようなご答弁をいただいているんですが、経営を

預かる立場であったんですけども、芝生化することがいいと思って芝生化を導入された方が、非常にこういったある意味バランスのとれたといいますか、特に明確でない答弁が返ってきているんですけども、先ほどから地域の方地域の方、保護者の方の声というふうに返ってきているんですけども、学校現場は、次うちの学校が芝生化されるんやろうかと待っているほうの立場なんですよ。地域とか保護者の方が、じゃあ市に対して要望書を出せというふうに思っているとも思わないんですよ。

そうすると、やっぱりこれ主導権は教育委員会のほうからとっていかないといけないと思うんですけど、教育長のほうから今後の展開に向けての判断というのは出せないんでしょうか、芝生化を全校に進めるか進めないかというのを教育長が決めるものではないんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

前日も宮崎議員からご質問いただきまして、そのときにも答弁させていただきました。

先ほども少し申し上げましたけれども、亀山南小学校を芝生化する前に、例えば井田川小学校ですと、すごいいい土をたくさん入れかえて、いい運動場にさせていただいております、既に。以前に私が勤めておりました亀山西小学校も、新築ということで、できるだけ砂ぼこりが舞わないようにということでグリーンサンドを入れていただいております。ですから、既に改善してある学校につきまして、また新たにやりましょう、こちらからやりなさいということは、これはやはりいろんなお金の使い方ということも考えて、いろんな課題もあるかと思っておりますので、ですから、先ほども次長の答弁にもありましたように、各学校の様子を。

それから、やっぱり学校経営者としては、自分が預かっている学校をどんな形で、いろんな予算要望もいただきますが、こういうふうにやりたいんだという、やはり声がないことには、何でもいいから、モデル事業だから全てやりなさいという話にはならないというふうに私は考えておりますので、それぞれの意向も調整しつつ、必要なときに必要なことをやるべきだと思っております。そのような考えですので、例えば当時亀山南小学校に、よその学校の、市内の他の学校ですが、PTAの会長さんが見学に見えました。自分のところの学校も砂ぼこりがえらいからやってほしいんやけどというふうな感じでおっしゃって見えましたが、それは学校とよく相談してくださいねと、その当時申し上げた記憶がはっきりございますけれども。

ですから、やはり生きたものを管理していくわけですので、それに対する思い、それからいろんな効果も含めまして、いろんな形、いろんな立場からやはり合意形成というのも必要かと思っておりますので、そのような考え方で亀山南小学校の芝生に、現在の教育長としての立場はそうように考えております。ですから、必要なところには維持管理するための必要な経費は当然予算化はして、例えば施肥とか、年間に1回か2回はやっぱり専門業者のチェックも必要ですし、そういった部分については当然予算は継続してつけていかなければならないというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

教育長からも変わらない答弁が返ってきてしまうということで、もう1人別の方に伺いたいと思

います。

この芝生化グラウンドの話、ほとんど今まで会議録の中で教育長が答弁されているんですけども、私、議案質疑のほうでも市長のマニフェストについて触れさせていただいたんですが、議案質疑のほうでは市長の2期目に向けたマニフェストについて聞かせていただいたんですけども、今度は1期目のマニフェストに、市内の小学校1校、芝生化のモデル校、「モデル」という言葉を使ってモデル校にするということが書かれているんですけども、まずこのマニフェスト、これはマニフェストの文面どおりモデル校を1つつくって終わりという意味なんでしょうか、教えてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成21年の第1期目の市長マニフェストの中に、芝生化、モデル校1校と、このように明記をさせていただきました。その思いは、就任以前に、私は鳥取とか福井県で先行する校庭の芝生化がなぜ三重県内でできないのか。同時に、亀山市には、今も続いておるわけでありましたが、能褒野地区であります。自治会を挙げて芝生の上で、地域全員が、もう本当に子供から大人まで、運動会を年に1回開催いただいております。芝生を踏み締める子供たちの、その持つ意味、大きさをずうっと感じてまいりました。そういう思いを込めて市長マニフェストに明記をさせていただいたところでございます。

今日までその具現化は教育委員会で積み上げてきていただいて、今も答弁がありましたけれども、南小学校での実践、それから、その翌年には亀山東幼稚園の園庭の芝生化をいたしております。これで幼児が芝生の園庭を駆け回ることによって健やかな心身を育むことにつながったというふうにも感じておるところでございます。

一方で、議員に今ご指摘をいただいております維持管理の問題でありますとか、コンセンサスの問題でありますとか、経費の問題でありますとか、こういうことも事実としてあるわけでございまして、モデル的に実施をいたしました芝生化を他の学校へ広げることにつきましては、それこそ各学校における状況とか、あるいは保護者や地域の皆さんの理解、コンセンサス等々も尊重しながら進めていく必要があるというふうにも考えるものでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、もう少し視点を変えて聞いてみたいと思います。

平成22年6月29日の定例記者会見があるんですけども、この会見の中で芝生化について取り上げられている、芝生化が話題になって記者さんたちとやりとりをしているんですけども、この中で、2年をめどに検証して他校への展開をしていきたいというようなことをおっしゃられているんですけども、まず、この定例記者会見で発言された内容というのは結構容易に変わってしまうものなんでしょうか。

それともう1点が、この2年というのは、たっしてしまっているわけなんですけど、この期間というのは適切だったのか教えてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、平成22年6月の定例記者会見を少しご紹介いただきましたけれども、このグラウンドの芝生化の検証につきましては、平成22年の亀山南小学校における芝生化以降、この議会の中でもさまざまなご意見や議論を重ねてまいりました。それから、市議会におかれても、例えば委員会でありますとか、各党派でありますとか、本当にこの芝生化の問題につきまして独自の調査とか、さまざまな展開を積み上げられたというふうに思っております。また、議会としてのご意見を私どもにも、モデルを1つ見きわめて、さらなる展開をというようなご意見も頂戴しておりました。さらに、空調との関係で温暖化にも有効ではないかと、こういうご意見も当時いただいておったと記憶をいたしましております。そういう議会での議論も含めまして、平成24年9月の市議会におきまして、管理の手法やコスト面での課題について認識をしつつ今後の推移を見守りたい旨のご説明をさせていただいたところでございます。

以来、その後3年が経過をいたしておるところでございますが、現時点におきましても、先ほどご答弁申し上げましたとおり、グラウンドの芝生化の効果というのは、議員も今触れていただいたように、認識をいたしておるものでございますが、これをさらに他の小学校へ拡大するためには、保護者や地域の意向を尊重しながら各学校の状況により慎重な対応がやっぱり必要だというような認識をいたしております。一方で、幼稚園とか幼児の施設につきましては、子供たちの心身面での効果も考慮しながら検討する必要があるというふうにも現時点で考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

まず、私が伺ったことに対して答えていただいている点がない点が、定例記者会見で発言した内容というのは容易に変わってしまうんでしょうかという話につきまして、市議会で説明をしているというような答弁がありました。これは、記者会見も市議会もどちらも市民の方が見るものだと思うんですけれども、特に記者会見で市長が発表されたことを起点に議会で質問をさせていただいたりということもあると思うんですけれども、この定例記者会見でおっしゃられたことというのは、これは時によって変わってしまうことがあるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

公式の議会の場での発言、あるいは決定と、今、記者会見の前後は全然触れておられませんし、当時の記者会見の議事録はありませんが、ただ、申し上げたことは、平成22年時点で2年をめどに検証しますということを申し上げて、平成24年9月の市議会におきまして、その検証が、一定の線を引きながら、今後についても引き続いて管理の手法やコスト面での課題について認識をして見守っていきますということを申し上げたということで、それは誤解のないようお願いをいたしたいと思います。

その間に亀山市議会におかれましても、さまざまな検証や、あるいは調査や、こういう中でのご

議論もご提言も含めて頂戴をしております、そういうこともある中で、平成22年当時の考え方というのは全然否定をしておりますけれども、さまざまな状況の変化をしっかり総合的に判断する必要があるということで見守っていくということを申し上げたわけでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

最後にお伺いします。

いつも我々議会って、やってほしいとか、もうちょっと取り組んでほしいというようなことを申し上げることが多いと思うんですが、今回については私は全校に芝生化はできないと思っております。こうしたモデル事業を検証して今後展開していくという流れで質問させていただいたんですが、何か事業をやめる、やらないという決断、今回のこの件に関しては教育委員会の事務方の皆さんであったり、教育長であったりいろんな方がかかわっている話なんですけれども、特にこのモデル事業をやめる、やらない、先に進めないという決断を下す場合は市長から働きかける必要があると私は思うんですけれども、市長はそのあたりどのように思われているか、お答えをお願いします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、先ほどの22年の定例記者会見でご指摘のような趣旨を私自身も申し上げておるところでございまして、今確認をさせていただきましたし、24年時点と基本的にその考え方は、その思いで検証しておるということをご理解いただきたいと思います。

それから、これをやめる、進めるにつきましては、教育委員会ではなくて市長が決断をすべきではないかというようなご趣旨であろうというふうに思います。今、先ほど申し上げたことを前提に、これはご案内のように本市としてどのように政策判断をするのか、このことについては、現在、中・長期計画となります第2次総合計画の策定をいたしておるところでございまして、当然その中で一定の政策判断をする必要があろうかと思っておりますので、それはそういう作業をしていきたいと思っております。また、議会の中でもさまざまなご意見はあろうかと思っておりますが、それも受けとめて、この中での判断をする必要があろうというふうに思います。そういうスタンスで臨みたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

1番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

次に、3番 高島 真議員。

○3番（高島 真君登壇）

緑風会の高島でございます。

今回一般質問ということで、セアカゴケグモについて、道路の維持・管理について、防災井戸についての3点を質問させていただきます。

セアカゴケグモって、唐突な話にはなってきたおるんですけども、セアカゴケグモの生態、資料を出してもらえますかね。背中にひし形が2つあるという毒グモなんです。基本的には、私調べてきたんですけども、オーストラリアでも死亡例があるというようなクモであります。このクモは、1995年11月に日本で最初に大阪府高石市で発見され、各地にだんだんと、気象状況なの

か何なのか分布をしていったと。2015年9月時点で41都道府県で確認され、一部では定着も確認されております。

私、布気の道野の方に、セアカゴケグモがおるのやけどということで苦情をいただいたんですけども、それで私も見に行ってきました。かまれたらいかなあというのが一番なんですけれども、その中で、今、亀山市ではどのような分布をしておるのか、生息状況はどうかというのを一度、把握されておると思いますので、聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

3番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今、議員おっしゃられましたセアカゴケグモにつきましては、今写真も出しましたが、背面が黒く、赤い砂時計のような模様を持ったクモでございまして、雄より雌が大きく、これも議員おっしゃいましたけど、雌で全長10ミリ程度のものでございます。オーストラリアから入ったということで、平成7年に大阪で発見されたということも、今、議員おっしゃいました。海外から入った理由でございしますが、コンテナとか輸入材木等が入ってきたのではないかとというふうに推測されておりました、それが日本国中に配送される中で広まってきたと。今おっしゃったように、本年9月現在では本県を含む42都道府県で確認をされております。

雄には毒はありませんが、雌の場合は、かまれると患部が腫れて痛みを伴い、毒が全身に回った場合には発汗や吐き気、頭痛などの症状が出るというふうに伺っております。オーストラリアでは死亡例もあるということですが、幸いにはまだ日本では死亡例がないというふうに聞いております。そこで、環境省では、特定外来生物による生態系等への被害の防止に関する法律、いわゆる外来生物法でございしますが、これによりまして生態系、人の生命、身体、農林水産業に係る被害の防止を目的に特定外来生物に指定をされておりました、生きた個体の運搬や飼育等を禁止しておるところでございします。

市内の生息状況はということでございますが、市内では昨年9月に、今おっしゃった太岡寺町地内を含む3カ所で発見されて以降、企業とか市民の方から通報がございまして、ほか8カ所、計11カ所からの通報がございします。そのようなことから、市内全域で生息している可能性があるというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

市内全体におるだろうなあと推測も可能ですけれども、結局はこれを駆除していかないかと思うんです、別に行政はセアカゴケグモを推進しておるわけじゃないとは思いますが。ふ化から成長まで雌で大体100日、寿命は二、三年だと。それで1匹が生涯産む卵数は雌で5,000個も産んでいくと。だんだん広がっていくんだろうなあと思うんですけれども、それについて、一応通学路とかにもようけおるということで、市民の方は、家の軒とか側溝のふたの裏とかいろいろあるとは思いますが、駆除したいんやという相談も寄せられておると思いますけれども、その中で自分らでせいとか、そういう話じゃなく、側溝のふたとかあんなはもう食らいついてとれな

いがありますので、その辺のところとかどうしていくのかなあと私も思っているんですけども、これ言うておきますけれども、薬で殺そうという考えかと思えますけれども、ピレスロイド系殺虫剤によって駆除ができると。しかし、卵にあつては殺虫剤が効きづらいというのが状況ですので、焼くのか潰すのかというところになってきますけれども、市民と市の行政が一体になって駆除していかなあかんものだと思います。

そこで1点お聞きしたいのは、市の対策について今後これをどうするのか。殺虫剤だけではあかんと思えますけれども、どうしていこうと考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほど市内11カ所で生息が確認されておるということでございましたが、そのような発見の通報が企業の方や市民の方からございましたら、さきに申し上げた外来生物法の関係から、環境産業部の森林林業室の職員が現地に出向きまして、生息を確認次第、殺虫剤等による駆除をこれまでも行ってまいりました。

しかし、市内全域で生息している可能性があることや通報もふえてきていることから、市ホームページや安心メールにより注意を呼びかけるとともに、セアカゴケグモ自身に攻撃性はなく比較のおとなしい性格で、素手で捕らえようとしないうりかまれることはほとんどないため、発見者または土地建物の所有者・管理者等に、素手でとらずに、ビニール袋に入れて踏み潰すか、市販の家庭用殺虫剤などで駆除をお願いしております。また、公共施設においても生息している可能性があるため、生息調査、発見時の報告及び駆除を施設管理者に依頼をしておるところでございます。

先ほど、主に道路の側溝ぶた等のお話もございましたが、そのような場合には、地元のご協力もいただきながら、道路管理者と連携をしていきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

攻撃性がないから、おつてもええのやという話と僕は違うと思います。外来種ですので、これがどんどん広がっていくことによって、さわらんときゃかまれやんというのはクモに聞かなあかん話でありまして、僕は1点聞きたいのですが、環境産業部が担当していくということなんですけれども、市民の方が一緒にやっついこうという話もあるかと思えます。かといってクモが嫌いな人もおると思えますので、市民の人が助けてと言うたら助けてくれるわけなんですか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほど申し上げた外来生物法の中には、誰が駆除するか駆除責任者というのははっきり明記してございません。ということは、先ほども申し上げたように、発見した場合には、発見者ないしは土地建物、施設の所有者・管理者が一義的に駆除していただくと。ただ、セアカゴケグモ、最近出てきたクモでございますので、その駆除方法等についてはわからない面がある場合がありますので、市ホームページ等で駆除方法を紹介させていただいておると、そういうようなことでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

それは先ほどおっしゃられた、誰が駆除せいと書いていないから、そうしたら市は関係ないのやという言い方に聞こえてきます。

じゃあ、もう一度聞きますけれども、土地の所有者がするもんやと言われる。それは家の中やったら自分らがするでしょう。やらなあかんことだろうと思いますけれども、道路であったら道路の所有者が、道路の管理者ですよね、市道だったら市、県道だったら県がやって当たり前ということだと思いますけど、それで間違いはないのでしょうかね。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

もう一度申し上げますけれども、やはり一義的には土地建物、施設等の所有者・管理者が駆除していただくのが本来であろうと。ただ、駆除の方法とかいうのでわからない方も見えますので、実際、今までもうちの森林林業室の職員が現場へ出向いて駆除もさせていただいたこともありますし、その場所とか、数とかいろいろその辺は臨機応変に対応させていただきたいというふうには思っております。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

一義的にと言われましたので、出ていっておるし、臨機応変にやってもらえるということですので、もうこれはこれで終わっておきますので、助けてと言われたら、はい、わかりましたというぐらいのあれをもって行ってください。

じゃあ次に移ります。

道路の維持・管理について。

きょういきなりというか、あれなんですけれども、辺法寺加佐登停車場線の、ずうっと私が言い続けておった通学路、歩道ができるということをお聞かせいただきましたので、これは各情報が入りつつも随時教えていってほしいと思います。

それで、今、亀山市に市道と呼ばれるところは27年4月現在で約546.4キロメートルある、路線数でいうと1,787路線ある。基本的にこれの維持・管理・補修等などの責任は、市道である以上、市が管理していくべきものだと思います。よく私もこの道路はあかんで直すように頼んでくれやんかと、町からもこれどうやろうとか、いろんなどころからどうやろうと言われると、一番に返ってくるのが、予算がないんですわ、お金がないんですわと。いや、これはと前向きな話は全然聞くことがまずない。

それで、この補修の優先度は何か、まず何をもってしていくのか。選択と集中をしてもらえるとと思うんですけれども、何をもって、この優先度というのは一体何なのかというのを一遍教えてください。

○議長（前田耕一君）

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

道路補修等の優先度といったご質問でございますが、亀山市が管理する市道の総延長は、先ほど議員申されたように、約550キロございます。毎年自治会やPTAで側溝の修繕、また舗装の修繕、交通安全要望など250件近く要望をいただいております。

要望をいただきました箇所につきましては、職員が現地を確認し、要望者からの聞き取り、自治会長が中心になってくると思いますけれども、聞き取りで、その現場で特に安全性の確保とか危険性があるか、それと緊急性といったところを考慮し、優先度を判断した上で修繕工事を実施させていただいているところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

安全性と優先度、生活道路を使っておる方は、平に言えばそういうことだとは思うんですけども、それで、毎年要望があつてこれをしていくんじゃないくて、災害とかは別です。台風とかいきなり来るといふ話は別に置いておきまして、いきなり崖が崩れて道が半分なくなりそうだなあとかいろいろあるんですけども、それに関しては、安全性とかを考慮して迅速に工事等ができるように予算も早急にして組んでいくということなんでしょうかね。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

安全性の問題でございますけれども、道路の上ののり面が壊れた場合と道路の下ののり面が壊れた場合、2通りあると思います。道路の上ののり面、山崩れが起きた場合は、まずは通行できるように土砂の排除等は簡単に行えるというふうに認識をしております。しかしながら、路肩のほうがか壊れた場合には、崩れた規模または延長または事業費といったところがございますので、やはり調査等を行い、まずはどういうことで、事業費がどのぐらいかかるかという調査設計等を行った後に予算確保を図っていききたいと。

最悪の場合には通行どめといったところも出てくることもございますが、これも道路の性格に応じて緊急に対応するといったところも1点としては考えられるところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

先ほどそうやって言われて、通行どめなりをしても、そこが生活道路で毎日使うような道路であれば、それがずっと半永久的に通行どめじゃなく、このメニューをして、これでいついっかまでこうしてというのを説明してから、どことは言いませんよ、言いたいけど言いません。そこがあれば、市道になればそうなんですけれども、基本的に地域の皆さんがおるということでやっていってもらわないといけない。早期に工事をしてもらって、予算なり何なり組んでもらってしていかないとはいけません。

今後なんですけれども、今現在27年度道路補修関係予算ということで4億8,880万円です

か、道路維持修繕費、道路舗装費、交通安全施設費、橋の補修費を合わせていくと、今現在亀山市の当初予算で4億8,880万円あるということなんですけれども、今から予算を組んでいくに当たって、財務部長にお聞きしたいんですけれども、これを削るなんていうのは一切考えていないと思うんですけれども、それ以上のものを組んでいかな維持とかできやんと思いますけれども、どうでしょうかね。ひとつその意気込みというか、この補修関係で減らさないという一言をいただければ、もうやめておきます。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

維持補修費の予算を来年度どうしていくんやというようなご質問だというふうに思いますけれども、現在、標準予算の聞き取りを行ったところでございますけれども、ことしの額と比べて約3億円ほど増額要望が出ておるところでございます。その中で、主要事業もどうなっていくのかわかりませんが、来年度の市税収入はことしよりは下がるだろうというふうに予測をしておりますので、主要事業との絡みも出てまいりますけれども、その中でどんなふうに考えていくのかは今からの状況になってまいりますけれども、厳しい状況にあるということだけをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

確かに、だから、僕は言うんですよ。550キロばかり市道を面倒見ておって、だんだん劣化してくるやろうし、経年劣化もあるやろうし、崩れることもあるんです。その中で、そこの中を面倒見ていかなあかんのに、予算が、古くなってくのはもう絶対なんです。1年たてば1年古くなるわけで、そこの中で3億ふえてくるのは当たり前の話、老朽化したものを使っていこうというのは、それはお金もかかるのは僕はあれなんです。それで、市税が少なくなるから簡単のところから削りましょうよと、そういう話でもないと思うんです。

その中で、今、財務部長に聞きましたけれども、基本的にあれなんですけれども、3億ふえた。3億ふえたから3億さあやりましたよという話では一概にはないとしても、市長にこの項についてお伺いしたいのですが、基本的には、最低ことしの4億8,880万円を維持しつつ、あと3億ふえた分をどれだけやっていくかというレベルの話やと思いますけれども、その辺にお変わりはないでしょうかね。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

必要な維持管理のコストはしっかり優先順位を決めて対応していかなくてはならんというふうに思います。また、今財政状況が厳しい中で予算編成をやっておりますので、年が明けて1月の下旬ぐらいに一つの山でございますが、さまざま英知を絞りながら予算編成をしっかりと対応させていただきたいというふうに考えておるものでございます。維持管理の必要性は十分認識をいたしておりますので、何を優先するのか、そういう議論もあろうかと思いますが、予算編成の中でしっかり見

きわめていきたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

基本的に削ることばかりじゃなくて、ここをこうしていこうという、数字を見たら少なくなるんですよと言われればそれまでなんですけれども、ある程度その辺の優先度、危険度、安全性を見きわめてまずやっていっていただきたいと思います。

次に移ります。

私、前の議会のときでもお伺いしましたが、防災井戸についてお伺いします。

アンケートはされておると思うんですけれども、そのアンケートの結果はどうだったか教えてくださいたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

防災井戸の設置につきましては、先ほど議員申されましたように、さきの9月定例会でもご質問を頂戴いたしまして、大規模災害時におけるトイレの流し水や洗濯・掃除用の水等で、飲み水以外に使用する水、すなわち生活用水確保のための防災井戸を、今後各地域の自主防災組織等のご意見、ご要望等を踏まえて考えさせていただきたいとご答弁申し上げました。

そういった中で、今般11月22日開催の亀山市総合防災訓練参加のご案内を各自治会長、各自主防災隊長に送付させていただきました折に、防災井戸に関する調査票も同封させていただきました、回答を得ております。調査票は、対象自治会230、回収数185、回収率は80.4%でございます。その中身でございますけれども、防災井戸の設置計画を持たれている自治会は1自治会、また、現在のところ計画はないが、災害時には必要だと思うという回答は106自治会、57.3%、防災井戸として定義づけはないが、地域で共有し使用している井戸が16自治会にございました。

今後、私どもといたしましては、災害時における生活用水の確保の観点から、防災井戸の設置について、この調査結果を踏まえ、各地域の自主防災組織等の設置要望等を把握し、地域を支援してまいりたいと、かように考えております。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

50. どんだけあったと。必要性は感じられるということですので、危機管理局、行政も背中を押しつつも地域と二人三脚でやっていってもらえればなあと思います。

最後にちょっと聞きたいんですけど、その数字じゃなくて、危機管理局長として、防災井戸というのはやっぱり必要かなあと思っておると思うんですけれども、確実に事業を進めていってほしいと思います。

本日は、私、セアカゴケグモのこと、職員が対応してくれるということですので、それで一緒になって潰していってください。広がらないようにしていってください。

それと、道路維持のこと。予算は減らさない、予算は何とか維持していってもらう。そして、危

険なところがあったらすぐ修理なり補修なりしてもらおう。

そして、防災井戸の設置に向けて自治会と相談してやっていってもらおうという、以上3点、聞かせていただきましたので、今後ともやっていくという気合いを持ってやっていってほしいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

3番 高島 真議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時14分 休憩）

（午後 2時24分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 中村嘉孝議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

新和会の中村でございます。

もう最後の2人ということで、皆さん少しご辛抱していただきますようによろしくお願ひします。本日は、大きく3つ質問いたします。

まず1番目の、平成28年度の予算編成方針でございますけど、先ほど午前中に前田議員が質問されまして、若干かぶるところがあると思ひますけど、聞く内容が若干違っておりますので、質問していきたいと思ひます。

まず、去る10月7日に発足した第3次安倍改造内閣が、その運営方針として、50年後も人口1億人を維持し、一億総活躍社会の実現に向けて強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障、その3つから成る新3本の矢を推進して、GDP600兆円、出生率1.8、介護離職者ゼロの実現を目標として掲げたところでございます。これは、皆さん新聞等々でご承知だと思ひますけど、そういった中、当亀山市も第2次亀山市総合計画の策定を進めるとともに、平成28年度を進取の年と位置づけ、第1次総合計画の必達を図り、行革大綱の着実な実践とすることで、先ほど市長の答弁もございました。この進取という言葉につきまして僕もお尋ねしようかと思ひたんですが、前田議員が尋ねられまして、従来の慣習にこだわらずに進んで新しいことをしようと、そのように市長はご答弁され、そういうことだと思ひます。過去にもいろいろ考動の年とか、創意の年とか、離陸の年とか、いろいろ毎年考えられてあったんですけど、もうそろそろネタがなくなってくるんじゃないかと、僕もそのようには思っております。

そんなことはともかく、新年度予算も現時点でほぼ大筋ができていると、そのように考えます。そういった中で、平成28年度の予算編成の考え方と目指す方向性でございますけど、再度市長にお尋ねします。

○議長（前田耕一君）

14番 中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

予算編成の考え方でございますが、前田議員にご答弁を先ほどさせていただいたところでございますし、行政経営の進取の年、毎年のスローガンもまだまだネタはしっかりございますので、ご理解いただきたいと思っております。

本市におきましては、平成28年度は法人市民税の税率引き下げによる減収が見込まれるとともに、普通交付税の合併算定がえによる増額分について、その3割が減額になる見込みでございます。このような中での平成28年度の予算編成の考え方でございますが、行政経営の重点方針を踏まえ、第1次総合計画の必達及び若者の定住促進と新しい自治の仕組みの確立に積極果敢に取り組むことといたします。また、持続可能な行財政運営の確立を図るため、事業の選択と集中により行政経営資源を再配分するとともに、歳入に見合った歳出という財政運営の基本に立ち、歳入の確保と歳出の削減を徹底して行うことといたしてございます。

つきましては、今後予想されます一層厳しい財政局面に備え、毎年のことでございますけれども、職員一人一人の行動と各部局の英知を結集して、第1次総合計画の最終年度の必達、まち・ひと・しごと創生総合戦略の具現化、行財政改革の強力かつ着実な実践の3点を重点的事項として掲げ、現在、予算編成作業を進めておる段階でございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

2回ほど聞かせていただきましたんで、はっきり頭に入りました。

それと、中期財政見通しによりますと、平成28年度一般会計歳出、約210億円と見込んでいられるというような表記がございます。また、財調を9億円ほど繰り入れると、そういった見込みでございますが、平成28年度の予算規模、一般会計はどれぐらいを見込んでみえるのか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

午前中に前田議員にも申し上げましたとおり、現在、標準予算について予算要求を受けたところでございます。今後、政策予算や特別会計への繰出額などの要求時期が12月末としておりますので、一般会計の予算総額は現時点では把握をし切れていない状況でございます。

平成28年度予算編成方針に記載しておりますように、第2次実施計画の計画事業費を見込んだ中期財政見通しを基本として、中長期的な財政運営の視点により予算編成を行いますが、中期財政見通しでお示しをしている214億1,000万円を基本として予算調整を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。214億円を基本としてということでございます。

平成28年度の税収見込みでございますけど、当亀山市も年々税収が、先ほどいろいろ言われておりますように、減少しておるといのはご承知のとおりでございます。平成28年度の市税収入の

見通しでございますけど、法人市民税と固定資産税の償却資産につきまして、前年度は法人の事業所を108社ですか、設備投資の関係につきましては、事業所58社について調査を行ったと、そのように確認しておるところでございます。本年は、どれほどの件数といいますか、法人事業所、設備投資の事業所等々、どれぐらい調査されたのか。それと、平成28年度から法人税率が引き下げ等々に伴う減収もあるわけでございますけど、そういったことも含めて、なかなかまだ今の時点でつかめないと思うんですが、答えられる範囲でご答弁願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず先に、平成28年度は法人市民税の税率が引き下げられまして、12.4%から9.7%に引き下げられます。この減収分が約1億3,000万円を予測をいたしておるところでございます。そして、現在、法人市民税については主要事業所、ことしは100社に対し来年度の業績予測、また固定資産税の償却資産につきましても、同様に主要事業所64社に対し調査をかけておる段階でございます。

平成28年度の予測では、まだ国の税制改正もしっかりと決まっていなところもございまして、来年度は県の補助金や負担金が変わってくるというふうに聞いていますので、そこら辺のことも注視をして予算編成に務めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

設備投資の64社ということで、前年よりふえたと、そのように理解させていただきました。

本年でございますけど、総務委員会で税の収納率向上のための提言を提出しているところでございますけど、来年度の平成28年度におきまして、何か特別な収納対策とかお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成28年度の収納対策でございますが、まずは次年度へ滞納繰り越しをしないよう、現年分の徴収に全力で取り組みたいと考えておるところでございます。

次に、滞納税につきましては、貯金や給料などの差し押さえの強化を図るとともに、困難事案につきましては三重地方税管理回収機構へ移管を行い、滞納整理を進めたいというふうにも思っています。また、生活困窮状態にある滞納者に対しては、自立支援の観点から福祉部門との連携を図り、適切な対応がとれるようより一層努めてまいりたいと考えているところでもございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

次に行きまして、3番目の新公会計制度の導入と予算編成改革ということで、第1次総合計画では、平成28年度は第2次実施計画の最終年度となっております。第2次の亀山市行財政改革大綱では、前期の実施計画の期間となっております。その実施計画の取り組み項目の中に、新公会計制度の導入と予算編成改革というのが項目として上げられております。その内容として、本市では決算統計データを活用する総務省方式モデルを用いて財務書類を作成していると。また、改革の方向性として、統一的な基準による財務書類等の予算編成等への活用や、予算編成プロセスの見直しにより財政マネジメントが強化されると、そういった表記があるわけですが、この表記につきまして、平成28年度予算への反映状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革大綱前期実施計画で位置づける統一的な基準による財務書類等の予算編成への活用につきましては、平成29年度において平成28年度決算に係る財務書類の作成から運用していく予定で現在進めております。また、予算編成プロセスの見直しにつきましては、行政評価システムとの連動や地方公会計の活用など、新たな予算編成手法の検討を進め、平成30年度当初予算編成から実施する予定といたしております。したがって、現時点におきましては、平成28年度予算への反映は予定していないところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

平成30年度で、大分先のことと理解させていただきました。

一般の9月議会の質問の中のご答弁でございますけど、平成28年と29年の2カ年でなければならない総務省の基準による財務書類の作成に当たって、固定資産台帳の整備が前提となっております。台帳整備には、公認会計士や税理士などの専門的な支援が必要となることから、8月17日に、株式会社ぎょうせい東海支社と固定資産台帳整備支援業務委託契約を締結して、資産評価ルールの策定をやっていくということでございました。その後の対応といいますか、その進捗状況はどうなったかお尋ねいたします。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

固定資産台帳の整備状況について、お答えをさせていただきます。

固定資産台帳整備については、会計的な専門的な知識が必要であることから、議員が申し上げられたとおり8月17日に株式会社ぎょうせい東海支社と亀山市固定資産台帳整備支援業務委託を締結し、業務を進めているところでございます。8月31日には、各室の担当者を対象として、地方公会計の意義や固定資産台帳整備の必要性についての事前説明会を開催し、その後、各室にある土地、建物などの資産台帳や財務会計システムによる管理状況について、各室にヒアリング調査を実施いたしました。現在、各室の資産を洗い出し、土地、建物等の資産ごとに電子データとして集約をいたしているところでございます。具体的には、農道台帳や教育備品等の紙データで管理されて

いる資産について、担当室で電子データ化の作業を行っています。今後は、公認会計士や税理士の支援をいただきながら、資産評価ルールの策定を行い、集約したデータを精査し、それに基づき各資産評価を行った上で固定資産台帳を完成していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

各部門から担当者を1名ずつ出して、契約管財室が事務局となって公認会計士や税理士からいろいろ意見を聞いて進めていくと、そのように理解させていただいていいわけですね。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられたとおり、各室から担当を決めていただいて進めております。

もう少し言うならば、総務省より固定資産台帳の資料等が電子データを使いなさいというて、国の総務省から出てくることになっておったんですが、少し総務省から市町村へ来る時期が少し今年度おくれていまして、その分で少し時間が遅くなっているような進捗状況でもございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

こういった一連の作業につきまして、時間的なものやら事務費等々予算もかかると思うんですが、平成28年度予算に国からの交付税措置とか、そんなんはあるのかないのか、お尋ねしたい。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

統一的な基準による地方公会計整備に要する経費につきましては、地方公共団体の負担軽減を図るため、平成26年度から平成29年度までの4カ年は特別交付税措置が講じられることとされており、このことから、今年度着手いたしました固定資産台帳整備に要する経費のほか、専門家の招聘や職員研修など、財務書類等の作成に必要なコンサルティング等に要する経費も対象になるものと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

交付税措置もされるというように理解させていただきました。

次の2番に行きます。

亀山市林業総合センターの使用ということでございます。

現在、この亀山市林業総合センターは、亀山市林業総合センター条例と施行規則に基づいて運営

が行われております。

2枚ほどのペーパーでございます。

このセンターは、市役所の加太の出張所、鈴鹿森林組合、加太コミュニティ、現在は加太地区まちづくり協議会に移行したわけでございますけど、この3者が使用させていただいておるわけでございますけど、加太地区のまち協の事務室としては1室をお借りしておるという状況でございます。そういった複合施設でございまして、会議室等々も幾つもあるって、調理室、大会議室等々、建物自体は和室もございまして。広いわけでございますけど、そのまち協にとって使用するのにいろいろ課題とか問題点がございまして。

まず最初にお尋ねいたしたいんですが、このセンターが建設されたその経緯ですけど、例えばいっとういった補助金で建てられたとか、具体的にご説明をお願いいたしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

林業総合センターは林業者の自主的な活動を支援するため、地域林業の振興を目的に、鈴鹿森林組合から土地の一部を借り受け、平成9年から10年度にかけて、国の林業山村活性化林業構造改善事業の補助金を受け、建築したものでございます。竣工後は、今議員もおっしゃいましたように、林業関係団体である鈴鹿森林組合や当時の加太支所、現在は出張所でございますが、業務を行う複合施設となっております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

先ほど触れましたこのセンターの使用というのは、条例と規則に基づいておるわけでございます。例えば、条例の1つでございますけど、第3条の事業というところを見ますと、センターで行う事業は次のとおりとするとありまして3つ、1番、2番、3番とございます。

まず1番は、山林の保全に関する研修会または講習会を行うこと。2番目が、林業者の交流に関すること。3番目が、第2号に掲げる者のほか、センターの設置目的の達成のために必要なこと。そのように表記がございまして、この3番目の項によって我々も使用させていただくと、そのようになっておるわけでございます。

また、この施行規則の第3条に、センターの休館日は次のとおりとすると。それには月曜日が休館日と、そのようになっております。現状はこのセンターを使用している3者でございますけど、加太出張所と森林組合、それとまち協ですね。その中で、森林組合と加太出張所というのは、当然月曜日は就業しておりまして、それは平日ですので、ただその月曜日に閉館ですので、管理人がいないわけございまして、とにかく月曜日にはコピーはできないわ、談話室は使えないと。大変不便な状況でございます。そのかわり日曜日はあいておるわけでございますけど、過去3年間の日曜日の使用状況等も調べたわけでございますけど、ほとんど利用がないということで、これまでも日曜日に開館するメリットも余り多くないということでございまして。これまでも休館日を変更してもらうように要望はしてきたところでございますけど、なかなか実現できない状況ございまして、そこでお尋ねしたいと思うんですけど、亀山市のこの加太の林業総合センターを除いたコミセンやま

ち協、全ての休館日の状況はどうであるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

所管をしておりますので、私のほうからご答弁申し上げます。

地域まちづくり協議会や地区コミュニティ22組織の活動拠点施設として、17の地区コミュニティセンター、関町北部ふれあい交流センター、関文化交流センター、鈴鹿馬子唄会館、林業総合センターがあり、合計21の施設がございます。また、現在建設を進めております関南部地区コミュニティセンターを加えますと22施設ということになります。

各施設の休館日につきましては、17の地区コミュニティセンターは日曜日でございます、関町北部ふれあい交流センター、関文化交流センター及び鈴鹿馬子唄会館は月曜日となっております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

大体ほとんどの施設が日曜日が休館日ということで理解させていただきました。

このセンターの施行規則の第3条の2に、市長が特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず同項に規定する休館日を変更し、または別に休館日を定めることができると、そのような表記がございます。何とかその休館日の変更ができないのかをお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今議員おっしゃいましたように、林業総合センターの休館日は林業総合センター条例施行規則第3条によりまして月曜日と定められております。

日曜日の利用状況でございますが、今議員はほとんどないということでしたんですが、調べましたところ、平成25年度は11日、ですから年間52週ですので、年末年始がありますので、ざっと50日として考えますと、25年度はそのうち11日、26年度が12日、27年度が11月末現在で11日と、ざっと4分の1程度の利用かなというふうに思っております。ほかの曜日を調べますと、月曜日は休館ですので、火曜日から土曜日につきましては、確かにおっしゃるようこれ以上の利用がございます。

ですので、こうした状況を踏まえまして、休館日の変更につきましては、林業総合センターに所在する関係団体や市関係部局と今後協議、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

今後検討していただきまして、善処していただきたいと、そのように要望しておきます。

次に、2番目の使用許可申請についてということでございますが、この加太地区コミュニティからまち協に移行してから、会議の回数も一段とふえるようになってきてまして、会議室を使用する回

数もかなりふえてきたところでございます。このセンターには、小、中、大会議室と調理室とか、和室とかいろいろ部屋があるわけでございますけど、このまち協が使用できるといいますか、勝手に使用できる部屋、1室が事務室となっておるわけでございます。まち協の拠点といいますか、自由に使える部屋はこの1室だけということでございます。この部屋以外は、条例の第4条に、この施設を使用する者は市長の許可を得なければならないと、このようになっておりますので、施行規則第4条、センターの使用の場合、使用する日の6日前から使用許可申請書を市長に提出しなければならないということになっておりますので、現在、その加太出張所から関支所を経由してこの市役所までその許可申請を出して、市長の許可をいただいて、それを戻してもらって使用しておるというような状況で、大変面倒くさいし、時間もかかるというのが現状でございます。

そういった中で、ほかの林業センター、加太まち協以外のコミセンやらまち協の亀山市のそういった施設の利用状況の現状はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

各施設の使用につきましては、利用者から管理人に対しまして申請を行い、許可を受けていただいた後、利用をさせていただいております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

いろいろ簡易的にできるような形でございます。例えば、コミセンやらまち協の会長の許可で使用は可能でないのか、何とかそういったふうに簡略化していただけたらいいのですが、それにつきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

林業総合センターは、先ほども議員みずからもおっしゃいましたように市直営施設で、鈴鹿森林組合や加太出張所が業務を行う複合施設というふうになってございます。ですから、施設を使用する場合は、それらの調整も含めまして、同センター施行規則第5条により、先ほど6日前とおっしゃいましたが、6カ月前だと思っておりますが、6カ月前から使用日までに使用許可申請書を提出していただき、その内容を審査して使用許可証を交付しております。

確かに市の許可でございますので、担当室まで来てその許可が戻っていくのに時間がかかると思いますが、可能な範囲で今後関係部局と協議、検討してまいりたいとは思いますが、実際のところ、林業総合センターにもう各部屋の一覧カレンダーみたいなのが置いてあって、そこで仮押さえをさせていただいておりますので、許可証が戻ってくるのに多少時間はかかるかもわかりませんが、実際の使用としては、そのカレンダーの中で調整をさせていただいて使っていただいておりますので、それほど支障はないのかなあというふうに思っておりますが、以上でございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

支障があるので聞いておるわけでございますので、今後ともできるだけ簡略化していただくようお願いしておきます。

3番目の指定管理者制度導入ということでございますけど、当亀山市におきまして、ほとんどのコミセンやまち協におきまして、その指定管理者制度を導入しておるところがほとんどだと聞いておりますけど、加太のまち協以外について、当市の現状についてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

17の地区コミュニティセンターにつきましては平成18年度から、鈴鹿馬子唄会館につきましては平成21年度から、指定管理者として地域まちづくり協議会や地区コミュニティが指定を受け、施設管理を行っているところでございます。

なお、関町北部ふれあい交流センター及び関文化交流センターにつきましては、市の直営で施設管理を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

大体ほとんどが指定管理者制度を導入しておるということでございますけど、こういったまち協にとって、そういったふうに指定管理者制度を導入したほうがメリットがあるような感じもいたしますし、このセンターは先ほど言われました複合施設であるので、なかなか指定管理者制度を導入するのは難しいというようにも思いますが、この管理者制度の導入というのは絶対不可能なのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

林業総合センターは、最初に申し上げたように、林業振興を目的に鈴鹿森林組合から土地の一部を借り受けて建築して市の直営施設というふうになっております。それ以外にまた、加太出張所、市の行政機関であります加太出張所も業務を行っておりますことから、その行政機関の加太出張所を含む施設が指定管理にそもそもなじむのかどうかということも含めまして、今後関係団体や市内部の関係部局と協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

いろいろクリアしなきゃいけない問題がございますんで、一朝一夕にはできないと思いますが、前向きにやっていただきたいと思います。

加太地区も以前、今はまち協ですけど、その前がコミュニティで、以前は公民館活動というのをやっております、その当時はその集落センターというのがございまして、そのセンターは自由に

使えまして、今より楽に使えていましたんですけど、そこも現在もう解体されまして何もないということでございます。やはりそういった自由に使えるような施設があればなあということで、今後よろしく願いたいと思います。また、現在の条例もまち協の位置づけ等々も書いてございませんので、今後は見直しも必要ではないかと、そのようにも考えております。ひとつよろしく願い申し上げます。

次に行きます。

最後のマイナンバーの社会保障・税番号制度についてでございます。

1番目の住基ネットの廃止についてということで、この住民基本台帳ネットワークシステム、通称住基ネットでございますけど、この事業も約1,000億円かけまして多額の税金を投入して、反対の中導入されたのが平成14年でございます。十数年が経過した今、当市での交付枚数が、これは先般の質問をしたときのご答弁では1,312枚、普及率が2.6%と大変低いものでございました。こういった状況下に、ことしの12月28日に住基カードの交付が終了ということで、12月22日に電子証明書の発行が終了すると、これは12月の広報に掲載がございました。その辺のところでございますけど、事務的な対応やら周知の面はもう十分であるのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

マイナンバー制度が開始されますことにより、住民基本台帳ネットワークが廃棄になるということとはございません。そのままマイナンバー制度の中で活用されます。ただし、翌年1月から、希望者に個人カードの交付が始まることにより、住民基本台帳カードの交付は本年12月末をもって終了いたします。なお、住民基本台帳カードは個人番号カードを申請や交付するときに返納することになります。個人番号カードを申請しない方については、券面記載の有効期限までそのままご利用いただくことができます。

また、電子証明書の発行が終了することについてでございますが、住民基本台帳カードの電子証明書を更新するサービスを本年12月22日に終了し、翌年1月からは新たな電子証明書が標準的に搭載された個人番号カードの交付が開始されます。住民基本台帳カードに格納されている電子証明書は、有効期限、発行日から3年でございますが、それまで引き続きご利用できます。e-Taxでの確定申告を予定しており、平成28年2月から始まる税申告までに住民基本台帳カードの電子証明書の有効期限が満了する人は、個人番号カードの交付が間に合わない場合がございますもので、12月22日までに住民基本台帳カードの電子証明書を更新するよう、市からは該当する方に案内文書を発送し、また国からはお知らせのはがきを発送されております。その他、広報やホームページなどでも周知をいたしております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

次の質問でございますけど、個人及び法人カードの申請ということでございますが、法人の場合

は、質問項目として個人及び法人カードの申請と書きましたんですけど、法人は直接国税庁から送ってきて、カードの申請は不要やということでございますので、カードの申請は個人のみということで、個人の申請のことにつきましてお尋ねしたいと思います。

先般、個人に対して配付されたわけでございますけど、当市の配付状況につきましてどのような状況でございますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

本市における通知カードの配達状況でございますが、12月6日現在におきまして、本市の世帯数2万1,542世帯への発送を100%、1回目の配達は全て完了したと亀山郵便局に伺っております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

100%配達したと聞いておりますと言うんですが、全部家に届いたかどうか、どれぐらい届いているか、それはわかりませんか。全部届いておる、100%届いておるといいますか。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

1回目の配達は全て完了したということで、在庫が100通ほどあるということを伺っております。

不在の場合は、不在通知をポストに入れて再度配達をすることから、12月8日現在100通ほど在庫が郵便局にあるということを伺っております。

済みません、それと、現在の市役所への返戻数でございますが、12月9日現在でございますが、1,958通戻ってきております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

100%配達と今の答弁でしたけど、2,000近いのが戻ってきておるといいます。在庫が100通ですか、在庫っておかしいんですけど、それもいずれ配達してもらうということやと思いますけど。それぐらい、全部完全に配達できていないと、そのように理解させていただきました。

こういったマイナンバー制度というのは、十数年にわたりまして廃案になってきたということでございます。というのは反対が多かったと、そういったことで、先般いきなり閣議決定されたのはご承知のとおりでございます。このマイナンバーには、家族構成やら税金の支払い状況やら給料、預貯金とか不動産やら資産状況、生活保護やら医療関係の情報等々、たしか93項目にわたる個人情報網羅されていると、そのようにも聞いているところでもございます。また、このマイナンバーといえますのは、国民総背番号制というような表現もあるということでもございまして、この制度は、国民を背番号化すれば、人を番号とか数字として扱って、収入、仕事、資産等によりまして

その人間を値段として見る風潮になりかねないと、そういった懸念もあると、そのように考えるところでもございます。

そこでお尋ねしたいと思うんですけど、今回の広報で、個人番号カードの申請方法のみ説明がありまして、中身の説明がなかったわけですが、全く触れていなかったんですが、これは個人番号カードの申請は現在任意だと考えておりますし、いずれは義務から強制になると、そのようには想像するところでもございますけど、市民にとりまして、そのカードを申請することによって何かメリットがあるということがわからなければ、なかなか申請する方が少ないんじゃないかと、そのようにも思うわけですが、結局前の住基カードのようなことになってはだめなので、その辺のメリットの周知ということで、どのように考えてみえるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、中身の周知が12月1日の時点でなされてなかったということでございますが、12月1日号におきましては、個人番号の申請方法についてを紹介させていただいており、6月1日号の広報と9月1日号の広報で、マイナンバー制度の概要と通知カードの送付ということで、中身の説明をさせていただいたところがございます。

それと、メリットにつきましては、個人番号カードは公的な身分証明書として利用できるほか、さまざまな行政サービスを受けることができるようになるICカードでございます。初回の交付手数料につきましては無料となっております。

マイナンバーにつきましては、平成29年1月に開設されるマイナポータル、これにログインを初め各種の行政手続のオンライン申請等の利用が想定されておりまして、個人番号カードが必ず必要になってまいりますし、こういったマイナポータルを活用することが1つのメリットであるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

ちょっと時間もなくなってきましたので、3番目の情報セキュリティということでございます。このマイナンバー制度が導入されますと、赤ちゃんやお年寄り、国民に番号がつきまして、外国人や法人にもつくということで、この番号を機にして納税額や介護保険料の収納状況がわかるということで、政府は行政事務の簡素化や効率化を唱えております。つまりは、人の所得や財産を一元的に管理して、それを総務省、財務省、厚労省等が把握できれば、その詳細な資産全体の情報管理が容易となるということから、税の徴収も簡素にできまして、公正になりまして、社会保障の無駄が省けるというメリットがあるようなものでございますが、しかしながら、この制度が個人の最も大切な情報の一つであります財産情報、またそういうことが政府に握られるとか、極端に言えばそういった論評もございまして、つまり、現代社会におきまして極めて重要なプライバシー権がマイナンバーに含まれておりまして、そういった情報が私生活のさまざまな分野におきまして、中には病歴等も知られたくない情報も含まれるそうでございますので、リスク管理というためにも高度

な情報セキュリティーを施すことが必要であると考えます。

先般、このシステムを利用する質問をした際に、ご答弁の中でしたんですけど、実際にこのシステムを利用するその職員に情報セキュリティー意識を高めることが非常に重要になってくることから、これまで以上に職員の研修の充実を図ると、そのようなご答弁がございましたが、その研修の充実等々、どういった研修をされましたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

マイナンバー制度開始に向けた職員研修でございますが、本年10月2日に外部講師を招き、マイナンバー制度開始に伴う情報セキュリティー研修を開催し、職員58人に対して研修を実施いたしました。また、公益財団法人三重県市町村振興協会や、三重県が主催するマイナンバー制度における安全管理措置の研修への参加を勧奨し、現時点で延べ44人の職員が参加いたしております。さらに、昨年度から、地方公共団体システム機構が実施しますマイナンバー制度に係るeラーニング、これはインターネットを利用した研修でございますが、これも勧奨いたしまして現時点で延べ165人が受講いたしたところでございます。これらの研修等へ参加することにより、職員の情報セキュリティー意識の向上を図るとともにマイナンバー制度の知識を深めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

とにかくセキュリティーには力を入れていただきたいと、そのように思います。

4番のマイナポータルでございます。情報提供等記録開示システムということでございまして、このマイナポータル、先ほどもちょっとお触れになったんですけど、これにつきまして、市民の皆様が自宅のパソコンで行政機関がマイナンバーのついた自分の情報をいつでもやりとりしたかということを確認できるほか、行政機関の保有する自分に関する情報や必要なお知らせなどが確認できるものと、そのように聞いております。

高齢者や障がいをお持ちの方が使いやすくされるように検討もされているとか、またさらに、パソコンを所有しない方にもマイナポータルを利用できるように、公的機関への端末設置が予定されていると聞いておりますけど、いつから使用できるのかお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

マイナポータルの利用につきましては、少し先になりますけど、平成29年の1月から利用できる予定と聞いております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

29年の1月ということですか。

しかしながら、いろいろわかりやすくなるというのはものの、高齢者の方々やにはなかなか難しい問題だと考えます。アクセスできない方もたくさん見えると、現状はそうだと思いますが、よっぽどわかりやすく簡単に処理できるようにする方法を見つけなければ難しいと思います。そういった中で、この個人番号カードを申請してつくらないと、このマイナポータルというのは利用できないのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

マイナポータルでは、成り済ましにより特定個人情報を詐取されることのないように、利用の際は情報セキュリティ及びプライバシー保護に配慮した厳格な本人認証が必要となってまいります。このため、個人番号カードのＩＣチップに搭載される公的個人認証を用いたログイン方法を採用する予定でございます。個人番号カードでログインをしていくということでございますので、カードをつくらないと利用はできないということになっております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

カードをつくらなければ利用できないということで確認させていただきました。

こういったマイナンバー制度というのも、国が閣議決定した法定受託事務ということでございまして、市町村もどうしても受けざるを得ないといった状況だと思います。

以前も少し触れたこともあるんでございますけど、この制度は問題も多く、例えばアメリカでも年間数百万人が被害に遭って、その総額が約5兆円近くあると。先般、服部議員もそのようなことにお触れになっていましたんですが、そういったところから、アメリカも現在再検討しているといった状況であるということと、またイギリスでは導入後2年でこの制度を廃止したようなことございまして、ドイツでは税の分野のみに限定されて使っていると。各国の状況はこういった状況でございます。そういった中で、日本は欧米の動きに対して逆行しているんじゃないかと、そのようにも考えることございまして、いずれにいたしましても、この制度は個人情報を国家が管理すると、そういったことございまして、また個人情報の外部流出等々、いろんなリスクもございまして、いろいろ心配な要素が大変多い、メリットも多々あるとは思うわけございまして、そういった心配な面も大変多いというところから、今後その動向を十分注意を払っていかねばならないと、そのように申し上げまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

14番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時15分 休憩）

（午後 3時23分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

きょうの一般質問は、放課後児童クラブの改善、充実について、そして自衛隊の自衛官適齢者名簿の提出についての大きく2点についてお伺いをいたします。

1点目の放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所ですが、この改善、充実についてお伺いします。健康福祉部子ども家庭室と教育委員会との連携についてと上げました。

2012年の8月に、子ども・子育て支援法が新しく制定され、学童保育は、2015年のことし4月から市町村が行う地域子ども・子育て支援事業、市町村事業として位置づけられました。今までは利用について促進するというだけの立場であったのが大きく変わったわけです。学童保育について、毎年統計資料が出されておりますが、それによると、学童保育はどこで実施されているかという項目がありました。これは、学校施設内で行われているものが54.3%、児童館で行われているものが12.1%、学童保育専用施設で行われているのが7.3%、公民館や幼稚園などほかの公的施設で行われているものが8.2%、以下その他となります。国についても、学校施設を徹底活用した実施促進でこれから整備していくという方針を明らかにしております。そういう中で、全国でも我が市のように福祉部局が担当している市町と、教育委員会が担当している市町、さまざまあります。

まず1点目、確認したいのは、今後このように学校との連携がだんだん必要になってきている中、ずっとこのまま健康福祉部中心でこの学童保育事業を担っていくのかどうかということについて、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

8番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

三重県内の放課後児童クラブの担当部局につきましては、14市中津市といなべ市の2市が教育委員会の所管で、亀山市を含めました12市が福祉部局となっております。今後の放課後児童クラブの担当部局につきましては、現在のところ、子ども総合センター子ども家庭室が所管をするものと考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今後引き続き健康福祉部で担当していく、子ども家庭室が担当していくということでありました。私はこの2日前、おとといの議案質疑で、放課後子ども総合プランの推進について、局長通知とプランの内容について一部ご紹介いたしました。実は、あの内容には続きがございますので、もう一度読ませていただきます。

平成31年度末までに、放課後児童クラブについて約30万人分を新たに整備する。途中省略しまして、新たに放課後児童クラブまたは放課後子ども教室を整備する場合には、学校施設を徹底的

に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。ここまでご紹介申し上げました。

この続きですけれども、なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室などを活用することが望ましい。このように書かれているわけがあります。

国の動向もこのように学校施設という動きでございますし、現に亀山で起こっている状況、私が9月定例会で質問させていただいた昼生小学校区の児童クラブの問題です。もう施設が老朽化していて、学校の空き教室ということもありますし、学校の敷地内という意味もございますが、整備してほしいという要望が大きく上がっていて、今交渉をしているところでございますが、こういうことを考えると、単に情報の伝達だけではなく、ともに実行していくというスタンスが、教育委員会と一緒にということですが、必要なんではないかと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

これまで、放課後子ども教室や放課後児童クラブの連携、一体化等について、教育委員会と協議をするなど連携をしております。議員の希望されるような形で進んできたかどうかについてはわかりませんが、しかしこれからは、放課後子ども教室や放課後児童クラブという、一層それぞれの枠にとらわれず、放課後の子供の実態について詳しく調査、分析したいと考えているところです。そして、その上で、今後の子供の放課後のあるべき姿等の理念も含めて、教育委員会や関係機関と協力し、地域の皆様のお力もおかりし、これまでの枠を超えて、一定の方針を導き出せるよう努めていきたいと考えているところです。これについては、検討が始まったばかりでございます。

なお、昼生小学校区の放課後児童クラブにつきましては、小学校の敷地内、もしくは近隣の場所に公設で専用の施設の新設を希望されておるわけですが、市といたしましては、運営者、保護者、地域の皆様と協議をし、小学校からなるべく近い場所で、放課後児童クラブとして利用が可能な施設を探してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

ことしからは市の立ち位置が変わってまいりましたということもありますので、ぜひとも真剣にご協議を願いたいと思います。

2点目でございます。

豊かな保育実践と子育て支援、就労支援が大きいですが、その目的で、日常、学童保育の中では手づくりおやつをつくったり、また一日保育、朝から晩までの保育があるとき、長期休暇であるとか、祝日やっているところもあるかと思っておりますし、土曜日もあるんだと思っております。そういうとき、学童保育によりますが、昼食の提供をしているところがございます。市はこれについて好ましくな

いと、するべきでないとの考えと伺いましたが、本当かどうか、内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

厚生労働省策定の放課後児童クラブ運営指針では、放課後児童クラブにおける育成支援の内容の中に、子供にとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供することから、食事の提供についての規定はなく、放課後児童クラブは手づくりの昼食、食事を提供しないものと考えます。また、第6章では、施設及び設備、衛生管理及び安全対策において、施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止するとなっているところです。

小学校におけます学校給食では、学校給食法第9条第1項の規定に基づく学校給食栄養管理基準に基づき、厳格に徹底的な衛生管理のもと子供たちに給食を提供しており、万が一にも食中毒が発生しないように、さらには食物アレルギーに対しても細心の注意を払い、万全の体制で提供されています。同様に、保育所では、児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第5章32条において給食の提供が義務づけられ、厳しい基準のもとで給食が提供されています。

放課後児童クラブ施設におきましては、このような徹底した衛生管理下で手づくりの食事を提供することは困難と考えられ、食中毒の発生や食物アレルギーによる事故を未然に防止する観点からも、手づくりの食事の提供は行わないものと考えます。なお、放課後児童クラブの運営者から、手づくりの食事の提供について相談等があった場合には、これらの理由を説明し、提供を行わないように指導してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

ご答弁をお聞きしておりますと、2点の理由が大きかったんだと思います。

1点目は、おやつという文言は、法に書いてあるけれども、食事という文言がないからしてはいけないということですね。この法律とかこういうものの方として、書いてある全てのことが、事業の全てのことを書き込むということは不可能であります。ですから、基本的にやってはいけないということは、それは少ないのであると思いますけれども、私は書いてないからやってはいけないというのでは、食事をつくってはいけませんよという根拠には至らないと考えます。

そして、設備、施設などによる衛生面ということを根拠に上げられましたが、これについては市からも指導があって、保健所のほうに相談に行かれている学童クラブがあります。その指導に従って、衛生面については設備についてもクリアされる中でやろうとしているところもある中で、今の衛生面がという意味ではやってはいけないという根拠にはならないと考えますが、もう一度お願いします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

議員のおっしゃるように、食事の提供についての説明の中で説明に不手際があったということが

あるかもしれません。それにつきましては申しわけないことだというふうに思いますが、市としましては、手づくりで食事を提供する、いわゆる給食、給食といいますのは、特定多数の人に対して専門の施設を用いて組織的、継続的に食事を提供するもの。給食を食べるほうの側、喫食側からすると給食ということになるわけですけど、継続的に提供される食事ということについては行わないものというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

私が先ほど申し上げた根拠にはならないではないかということに対しては何一つ答えられておりません。

1つお聞きしたいんですけども、学童保育って一体何なんですか。働く親のもとにある子供たちの安心で安全な居場所を確保して、生活の場を保障する。そして、その生活の中で遊びや学習にもかわり、成長発達を促す、そういう施設ではないのでしょうか。その点、1点をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブの役割についてでございますが、放課後児童クラブ運営指針の2のところに役割が書いてございます。放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子供の最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。ごめんなさい、読むところを間違えました。

その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後、放課後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子供の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業であるということで、私もそのように思っております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

学童保育がどういう施設なのかということに関しては、余りそごはないというか、一致しているように感じました。

生活の場を保障するということは、生活といえば衣食住ではありませんか。その生活の場から食だけを、おやつ以外は認めないというのは、非常に私は不自然だと思いますし、亀山市の学童保育、毎日やっておられるところもあるかどうか知りませんが、相談があったのは、週に二、三回みんなで昼食を食べる。そんな学校給食のように品数が多くて丁寧なものではないかもしれないけれども、みんなと一緒に食べることによって、例えば夏休みなんかだと、食欲がないのに一緒に食べられるとか、嫌いだったものをみんなと一緒にだったら一緒に食べられるとか、また庭でジャガイモやいろんなものをつくってそれを調理するとか、そういうこともやって、豊かな保育をやっておられると思います。

厚労省の省令を見ましても、これはどんな法律でもそうなんだろうけど、やはり最低基準であ

るとか、そういうものを向上させていかななくてはいけないということがうたわれております。食というものを使った保育を豊かに広げていくということは、それは保育を向上させていくということでもあります。先ほどから伺っていても、どうしてもやってはいけないという根拠は何一つ見当たりませんでした。センター長のお考えの域でしか、私は感じられませんでした。

学童保育について、全国で毎年、学童保育情報という雑誌が、統計の資料が毎年出されます。日本中の市町村一つ残らず調査をされて、学童保育の状況を丁寧に調べておられる、全国学童保育連絡協議会というところが毎年出しておられます。各県の連絡協議会がそこに会員として所属しているわけですが、そこが出している学童保育の保育指針というのがあります。この中には学童保育の目的や役割が事細かに書かれておまして、その中で、保育内容の中におやつ提供、一日保育での昼食の提供を行うということが書かれてあります。子供の心身の成長を考慮し、補食としておやつ提供をする。おやつ内容は、子供の心身の状況及び嗜好を考慮する。くつろいだ雰囲気の中でおやつ時間が楽しいひとときになるよう工夫する。一日保育では、各施設の状況や条件を考慮しながら必要に応じて昼食の提供をすること。その際は、食品管理、衛生管理に十分配慮することとあります。

当初は、お弁当を保護者さんをお願いしてやってこられたと聞きます。しかし、やっぱりなかなか夏のことで食べられなかったり、施設が暑くて、それこそお弁当のほうが衛生管理が心配であったり、私どもの昼生保育園でも40度を超える夏の暑さですので、そんな中でお弁当を置いておくということが非常に心配です。お話をさせていただいたときに、冷蔵庫に入れたらいいではないかとセンター長はおっしゃいましたが、そんな何十人もの弁当を冷蔵庫に入れるような、そんな大きな冷蔵庫はどこにもありませんわ。一遍見に来ていただきたいと思います。

そんな中でこの子供たちの、喜んで来るんじゃないんですね、好きで来るというんじゃないで、親が仕事することによって、いわば来させられている子ですよ、その子供たちがやはり豊かに1日を過ごしているということで、親は安心して、充実して仕事ができるわけです。それを延々とずっと日本中でやってきたことですよ。学童保育で、一日保育の中で食事をするというのは常識に等しいぐらい、私たち、雑誌を毎月ここでしか出ていないので、学童保育雑誌をとっていますけれども、子供たちの図画なんかよく出ているんですけども、給食シーンの絵はまことにたくさん出てきます。一緒につくったシーンやらも。そういうことを初めて聞いたとおっしゃって、びっくりしてもうやめなさいとおっしゃるといふ、私は今まで一体働く親を何と試してみえたのか、その子供たちの生活を何と試してみえたのかと、本当こっちがびっくりしましたわ。ぜひ、全部の学童保育所を見させていただいて、子供たちの豊かな保育ということも考えていただいて、何ら根拠がないということをしつかり考えていただいて、これは協議させていただいて、お考えを直していただきたいと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

議員の熱い思いは聞かせていただきましたところですが、県内の市町を調べてみますと、このように食事を提供している市はほとんどございません。なしというところがほとんどでございます。中には、ありと書かれているところは、併設の私立保育所が放課後児童クラブと一緒にともにやっ

ておられる、そういった私立の民間の保育所さんが独自の給食室を使ってお昼の提供をしておられるところはございます。したがって、県内で食事をほぼ毎日提供しているというところは、調べたところございませんでした。

働いておられる共働き家庭の日々の暮らし、非常に忙しくて大変やということは、私も共働き家庭ですのでもちろん理解はしているつもりですが、まず食事も保育の一環であるというような、あるいは保育の実践の中で昼食の提供をというようなことをおっしゃられたかと思うんですけど、まず保育という言葉についてですが、保育といいますのは、乳幼児に対して保育者、保育士さんですね、保育士やその他保育する方が保護、養育することが保育と言われております。先ほど議員おっしゃいました子育て支援の事業の中の一つということで、放課後児童クラブといいます放課後児童健全育成事業では、その役割を保護者と連携して育成支援を行うと書かれています。保育を行うとは書かれておりません。それは、その子供たちを健全に育成することを支援すること、またその家庭の、それぞれのご家庭の子育てを支援するものというふうに認識しております。子育てといいますのは、新しい子ども・子育て支援法に書かれておりますが、子育ての第一義的責任者は保護者であると書かれています。それをサポートするものが子育て支援であろうと思いますので……。

○8番（福沢美由紀君登壇）

議長、やめさせてください。

○議長（前田耕一君）

続けてください。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

というふうに思います。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

食事を提供しているところがほとんどないということをおっしゃいましたけれども、私たちはあるところをしっかりとつかんでおります。しっかりと調査し直してください。

るおっしゃられましたけれども、今この場で、短い時間ではわかっていただけないと思いますので、次の質問に移ります。また学童保育の皆さんで頑張りたいと思います。

言っておきたいことは、本当に保健所の方にもオーケーいただいているということです。

次の質問に移ります。

指定管理者制度は学童保育になじまないということについてお伺いします。

この指定管理者制度というのは、公設の学童保育に対して今指定管理者制度がされているわけなんですけれども、学童保育、市連協側としては、毎年この指定管理者制度は学童保育にはなじまないからやめてくださいという要望をお出ししております。学童保育の役割は、共働きやひとり親家庭等の子供たちに、放課後及び土曜日、学校休業中の生活の場を継続的に保障し、そのことを通して保護者の働く権利と家族の生活を守ることです。そのため、学童保育の運営には、安定性と継続性が何より求められますので、この何年かに1回変わらなくちゃいけない不安があるという、継続性がない指定管理者制度をやめてほしいということをおし上げてきましたし、私たちがやっているのは施設の管理ではないということで、言い続けてきたところです。これについての考えを簡単に

お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

公の施設の管理運営を株式会社やその他の法人、または団体等に代行していただく場合の方法として、主に指定管理者制度や業務委託がございます。まず、指定管理者制度につきましては、これまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理運営を、新たに株式会社を初めとした営利企業、財団法人、NPO法人、市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行していただくことができる制度です。指定管理者は、民間の手法を用いて弾力性や柔軟性のある施設の運営を行うことが可能となり、その施設の利用に際して料金を徴収している場合は、得られた収入を地方公共団体との協定の範囲内で管理者の収入とすることができるというのが特徴となっております。

一方、業務委託につきましては、市が示します業務仕様書や設計書などに従って管理運営を行っていただくことになり、民間の手法を用いた弾力性や柔軟性のある施設の運営は基本的にはできません。また、施設の利用に際して、料金を徴収するのは地方公共団体となり、管理者の収入とすることはできません。このようなことから、公設の放課後児童クラブの管理運営につきましては、より柔軟な手法で行える指定管理者制度をお願いをしているところで、利用していただく児童や保護者の利便性の向上を図る上で、現在のところ適切な手法であると認識をしております。

なお、先ほどのところで申しそびれたんですけれども、食事の提供の中の調理実習につきましては例外というふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

指定管理なんですけど、全国で指定管理がどれだけされているか、学童保育でということですけども、指定管理というのは公設のものに対してだけです。大体公設が半分ぐらいかなと思うんですけども、クラブ数では12.8%、これは昨年度より少しふえました。クラブ数がふえたというのは、40支援単位ということです。だんだん小さい単位になっているので、クラブ自体がふえたということはあると思います。市町村の数でいいますと9.6%、1割ないところで、これについては減りました。指定管理をやめるところが出たということですね。

そもそも、私は、指定管理の目的というのは競争によってコストを下げる、また多様なサービスを競わせることで、それが市民サービスの向上につながるということではなかったのかなと思います。

この学童保育については、今のところ随意指定という形でしょうかね。競争して、公募してということではありません。しかし、5年に1回、本当にずっとこれを続けられるんだろうかという不安を抱きながらやっています。私は、1割に満たないぐらいしかやっていないのは、ほかの公設は一体どうしているんだろうというのは、ほかのところにも聞きましたけれども、指定管理者制度もなく、入れ物は公設で建てました、運営については保護者たちの運営委員会にお願いしていますというご返事でした。津市なんかだと、49の学童保育クラブがあるんですけども、そのうちの

44が公設です。その公設の皆さんはどうしているんですか、指定管理者制度ですかと、違います、お願いしていますというだけなんです。ですから、この前、継続性という意味では業務委託も一緒だよというような話もありましたけれども、もうほとんどの公設の1割ではない公設の皆さんは、安心してずっと継続的な保育をやっておられるわけです。この指定管理でなければならない必要性というのが見られないわけです。例えば、今どんどん法人がふえてきています。全国的にも法人がふえてきているそうですし、亀山市でも幾つか運営してもらっているようです。そういう方が出てきたところで、将来的に公募して競争するという可能性があるんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

現在のところ未定でございますので、わかりません。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

未定ということは、あるかもしれないということなんです。

やっぱりいよいよ指定管理者制度、学童保育にはなじまないということがはっきりしました。学童保育の指導員、今は支援員というんですか、やはり経験をしていくということが大事ですね。経験の蓄積を土台にして、研修を積み重ねて、資質を向上させて、地域とつながって学童保育をやっているんです。いつどうなるかわからないというそんな中では、子供たちに豊かな生活が保障できません。これについては、ぜひやっぱりこれからも他市のこともよく研究していただいて、ご再考いただきたいということを申し述べておきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

自治体の自衛官適齢者名簿の提出についてです。

今回の議会でもマイナンバーの議案もあり、一般質問もありますが、やはり全国的に個人情報はどう守るのか、流出についての不安など、大きな議論となっているところであります。地方自治体、市が持っている市民の個人情報について、どのように取り扱うのかということについては、市でも個人情報保護条例で規定されて、たとえ庁内間であっても市民ご本人の許可なしにはその情報を勝手に見ることはできません。

しかし、防衛省は自衛官募集のための適齢者名簿の提出を各自治体に要請しております。多くの自治体はそれに対してさまざまな方法で本人の許可なしに答えているという事実がございます。以前から、その情報の中に保護者の情報が入っているとか、健康情報といったプライバシー性の高い情報が含まれていたことが明らかになって、マスコミなどで大きく取り上げられ、問題になったこともありました。市町村により対応がさまざまありますので、この名簿提出依頼に対する亀山市の対応について伺いたいと思います。

一体、いつからどのような情報を何人分、どのように提供しておられるのか。その情報はどのように使われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

自衛官募集事務につきましては、地方自治法第2条に規定されている法定受託事務として、国が本来果たすべき役割について、市が処理すべき事務として位置づけられたものでございます。自衛隊の自衛官適齢者名簿の提出事務につきましては、三重県地方協力本部長により市に文書で依頼がございまして、氏名、生年月日、性別、住所の4情報を紙媒体で平成21年度から提供をしているところでございます。

いつごろかでございますが、現在保有の書類等の保存年限、5年ですが、確認いたしました、確認できませんでしたもので、申しわけございませんが……。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

何人分。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

何人分でございますが、平成26年度の対象者数として、適齢者数として408人ということでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

全国でどのように応じられているのかということが、たまたま私きのう本屋さんで買ってまいりましたけれども、週刊朝日という雑誌で出ておりまして、以前の調査ではありますが、紙媒体や電子媒体で渡している市町村が36.4%、住基台帳の閲覧で済ませているところが55.9%、ないところもあるんですね。依頼もしていないところもあるし、依頼しても断っているところもある、そういうのがその他ということになると思います。

先ほど、408人分の4情報を毎年紙媒体で提供しているということなんですけれども、地方自治法による法定受託事務ということなんですけれども、これは事務をするということは根拠があるかわかりませんが、これを提供する根拠にはならないんじゃないか。自衛隊側としても、国会でも答弁がありますけど、これは依頼なんですね、ただの依頼なんです。それについて答えるかどうかは市町村の判断になってまいります。そういう根拠について、ほかにも考えているものがあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

自衛官の適齢者情報につきましては、自衛隊法の第97条、都道府県等が処理する事務及び自衛隊法施行令第120条、報告または資料の提出の規定に基づきまして、自衛隊より資料の提供の依頼を受け、行っているところでございます。住民基本台帳法第11条では、何人でも市町村が備える住民基本台帳のうち氏名、生年月日、性別、住所の閲覧ができると規定されているところでござ

います。この情報提供に際しましては、個人情報の重要性に十分留意をいたしまして、亀山市個人情報保護条例第11条の第1項第2号及び第5号に基づきまして、目的外利用の承認を得、さらに自衛隊においても適正な取り扱いを求めるための覚書を締結するなど、慎重な対応のもとに適正な処理を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

自衛隊法の97条と施行令の第120条、これも要望規定なんですね。義務規定ではないんですね。住民基本台帳法でも4情報の閲覧は可能ですが、情報提供するという規定はございません。個人情報を本人に無断で提供していいという根拠法令にはならないと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたが、自衛隊法及び自衛隊法施行令、さらには亀山市個人情報保護条例、それと覚書の締結といったことにより、慎重に対応しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

根拠にはなり得ませんよということにはお答えになりませんでした。

今回、私もこの記事を見て、以前に我が党の井上哲士議員が国会で質問したことがございます。高知市なんですけれども、今まで閲覧で対応してきたものを自衛隊側が名簿の提供を迫る文書を出していたということで、それが問題になって、質問となっていたわけなんですけれども、法定受託事務を果たしていないんじゃないかということで迫ったわけなんですけれども、これについては中谷元防衛相は、不適切な要請だったと国会で認めておられます。獨協大学の法科大学院の右崎正博教授がおっしゃっていることには、自衛官の募集業務が法定受託事務とされていること自体、懐疑的に受けとめざるを得ない。自衛隊に都合のいいように拡大解釈している。自衛隊法や自衛隊法の施行令の規定は、自治体側に提供の義務を法的に生じさせるものではないということを明言されております。

私は、自衛隊だからどうこうということではなく、市民の個人情報の出し方が、やはりこの1点だけが特異であるということで、今回ちょっと質問させていただきました。今本当にマイナンバーのカードのことが議論になっている中で、集められた情報とこういう情報が何かの間違いでリンクしてしまうということも全く考えられないわけではない中で、また今回自衛隊さんは、なかなか募集も大変みたいなので、これからこういうことを強めてくるだろうというような記事だったわけなんですけれども、週刊朝日は。

やはり自治体としては、市民の側に立って、市民の個人情報を守るという立場に立つべきではないかと。きちんと事務は事務です。でも、情報提供についてはきっぱり断れる、そういう自治体であるべきではないかと私は思うのですが、最後に市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国政レベルにおいてさまざまな議論がなされておるのは承知をしておりますが、詳細まで全部把握しておるわけではございませんけれども、いずれにいたしましても、その個人情報、いかにこの重要性を十分留意させていただいてこれを的確に扱っていくか、当然のことであろうというふうに思っております。私どもは、これご案内のように2000年に地方分権一括法の制定によって、国と地方が対等協力の関係に法的にはなったわけでありまして。まさに、かつては機関委任事務と言われた一方的な上下主従の関係から、まさにそういう中での法定受託事務と自治事務に分かれたという経過の中で、今回の自衛官の募集につきまして、国と地方がそれぞれの立場から対等の中で協力していこうということで、本市もこの事務を法定受託事務として進めてまいりました。今後につきましても、目的外利用の承認を得て、さらに自衛隊においても適正な取り扱いを求めるための覚書を、県下19市町が紙媒体で提供を行っておるところでありますけれども、本市といなべ市、木曾岬町、この3市町はこの締結をいたしておるところでございます。今後につきましても慎重な対応のもとに適正な処理をしてまいりたいというふうに考えるものでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

受託事務をきちんとするというのと、情報を差し出すということとは分けて考えるべきだと思うんです。全国の様子を見ましても、紙で住民票をわざわざ年齢別に寄せて、18歳の人ばかり寄せてつくって、それを差し出すという方法で出すのと、住民基本台帳を勝手に見にきてもらうという方法もあるわけです。断っているところもあるわけです。そんな中で、特に今マイナンバーがこうやって出てきて、いろんな不安がある中で、私は紙媒体で渡すのではなくて、せめて閲覧ということも検討するべきではないですか。閲覧でもいい、私はきっぱり断るべきだとさっき申し上げたけど、閲覧という方法もあるわけですよ。そういうことを不安に思いませんか。検討すべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど、きっぱり断れということでもございましたけれども、現在県内29市町でいわゆる紙媒体での提供が19市町、それから閲覧が10市町という状況でございます。私どもは、先ほど来より申し上げておりますけれども、今後も自衛隊も当然この情報の取り扱いにつきまして適正に求めつつ、私どもとしても慎重な対応のもとに、この協定の締結をもって、国、地方それぞれの立場があるろうかと思ひますし、冒頭申し上げましたように、国レベルでさまざまな議論や考え方の相違はあろうかと思ひますが、本市といたしましては、この事務を今後適正に処理をしてまいりたいというふうに考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

国の議論やらどこの議論やらということやなくて、市長として市民の情報をいかに守るのかということに立って私はお答えいただきたかったなあ、そういう言葉でごまかしていただきたくなかったなあという思いでございますが、今のご答弁を聞いておりますと、引き続き紙媒体で差し出し続けるということのようです。市民の情報に対する市のお立場というか、考え方というのはそういうことなんだなあということは認識したところでございます。私は、先ほども申し上げたように、自立した自治体であるように頑張っていたきたいということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

一方的に考え方を述べられましたが、私どもは先ほど申し上げましたように、個人情報の重要性を十分留意した上で、亀山市個人情報保護条例の第11条、これに基づいて適正に処理をさせていただくという思いでございますので、そこは誤解なく、十分ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

8番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定をしておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

あす11日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時13分 散会）

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）

●議事日程（第5号）

平成27年12月11日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森 美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田 稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻井義之君	副 市 長	広森 繁君
企画総務部長	山本伸治君	財 務 部 長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建 設 部 長	高士和也君
医療センター 事務局 長	落合 浩君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関 支 所 長	坂口一郎君
子ども総合 センター 長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部 参事	松本昭一君	市民文化部 参事	深水隆司君
健康福祉部 参事	水谷和久君	会 計 管 理 者	西口美由紀君
消 防 長	中根英二君	消 防 次 長	服部和也君
消防署 参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教 育 長	伊藤ふじ子君	教 育 次 長	佐久間利夫君
監 査 委 員	渡部 満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会
事務局 長

松村 大君

●事務局職員

事務局 長	松井 元郎	議事調査室 長	渡邊 靖文
書 記	高野 利人	書 記	村主 健太郎
書 記	新山 さおり		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

それでは、おはようございます。

4番、公明党、新でございます。

通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回は大きく3点でございます。

その中でも、朝のしょっぱなから、ちょっと「テロ」という言葉で非常に恐縮なんですけど、やはりなかなか昨今におきましては外せない事件も起こっておりますので、その点から入らせていただきます。

現在、世界的にテロ事件が勃発しております。三重県においても、明年、2016年の5月には伊勢志摩サミットが開催され、平成33年、2021年でございますが、これは第76回の三重県の国民体育大会、国体が開催され、そしてその間に、もう東京のほうでも2020年に東京オリンピック・パラリンピックも控えております。こういう中におきまして、亀山市においても危機管理意識を高める必要性から、亀山市のテロ対策について伺いたいと思います。

まず、テロというのはどういうものかということで、定義づけみたいなのでございますが、事前にはかられ、政治的に動機づけられた暴力的な行為をいうとか、非戦闘員を標的とするとかいろいろあります。あくまでも一般的な意味でございまして、本来のテロリズムという言語には多数の定義も存在しているということでございます。

今、近年で振り返ってみますと、非常に大きなことは、11月、先月でございますが、まだ記憶にも新しいところでございますが、パリの同時多発テロということで、さまざまなスタジアムとか、そして公演されている劇場と申しますか、そういうところ、とにかくサッカーもフランスというと非常に盛んなところで、サッカーのスタジアムとかそういうところで爆弾を持ってとか、そして銃

撃戦が行われるとか、非常にこういう中で拳銃を持って劇場に立てこもって犯人が乱射して、89名とかたくさんの方が被害に遭われたという事実は皆さんの記憶にも新しいところと思います。

また、一昔前という形にはなっていますが、2001年の9月11日、通称9・11と言われております、ほぼ同時にこの4機の旅客機がハイジャックされて、それでニューヨークの貿易センタービルに突っ込んでしまうという、とにかく乗客の方はもう全て亡くなったり、そしてビルで巻き添えを食ったのは2,700名を超える死者が出たとも言われて、これは記憶に大きく残っておるところでございます。

また、日本の身近なところでいいますと、やはり東海道新幹線ででも、個人的に71歳の高齢者の方がガソリンを新幹線の中で火をつけたりとか、これも個人的な形ではございますが、もう本当に身近なところでテロ事件というのは発生してきている、そういう中でございます。

そういう中におきまして、三重県、明年、伊勢志摩サミット、こちらにおきましては、ほぼほぼ今、亀山市としてはどういうふうな位置づけなのかというところでございますが、きょうのような雨降りではどうかわかりませんが、ほとんどがヘリコプターとか主要な要人の方は行かれると思うんですけど、余りにも雨がきついときにはヘリコプターは飛ばないと。そうすると、ある程度海上で行けるか。海上ももうだめなら陸路という、やはりこの亀山市という三重県の中心的な交通の要所としてあるところでは、やはり亀山も通っていくと。そういう中で、いろんなことが想定されていくわけでございます。

今回、鈴木英敬知事も、近日の再三の新聞報道の中におきましても、全国的にこのサミットの予算として600億円が、その中でも経費関連につきましては340億と。そんな340億円もあって、また三重県の今月当初では、三重県予算要求の中でもサミット関連で26億円という県の予算もいろいろ上がっております。そういう中におきまして、知事いわく、先月13日のパリでのテロを受けて、安全なくしてはサミットの成功はありません。三重県民も、来訪する方も、全ての生命と安全を守らなければならないと。テロは対岸の火事ではありません。改めてテロの脅威に対し、県警を初め関係機関と緻密な連携をとり、強い緊張感を持って対応し、万全を期しますと。そして、国に対しての一層のテロのための体制の強化とか、未然防止の国際協調的な情報収集機能、これらをしっかりと高めていくとも三重県のトップが申されております。

さて、それでは、今亀山市におきまして、通告でもございましたが、テロの考え方、亀山市において、そしてまたそういう中で何ができるのか、どんなことを今亀山市としてされて、県とか国と連携をとっておられるのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

4番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

おはようございます。

当市におけるテロ対策の考え方といたしましては、まず市の事務としてつかさどっております武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に関することがございます。これは、当該法律を根拠に、亀山市国民保護対策本部及び亀山市緊急対処事態対策本部条例並びに亀山市国民保護協議会条例を設け取り組んでおり、具体的には、有事の際には市民の避難誘導を第一に考え、

平素から消防、警察、自衛隊等、関係機関との連携体制を整備しつつ、同協議会を年1回開催し、意見交換の場を設けるなど、意思の疎通を図っております。よって、先ほど議員申されましたように、テロ対策等につきましては、国・県、警察、自衛隊、市町村等、それぞれの法的な職責の中で、横の関係を密に対応することとなっております。

それから、事例的に申されました伊勢志摩サミットにつきましては、来年5月26、27日の両日に開催の伊勢志摩サミットでございますが、こちらに関しましては、現在、三重県伊勢志摩サミット推進本部や、伊勢志摩サミット三重県民会議が立ち上げられ、また先月ございましたが、三重県警察においてテロ対策三重パートナーシップ推進会議、これは伊勢志摩サミットを契機に、官民一体の日本型テロ対策を恒常的に推進するための枠組みがつくられ、41機関が参画されたとのことでございます、といったものが設立されたところでございます。

現在これを受けまして、亀山警察署警備課内において、テロを許さない社会地域づくりを目指し、テロの未然防止や危機管理意識の高揚を図るため、仮称ではございますが、テロ対策亀山パートナーシップの設立に向け、準備をされているとのことであり、私ども危機管理局といたしましても、参加協力をさせていただき、情報収集等を行い、市民の安心・安全につなげてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

現在、やはり県とか関係機関、警察等々との連携により、いろいろ地域を巻き込んで、またパートナーシップの設立も着々と進んでいるようでございます。確かに市の行政としては、テロ対策についてはかなり厳しい、身動きがとれないところもあるとは思いますが、やはりその辺の情報収集をしっかりして、横の県、さまざまな機関との連携をとっていただきたいなと思います。

そういう中におきましても、先日のアメリカのほうでも、また西カリフォルニアの州で銃の乱射ということで、ここではオバマ大統領が、銃の乱射であっても、こういうのもやはりテロ行為でもあるというふうなところを、また特に日本というのはまだ銃社会ではないのがそこら辺が安心なんですけど、アメリカの学校で銃を乱射して、何の罪もないようなあどけない子供たちの命を奪ってしまうという、突然起こってしまう、そういうようなことも起こっております。こういうところにつきましても、やはり小さな銃乱射についても、アメリカのオバマ大統領ですら、これは銃の乱射のテロであるということで、ホワイトハウスの大統領執務室、話によるとまだ3回ぐらいしかここからは国民に向けた演説はしたことがないというほど、やはり重要視された内容であります。

さて、世界のこともありますが、亀山市に戻ってまいりまして、やはりいろんなことも起こってくると思いますので、そういう中で子供を守るというところにつきましては、やっぱり教育委員会としてどのような形で、学校、教員、また児童・生徒に対する安全指導とか、何かやっておられることがあるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

市内の各学校におきましては、県の学校管理下における危機管理マニュアルというのがございまして、それとともに、学校の実態に応じた危機管理マニュアルを作成して、安全対策を講じておるところでございます。日常または緊急時の対応の手順や、教職員の具体的な役割分担、校内や関係機関等への連絡体制を定めるとともに、地域保護者や関係機関と連携をとりながら、計画的な訓練や点検・指導を実施しておるところでございます。

議員お尋ねのテロ等についての内容でございますが、県の危機管理マニュアルにおきまして36の事象別の対応が記載されてございまして、その中には手紙や電話を用いた爆破予告とか、児童等の殺傷予告、学校周辺でのテロ等の発生を想定した対応等が含まれておるところでございます。各学校におきましても、これらの想定事象を含む安全対策や訓練指導として、大きく学校への不審者の侵入及び不審物の排除、緊急時に必要な情報の迅速な伝達、児童・生徒の安全な避難誘導、保護者への引き渡し、児童・生徒の危機回避能力の向上を柱とした取り組みが行われておるところでございます。

具体的な内容といたしましては、校舎出入り口の限定と施錠、防犯カメラの設置、来校者の受け付け確認、職員からの声かけ、業間等における巡視による校舎内外の不審物の確認・排除、警察と連携した防犯訓練、児童・生徒の避難誘導訓練、保護者への引き渡し訓練の実施、さらには一人一人の児童・生徒がみずから危険を予知して回避する能力を高めて、自分の命は自分で守るための知識やスキルの向上を目的とした安全教育を実施しておるところでございます。

今回、議員からご指摘いただいたように、テロ対策などのことにつきましては、今後、危機管理対象もさまざま事象がふえていくことは考えられます。今後とも児童・生徒の安全対策に万全を期するため、危機管理への情報収集と、それに伴います必要な訓練指導等についての取り組みの充実を進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。子供は大人が守ってあげるというぐらいな、やはり常日ごろの認識が大事かと思えます。東北のほうでも、テロではございませんが、地震が起こると津波が来るんだということで、「津波でんでんこ」というふうな言葉で、一事があったらとにかく逃げるんだというふうな、そういう意識づけにより多数のお子さんが助かったという事例もございます。そういうふうな、ちょっと津波とテロと結びつけるのも無理もあるかわかりませんが、そういう点につきましても、やっぱりしっかりと大人、教師、教育委員会として子供たちを守ってあげるような、導けるような指導をお願いいたしますということを申し添えておきます。

それでは、ここの部分で最後でございますが、市民の安全指導というのはなかなか難しいと思うんですけど、どのような形でこういうふうな危機管理を市民のほうに伝えていくかということについて、何かありますでしょうか。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

先ほど市民への安全対策、指導ということでご質問を頂戴したわけでございますけれども、現在、

テロに対する市民への、例えば教育であるとか訓練とまでは至っていないのが現状でございます。ただ、先ほど来申し述べさせていただいておりますように、周知という点では一考すべきところがあるのではなかろうかと、かように考えております。

先ほどご答弁を申し上げましたとおり、仮称ではございますけれども、テロ対策の亀山パートナーシップというものが設立をされますと、恒常的にテロや危機管理について情報共有並びに協議の場が設けられることとなります。そこで得られた情報等を、いろいろな我々持ち合わせております広報媒体を用いまして、市民に対し情報提供に努め、情報の共有化を考えております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。なかなか周知・訓練というものは難しいものだとは思いますが、亀山市の広報の中でも出ておりましたが、危機管理のほうで全国瞬時警報のシステムのJアラートとかこういうのを使って、国民が対処する災害、武力攻撃などの緊急な情報を流すというような、先ほど局長もおっしゃっていただいたようなさまざまな媒体等を使って、市民に警告、警鐘を鳴らせるようなことを磨いていただきたいと思います。

以上でこの点は終了いたしまして、次に、新選挙制度というところに入らせていただきます。

現在、本年6月17日に、選挙年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下げるという公職選挙法の改正が参議院本会議で全会一致で可決されました。この改正により、18歳、19歳の未成年者の新有権者は、来年の夏に行われる参議院の選挙戦につきまして約240万人が新たに誕生されると。これは全有権者数の2%に当たり、そして衆院・参院のほかにも地方自治体の首長、そして市議会等の選挙戦などでも投票ができるようになるということでございます。

日本での選挙年齢が変更されるのは、1945年の25歳以上の男子から現在の20歳以上の男女になって以来、70年ぶりの改正ということでございます。来年のことでございますが、未来を担う若者の声をより政治に反映させていくことが期待されておると。選挙の投票率の向上にも貢献していただきたいと思います。

そういう中におきまして、海外から見たときの日本の位置づけといたしまして、世界の選挙年齢を一つ申させていただきますと、国立国会図書館が2014年2月、昨年2月でございますが、このところで調査した結果では、選挙制度を持っておるのが191カ国・地域ございますが、その中で16歳、17歳を含む18歳までに選挙権を与えているのが176カ所地域ともなっており、92%にも上がってきております。またG7の各国では、日本以外の全ての国で18歳以上でございました。また、OECDの加盟国の30カ国では、日本と、韓国は19歳でしたんですけど、それを除く国が18歳までに選挙権を与えておられるというふうなことでございます。日本の選挙権もようやく世界水準に達してきたかなというところでございます。

そういう中におきまして、やはり課題もございます。来年の参議院選が現実化になるといたしますと、来年18歳、19歳を迎える現在の高校2年、3年の生徒など、未成年者が投票を初体験するということとなります。また同時に、選挙運動や政治活動も認められるようにもなります。このため、法案の附則といたしまして、買収など重大な選挙違反にかかわった場合は、少年法の特別措置として成人と同様の罰則も明記されておるというふうになっております。初めて選挙を経験する

高校生など、未成年者のための教育が必要であり、規制などのルールづくりが焦点とも言われております。若者の政治参加への意識を高めるため、教育現場における主権者教育も重要な課題と思っております。

それでは、新選挙制度の質問に入らせていただきたいと思います。

今回は小さく3項目上げておりますが、同じような内容でもございますので、18歳である高校生に対する教育指導と啓発の取り組みの、大きいこの2点のほうで絞って質問させていただきたいと思っております。

まずその前に、通告にはしっかりと明言、うたっておりませんが、確認の意味でお伺いいたします。

世論でも報道でも話題になっておりますが、この公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上になるということが来年の参議院選挙から適用され、18歳以上の者が投票できるものというふうな形で、もう世の中動いておりますが、実際そのように決まっているのか、まずその点についてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

松村選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

おはようございます。

公職選挙法の改正によりまして、選挙権を20歳以上からを18歳以上からとする選挙権年齢の引き下げが本年6月19日に改正法が公布され、公布後1年経過後の国政選挙から適用されることとなります。したがって、来年7月25日、任期満了に伴う参議院選挙が来年7月ごろに執行される予定でございますが、今申しあげました本年6月19日に改正法が公布されたことにより、仮に1年経過後の来年6月19日以降に選挙の公示がなされ、翌月の7月10日以降の日曜日に参議院選挙が執行されることになれば、18歳以上からの選挙権が適用されることとなります。

しかしながら、現段階におきましては、選挙期日が決定されておらず、先ほど申しあげました期日より早く、仮に1年を経過しない期日となれば適用されない場合も考えられますので、確実に来年の参議院選挙から18歳以上が適用されるとは今の時点では断言できないところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ご説明ありがとうございました。そのような形で、世の中は非常に18歳選挙権という風潮であります。実際のところ、法的に厳密にいうと、まだ確定ではないということを改めて認識することでございます。

次に、本題でございます1点目の18歳である高校生に対する教育指導は、これらは教員の先生方が中心となって指導されていくと思っておりますが、そういう生徒さんたちにどのように指導されていくのか、その点について、亀山市として何ができるのかというところをお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

高校生に対する指導と教育につきましては、総務省と文部科学省が連携しまして、高校生向けの副教材と教員用の指導用テキストを作成し、各都道府県を經由して全国の高等学校へ配付されることとなっており、今月中には全ての高等学校へ配付され、全ての生徒、1年生、2年生、3年生含めまして全生徒へ配付されると三重県選挙管理委員会からは聞いているところでございます。それらの教材やテキストを活用して、各学校において教員が生徒に対して、啓発も含めて選挙制度について、総合学習などの授業において教えていくこととなっております。

先日、私ども選挙管理委員会にもその教材とテキストが届きましたが、内容を見ますと、選挙の仕組みや選挙運動、投票の方法など、わかりやすく詳細に記載されており、各学校において教員が指導教育することで、生徒も十分認識していただけるものと期待しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

本年9月に文部科学省が選挙の意義や制度の説明、模擬投票の実施など等を載せた政治教育の副教材を高校に配付するというのが先ほどおっしゃっていただいた件だと思います。

そういう中で、ここで最後の質問になりますが、それらの高校生に対する啓発ですが、実際に学校などに出向いて説明や模擬投票を実施するなど、さらなる生徒に理解をしてもらうための選挙啓発活動について、県や市の選挙管理委員でどのような取り組みが今考えられているのか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

選挙に関する啓発の取り組みといたしましては、各学校からの依頼や協議によりまして、具体的な説明や模擬投票を行うために、実際に使用する投票箱や記載台などを借用したい旨の要請などがございましたら、県の選管が主導のもと、市の選管といたしましても県選管とともに学校へ出向き、生徒に対して選挙について具体的な説明や、実際に投票用紙や投票箱を使って模擬投票を行っていただくなど、選挙に関して理解を深めていただくための啓発に努めてまいり所存でございます。

ちなみに、来週16日に学校法人三重徳風学園徳風高等学校からの依頼もございまして、市から投票箱と記載台を持参いたしまして、選挙に関する説明をするとともに、模擬投票を実際に行っていただき、少しでも理解と関心を持っていただけるよう啓発活動の一環として県選管とともに実施する予定でございます。

なお、県の選管によりまして、高等学校における選挙啓発については、この徳風高等学校が県内で最初の取り組みであるというふう聞いています。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

どうもありがとうございました。徳風学園が亀山市、県内でトップということで、亀山市が1番にやるというのは、何事も1番というのはいいんですけど、そういうふうにおきましても、子供たちの選挙に関する関心を高めていただきたいと思います。あいにくその配られたものですが、部

数が少ないもんで私もまだちょっと拝見させていただいてはいないんですけど、そういう中で、しっかりと18歳以上の選挙制度を見守っていききたいなと思っております。

それでは、今回最後の障がい者支援についての質問に移らせていただきます。

今回は、厚生労働省が先月11月25日に難病患者の歩行機能を改善する医療機器としてのスーツ型ロボット、HALというものでございますが、医療用の下肢タイプ、これらが国の国内販売を承認されたというふうな記事が出てきております。医療用装着ロボットが国内で販売されるのは初めてでございます、今回保険適用も検討されているとのこと伺っております。

HALは、ロボット研究で知られる筑波大学のサイバニクス研究センターの山海嘉之センター長が創設されたサイバーダイナミクス製のスーツ型ロボットという全身型、下半身とか腕とか、さまざまな形になってきております。これらは、ALSや筋ジストロフィー等の8つの難病、いずれかの判断された体重や身長などの条件を満たして患者に向けて開発されたものと伺っております。これら、足を動かす際に脳から発する微弱な信号をセンサーが感知し、そして患者の動きを助ける。歩きたい、立ちたいという患者の思いに沿って足を動かす一方で、歩けた、立てたという感覚が脳に伝わり、脳が歩き方を学習していくというふうなことでございます。今回、国立病院機構の新潟病院なんかでも2013年から歩行テストの臨床実験を実施されたりとか、安全性も確認していると。またドイツでも現在、国内医療機器の認証を受け、活用が始まっているとも伝えられております。

こういう中におきまして、私も今までこのHALに関しては、質問を過去にもさせていただいたんですけど、近いところでいうと昨年6月におきまして、療育相談事業の中でそういうふうな活用がということでしたんですけど、また高齢者の健康促進のためとか、そういうふうなことでも話もありましたんですけど、なかなかそういうのは亀山市としての運用、また広域連合につきましても、障がい者の方というふうなこともありまして、非常に話の持っていくのは難しいものでございました。こういう中におきましても、やはり前にも申させていただきましたが、鈴鹿市の自治体としても、やはり鈴鹿医療科学大学のある市でもございますので、このロボットスーツについての助成ということも鈴鹿市は行ってきておるといふのも前にも述べさせていただきました。

今回の中で、以前の点検でも亀山市といたしましては、まだまだ研究段階ということで、今後さらに医療や福祉、現場を含めた生活分野でロボットが普及していくというのはなかなか難しいとも事前にも伺っております。こういう中におきまして、まずはこの障がい者、高齢者、そういう方がまず歩きたい、そして、そういう信号を機械が受け取って筋肉を動かす、そして信号が実際に機械に伝わり、パワーユニットといいますか、その機械が動き出すと。そして、脳が歩行を感知して体を動かしていく形になる。難病と申しますと、やはり市の域を超えて保健所とかそういう形にはなってくると思うんですけど、やはり身近な健康管理に、また交通事故とかで傷害を負われた方がこういうものを使えないかというふうな観点で、こういう先進医療機器について、歩行者の歩行困難の方の状況、合うものか、合わないものか、いろいろあると思うんですけど、そういうのも含めて、今のこの先進医療機器についての市としてのお考えがどのような形でお持ちか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

おはようございます。

先進医療機器についての考え方ということで、健康福祉部長が答えるのはちょっとどうかと思いついながらも、ただ今回認可されましたHALにつきましては、議員が申されるとおり先進医療機器という位置づけですので、私ども所管する装具等、ここら辺の認可がされていないものでありますから補助対象になっておりません。ですから、どういう考え方かといいますと、こういう高度医療機器、これが発達しまして、高齢者であつたりいろんな部分で、医療機器としてさらに活用される、そこらについては期待しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

いろいろ歩行補助具とか、そういうふうな関係はいろいろ出されていると、社協のほうからも協力を得ているような治具が出されているというふうにも伺っております。先進医療器具につきましては、先ほど部長もおっしゃられたように、亀山市としての難病とかそういうものではないんですけど、鈴鹿市とか近隣のそういうふうな情勢を研究されているのか、されていないのか、そこを最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

鈴鹿市の状況でございますが、議員が言われますように、鈴鹿市には鈴鹿医療科学大学がございます。鈴鹿医療科学大学につきましては、学内ベンチャーみたいなそういう形で研究されておる機関もございます。その関係で、鈴鹿市は現在、独自でトレーニング、ロボットスーツHAL、福祉用がございます、そのトレーニングに補助を出しておるということで確認しております。ただ、さらに詳しくそれに対する国等の補助がある、あるいは県の補助があるかどうかについても調べて、私どももそういうことが活用できるかどうか、あるいは今後のHALの福祉用、これらが認可を受けていけるかどうか、そういうことも含めて注視してまいりたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

研究という形ではございますが、現在、公明党といたしましても2010年11月には党内のロボット産業振興のプロジェクトチームとかいうのを立ち上げて、そういう中におきましても開発普及にして、福祉や生活支援の分野において貢献するロボット産業の振興に全力で取り組んでいるとも働きを。

また、本年3月には参議院の経済産業省の委員会でも、公明党の佐々木さやかさんが介護・医療分野におけるロボットの本格的な普及について国も積極的に取り組むべきというふうなことで、国内販売の推進とともに保険適用を求めておるといふところに期待を持って私も取り組んでいきたいなと思っております。

というところで、今回、以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

4番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それでは、今回は大きくシティプロモーションについてお聞きしたいと思います。

創政クラブの豊田恵理です。よろしくお願いいたします。

今議会では、大きく亀山市のシティプロモーションの考え方についてお聞きしたいと思います。

ことしの3月議会の一般質問で、定住促進についてお尋ねしたとき、山本企画総務部長からは、亀山市の魅力を外へ伝えていくにはシティプロモーションの手法が重要であると。一方で、そのシティプロモーションの手法については、まだまだ本市としては検討を要する課題であるというお話がありました。また、市長答弁では、対外的なシティプロモーションにおいて、亀山市は控え目な市民風土であるが、まちのいろんな素材を外に向けて訴え、それを評価してもらうことで好循環が始まることが大事だろうと思っている。その前提として、市民が亀山市に対して本当に心から愛着、そして誇りを感じる、それが対外的にも大きな力になるんだろうと思っているとおっしゃっております。まさにそのとおりだと私も思っております。

市民が市に愛着を持って実働員として動くぐらいでないと、真の意味でのシティプロモーションというものにはうまくいきません。今回はそういう視点から質問・提案をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、このシティプロモーションという言葉ですが、いつからか当局側の説明や答弁の中でよく聞くようになりました。直訳すれば、まちの知名度であったり、人気の促進とかそういうニュアンスなのでしょうが、よくよく考えると、実は私もこの本来の意味、きちんと知らずに聞き流しておりました。そこでお聞きいたしますが、そもそもこのシティプロモーションというのは一体何なのか、お答えください。

○議長（前田耕一君）

7番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

シティプロモーションにつきましては、シティセールスと言われたり、シティプロモーションという、まず市の魅力を発信するということがまず大きな意味であろうかというふうに思っております。概念的なお話になりますが、シティプロモーションにつきましては、人口の減少や少子・高齢化が進む中、まちの活性化を図るため各自治体が取り組みを進めており、その概念には地域再生や観光振興、それと今議員がご指摘された住民参画、協働、こういったものがさまざまに含まれてくるものと考えております。

特に近年、シティプロモーションの捉え方に、そのまちに住む住民の愛着度の形成という、こう

いう考え方も加わり、新たなシティプロモーションの概念が作り上げられてきたものと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほどご答弁いただきました。本当にシティプロモーションという言葉で例えばインターネットで探してみても、なかなかこういうものというふうに辞書に出ているわけでもなくて、自治体を幾つか調べてみても、さまざま違うことを書いてございます。ただやはり、今もお話があったように、地域再生であったり、観光の振興であったり、協働、そして今のように愛着度の形成に進化している、このように今流動的に、このシティプロモーションという言葉が動いているような感じだと思います。

それでは、今までなんですが、このシティプロモーションとして亀山市は具体的にどのような取り組みをしてきたのか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

亀山市におけるシティプロモーションといたしまして、観光分野におきまして取り組みを進めてきておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

観光分野における取り組みといたしましては、平成24年3月に策定いたしました第1次亀山市総合計画後期基本計画における基本施策、まちづくり観光の推進の分野におきまして、本市の魅力を発信するシティプロモーションを推進することを位置づけ、これに沿って事業を展開してまいりました。

具体的には、市の魅力を発信する3本のウェブ動画の制作及びインターネットでの配信、東京・名古屋・新大阪の新幹線各駅でのデジタルサイネージ（電子看板）の表示、東京日本橋にある三重県の首都圏営業拠点施設三重テラスでのPRイベントの開催、その他さまざまな形でシティプロモーションを進めてきているところでございます。

これらの取り組みによる効果といたしましては、本市の最も代表的な観光資源であり、全国的にも極めて貴重な歴史資産である関宿の存在・魅力を広く全国に発信することができたこと、また関宿を含めた亀山宿、坂下宿の東海道3宿の存在や、みそ焼きうどん、ろうそく、亀山紅茶といった物産の紹介など、亀山市のさまざまな魅力を発信できたこと。さらには三重テラスのイベントにおきましては、首都圏にお住まいの亀山市ゆかりの方とのつながりを持つことにより、亀山ファンの創出につながることもできたことなどと考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

具体的な事例として、先ほどウェブ動画のお話をいただきました。

私もそれはとても覚えていまして、平成24年の秋に亀山市がウェブ動画として制作し、今さっきもお話がありましたように、名古屋駅や大都市圏の駅構内に設置している電子看板、それで情報

発信をしたり、またインターネットでも配信していましたよね。私自身もそのウェブ動画については、自分のフェイスブックの中に載せて内外にアピールして、そういうことをさせていただいたのを今でも覚えております。あの目的は、さらなる市の認知度向上と、来訪者の増加を目指すというのが大きな目標だったはずです。

先ほど効果ということで、東海道関宿を皆さんに知っていただく、亀山ファンの創造につながった、このようなことを今お話で聞いたんですけれども、本当につながったのかどうか、実際本当にどうなのかという、その検証の仕方というのが私にはよくわからないんです。亀山市の認知度、本当に向上されたのか、あの動画で来た来客者は何人ぐらいいらっしやったのか、あれを見て来た人は何人ぐらいいたのか、それをどのように検証したのか、そもそも検証というのはどうやってやったのか。

私は、この新しい取り組みに向けて動いたことをとって評価をしております。しかし、きちんとそれが後に生かされたのかどうかとかの検証が必要であり、その結果がよくも悪くも次のステップに生かされないといけないと思いますが、それらのシティブロモーション、今も言いましたけれども、目的があって、その目的を最大限に生かすために、例えばターゲットを絞ったり、目的を達成するためにさまざまな工夫や力を注いだ結果、当然その効果というのがあるはずで、目的にかなった効果があったのか、またこの検証ですね、先ほどの検証方法というのとはどのようなものをして、実際のどのぐらいの具体的なものというのとはどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

効果の検証方法といたしましては、ウェブ動画に関しましては再生数、三重テラスにおきましては、来場者数であるとかアンケートの結果、また関宿への観光駐車場の利用者数などによって行っているところでございます。

実際にウェブ動画を見たから、あるいは三重テラスへ来たから関宿なり亀山市を訪れた数というのは、残念ながらこちらとしては把握はできておりません。ただ、ウェブ動画に関しましては、再生数としましては、平成25年からユーチューブのほうで上げておりますが、約2年半ぐらいで合計で1万3,000回ぐらいの再生数がございまして、1日当たりになると13件ほどになるということでございます。

それから三重テラスに関しましては、今まで4回のイベントをしております、合計数としては1,000名ほどでございますけれども、そこでアンケートをとっております、アンケートの中では、お答えいただいた方の昨年3回のイベントに関しましては、90%以上の方が「イベントとしてよかった」、あるいは「どちらかといえばよかった」というご回答をいただいておりますし、またその中で、アンケートで自由意見のほうでも「遊びに行きたくなった」「ぜひ一度関のほうへ行ってみよう」、プレミアムカフェ、亀山紅茶につきましても非常に好評で、亀山市の出身の方などから、ぜひこれから亀山のPRをしていきたいというような声もございました。

特に三重テラスのほうで、向こうのほうへ行ってみようという感じは、亀山市ゆかりの方、あるいは三重県ゆかりの方が、ふるさとに対して非常に強い思いを持ってきて、ぜひ応援したいと、そんな思いを持ってみえるということが非常によくわかりまして、そういった形で効果があったものと

思っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

例えばさまざまアンケートなども行って、再生数なんかは今数としてあらわれてきては提出していただいたんですけども、例えば今回、わかりやすい具体例として今ウェブ動画を出したんですけども、このウェブ動画を見て来たのか、そういうことが実際に例えばアンケートに書かれていたのか、また三重テラスにいらっしゃった方が、そのウェブ動画を見ていらっしゃったのか、そういうことまでが、もし検証されているならそれは検証だと思うんですけども、今いろんな三重テラスだったり、イベントであったり、さまざまなものと一緒になっていました。私、今の質問も事務事業評価シートを見せていただきながら考えたんですけども、ここの中にイベントについてのモデルツアーのことについてとかの結果とか効果とかは書いてあるんですけども、例えばウェブ動画については効果は書いてないんですよね。ですので、本当にウェブ動画が繋がったのかどうかというのは、これでは検証できないと思うんです。ちょっとこんなことを言っていると、別に責めるつもりで言っているわけではないんですが、ちょっと具体例を挙げたいと思います。

資料を出していただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

これは他市の例で、この「母になるなら、流山市」、これは流山市のポスター、有名なポスターなんですけれども、見られた方はいらっしゃいますでしょうか。

当時、これが出されたころは結構話題になったんですけども、これは流山市の定住促進ポスターです。これは「母になるなら、流山市」。もう1個ありますよね、「父になるなら、流山市」。まあ一緒なんですけれども、ただこれは斬新、「母になるなら、流山市」という、これは本当に自治体が出すようなものではなくて、とても斬新だと私も思いました。このポスターが都内の主要駅にばんばん出されまして、これを見て立ちどまった人が多くいたそうです。実際、今の「母になるなら、流山市」とかいう言葉をインターネットで検索にかけると、かなりいろんなものが出てくるはずですよ。

これは、流山市が子育て世代、働き世代にターゲットを絞って、わかりやすく、また自治体では考えられないような、でも心をつかむ独創的なキャッチコピーでシティプロモーションを打ち出したものです。

おもしろいのはそれだけじゃないんです。これを作成したのがマーケティング課、これは今ではよくマーケティング課ってできてきましたけど、当時はそれほどありませんでした。このマーケティング課の構成員は5人です。この5人のうちの3人が民間人、公募です。その3人は、課長、室長、報道官という民間の力を大いに活用した課なんです。ここでこのポスターとかをいろいろつくったりしたわけなんですけれども、もともとこの流山市、流山市を知らない方もいらっしゃると思うんですが、知名度はもともとはいまいちだったんです。それが「都心から一番近い森のまち」、ホームページを見ても、流山市の後ろにその言葉が書いてあります。「都心から一番近い森のまち」、都心につくばエクスプレスで20分、車で約30分という通勤に便利な至近距離にありながら、緑あふれる良質な住宅街の広がるまちで、フクロウやオオタカの住む森が点在するなど、都会の洗練さと豊かな自然を両方楽しめる点、そういう強みを生かし、それを斬新な言葉一言であらわ

してシティプロモーションを実行しました。

それでこの結果です。今では人口増加がどんどん進んで、ここ5年で約1万2,000人の増加、その中でも最も増加率の高い年代は30代なんです。30代が今では、その流山市の中の一番多いゾーン、つまり、ほかの高齢者を抜いて断トツに30代が多くなっている。すごいおもしろいまちです。

さらにすばらしいのが、その効果をきちんと生かして増大させていることです。実際に流山市に移住してきた人たちをインタビューし、その意見をその人たちの写真つきでホームページに載せています。そして、実際にホームページを見ていただきたいんですけども、流山の市民になった皆さんも、こうやってちゃんとプロモーションに市民が協力している。それがとてもすばらしいと思いました。目的を持って事業を検証し、またそのよいところを生かしていく、これが市民協働の形で行われるといういい事例だと思います。

そのページのタイトルもまた、ホームページにあるタイトルも、「母になるなら、流山市」というふうに書いてあります。つまり、この言葉はもう市全体に定着している。市が牽引して、そして市民がもうそれを認めて定着しているんです。こういったのがいいサイクルではないかと私は思います。

今いろいろ流山市を事例に出しましたけれども、流山市ではこのシティプロモーションとしての取り組みとしては、これはほんの一例だけなんです。今午前中ですけど、お昼にでも職員の皆さんには、まずぜひ流山市のホームページを見ていただきたいなと思います。

さて、話を戻しまして、私なりにシティプロモーションの意味することを調べてみました。調べてみますと、シティプロモーションとはさまざまな意味や捉え方があります。先ほど山本部長のご答弁にもありましたが、多くの自治体がこれに取り組み、市によってさまざまな捉え方をしていますが、主にこのような意味合いでありました。市民の多くが共有できるその地域の魅力を核として、地域の一体感を醸成させ、内外に発信し、地域へ人や物、お金、こういったものを呼び込んで地域経済を活性化させる活動、こういう形で書かれております。要するに、地域住民が地域に愛着を持って、そのよさを内外に市民がアピールする。そうすることで人や活力、お金を呼び込み、地域を活性化させる活動であると考えられます。市だけではなく、市民もその活動に参加し、自分のまちを積極的に一人一人がアピールしていく行動、これがシティプロモーションと私は捉えました。その意味において、亀山市の市民が一体となってシティプロモーションを実践しているか。つまり、市民一人一人が共通認識として一つのこと、地域の魅力を知っているのか、一緒に動いているかというところ、ここが亀山市のシティプロモーションの課題ではないか、そのように思います。

そこで、先日、偶然ですが、私こういうものを見ました。日本遺産のポスターを目にしました。これは皆さん見たことございますでしょうか。

世界遺産というのは皆さん聞いたことあると思うんですけども、日本遺産という言葉は余り耳なれないと思います。実は私もその当時は初耳だったので、自分でいろいろ調べてみました。今年度、初めて文化庁が募集したものだそうです。内容を調べてみますと、大変興味深いものでした。

我が国の文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るために、その地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化や伝統を語るストーリーを日本遺産として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形のさまざまな文化財群を総合的に活用する取り組みを支援するものだそ

うです。

私がなぜこのお話をここで出したかといいますと、地域のストーリーというのは、その地域、そこに住んでいる人々が知っているものであって、これを一つの共通認識につなげていくという作業は、自治体だけではできませんよね。そういう意味でも、例えば地域団体、はたまた企業などが協力もなければできないかもしれません。こういう意味で、市民や民間との連携という意味で、とてもよい素材がこの日本遺産であると思いますが、この日本遺産について、亀山市ではどのようなものと認識し、どのようなアプローチをしたのか、お答えください。

○議長（前田耕一君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

文化庁の事業ということで、私のほうから答弁させていただきます。

平成27年度、本年度からでございますが、文化庁が実施しております日本遺産でございますが、先ほど豊田議員のほうからもご紹介いただきましたように、地域の歴史的な魅力や特色を通じて、日本の文化、伝統を語るストーリーを認定し、国内外への魅力発信や地域活性化を図ることを目的に実施する事業でございます。昨年募集があったところでございますけれども、亀山市のほうも申請をいたしまして、結果としましては、第1次選考は通過しましたものの、残念ながら認定を受けるまでには至っておりません。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほどのご答弁で、申請はしたけれど、残念ながら今回は認定を得られなかったということでした。実際に私も、幾つかこの1号認定された地域を訪れたり、またこの認定されている自治体に友達の議員がいた場合は、そこに電話をしたりして調査をしました。残念ながら、自分の感覚、印象としては、この日本遺産自体が浸透をほとんどしていないみたいで、認定された自治体でも、上手にそれをアピールしている自治体もあれば、そうでない自治体もありました。しかしながら、文化庁の事業内容、先ほどのパンフレットを見てみますと、2020年までに100件程度を認定する予定であるということです。今18件でしたかね、認定がされておりまして、そのうちあと、今2015年なので、あと5年間、その間に100件まで認定をする予定だということです。

またこの事業では4つのメニューがあって、コーディネーターの配置や多言語のホームページ、パンフレットの作成など、情報発信とか、または人材育成事業、2つ目に、シンポジウムやイベントを開催するような普及・啓発事業、そして3つ目に、未指定の構成文化財を対象とした資料収集などの調査・研究事業、そして、トイレやベンチ、説明板の設置など、これは教育民生員会にも所管事務調査のテーマの課題にもなっておりますけど、そうした周辺環境を整備するための事業などがメニューとして含まれておりました。また、先ほどのこの日本遺産のロゴマーク、これも認定されればですけれども、無償で提示できるそうです。認定された自治体では、例えば市役所にのぼりとしてばあっと立っていたりとか、または商店街に、旗だったりとかポスターであったり、そういったものがばんばん張ってあったり、その自治体なりにいろいろな日本遺産に認定されましたというふうな号外を出した新聞を出したりとか、いろいろ工夫をされておりましたが、今

後亀山市、この日本遺産には応募していくのかどうかについてお答えください。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

本年度の日本遺産のこの事業でございますけれども、本年の1月21日に県のほうから通知がございまして、締め切りはもう2週間ということで、2月4日ということでございまして、内容的にもどんな支援があるかということも余りわからない状況でございました。そんな中でございますが、議員もご所見のように、本市には昨年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されてから30年を迎えました東海道の宿場町、関宿の町並みがございます。また、平成21年に策定いたしました歴史的風致維持向上計画が歴史まちづくり法に基づく第1回の認定を受けるなど、東海道を核として歴史的なまちづくりを続けてきたところでございます。

このように、この東海道というのが本市には大きな財産があるわけなんですけれども、東海道は本市の地域活性化はもとより、内外に魅力発信を図る上で最も重要な資産の一つと考えておりまして、これに大きな付加価値を与えるような認定等につきましてもは取り組んでまいりたいというふうに考えております。

日本遺産につきましても、その効果であるとか支援策の状況などを見きわめながら取り組みを続けていきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それでは、2番目の地図情報システムについて質問を移したいと思います。

ことしの6月から試験運転が行われまして、また私も6月議会で早々に質問させていただきましたこの地図情報システムが9月から実働しているんですけれども、6月議会できざまな可能性を指摘し、提案をしてみました。そこでまず、現在の活用方法についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

地図情報システムは、地図に文字、数字、画像情報などを結びつけ、コンピューター上に再現し、位置や場所、さまざまな情報を統合分析したりすることができる仕組みでございます。本市におきましても、暮らし、ビジネス及び観光等に関するいろいろな情報を道路台帳上に掲載し、簡単に検索できるシステムとして、本年6月に試験運用を開始し、9月から本格運用をいたしたところでございます。現在は、本システムへ掲載すべき地図情報の拡充を行うため、全庁的に調査を実施し、実施の内容の精査をさせていただいているところでございます。

今後は、精査の済んだものから順次公開し、より一層市民生活、ビジネス等に役立てていただけるシステムにしていく予定でございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

ちょっと傍聴席、静かにしてもらえませんか。

はい、豊田議員、お願いします。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほどのご答弁で、現在は地図情報の拡充のための内容の精査中ということでした。今後、ますます便利になっていくようにしていくというふうな前向きな答弁としてお受けしたんですけれども、しかし、お聞きしたいのは、なぜまだ精査中なのかということなんです。そんなに時間がかかるのかなあというのが私の意見なんですけれども、ちょっと資料をごらんいただきたいと思います。

地図情報システム、これは亀山市の地図情報システムに入ってくださいますと、最初にこの画面が出てきます。ホームページでは少しわかりにくい場所にこの地図情報システムというのがあるし、初めて利用される方というか、初めてこの画面を見る方がいらっしゃるかもしれません。画面にあるように、まだ情報がとっても少ないのが現状です。ちょっと見えますかね。公共施設とかハザードマップ、指定避難所、そしてAEDですかね、あのマークは。そういったものなんか今のところ載っています。画面にあるように、まだ情報がすごく少なくて、市民の方には余りなじみのないような路線網図とか都市計画図まであるのは、最初このシステムをつくったのが建設部だからだそうなんですけれども、ここから例えば公共施設のマップというのを選びます。公共施設、今青色のところだったところを選びますと、次のような画面に移ります。お願いいたします。

真ん中に公共施設とあります。あれは市役所を指しているんですけれども、あのよう地図上に公共施設がここにありますよということで、今回市役所が画面に出ているんですけど、ほかの地域に行きますと、ほかの例えば関支所だったりそういったものは、全部公的な施設はあのようなマークで出るようになっていきます。ここから、例えばですけども、同様に洪水ハザードマップを選びますと、今さっき出てきた避難所やAEDのある位置が画面に出るということになります。

次の画面よろしいでしょうか。

こちらは一宮の地図情報サイトの同じ画面です。これは、同じ画面といいますのは、そもそもこの一宮「138マップ」は、亀山市のシステムと同じものを使っているそうです。亀山市がつくったシステムですから、もちろん亀山市のほうが先に導入していると思います。説明はもう要らないと思いますけれども、先ほどのように情報量が全然違うわけです。これは随分亀山市に比べて市民の皆さんが利用したりとか、必要な情報が豊富に掲載されているんですが、この違いは一体何なのか。一宮の記載されているような情報ってそんなに精査が必要なのかどうかについてお答えください。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほどご答弁申し上げましたように、今いろいろな部署に問い合わせをして、情報を集めて、それがこの地図上に載せていけるかどうか、行政が載せるものでございますもので、例えば口コミとかそういうので、例えば悪意に満ちたようなものであってもいけませんし、そういったものを今精査している中で、今年度中に実施をめどに、以前議員からご提案をいただきました、市民の方から道路破損箇所等に関する情報をいただきまして、補修後、完成した旨の情報提供をするような、市民の皆様と双方向で連絡が可能なシステム、これにつきましては今年度中に提供を予定させていただいておるところでございまして、順次残りのものにつきましても精査して、可能なものについて

は掲載をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

昨日、亀山市はCSOを実践していくというお話がございました。コミュニケーション・スピード・オープンですよ。これはまさに今回それを欲しいんですけれども、全庁的にコミュニケーション、そしてスピード感を持って、そして地図情報システムって、市が持つ特有の情報をオープンにしていく。本当にCSOなんです。これで一番足りていないのがやっぱりスピード感。そこはきちんと、そんなに精査が必要な情報ではないと思います。実際一宮さんもできておりますので、ぜひ早急をお願いしたいと思います。

一方で、道路破損箇所等に関する行政との双方向で道路の陥没箇所が見直せる、そういったシステムが、今年度中をめどにということ、これについては本当に素晴らしいと思います。9月議会の提案であったフラワーロードにおいても、陥没箇所がたくさんあって、市民の方、職員さんが道路に破損箇所があるかどうかというのをいつも確認のためにパトロールをされているということで大変なことだとお聞きしましたが、先ほどの、市民の方が例えば道路に陥没箇所を見つけたときに、あっ、陥没箇所があった、それを写真で撮って、それを送ることによって、それをまた行政のほうに返信をして、その補修をしました、そして完了しましたというのを、双方向で市民協働によるまちづくりができるということなんですけれども、大変素晴らしいと思います。今年度中をめどにということなので、ぜひともよろしく願いいたします。

では次に、市民や民間との連携について移りたいと思います。

先ほどの例も市民協働の一例だと思うんですけれども、最初に申し上げたとおり、今回、市民と連携、協働を提案していきたいと思っております。

質問の1番目に、シティプロモーションでお聞きいたしました。この地図情報システムを使って、行政だけでなく、市民や団体、企業、こういったもの、つまりまち全体が一体となってシティプロモーションをしていく仕組みをつくっていくこと、これが大事であり、またこれがこの地図情報システムでできないかという提案です。

私、6月からいろいろこのシステムを自分なりに使ってみて、いろんな可能性があることに気づきました。これは実際に自分で使ってみないと多分わからないと思います。言葉で説明が難しいので、皆さんにお配りしてある紙資料がございしますが、そちらをごらんください。

こういう資料なんですけれども、こちらは維持修繕室さんからお借りした資料の抜粋版なんですけれども、どのような可能性があるのかということで、先ほどの映像で市役所の位置が出てきておりましたけれども、グーグルのコンテンツと連携できていますので、このように右・左と画面がありますけれども、左のほうは写真ですね。写真でも実物が見られたりとかもできます。

それで、この地図上の市役所をクリックしますと、この白い枠で説明が出ております。例えば、ここの資料の中にある説明では亀山市役所という名称、種類は公共施設、住所と電話番号、こういったものがそこから情報が出てきます。さらに、その下にある四角い小さな枠、ここをクリックしていただきますとグーグルマップに移動しまして、この横の大きい赤枠に画面に移動します。そうしますと、より詳細に写真つきでさまざまな情報を書き込むこともできますし、例えば閉館時間と

か開館時間とか、そういったものも自分で書き込むことができます。

皆さんお使いのグーグル機能が誰でも使えるので、要するに、例えば飲食店でしたら自分のメニュー、人気メニューであったり、例えば商店さんだったら、うちの商店はこんなものがある、こういう値段で売っていますとか、いろんな情報、掲載したい情報を書き込んだり、また写真を添付することが無料で誰でもできます。また、例えば文化財なんかであれば、詳細な説明や、また例えば由来であったり、そういったものも載せることができます。一宮さんでは、既に今さっきのホームページの中にありましたけれども、戦国武将マップというのを載せていましたね。

こういうさまざまな工夫といいますか、さまざまなことがそこの中でできるんです。だから、このグーグルの汎用性というのを生かしながら、例えば商工会議所や観光協会、そういったところと連携して、亀山市の情報を自分たちでつくっていくことはできないか。つまり、全部のお店情報とかそういったものを行政が一つ一つやっていくというのは、それはできませんけれども、例えば商店の皆さんが、自分のお店は自分でもって管理していく。そして商店でなくても、いろんな文化財でしたら、その地域の方がそこを担当してやっていく、そういったことをみんなで、それこそ協働でやっていく、そういう考え方をできないかということです。それが亀山市の情報を一緒に作り上げていくことで、一つの市民の愛着度が増えていく、本当の意味でのシティプロモーションになっていくと思いますけれども、どうかということでお答えください。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず議員ご提案の、グーグルマップ等のサービスを活用した展開につきましては、私も汎用性の高いツールを利用することによって、非常に使い勝手のよさやコストメリット等の効果が非常に期待できるものというふうに考えております。

それで、ご提案のございました商工会議所でありますとか観光協会と、こういったものを共同利用しながらできないかということをございまして、議員もこれはご所見だと思いますが、他市では商工会議所と共同開発をして、アプリをスマートフォンを利用して観光情報やイベント情報をその場で取得できるという、こういったサービスを行っている市もございます。本市での活用につきましては、こうした他の自治体での取り組みも参考にさせていただきながら、本市の地域特性や費用対効果を踏まえ、その有効性について研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。

確かに今、自治体がすごくアプリを使って、これはちょうどそれこそ日本遺産で認定された明和町を見に行ったときに、「みたす」というアプリを使って、ゆるキャラがナビをしてくれるというアプリがあったりとか、またはアイズラボさんでしたっけ、コンピューター専門の大学がそういったアプリを開発して自治体に提供しているところとかもございました。最近では、本当にアプリの活用というのはすごくありますね。先ほどの道路の陥没箇所についての双方でのという話がありましたけれども、それも半田市さんが「マイレポはんだ」でしたっけね、そういったアプリを共同開

発していたと思います。そのように、さまざま自治体も市民と協働して連携しながら課題を解決していこうというのはすごくたくさん例としてございます。

最後に今後の活用についてちょっとお聞きをしたいと思います。

これは観光だけでなく、防災や公共交通、福祉、いろんな本当にここにいらっしゃる皆さんの部署全部関係してくることだと思うんですけども、この地図情報システム内ですごくさまざまな可能性を秘めていると思います。私も幾つか提案させていただきましたけれども、やっぱり実際に使ってみないとその可能性ってわからないと思うんです。なので、企画総務部だけで考えるのではなく、全ての部署で職員さんが、特にこういった媒体をよく使う若い世代の職員さんなんかがこのシステムをまず使ってみて、実際にどのような活用ができるのか、そういったものを考える必要があると思います。でないと、最初に申し上げましたけれども、せっかくなら行った事業を検証して、それを生かしていかないと、つくって、もうそれで終わり、それでは全くいいサイクルができないわけです。

今後の活用についてなんですが、活用するためにどうしていくのかについてお答えください。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回のご質問は、シティプロモーションの一環ということであったり、特にこの重視すべき市民参画が必要だという点でありましたり、定住促進ということも前の質問でもございました。こういった要素が今後の地図情報システムの生かし方についても非常に大事になってくるのかなあと今特に実感しておるところでございまして、さらに地図情報の充実を図っていき、市民の皆さんが活用しやすいシステムにしていかななくてはならないというふうに考えております。

具体的には、先ほどもご答弁申し上げましたような道路破損箇所の、例えば市民との双方向で情報が連携できるようなシステムの導入や、あとはロコミ等を活用をしたアプリを利用したもの、こういったものも十分に検討していかななくてはなりません。またこれも議員ご提案になりました全庁的な取り組みとして、今、情報化推進委員会という会議が全庁的にございまして、企画総務部の中で、現在情報化推進計画というのでも策定しておりまして、また全庁的にいろいろな意見を聞かせていただいて、そういった意見を情報化推進計画に反映をさせていただいて、今後お示しをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

最後に、市長にもお聞きをしたいと思います。

先ほど山本企画総務部長が、全庁的な取り組みと考えているということでご答弁いただきました。実は、さきに案内しました3月定例会の質問における市長の答弁で、シティプロモーションについて、こういう答弁もございました。縦割りを超えた、そういう力でもって前へ進めたい。これはつまり横串を刺して全庁的にやっていくということだと思うんですけども、きょう、さまざまな視点からシティプロモーションについて話をしまいいりましたけれども、どんどん進化している中で

の今後のシティプロモーション、亀山市のシティプロモーションについて、市長のお言葉で、どのような思いで、どのように進めていくのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いつも市長の言葉でお答えをさせていただいておりますが、きょうも議員がご所見を述べていただき、ご提言もいただきました。3月にも申し上げたこと、基本的にはそのような認識で前へ進めていきたいというふうに思っております。特に、これもご指摘がありましたが、いわゆる企業経営のマーケティングの力とか、あるいは行政の従来慣習を超えた市民や民間とのコラボレーションの力とか、こういうことがより問われておるといふふうに感じております。さらに、これも縦割りを超えた横串を刺していくということは、非常にいろんな要素を本当に統合化していく、戦略的に統一化していく、こういう作業であろうかというふうに思っております。ややもすると本市の場合は、シティプロモーションとか、あるいは情報化推進という分野について、若干その部分最適が、全体としての統一感とか、統合された力で推進するといふところが、若干これは反省をしておるところでありますけれども、それをやっぱり解消して前へ進めていきたいと思っております。総合戦略の中にも、このシティプロモーションをしっかり組み込んでいく作業、体系的にこれを位置づけていく努力をいたしたいと思っておりますし、それとも連動します情報化の推進につきましても、さっき部長が答弁させていただいたような、より具体的な全庁的な推進の計画や体制を構築してまいりたいと考えております。

さらに、日本遺産は大変残念でございましたが、この意義をしっかり私どもも捉えて再挑戦をいたしてまいりたいと思っておりますので、議員各位にもご支援をいただきたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。

ぜひとも新しいことに対して勇気と発想で取り組んでいただきまして、スピード感を持って元気な亀山市を取り戻してほしいという私の思いを託しまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

7番 豊田恵理議員の質問が終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時37分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 鈴木達夫議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

一般質問をさせていただきたいと思います。ぽぷらの鈴木でございます。

私のきょうの質問のテーマは、各種計画策定の委託（コンサルタント活用）についてというテーマでございます。

本年9月、決算議会において、議会から4つの意見の1つに、委託料については、委託の効果を見きわめるとともに、各種計画の策定については可能な限り職員で行うなど、経費の削減に努められたいという意見書を申し添えたところでございます。それに沿った形といたしますか、28年度予算編成要領の中で、財務部長の命によりまして、安易に計上するなど、できるだけ職員がやれと、委託先を見きわめろというような指示を出したところでございます。この案件については、何もことしの予算決算委員会が初めてでなく、何年も前から委託料、これは計画策定も含めて何度となく指摘をされている大きな課題となっていると認識をしております。そこで今回は、この委託料に関して、本当に本気で真摯に取り組んでいるのかという検証を2つの事業、2つとも環境産業部で恐縮でございますが、これを引き合いに出しながら質問して、これからのこの委託料のあり方を議論させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

まず1番目に、亀山市農業振興地域整備計画、長いので、この後から整備計画と言わせていただきます。この計画、25年、26年にまたいで策定されたこの整備計画が示されていますが、前回、20年に策定がされています。このときとどんな点が違うのか、変更点について質問をさせていただきますが、その前に、この計画の策定根拠と事項に上げた亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想、これも長いので、今からは基本構想と言わせていただきますが、これとの関連も含めて、その根拠、あるいは策定の流れを説明させていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

10番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業振興地域整備計画の策定根拠は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において市が定める計画でございます。

その計画は、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める計画でございます。計画においては、今後10年以上にわたり、農業上の利用を確保すべき土地及び農用地区域内の農業上の用途指定を定めるもので、法に基づき、おおむね5年ごとに見直しを行います。また、亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき地域の農業を担う農業者、認定農業者とか営農組織でございますが、を育成するための目標や指標を定め、農業経営基盤の強化を促進するための計画でございます。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

ちょっと流れがわからなかったんですけども、この計画策定事業は、基礎資料、それから次に基本構想の作成、これをもってそれをもとに整備計画がなされていると。20年も26年も。では、20年版、25、26年またいでやると、この基礎資料、基本構想作成、整備計画、これは3本合

わせて20年度、26年度、幾らかかったか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

委託料の経費でございますが、まず整備計画の基礎資料の作成にしまして154万5,600円、計画書作成に196万9,800円、基本構想作成に162万9,600円、合わせて514万5,000円でございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

20年度は、これは3本合わせて417万9,000円、それから26年度版は、今お示しをいただきました514万5,000円です。これは合わせて932万4,000円かかっている。なぜ、その多額の費用がかかったか。非常に、例えばこれをつくるに、基礎資料とこれを合わせて一時に500万ぐらいのお金がかかっているんですけども、なぜそれだけ多額の費用がかかったか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

整備計画と基本構想につきましては、先ほど24年から26年度の経費を申し上げましたが、その策定業務委託の内容を申し上げますと、農業生産基盤や農用地の保全の状況、あるいは上位計画等の資料収集及び整理、計画案の作成、地理情報システムを使用した図面の作成、市とのコンサルとの間のいろんな打ち合わせ、協議、それから先ほど申し上げた図面、あるいは報告書の印刷でございます。514万5,000円についてはそれらに要した費用ということでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

私は20年度と27年の1月のところを読みました。やっぱり余り変わらないんです。当然基本構想から示された数字は8ページ、9ページ目に入っていますよ。だけど、ほとんど変化点を探すのが大変だったんです。どこが違うのか、端的にお願いします。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

20年度版と25、26年度版の主な変更点でございますが、大きく3つございます。1つ目は、亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想でございますが、それとの整合を図ったこと。2つ目は、農業に関する基盤整備を拡大する方針から既存施設等の維持管理を強化する方針へ転換したこと。3つ目は、樹園地を目的とした農地造成計画を削除したこと、以上の3つでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

大きく3つ違うんだと。まずこの基本構想をこの中に入れたんだということですね。それから2つ目は、いわゆる基盤整備事業、当時20年度は天神の海本と小川が整備計画があったわけですね。これがなくなったと。いわゆる国庫補助事業から外れたんだということですね。それから樹園地を目的とした造成がなくなったんだと。辺法寺の土地を茶園にするつもりを、その計画をやめたんだということですね。この3つだけなんですね。

それでは、この計画策定に対しての市の役割、コンサルタントの役割を示していただきたい。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

計画策定に当たりまして、業務委託の仕様書には、本市における農業農村の振興方向と農用地利用計画等を明らかにすることにより農業振興地域整備計画を作成すると。あるいは総合計画、基本構想及び各種関連計画との整合を図りつつ、土地利用、事業計画等を踏まえ、計画案を作成するというふうに仕様には明記されておまして、受託者から基礎資料や基本構想をもとにした計画案の提出を受け、市の実情に即した考え方を入れるなど、幾度となく打ち合わせを行い、計画書作成を行いました。

コンサルといたしましては、また先ほど申し上げましたが、計画書に付随する土地利用計画図や用地等の保全整備計画図の作成等も行っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

大きな3つの変更点ですね。1つは基本構想を載せたことですね。それからもう1つは基盤整備の事業が2つなくなった。3つ目は樹園地がなくなった。これはコンサルタント、いわゆるその計画書をコンサルタントに書いてもらったんですか。3つの変更にコンサルタントは何をしたかですよ。これは市の判断でできることだと思うんですけど。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほど申し上げた変更点も含めまして、コンサルタントについては専門的な知見をもとに、いろいろ素案を作成したり、先ほども申し上げたように、土地利用計画図の作成を委託しておることでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

余り理解はできない。少し進みますけれども、少しこの委託料とは離れますけれども、通告はしてありますので質問します。

この整備計画、基本構想は、亀山市の農業政策の一つのバイブルであろうかと思えます。当然、この指標に対しては、関係者、農業者も一定の共通認識を持っていると、持って当たり前だと私は

認識をしています。また市もその計画の進捗、進度の管理も責任を持ってしなければいけない。そういうことで1つの例、いろいろありますけど、基本構想の中で亀山市の主な農業であるお茶の関係で、ここには30ヘクタールを目途に1つの協業化が上がっているんですけども、これは生産者も共通認識をしているのか、あるいは今の進捗状況を教えていただきたい。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今議員がおっしゃいましたお茶の協業化の30ヘクタールにつきましては、農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向の中で、効率的かつ安定的な農業経営の指標として組織経営による茶中心経営の指標として掲載しているものでございます。

また、茶中心経営につきましては、作業の省力化と茶園の利用集積による規模拡大を促進し、製茶工場を核とした生産農家の系列化や協業化など、茶業経営の合理化に向けた取り組みを推進することも掲載しております。これらは、茶価の低迷、後継者不足などから、茶経営も大変厳しい状況である中、亀山市のお茶を維持発展するため、30ヘクタールを経営規模とする組織経営を育成する必要があると考え、記載したものでございます。

茶農家と今後の茶経営について、組織経営も含め意見交換を今後行ってまいりたいというふうに考えております。

（「進捗」の声あり）

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

進捗につきましては、今も申し上げましたように、茶農家と今後意見交換も行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

確認したいんですけど、これは指標ですか、目標ですか。どうもこの茶経営をするのが30ヘクタールぐらいが経営としてベストであるからそれを指標にしないのか、あるいは亀山市が30ヘクタールの協業体をつくるというのを目標にしているか、どちらか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

指標か目標かとおっしゃられれば、指標でございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

指標なんて言葉、書いてないですよ、これ。目標を可能にするために、次のように類型ごとの目標を以下のように設定すると書いてある。これ教科書を書いてあるのか、亀山市として農業政策の方向をしっかりと位置づけるか、これは大切ですので、その辺ははっきりさせておいたほうがいいと思います。

次に行きます。

いろいろ細かいところあるんですね。例えば、地力の維持、培養及び堆厩肥、副産物の有効利用なんか書いてあるんですね。市は地域復興を積極的に推進するというので、亀山市は次項で上げましたコンポスト事業を持ちながら、もっと積極的な書き込みはできたはずだという意見です。

最後に、この事業の計画にあっては、亀山らしさ、いわゆる独自性みたいなものが発揮しなければいけない。この整備計画のうち市独自の亀山市らしさ、あるいは独自性が生かされている部分はどこか、ページ数でもいいですから示してください。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

亀山市らしさということでございますが、市の考え方として、先ほど申し上げた変更点であります農業に関する基盤整備を拡大する方針から既存施設等への維持管理を強化する方針に転換したこと。あるいは、これも先ほど申し上げましたけれども、農地造成の削除、樹園地の、につきまして、基礎資料や市の農業の現状、総合計画との整合性等から市独自のものというふうになってございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

はい、わかりました。

ずうっと見ますと、最近、6次産業化とか地産地消、これあたりは市の独自性が保たれているかどうか聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、6次産業化につきましては、市の農業振興上、ぜひとも必要なものというふうに考えておりますし、特産品の関係につきましても、亀山市独自の特産品の保護育成に努めておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

地産地消にも亀山市の独自性が発揮されているという答えでよろしいですね。

このコンサルを頼んだ、ある同じコンサルタントで、県内にも県外にも同じような形で振興計画ができています。この地産地消に関する事項は、私が調べる限り全部一緒なんです、文字が。一字一句とも違わん。これで市の独自性が担保されているということですね。これは結局丸投げじゃないんですか。全く違うところないですよ、同じ。15ページ、16ページ、ほかの部署も一緒ですよ。だから、こういうことが本当に亀山のいろんな計画の中でたくさんあったとしたら、これは困るということで、3番目に財務部長、企画総務部長にも聞きますので、この項はちょっとここで閉じておきます。

次に、亀山市刈り草コンポスト化センター運用方針の事業委託についてでございます。

このコンポスト事業というのは、平成18年、関衛生センターで、市内の刈り草を集めて堆肥化を進めて、それから溶融炉の負担軽減、農業者への提供等、循環型社会形成、エコシティーの実現ということで、県下でも珍しい特異な施設かと認識をしております。しかしながら、現状の市の直営方式では、他の市町からのコンポストの搬入が可能ではないということで、現状1,000トン余りのものを処理しても採算ベースにも乗らない、あるいは施設の老朽化、あるいは維持管理に伴う市の財政の負担がかさむということですね。それからもう1つは、30年に、し尿処理場が統合するという形の中で、どうにかその前に整理をしたいということで提案が出されたと思います。運営方針が示されたわけですが、結果としては一定の内容のある方針が示されたかなあという思いもありますが、しかし、片方に大きな問題を残したという感もありますので、その辺を質問させていただきます。

まず、同じようにコンサル委託の必要性ということなんですけれども、24年の当初予算で360万計上したものを、途中96万2,000円減額しまして、最終決算ベースで253万8,000円というふうになったわけですが、この計画策定について、市の役割、コンサルタントの役割、示していただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

亀山市刈り草コンポスト化センター運営手法検討業務につきましては、本施設の今後の運営に当たり、本市にとって最も経済的にすぐれた運営手法はどういったものがあるのか、またその運営手法をとった場合、どのような課題や条件があるのかなど、将来の運営手法と方向性を整理することを目的に実施したものでございます。本業務を進めるに当たっては、関係部局長で構成する運営手法検討会議を設置し、コンサルタントの中間報告に対し市の基本的な考え方を示し、市が主導的な立場で検討を進めたところでございます。

一方、コンサルタントは、有機性廃棄物リサイクル施設や民間活用、事業採算性調査に精通しており、これら専門的知見をもとに問題点の洗い出しや検討のアプローチを提案するなど、行政の負担的な役割を果たしていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

ちょっと確認をします。

この計画策提案事業は、一つに運営手法の検証ですね。開設当初からのここに係ったコスト計算、あるいは運営方法のシミュレーション、長期包括か指定管理者か民間移譲かと、いわゆるそれを含めた資料編と、2つ目に、その資料編をもとに、受け入れ業者に対しての仕様書も含めた運用方針から成っているということで理解をしてよろしいですか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

本業務の主な内容につきましては、今議員おっしゃったとおりでございます。なお、運用方針を作成する過程におきましては、現在の市直営から民間運営への変更に伴う課題の抽出や、国内における実例を参考とした諸条件の検討、民間運営への移行までの事務工程を作成したところでもございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

資料を全部読ませていただいたんですけども、私は開設当初からのコスト計算とか、いろんな資料があるんですけども、廃棄物対策室の中で全て数字を出して、それで253万8,000円かかったんですけども、これはほとんど自前でできたんじゃないかと。次の項の質問もありますけれども、課題は残しながらも、ここまでの部分は、私は自前でできたと思うんです。もう一度確認したいんですけども、コンサルはどんな知見を持ってこの計画、この資料編まではできたと思うんです。もう一度確認の意味で、コンサルの有用性みたいなものを説明していただきたい、わかるように。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

本業務の受託者は、廃棄物部門の衛生工学技術士の資格を有しまして、一般社団法人日本廃棄物コンサルト協会の会員でもございます。一般廃棄物処理施設の整備基本計画の策定や、廃棄物処理施設の運営及び技術指導等の業務に精通するものでございます。そのような中で、今回の方針策定の道筋をコーディネートするに必要となる広範囲な専門的知見を、他の事例も踏まえ本業務に生かしたものと認識しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

この計画の概要を説明すると長くなります。私なりにそしゃくをしますと、年間1,000トンで手数料、新たに1万円から1万6,000円に変わったんですけども、それですと年間の収入は1,600万程度と。これでは採算が合わんであろうと。そこで、民間に移譲することにより法的に他市町からも協定によりコンポストが搬入できると。それで今の1,000トンから約2.5倍から3倍の2,500トン、3,000トンを目途に、いわゆる2,500トンなら4,000万になりますよと。そのお金をもってして機械の修理費、あるいは電気代、人件費も全て賄いなさいと、あわせて出たコンポストも全て民間の方に処理をお願いしましたと、企業の責任においてお願いしますよというような内容かと思いますが、やっぱり、なおかつこれは28年来年業者を選定し、29年は運営試行期間を設けて30年から本格運用するというんですけども、ただこの計画だけではまだ完全ではない。いわゆる試行期間、運営移譲までに解決しておかなければならない課題というのはあると思うんですね。これは今の課題をどういう認識しているか、答弁願います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

本業務委託では、施設の運営をこれまでの市直営から民間に運営を移譲する手法を整理する中で、今後検討を要する課題も抽出いたしたところでございます。主なものを上げさせていただきますと、1つとして、稼働から間もなく10年が経過し、かえ刃の交換に多額の経費を要してきた刈り草破碎機の取り扱いとその運用、2つ目として、今議員もおっしゃいましたが、刈り草の受け入れ量を現状より拡大することに伴い、逆にまた増産が見込まれる堆肥の活用方法、3つ目として、民間に運営を移譲後、事業者の都合により早期撤退の予防策と事業継続の担保など、さまざまな課題があるものと認識しておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

およそ3つ、多額の経費を伴う現状の破碎機の修繕費あるいは更新、もう修繕じゃないですね、もう本体も大分弱ってきて、このことをどういうふうに対応するか。それからもう1つは、出た製品のいわゆる出口戦略、これが果たして今の現状の2.5倍から3倍に行ったときにどういうふうに解決するかという課題。それからもう1つは、近代的な課題といいますか、業者の契約が打ち切った場合、お互いその辺の協定を、関のほうの問題もありましたので、その関連をどうするかという3つを上げたんですけどね。

例えば、初めに出口戦略、その製品をどういうふうにするかといいましたら、この計画の中では、農林水産省によると、茶畑の施肥量は1反当たり1トン堆肥が必要と。したがって、本市の茶畑はこれだけあるから十分可能だという書き方なんです。これはもう担当の室も十分承知なんですけど、今のままでは茶園にほとんど触れられないんです。いわゆる形状の大きさとか乾燥度合いで、堆肥の散布機の中で、業者仲間の言う言葉で、棚をかいてしまって十分使えない。これは認識しているはずなんです。これを茶畑が幾らあるから十分需要はあるんだという、その辺のこと。それから機械の話もそうなんです。今まで3年に1度、当初、それからその次、4年に1度かえました。それで計画だと、また3年に1度かえられるということなんですけれども、結局今の2倍、3倍やれば、もうこのカッター刃は1年から1年半で交換なんです。そのもろもろも含めて、実は、この計画の当初から、この事業の民間移譲の最大のポイントはそこだったんです。いわゆる出口をどういうふうにするかということと、機械をどういうふうにするかということが初めから大きな課題とわかっていて、今計画書ができた中で結局解決されていない。言ってみれば、計画書はつくったけれども、本質的な計画はつくってないです。だからこの辺をやはり本気でやっていかないと、いわゆる一般企業というんですか、民間企業の感覚を持っていかないと、これはできたはずなんです。それは課題は当初からわかっていた。出口戦略と機械のことですよ。これを初めから解決するつもりでやらないとだめだったんです。このコンサルも、非常に全国、いわゆる廃棄物に対してはプロですよ。だから、例えばデモ機の手配とかできたはずなんです。こういうことをやらずしてこのままどまって、それで一応形としてはできましたという、こういう計画の立て方というのもやはり問題だなあということをごここでは申し添えたいと思います。それに関してコメントがありましたら一言。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

本委託業務の中で検討を要する課題、先ほど申し上げた大きな3つの課題の抽出は行ったところでございます。

これらの課題につきましては、今後予定する事業者の公募段階で市の考え方や方向性を明らかにする必要があるものと認識しており、今回の方針策定の委託業務完了後も、引き続き検討を進めておるところでございます。

さらには、運営事業者の決定、運営試行期間等の各工程を経ていく段階においても、移譲候補者と協議調整をすること等で補完し、平成30年度開始予定の民間運営に向け、市、事業者双方にスムーズな移行が図られるよう準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

3番目に移りたいと思います。

2つの事業を紹介させていただきました。冒頭に、28年度の予算編成要領ではということで説明をしましたが、設計監理、各種計画策定の委託料については、安易な計上とせず、できるだけ職員で行うこととすると。この安易な計上、できるだけ職員、これはわかりにくい。この辺もっと詳しく。

それからもう1つ、いわゆる何をもって安易か、できるだけ基準があるかということですよ。これが1つ。

それからもう1つは、継続的に業務委託を行っているものは、委託先、業務内容、効果について検証を行い、効率的に努めると。これは、いつ誰がこの検証をするのか。あるいは、今もう予算編成の時期ですよ。これはしたのかどうか。この2つ。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まずは、安易な計上をせずということはどういうことなんだということでございますけれども、各種計画の策定につきましては、コンサルタントに委託する部門と、自分のところの職員でやる部門といろいろ差異がございます。しかし、その仕事の状況等も鑑みた上で予算計上をどうしていくのか、どういう部門を支援していただくのかを考えていただく必要があるので、安易に計上せずというような言葉で書かせていただきました。

もう1点は、委託先、業務内容、効果等について検証を行い、効率的に努めること。今までずっと委託をしていたけれども、来年度については、もう委託をやめて自分らでするのか、この業務とこの業務を2つを足して委託したほうが安くなる場合もございます。そういう業務内容や効果を検証して予算要求をしていただきたい。全般的には、今我々の財務部で考えておりますのは、長期契約等にも考えていきたいというふうにも思っていますし、いろんな全般としての考え方は今研究をしておるところでございますけれども、そんな考えも持つておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

計画書のまた改訂とか更新は、基本的にはペケで、いわゆる必要な要件、あるいは十分に説明ができる、納得できる説明をもって、しっかりだめだとか、そこまでには至らなかったわけですね。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

計画には、1つは、その計画ごとを策定するたびにアンケートを実施するなどして検証する指標を設けておるところもございます。そういうこともございますし、その計画が法的に絶対つくらなければならない計画と、努めるという意味で、できたらつくりなさいよというような計画もございまして、その計画によっては、そういうことを具体的にみんな一方的にこうなさいというのはなかなか言いづらかった。しかし今回、この内容で指示をさせていただいたのは、計画そのものは職員でできるだけなさいと。しかし、アンケート等でどうしてもクロス集計や自分だけではなかなかしづらいところについては、支援業務の委託も必要なんだろうというふうな思いがあり、そのような指示をさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

要綱の中には、財務部長通達のその文章、趣旨を十分理解した上、予算編成における各部室の予算要求の考え方を整理して要求時に提出しろということがありますけれども、予算要求の考え方、整理して提出されたかどうか。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

ことし初めてそのようなことを指示をさせていただきましたので、少し各部局において温度差がございました。そんなこともあって、少し我々が聞きたい部分があれば、現在予算調整の段階で補完的に聞きをいたしておる状況でございまして、最終的にはまだ政策予算、または特別会計の予算要求も今から出てまいりますので、全体としてその点についてはまた再度お願いする場合もあるかと思えますけど、できるだけ毎年そういうことを積み重ねて精度を上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

ぜひ今、そのときでございまして。整理をしていて要求がコンサルタントの利用について、活用については、ことし改めてリスタートするぐらいの意気込みでかかっていたきたいと思います。

次に移ります。

今後のあり方ということのテーマなんですけれども、28年度総合計画にあわせて、これから多くの計画策定が出ると思います。いろんな視点があるんですけど、私は、ちょっと細かな話のよう

ですけれども、大切な部分ですけれども、多分28年度総合計画とあわせてアンケート類あたりが各部室たくさん出るような予想があるんですね。このアンケートって今の時代に合うのかなあというような思いがしまして、例えば回答率が三十数%のものをもって、果たして市民の声なき大多数といえますか、サイレントマジョリティーをつかむものなのかということ。それからもう1つは、アンケートの出し方として、何枚も何枚もその過程にアンケートをとられたらたまらんといい思いもあるんですね。だからアンケートに対する考え方、私はむしろ少数でもいいから、もっと精度のある回収の仕方等がこれからは広聴機能としては非常に大切だという思いがあります。その辺も含めまして、アンケートについてお答えを願いたいと思います。考え方について。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

市民アンケートにつきましては、これまでから総合計画を初め分野別計画の計画策定などに際しまして、市民意向を把握するための重要な手法として実施してまいりました。議員ご指摘のとおり、第2次総合計画の策定から平成28年度が第1次総合計画の終期となりますことから、他の分野別の計画も終期となり、次期計画にあわせて市民アンケートの実施を想定しているところもたくさんあるというふうに考えております。

それで、今後の市民アンケートの考え方でございますが、議員、サイレントマジョリティーというふうにおっしゃいましたが、声なき声をどのように把握するか、その方法として現在は市民アンケートという方法をとらせていただいております。これは無作為抽出で、例えば総合計画でありましたら5万人の住民に対して1,000人を無作為抽出していろんなご意見を聞かせていただいております。おるといような手法をとっておるところですけれども、今回のようにたくさんのアンケートがございませう場合、例えば無作為抽出ではなくて少数の意見を聞いてというのも一つの方法ではございませうし、例えばアンケートは余りにも実施件数が増加しますと財政的な負担もございませう。また市民の方の多大な負担にもつながってしまうという側面もございませうもので、アンケートの負担が大きくなると、回収率そのものも低下する懸念もございませう。このようなことから、今後実施を予定するアンケートにつきましては、こうした点も十分に配慮をして、工夫をしながら実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

ぜひ広聴の仕方についても、やはり専門的な知識も入れながら、もう少し近代的な広聴の仕方、アンケートのとり方を考える機会にさせていただきたい。

もう1つ、今度はGISの話なんですね。実は前段の農業の2つ計画の中で、部長の答弁にはなかったんですけれども、なぜこんなに経費がかかるのかということで、実はこれはいわゆる地図なんですね、土地利用計画。これあたりが、かなり4割、5割も占めているというのが実態かと思っておりますので、なぜ次の計画もまたコンサルに頼んで、こういった図面を塗り潰していくのかなあということなんで。

亀山市は平成23年にこういうシステムを取り入れて、年間どうですか、今、保守委託だけでも

700万ぐらいはかけているんですね。豊田議員にもあったんですけれども、例えば航空写真の関係とか道路台帳とか都市計画図とか、あるいはハザードマップ、これあたりは結構利用しているんですけれども、この部分について専門性が非常に高いんだというようなことだったんですけれども、やっぱりスタートを切っていけないいけないと思うんです。毎回5年ごとに500万かけてその半分がこの図面だみたいな形からぜひ脱皮していただきたい。僕は専門的なことはわからないんですけれども、やはり座標点が表示された電子データがあれば、1回目のあれは大変ですけれども、それをやっていけば更新は割となれてもらってできるということなんです。だからGISの活用について、本当に23年にスタートしましたが、有効に活用しているかということを担当部局から。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の亀山市農業振興地域整備計画の中で、図面作成にGIS、統合型地理情報システムと申しますが、これが活用できたのではないかというご懸念でございまして、議員おっしゃるように、これを活用するにはシステム上に表示するための位置に関する情報、座標点というものが必要となつてまいりまして、これを座標点を作成するに当たりましては、例えば今回の整備計画であれば区域の境界を正確に確定しなければならない場合、相当の時間や費用が発生するということや、また職員が正確な境界線が必要となるような精度の高い図面作成を行う場合、相当な技術も必要となるということでございまして、今回はこのような理由で活用できなかったということでございますが、今おっしゃられましたように、GISそのものも、やはりこれは進化をしていかななくてはならないと考えておりますし、またこのGISを活用するような職員も、やっぱりこれを活用できる技術というのも必要となつてまいりますもので、こういったところを工夫しながら今後も検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

最後の質問です。

ちょっと角度を変えまして、こんな議論は庁内にないのかなあという思いで質問させていただきます。

私、コンサルの委託料を今テーマで上げて質問しているんですけれども、どちらかというと経費のみをもって安くないのかというような質問になってしまったんですけれども、むしろそういう経費のみ考えていますと、職員の自由な発想とか、いわゆる萎縮されてしまうんですね。私は、できたら委託料云々でなくて、できるだけうちでやる、アウトソーシングしないんだと、外注に出さないと、そういう意味では、コンサル的な機能を持つ室を庁内に持ったらどうかなあというふうにも思うんです。例えば、今上げましたアンケートをやる行為は委託してもいいんですけど、その分析とか、あるいは専門的なGISも十分に活用できるとか、あるいは、例えばきょうのあれもあったんですね、シティブロモーション、全庁的にやっていくとかね、こういうものを徐々に自前でやっていくと。そのほうが職員の研修にもなるし、何かモチベーションも上がっていくと思うんです。それからやっぱり自前でつくる責任と誇りみたいなもので、この庁内につくったらどうかと。

それが仕事への責任であったり誇りであったり、これが小さくともきらりと輝くまち亀山、職員になるなら亀山市というような、これぐらいの発想を持って、やはり当然固定化してはいけないと思うんです。いろいろジョブローテーションをしながら、これはそういう機能を持っていくことが非常に大切な時期かなあと。来年度から総合計画の計画もございますが、そういう柔軟な発想というか考え方が、そんな議論はないのかどうか聞かせていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

計画を策定するような専門部署の設置ができないかというご趣旨だというふうに思います。これはオフィシャルな提案ではございませんが、職員からは、一部そういった計画を、職員が専門部署を設けてつくってはどうかといった、そういった提案も、オフィシャルではございませんが受けていることもございます。そして、これをコンサル業者に依存せず、職員みずからが計画を策定していくということは非常に有意義であり、職員のスキルアップにもつながるというふうに考えております。

ただ、議員おっしゃられたように、やっぱり業務のローテーションが偏ってしまうと、一方で一部の職員に本業務を委ねることによりまして、逆に他の職員がモチベーションを下げってしまうという、そういったモチベーションの低下ということも懸念されるところでございまして、これにつきましては、こうしたメリット・デメリットを勘案しながら総合計画策定の時期でもございますもので、そういった部署のことについても慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

十分企画総務部長の意見はわかります。いわゆる職員を、どちらかというスタッフとラインに分けたり、そういうことがモチベーションを下げる可能性もあるというご意見かと思いますが、やはり市行政も一つの経営体でございますので、経営体の中で上手にジョブローテーションをつけてやりながらやるというのも一つの手法かなと、一考を要している。

実は、今議会ご提案ございました、病院に管理者を設けて地域医療部をつくると。地域医療部というのは、一部では計画の策定、進捗管理等、これは言ってみれば、いわゆるコンサル的な室を設けるという一端はかかわりは持っているなあというイメージで私も見させていただきますので、そんなことも含めて、ぜひお考えをいただきたいと思います。15秒残しますけれども、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

10番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時51分 休憩）

（午後 2時02分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

再度の登壇でございますが、きょうは一般質問ということで、4点ほどお聞きしたいなと思っております。緑風会の宮崎でございます。よろしくお聞きしたいと思っております。

きょうは4点、国民宿舎の関ロッジについてということと道路行政について、それから福祉行政、それから農業振興という4つの大きな項目で質問させていただきます。

それでは、まず国民宿舎関ロッジについてでございますが、これは議案質疑の中でも、私のほうからもお聞きした点もございます。ここで一般質問でお尋ねするのは、今後の行方はどうなるのかなというふうに思っておりますので、お聞きしたいなと思っておりますが、まずそれでは1点目に、議案質疑の中で聞かせていただきましたが、再度今までの経過についてお聞きしたいなと思っております。

○議長（前田耕一君）

12番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

国民宿舎関ロッジに関しましてのこれまでの経過ということでございます。

昭和42年に設置されました国民宿舎関ロッジにつきましては、年月が経過する中、経営状況が変化し、平成19年からの議会を初めとしたさまざまな議論を経て、平成25年7月から民間のノウハウを活用する指定管理者制度による運営に移行をいたしました。

しかしながら、指定管理者による約2年間の運営は多額の赤字となり、本年3月末をもって指定管理者は撤退し、4月より休館となったところでございます。

このような中、今後の関ロッジのあり方について、外部委員による国民宿舎関ロッジ在り方検討委員会及び庁内組織により検討を行い、これらの検討結果を踏まえて、市としての方針を決定し、9月に議会に説明をさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今までの経過は聞かせていただきましたが、いずれにしても、これは在り方検討委員会と庁内協議の中での、最終的に、私も議案質疑の中でも確認させていただきましたが、やめるということで廃止条例を出されたということですが、やめるはいいとしても、今後の行方はどうなっていくのかなというふうに思っております。これも、ここまでこの条例を出されるまでにいろいろな中で検討されております。現況報告によりますと、関観光振興、まちづくりにおける観音山公園の調査検討を行うとか、民間事業所による施設誘致の検討を行っておることが報告されておりますけれども、これについて、その経過をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

坂口支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

9月にお示しさせていただきました市の方針として、今後につきましては運営を継続しないという中で、今後につきましては亀山市、特に関宿の観光振興やまちづくりにおける観音山公園の位置づけを検討した上、市により更地化する土地への民間事業者による新たな施設建設の誘致を行うとともに、あわせて民間事業者による現施設の活用についての募集を行う。なお、民間参入が困難な場合、市において公園整備などについて検討すると、そのように方針を決めておきまして、この方針に基づきまして、現在観音山公園の位置づけにつきまして、庁内にグループをつくりまして、検討を行っているところでございます。

今後の方針に基づきまして、関ロジが運営を終了した後の民間参入事業者募集に当たりましては、今回整理しております観音山公園の位置づけ、あるいは役割といった形に沿いまして、この役割、機能がより効果的に発揮されるような土地利用となるよう、民間募集を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ検討はされておる。私も実は、この施設は観音山を利用して関ロジは建てられて、景観の部分からいろいろな部分で建てられたという経過だったと思うんですが、特に観音山公園、いわゆる国定公園の中にある関、観音山という、この位置づけを庁内でも検討されておったんですが、例を挙げますと、施設の跡地、更地にした跡地に観音堂とか、観音堂というのはなかなか宗教的な問題もあろうと思いますので、行政がかかわるといのは難しゅうございますが、例えばそれに伴う資料館とか、そういうようなものを併設してでも残していったらどうかというふうには思っている。特に、あのところで関の関所跡の発掘もされておきまして、その資料もいろいろ出てきておると思います。歴史博物館の中でしたか、この関所跡の企画展をやられるというのを広報やったかで見ましたんですが、その点も考えて、近くにそのような施設があれば、また訪れる方も非常に多くなる、親しみも含めて多くなるかなというふうには思っております。その文化的な面で、私はこうやって思っておりますので、その歴史の担当のほうで、一遍そこらの考えがあるのかをお聞かせ願いたい。

○議長（前田耕一君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

観音山でございますが、重要伝統的建造物群保存地区に選定されております関宿の北にある山で、関宿で生活されてきた人々にとりましては最も身近な保養、行楽の場であるとともに、その名が示すとおり信仰の山でもございます。観音山の四季折々に変化する山の姿は、関宿の背景として非常に重要なものであり、山上からの眺望は関宿のみならず、伊勢湾にまで及ぶすばらしいものでございます。

また、遊歩道の各所に置かれました石仏は、江戸時代末期の名工によるものでございます。さらには、議員もおっしゃられましたように、古代の関所でございます鈴鹿の関の所在も確認されてきたところでございまして、こうした歴史文化資産については適切に保護を図っていく必要があると考えております。

歴史的資産の今後の整備等につきましては、関宿の振興、観音山公園のあり方、また鈴鹿の関の史跡指定などとも関係することでございますので、議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

私の考えに、文化的なほうから答弁いただきました。

これは、その文化だけでないと私は思いますので、全体の今後の行方がどうなるのかなというふうに、市長もそういう思いは多少頭には描かれていると思いますので、いかがですか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、広森局長のほうから答弁させていただいたような基本的な考え方を私自身も認識させていただいております。いずれにいたしましても、例えば鈴鹿の関の、今触れていただいたような歴博で、先週末、第1弾が終了しました。また、新たに第2弾を来年早々にスタートするわけではありますが、この鈴鹿の関の、例えば国史跡指定というのは長年の悲願でございます、こういうことも今後展望する中で、今後の展望を深めていく中で、しっかりと総合的に議論をしていく必要があるんだろうというふうに現時点では考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

やはり観音山の山については、私らももっと若いころに安知本からハイキングで歩いて行って楽しんだものでございます。関ロッジはそのときには利用いたしませんでしたが、まだ合併前でしたんですが、合併後でもやっぱり市民の憩いの場になるだろうかなというふうにも思っておりました。

また別の角度から、ある人が、ああいうのは老人憩いの家とか、そんなんにもできやんのかなあという声も聞いております。それは私の聞いた話を皆さんに聞いていただいたんですが、今後これについては十分皆さん方で、今後市民が喜ぶような施設にさせていただきたいなと思っておりますし、あくまでも、ここにも先ほど報告がありましたように、民間事業者による施設誘致というものの検討も入っておると思います。余りそれにとらわれ過ぎてもいかがかなというふうに私は思っておりますので、そこらの点、何か考えがあったらお聞かせ願って、この項は終わりたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

現時点といたしましては、市の方針に従いまして、まずは民間参入の実現というところに向けて全力を注いでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この問題についてはまた、この後櫻井議員が聞かれると思いますので、私はここで終えたいと思います。

それでは、次に道路行政につきましてでございますが、道路行政の中で2点ほどお尋ねしたいと思います。

平素、道路行政については維持管理、新たな道の計画等々、建設部のほうで考えていただいておりますが、まずきょうお聞きしたいのは、1点目の市道川崎白木線、いわゆる通称フラワーロードのその後の対応についてお尋ねするんですが、9月議会の中での報告では、夏ごろまでに6件の事故があったということで報告は受けて、その処理はされております。その後、その道路の修復なり、それからその後の事故があったのかどうか、まず確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

ご心配をおかけしております市道川崎白木線でございますが、社会資本整備総合交付金事業を活用した舗装整備と舗装の損傷が激しい箇所を暫定的な処置方法として、表層の打ちかえやオーバーレイによる修繕を実施しております。

具体的に申しますと、本年度の交付金事業の舗装整備では、辺法寺地区で260メートルの両側車線、県道四日市関線から工業団地方面に1.3キロの片側車線を計画的に順次実施しております。また、本議会において、社会資本整備総合交付金事業を最大限に活用し、舗装整備を実施するため、組みかえにより2,300万円の追加補正予算も提案させていただいております。

なお、暫定的な処理方法としては、現時点で片側車線の延べ延長で申しますと2.4キロの舗装修繕を実施しておりますことから、6月の車両物損事故以降、事故の発生はしておりません。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかりました。

その後、事故がないということで、ありがたい話でございますが、9月議会以降、やはり気温が下がってきて、舗装もかたくなってきたという部分もあろうかなというふうに私は思っておりますけれども、その後、社会資本整備のあれを使って道路を一部補修したと、今後もまだやっていくんやという報告でございますので、これはやはり私からいったら、この大きな、この間も私は一遍通ってみたんですが、夕方5時半ごろ通ったら、すごい車の量でございました。やはり、これだけ事故があるだけの交通量はあるなあ。やはり、抜本的に改修していかなだめだろうなあというふうに私は思って、行きましたんですが、今後よろしくお願ひしたいなと思います。

それから、2つ目でございます。

市道野村楠平尾線の改良及び今後の対応についてというので通告してございますが、和賀白川線が昨年開通いたしまして、鈴鹿関線の整備もされ、それに通ずる野村楠平尾線が交通量も多くなって、楠平尾の交差点で信号交差点にもしていただきました。その南についても路床の改良もやっていただきました。非常にありがたく思っておりますが、この道路は、昼は開通後、車の数はかなりふえました。私もここへ来るまでにも、あの道路を使って来るんですけども、かなりの交通量に

なったというふうに思っておりますし、あの道路の構造は皆さん方もご存じのようにアップダウンもございます。それはそれで気をつけてはおるんですが、あのとき私は夜9時半ごろ、所用を終えて帰るときに鹿が出ましてね。これはまた農業振興の中での獣害対策にも入ってくると思いますけれども、鹿が出まして接触しそうになった。鹿の事故は私も余り見ておりませんが、先般、1月くらい前になるんですが、安知本地内で若い子が車をガードレールにぶつけて、横倒しにまではなっておらんですが、ホイールがもう飛んでいって車が動けない状態でした。何をしておったんやと私が尋ねたら、けものが出ましてと言う。こんなところでけものって、イノシシか鹿かなあというふうに私は思ったんですが、けものと接触しかかって、ハンドルで逃げて、こんな状態になりましたとあって、すぐに警察なり、私も連絡はしてあげたんですけども、私もこの野村楠平尾線を通るときに、昔の山道であれば山賊も追い剥ぎも出るときもあったらうけれども、今の時代にそういうのは多分ないだろうと思いますが、9時半ぐらい以降に通ったら、全く一台も車があれへん。先ほども言いましたように、鹿との接触でもして、車が傷んで、また谷底でも落ちていったら、それこそ誰も通らんで、車から放り出されて死んでおるかもわかりません。やはり、そういう中で暗がりの道を走ったんですね。

この道路については、農免使用ということで農道的な扱い。先ほどのフラワーもそうですけれども、そういう扱いで歩道もない、全く照明もない。今度、あの近くにどこか事業所が建つということは聞いておりますが、そういうのが出てきておれば、一つでも明かりがつかないというふうに思っております。

そういう道路灯あたしらの改良なんかも考えていないのか。また、以前は農道でしたので、農業従事者がよく通る道路でしたが、最近はそのような状態で、それこそ車の社会の中で、やはり歩くと人の不便さ、歩道設置も含めて今後改良計画があるのかどうか、お尋ねしたいなと思います。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

まず、交通量でございますが、野村楠平尾線の交通量の状況についてでございますが、平成26年3月に和賀白川線の鈴鹿川とJR高架橋が完成し、供用となり、国道1号亀山バイパスまで通行可能となりました。

平成22年度の交通量調査では、この野村楠平尾線の通過交通は、12時間でございますが、782台。去る11月19日にも交通量調査を実施しておりますが、現在の交通量、12時間でおおむね1,500台の通過交通を観測しております。和賀白川線が開通したことにより、おおむね2倍の通過交通量となったところでございます。

それと、野村楠平尾線の整備でございますが、現在市では、和賀白川線が国道1号亀山バイパスまで完成しておりますので、国道1号亀山バイパスから北側への延伸を行い、環状線として機能の充実が図られるよう事業を進めております。

以前にもご質問をいただいております野村楠平尾線は、先ほど議員が申されますように、当初農免道路として整備をされております。現状の構造面や安全面の課題に対して、和賀白川線全線供用開始後の交通量の動向も踏まえ、改善に向け検討を進めていく必要があると考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

最近は1,500台くらいということで、通行量が、今後の検討もしておられるということですが、これはやはり和賀白川線が亀田小川線にタッチするまで待っておれということかな。私はそうやないと思うんですよ。維持管理が、歩道までとは言いません。それは計画的にも必要だと思うんですが、明かりの一つもつけていただきたいというのが私のお願いでございますが、いかがですか。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

道路照明と申しますか、照明器具でございますが、委員が申されますように、野村楠平尾線につきましては人家がなく、また幹線道路との交差点がないということや通学路でもないという道路でございますので、照明等がなく暗いというのは事実でございます。

しかしながら、タッチします県道の鈴鹿芸濃線も集落がなく、大きな交差点もないといった同じ条件でございますが、ここについても照明がないということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今の答弁だと照明はつけやんということやけど、これは通学路とかそういう問題じゃないと私は思うんですね。いつまでたっても山道で、10時以降は車は通りませんよ。せっかくつけた道も通りませんよ。そんな考えでよろしいんですか。私は、自分の例を挙げてしゃべっています、ここで。しかし、地域住民も同じ考えだと思うんですよ、市民の方も。夜は私、9時半からだったら白山線へ戻ってきて、いつもの道を通りますもん、避けて通りますよ。経費から見て、油はようけ食うし、時間はかかるし、せっかくええ道をつけても、利用せんだら意味がありませんやないか。それでよろしいんか、亀山の道路行政は。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

今、市が照明灯をつけておる道路照明につきましては、橋梁、または先ほど申し上げましたが幹線道路の交差点等をつけております。また、通学路では通学安全灯として照明をつけてございますし、また集落内についても街灯等がついてございます。

そういったことで、一つの基準として、今現在としましては照明灯を設置することは難しいものというふうに判断をしております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

基準は基準でございますね。それはそれで私は理解します。

しかし、利用しておる我々がこういう状態やで、何かあったときにはほんまに市民の方も困るだろうし、通行される方も困る。市長さんも、今まで県会議員に行かれたときに、あれも通られたと思うんですが、まだ開通しておらん段階でも利用されたと思うんですね。あれは、いわゆる私から言えば、あの道路は今後亀山市の環状道路になるのと違いますか。そこまでは言いませんけれども、環状線のかわりぐらいにできますよ。そうやのに、山道で放っておくというのはそれでいいのかどうか。これは一遍、今後もさらに詰めていきますけれども、基準が基準やでこうやと言われるのであれば、私は何も言いません。ほかの行政についても同じことを言われるんかな。そこらを一遍、市長に確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私は、現在も夜間にこの野村楠平尾線を利用することは時々ございます。今おっしゃっていただいたように、ほとんど人は歩いておりませんし、それこそ鹿が出てくるという真っ暗な道でございます。その状況は承知をいたしておるつもりでございます。

同時に、市域全体の550キロの市道の総延長の中で、何をやっぱり優先していくのかということについては、今少し触れていただいた一定の基準に基づいて、何を優先するかという中で道路の状況の改善を図ってきておるのが現状でございます。

したがいまして、今後さまざまな全体的な視点や、それから今の和賀白川線につきましては1号バイパスから北進、医療センターの前の市道までのタッチを現在進めておるところでございますけれども、今の県道鈴鹿関線から南の今の市道につきましては、以前からご提案もいただいておりますような改良も幾つかさせていただいておりますけれども、今後はこの進捗とあわせて、何を優先すべきかも含めて、総合的にまた考える必要があろうかというふうに考えております。

一定の基準のもとに考えていくということは議員もご理解いただけるものと思っておりますけれども、現状の中で、なかなか今すぐこれに照明をつけるということについては非常に厳しい状況ではなかろうかと考えておるところでありますし、今後につきましてはさっき申し上げたような、全体の中で一定の優先的な整備を限られた財源の中でしていくというのがやっぱり基本的な考え方になろうかというふうに思っております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

事故がないで後回しかという感覚にこそとれませんが、いずれにしましても、せつかくつった道でございます。利用が非常に大事かと思えます。地域住民が安全に安心して通行ができる道路にしていきたいなと要望して、この項は終わります。

次に、医療・福祉行政についてでございますが、今回の組織の変更につきまして、現況報告で来年4月から病院事業を地方公営企業法の全適へと移行させ、経営改善に取り組むとともに、地域医療を一体的に推進するために、新たに医療センターに特別職として云々と書いてございます。さらに事務の効率化を図るために、健康福祉部内に3室を2室へ再編し、新たな組織体制を構築することで地域包括ケアシステムを確立し、あと保健、医療、介護と云々と書いてございます。

これについて今回お尋ねするんですが、地域包括ケアシステムとはどのようなシステムですか。確認したいのでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

地域包括ケアシステムといいますのは、高齢者が住みなれた地域でできる限り継続して生活を送れるように、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に医療サービスを初めとするさまざまな支援を継続かつ包括的に提供する仕組み全体をいうものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかりました。

今後、我々も、もう高齢ですけれども、これから団塊の世代の高齢化が進む中で、このようなことは非常に大事なかなというふうに思っております。

今後の当市の介護行政について次にお尋ねするんですが、今現在、特別養護老人ホームとか養護老人ホームとか、それからサ高住、サービスつき高齢者住宅とか、デイサービスのある施設とかグループホームですか、そのような施設が今市内にどれほどあるのか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

当市の状況でございますが、現在養護老人ホームが1カ所、特別養護老人ホームが5カ所、認知症対応型共同生活介護、これはグループホームですが9カ所、通所介護、デイサービスでございますが22カ所などございます。さらに、第6期介護保険事業計画の中では、認知症対応型共同生活介護、グループホームでございますが、1カ所の設置が計画されておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

養護老人ホームから始まって、特別養護、いろいろ施設がございます。これは今の大体の高齢者人口、いわゆる高齢者介護、障がい者も含めてですが、それがこれだけの数で間に合っておるのか、どうですか。今、政府のほうでも1億総活躍社会というのか、そういう中でも、この介護について3本の矢の中の1本に入っておるというふうにも聞いておりますが、そこらも含めて、これで亀山市は間に合っておるのか、さらにふやすのかどうか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

まず、今申し上げた数で十分間に合っているのかということでございますが、それにつきましては十分ではまだないと考えております。場所によってはお待ちいただいております、何人待ちとかいうお話も聞いておりますので、まだまだこれは事業者さんの努力、あるいは行政との協力の中で充実

していくものかなと考えております。

それから、もう1点おっしゃられた、国のほうで今言われております1億総活躍社会の実現に向けての第3の矢ということで、介護離職ゼロというふうなことが打ち出されておりますが、まだまだ詳細が出てきておりませんので、ここのことが効果的に働いて、介護職場の充実につながっていけばというふうな期待は持っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それは政府が言うことがすぐさま流れてこないというのは現状わかるんですけども、やはりそういう政府の発表することなり、これについては大臣までつけていますのでね。ゆっくりしておれんと思います。話を聞くというふうではないと思うんですね。もうやろうかといって大臣がおりますんやでさ。行政に来ておらないというのはどうかなと私も思っておりますが、それはそのルートを通じて、また要望もしていきたいなと私らも思っております。

いずれにしても、この高齢化の中での部分については非常に私どももこれからなっていく、特に不安を覚えています。そういう中で、特に今度管理者もつけまして、それも含めての考えも入っておるんだらうと思いますが、医療だけやなしに。別ですか。そこらを確認だけしたいです。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員先ほど申されましたように、今回病院事業管理者を設置して、また健康福祉部を3室から2室に減少させ、また医療センター内には地域医療部も設置するというので、市にとっては大きな医療・福祉の転換点だというふうに思っておりますもので、こうした転換点の中で、しっかり医療・福祉の関連事業を推進していきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よろしくお願ひしたいと思ひますが、昨日も、ちょっと例を挙げますのやけど、ある人を医療センターへ、入院されると言うので、[※]私が送っていったんですが、そのときに偶然市民の方に会いまして、呼びとめられまして、ちょっと知り合ひの方でしたんですが、実は介護の施設に、認知の方だと思ひんですが、入れようと思ひて申請したんやけれども、通知がどうのこうのという話をしておられました。やはり、それは待ちか、受けてもらえるのかも、認知の方でしたもんで、書類をもらったみたいですけど、どこやら放ったみたいで、その方の兄弟衆が私に話されたと。今ちょっと議会中やもんで、来週にでも確認させてもらいますわと言って私は別れたんですけども、そんなようなことで、やはりこの介護行政は非常にこれからも大事かなというふうに思っておりますので、今後どうぞよろしくお願ひしたいなと思っております。

時間も大分押してきまして、最後にもう1点、農業振興についてでございます。

日本の農業施策も非常にころころ変わっていて、やっとなTPPの問題が落ちついたかなという中で、農業施策がどのように変わっていくのかなというふうに私も危惧しております。

※削除あり。※245ページに発言の取り消し許可あり

その中で、当市の農業についても、先般も新聞で見ましたら、鈴鹿農協の受託者部会が亀山学校給食に提供されておるんだと思うんですけども、食されたという体験給食だったと思うんですが、そういうのも取り入れられたり、また亀の子クラブさんですかね、亀の市をやられたり、もう1つは地方版でございますけれども、地域の家庭菜園にしても、農業に携わる人にしても、我が安知本老人会で先般からふれあい朝市というのをやられまして、私もちょっと寝過ごして、朝遅きでしたんですが、大分出されて完売したというようなことを聞いております。

やはり皆さん方それぞれが工夫して、農業施策にも取り組まれております、市民の方々も。そういう中で、これから亀山の農業はどうなっていくのかなあと。先ほど、鈴木議員が農業振興地域整備計画のことについても尋ねられておったんですけども、私はじかに感じておることでございますので、今後この亀山の特徴あるというのか、農業振興はどのようにしていくのか。いろいろ関係団体についても努力はされております。農業を担う者としても、非常に不安でございますし、けさほどの新聞を見ますと、以前からもちょっと聞いてはおったんですが、農地集約へあめとむちということで、耕作放棄地に固定資産税を1.8倍にふやす一方、農地バンクに貸せば税は半分にするよというような新聞報道がされております。これは税制改正の大綱の中でのことがきょうの新聞に報道されたと思うんですが、こういう点もいろいろな農業の部分については、国も非常に厳しいのか、優しいのかちょっとわかりませんぐらいです。

私が今回、ここでお尋ねしたいのは、亀山の農業をどのようにしていくのか、振興策をどのようにしていくのかとお聞きしたいなど。例えば、お茶にしても、先ほどの鈴木議員の話にも出ました。紅茶のべにほまれやったかな、それについてもいろいろ今までからも取り上げられておって、それが実際に振興策として進めるものかどうか。私らも新聞に出ておりますと、これから進めていくのかなというふうにも思っておりますが、これから先の亀山市の農業政策についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、ちょっと農業の現状から少しお話をさせていただきたいと思います。

亀山市における農業は、農業所得の減少や農業従事者の高齢化、担い手不足などの原因に加えまして、鳥獣による農作物被害により、農業経営力、農業生産力は低下をし、耕作放棄地が増加をしております。農家数や経営耕作面積も年々減少しているところでございます。

このような中にありまして、本市の農業を振興していくためには、地域の農業を支える認定農業者や営農組織の育成確保を図るとともに、担い手等への農地利用集積を促進するなど、農業経営の安定化を図っていく必要があるというふうに考えております。

また、6次産業化や農商連携、ブランド化など、地域資源を生かした農業への支援を行うなど、今後とも継続して農業の振興、農地の保全を図ってまいる必要があるというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ農業政策の考えも聞かせていただきました。

私も学校を卒業してから一時農業に携わっておったんですが、その当時、市の農林課で、例を挙げますと酪農をしないかという話が出まして、乳牛か、だけど資本がないわねという話で。そうしたら、市のほうで子牛を貸し付けると。貸し付けるというか、貸与になりますけれども、という話で、資本がなくてもやれるのやったらやりますわとって、やったことがございます。この私らの仲間も何人かおりましたんですが、そういうような部分でも、やはり市が何かアクションを起こして、農業の団体なり、また農業従事者の方にも、やっぱりそういう取り組みをしたらどうやという働きかけをしないと、なかなか農業をやっていく人には通用しない。一般的に、今部長が並べていただきました、いろいろなことをいただきました。しかし、それが具体化していくのかどうか、再度亀山市の農業に対する気持ちがあるのか。あるのは、部長の報告で確認はさせていただきましたが、これが具体的に今後進められるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今後の農業振興策の具体策というご趣旨だと思いますが、先ほど現状として耕作放棄地の問題も申し上げましたが、それに関しまして、例えばその解消事業であるとか、多面的な機能の確保であるとかいう事業もやらせていただいております。

獣害の問題も申し上げましたが、なかなか獣害については特効策がない段階ですが、これも前から申し上げておるように、オフェンスとディフェンスという観点で、攻撃という観点では、例えば猟友会に委託したけもの個体数の調整であるとか、防御という面では、例えば防護柵の補助であるとか、集落ぐるみのけものに対する花火での駆逐であるとか、そういうのをいろいろやらせていただいております中で、農業というのは非常に大きな問題でございますので、一つ一つ地道にやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

農業の問題については、我が議会も23年に産業建設委員会で調査研究もし、提言もしてございます。それの中での、やはり提言に対しての受けとめを市長はどう考えておるのか。最後に聞いて終わりたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

4年前に議会から提言も頂戴をいたしておりますし、第1次産業をいかに地域社会の基盤として維持し、守り、発展させていくのかということがやっぱり地域の活力でもあろうかと思っております。

ただ、今日に至るさまざまな国・地方の農政の現状というのは大変厳しい状況があらうかと思っておりますが、今般のTPPにおける大筋合意ができましたけれども、国におかれても攻めの農林水産業へ転換を図るといふ対策の方針を打ち出されておるところであります。

私どもといたしましても、ブランド化とか6次産業化とか、給食のかめやまっ子給食とか、いろんな取り組みを進めてきておりますが、これらの流れをしっかりと見きわめながら、亀山に合った形

で農業振興をしっかりと施策に反映していきたいというふうに思います。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

12番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時54分 休憩）

（午後 3時05分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

先ほど、12番 宮崎勝郎議員から、一般質問において不適切な発言があったとの理由により、その一部を取り消したいとの申し出がありましたので、会議規則第63号の規定により、取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

宮崎勝郎議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告の順序を入れかえて、質問をさせていただきます。

まず、非常勤職員の時間給の引き上げについてであります。

三重県の最低賃金が771円に引き上げられ、10月から亀山市の非常勤職員のうち、最低賃金を下回っていた軽作業員、応接補助員、発掘調査整理員、トラック運転手、警備員、施設管理員、文書整理員の時間給が780円に引き上げられました。これは当然のことであります。

最低賃金法では、第4条第1項で、使用者は最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと規定し、違反すれば罰則があります。亀山市の非常勤職員の賃金は時間給であり、職名ごとに19の区分に分かれ、それ以外に医療関係でも11の区分に分かれており、それぞれ時間給が異なっています。最低賃金を引き上げれば、下回っていた職名の時間給を引き上げるのは当然ですが、19に区分していた他の職名の時間給の引き上げも行わないと、今までの差が縮まってしまいます。

これまで、市はこの職名による時間給の差やその金額は適正なものと言ってきました。しかし今回のように、最低賃金を下回った職種だけを引き上げ、他をそのままにすれば、この適正だと市が主張してきた時間給の差をみずから壊すことになります。

そこでまず、10月に最低賃金が引き上げられたが、なぜ最低賃金を下回っていた非常勤職員の職種だけの引き上げで済ませたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

非常勤職員の賃金につきましては、最低賃金法に基づき、三重県の最低賃金額771円を下回ったものを、最低賃金を上回る額、780円に改定をいたしたところでございます。それと、区分1と区分2に書かれました職種について、こういった改正を行ったところでございます。ほかの区分の見直しにつきましては、景気動向や財政的負担などを勘案して、現時点において据え置くことと判断したところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、これまであった職種間の中で、賃金単価の差が縮小しているということにつきましては認識をしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今、答弁がありましたけど、認識だけではあかんのですよ、これ。やっぱりやるべきことをやらなかったという非を認めていただくということが、まず最初になければならないと私は思います。

その点で、市長はこういう形になったことの非をお認めになるのか、ならないのか。その点だけお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘の状況も含めて、これは今日に至るまでに過去からの経緯とか、その背景で適切な判断をしながら積み上がってきたという経過はあろうかというふうに考えておるところでございますけれども、それぞれの判断は適切であったというふうに考えておるものでございますが、現状の中でどのようにこれを見詰めていくのかということについては、しっかり見詰めていく必要があるというふうに認識をいたしております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あきれますね。全く反省がない。

資料を出していただけますか。これは、三重県の最低賃金額の推移と亀山市の非常勤職員の賃金の推移、平成22年から27年までのものであります。

このグラフの一番下が、いわゆる最低賃金です。そのすぐ上が、いわゆる一番金額の低い軽作業員の賃金の推移です。常に10月1日現在で改正をしていますので、最低賃金を上回るようにはなっています。

こういう形で最低賃金が上がっていきますと、この軽作業員の場合はずうっとそれに従って賃金が上がっている。ところが、それにつれて他の職種も当然見直さなきゃならないのをしなかったために、事務補助員を1つ例にとりましたけれども、800円でずうっとそのままなんです。

すると、これがどういうことをもたらすかということ、22年と27年を比べてもらいますと、7

0円から20円に50円差が縮まったということですね。この時間当たり50円というのは少ないように思いますけれども、8時間で20日間働けば、月8,000円ほどの金額になるんです。だから、非常に大きな金額なんですよね。こういうことを見直しをせずに放ってあったということですね。

このことは、私はやっぱりきちっと非を認めるべきであろうというふうに思います。

ここで確認の意味で聞きたいんですが、こういう差をつけているということは、それには根拠があり、適正だったということなのか、それともこれは別に縮まっても構わない差であるんだというのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、当市の賃金区分の時間給の差をご指摘いただいておりますが、これにつきましては平成22年度に、今まで月額給でありましたものを全て時間給に割り戻して算出をしたときにこういった表ができております。

その位置づけといたしましては、過去からの経緯や資格の有無など、それと例えば保育士等であれば担任を持っておるとか、経験年数、こういったものにあわせて区分の職種間で賃金の差をつけさせていただいたというところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに、理由があって差がついているわけでしょう、これは。それが、あなた方が最低賃金を下回った職種だけをして、あとをほったらかしにするから差が縮まるわけですよ。差が縮まるということは、当然その根拠を崩しているわけですよ、あなた方は。例えば、この職種とこの職種はこれだけの差がなくてはならないと。これは維持されなきゃならないんですよ、あなた方の論法からすれば。これだけの差があってしかるべきなんだから。それをあなた方が放置して見直しをしなかったために、こういう縮まるような状況が出てきた。これは明らかにあなた方のミスやないですか。

もう一度市長に聞きますけれども、これはどういうふうに改善されるおつもりなのか。それから先ほども言いましたように、やっぱり非は非として認めていただきたい。そこから出発をしてどう改善するのか。この点について市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当市の賃金区分の、例えば時間給とか、平成22年に見直しを行った折にも、月額給を時間給に割り戻して算出したというようなことの中での妥当性を図ってきたものではございますが、先ほど申し上げたようなその位置づけ自体は過去からの経緯とか、資格の有無などによって体系化されてきたものではございまして、最低賃金の見直しにあわせて低い単価の見直しを図ってまいりました。議員からも、その区分の変更等々のご提言もいただく中で、区分の変更もいたしてまいったわけでございますけれども、その結果、これまでであった職種間での賃金単価の差が縮小してきておるとい

うのも事実ではございます。

一方、国におけます経済財政諮問会議におきまして、先般最低賃金を全国平均で1,000円を目指すことが表明されたところでもございまして、こうした国の動向も十分見詰めつつ、今後非常勤職員の活用方法、それから賃金、区分等のあり方などにつきましても見直しを検討してまいりたいというふう考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

納得いきません。やっぱり、まず非は非として認めるべきですよ、これは。だから、今後見直しが必要なわけですよ。市長、言われましたよ、見直しをするって。何で見直しをしなければならぬかと思ったら、差が縮まってきたからですよ、これは。

だから、そういうことを起こしてしまったということに対して、非は非として認めなさいよ、これは。そんなことも認められないんですか。それとも、こういう縮まったことは何も問題がないという考えですか。そうしたら、見直しなんか要らないんですよ。なぜ見直しをするんですか。あなたは自分の答弁が矛盾していると思いませんか。まず、非を認めなさいよ。その上に立って、改善するんでしょう。

それで、お聞きしたいのは19の区分が、私はやっぱりこれでも多いと思います。もっとやっぱり減らす必要があるんじゃないかということを思いますが、その点についてはどうですか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

1つ、22年度からの経緯の中で、私がちょっと言わせていただかなかったんですけど、当時事務職の800円というのは、その当時で比較しますとかなり高いほうの金額でございまして、それが今から縮まってしまったということはあれですけど、当時としてはそういうことでございました。

それと、19区分につきましても、最多で28区分ございまして、23年度に議員からもご提言をいただきまして、今19区分ということで、9区分減っておりますが、まだまだ統合できる部分もございまして、市長も今賃金区分のこともおっしゃられましたが、このようなことも含めて検討の対象といたしてまいりたいというふう考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱり、まず非を認めるというところからスタートして、改善をするということですよ。このことは誰が考えたってそうでしょう。

今、亀山市は正規500人、非正規500人という状態です、職員数はね。やっぱり500人の方は本当に頑張って仕事もやっけていただいていますし、そういう意味では非常に重要な役割を果たしてもらっています。こういう人たちも、当然生活がかかっておりますし、家族もいるわけです。当然、こういう人たちが仕事でやる気が出るように、やっぱり待遇の改善はきちっと図っていただきたいということですね。

だから、正規職員の問題は人事院勧告で改善されていきますけれども、やっぱり非常勤職員についてはそういうことをきちっと目配りしなければ、なかなかされていかないということがありますので、このことを強く求めておきたいと思います。

次に移ります。

次は、家族の時間づくりについてであります。

これは、今回議会に教育民生委員会の資料として平成28年度の家族の時間づくりについてというものが出ました。目的とか28年度の日程、具体的な取り組みが書かれておりまして、ことし実施した家族の時間づくりについての小1と中1の保護者、それから中1の生徒のアンケート結果が添付されておりました。

ところが、驚いたことにこのアンケートの分析結果も、実施した結果の検証も全くありませんでした。どんな事業でも、アンケートをとるのは検証のためであり、その検証結果を踏まえて次の年の事業を決めるものであります。

私は、教育民生委員会の委員長をしていますので、担当局長を呼んで、こんな検証もなく来年の日程を決めた資料は受け取れないと、そのように申し上げました。担当局長は8日に亀山市の家族の時間づくり取り組み状況についてという検証とはほど遠い文書を各議員に配付し、何とか委員会で説明をさせてほしいと追加資料を出してきました。

まず最初に、市長にお聞きしたい。

こういう検証もなしに来年の日程を決めた資料を配付したことについて、市長はどう思われるのか。見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市は平成22年から、この家族の時間づくりプロジェクトを実施いたしてまいりました。本年度で6回目ということでございます。

昨年は、さまざまな議会の日程等々の関係もございまして年をまたいでしまいました。11月、12月、例年この時期に次年度の実施に当たりまして、市議会に資料をお示しして、説明をさせていただいてまいりました。

本年度も、これまでと同様に、来年度の実施計画について、この12月定例議会にあわせ、資料の提出を行っておりまして、所管の常任委員会で説明をさせていただきたいと、このように予定をしておりまして、例年と変わらない形で議会への説明をさせていただくという方針で臨ませていただいたものでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

とんでもない話ですよ、これ。じゃあ、何のために追加資料を出したんですか。

私が、検証がないからと言ったら追加資料が出てきたやないですか、検証にもならない追加資料が。何のためにそうしたら追加資料を出したんですか。全く、さっきの問題もそうですよ。自分のやったことに対する非は一切認めようとしませんよ。余りこれはひど過ぎますよ。ちゃんと非

は非で認めなさいよ、それは。どうですか、これ。こんなことでいいんですか。開き直りですか、もう。

この問題は初めてじゃないんですよ、こういう検証もなく方針を出すというようなことをやったのは。土曜授業を初めて実施した平成26年度、基本方針の中で成果と課題を検証する研究年度としていたのに、この検証結果を議会に示す前に保護者に翌年度の実施内容を知らせていたということ。これも12月議会で私がただしましたけれども、そうしたら急遽、土曜授業関連資料、これは検証でも何でもありません、関連資料なるものが配付されました。そして、3月になって平成26年度土曜授業に関する検証、これも検証と言えるかどうかわかりません、という資料が出てきた。こういうことがありました。これも検証なしで次の年の日程を決められたと、これが1つです。

それから、もう1つは関ログジですよ。これはもう随分いろんな方が言われましたけれども、検証なく進められたと。3月議会では、我々議会が全会一致で決議をして、関ログジの指定管理取り消しに至った経緯を全て明らかにするとともに、その原因を十分に検証することを市に求めたわけです。ところが、市はそういう検証結果を示すことなく、ログジの今後を検討する在り方検討委員会を立ち上げた。そして、9月に検討委員会の提言が出されて、市の方針も出されたと。この時点でも、議会が求めた検証結果は示されませんでした。ようやくこの12月議会になって、検証結果なる資料が配付されましたが、3月議会で決議をして以降、この9カ月間、議会の決議は棚上げをされました。

今回、家族の時間づくりを取り上げた理由は、やっぱりこの間、本当にひどいんですよ。検証なく次のことをどんどん決めていくというね。こういうやり方ですよ。やっぱり櫻井市長のやり方は余りにも私は横暴勝手だと思います。その上、非も認めないんですよ。そういうような姿勢というのは、やっぱりこれは問われるべきだということがあって、今回この問題を取り上げさせていただきました。

まず、この家族の時間づくりですが、アンケート結果の分析も検証結果も示さずに、なぜ来年度の実施が決められるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、本市が実施をいたしております35の施策、それから数百に及ぶ各種事業につきましては、計画、実行、評価、そして修正行動、プラン、ドゥー、チェック、アクション、こういうマネジメントサイクルのもとにそれを経て、それからここ数年は、これは行政の内部でございまして、庁内の検証や……。

（「聞いていないよ。今回、何で検証せんだんと聞いておる」と16番議員の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

その説明を今させていただきます。

こういう行政評価のシート等につきましても、議会、並びに市民の皆様にご公表させていただいてまいったところでございます。

一方で、少し事後評価になりますが、ご案内のように、この事業も施策評価シートや、それから事務事業評価シートの中で、これは検証・評価がなされておるとことは十分ご存じいただいで

おるものであらうと思います。

一方で、議会と執行部という二元代表制の観点からも、議決機関による決算審議から予算編成へという過程を通じまして、議会サイドの検証、チェック等を得ることでありまして、これは議会と庁内の二重の検証プロセスによって事業の精度が高まるものと私自身は考えておるものでございます。

先ほど申し上げましたように、例年、家族の時間づくりにつきましては、その実施後に行ったアンケート調査結果などの関連資料を提出いたしてまいったところでありまして、なお関係ロジにつきましても、その都度説明をさせていただくとともに、議会とご相談の上に検証資料をこの12月定例議会に提出をさせていただいたものでございます。

いずれにしても、各種事業がより効果的な成果につながりますよう、その検証を通じて精度が上がりますことは重要な視点であるというふうに認識をいたしておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

議長にお願いしておきます。質問に答えていただくことを私は求めているんであって、それ以外のことを長々とされては質問時間を潰されるわけですよ、私は。きのうはきのうで、福沢議員が質問もしていないのに答弁に立つような、余りにもあなたは横暴勝手ですよ、やり方がね。そのことを申し上げておきたい。

それから、今回アンケート結果の分析とか検証結果って出ていないですよ、これ。それにもかかわらず、もう来年は5月の2日にやると示されているんですよ。後になってから、事業評価で検証したって意味がないですよ。やる前に検証して、これは効果があったから次をやりますというのが当然なんですよ。効果がなかったらやめますんですよ。そのことをせずに、なぜ今回5月2日が出てくるんですかということをお聞きしておるわけです。

この家族の時間づくりは、もう本当にいろんな方から私は声を聞きますよ、やめてほしいという声をね。5月の連休というのは、毎年3連休から5連休、大体平均するとありますよ。その間に1日休みをふやすことによって大型連休にするということになっているわけですね。そのことによって、例えば5連休、7連休になるという休みのとり方ができると。このことが、わざわざ連休の直前に、事業所にしてみたら一番忙しいんですよ。連休に入ったら仕事を休まなければならないから、連休の前日というのは物すごく仕事が忙しい。だから、その日に休めというのは物すごく酷な話なんですよ。だから、そういうことをあえてやっているわけですよ。

ところが、このアンケート結果を見ると、大型にしたことによる効果というのが、検証がないんですよ。例えば、大型にさせていただいたおかげでこういうふうに長期の休みの使い方ができましたというようなことではなくして、家族で1日帰りまでどこどこへ行きましたとか、そういうような話なんですよ。それは別に何も大型にする必要はないんですよ。

私が聞いた話でも、1日余分にそんな休みをつくってもらわなくても、連休中に家族で十分過ごすことはできますという声は多いですよ。それよりも、やっぱりこういうことで困っている親が多いということですよ。そちらのほうがはるかに問題なんですよ、あなた方。そのことが本当に理解できているのかというふうに思います。

だから、もしこの家族の時間づくりの日がなくなって困る親とこれがあることによって困る親とてんびんにかけたら、誰が考えたって、この日があることによって困る親、子供のことを考えるというのが私は第一義的やないですか。そのことがわかっていないというふうに思います。

このアンケート結果だけでも、それは出ています。例えば、よくなかったと答えた保護者の理由。一番多いのは仕事を休めず、子供と一緒に過ごせなかったが55.9%。次に多いのが、仕事を休めず、子供に不安や寂しい思いをさせた24.3%。この2つで8割なんですよ。だから、よくなかったという方は仕事が休めないから、子供と一緒に過ごせないからよくなかったと言っているんですよ。

やっぱり家族と過ごすというのを打ち出されているのであれば、もしこれが家族の日の後で、家族と一緒に家族の日を過ごした子供の話を、親が仕事で行けなくて家族と過ごせなかった子供が聞いて、どれほどつらい思いをするかという。ここのところの感覚というか、感性があなた方にはあるのかということをお私に言いたいです。

だから、声として、何としてもやめさせてほしいと言うんですよ。このことがなぜわからないのかと私は思います。

市長にこれはもう聞きたいと思います。

こういう本当に切実に休めずに困る親だとか、親と一緒に過ごせずにつらい思いをした子供、こういう子供のことを市長は本当にどう思っているのか。一度、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まずその前段に、なぜ分析や検証結果を示さず、来年度の実施が決まるのかというご質問がございましたが、これはもう当然、庁内におけます組織的な検討を段階的に積み重ねて、この実施を検討しておるわけでございます。これはご案内のように、関連する4部局、担当部局長会議等々の検証、調整の上に実施を決定させていただいておるものでございます。

それから、今仕事を休めず困る親や親と過ごせず悲しい思いをした子供たちのことを市はどう思っているのかというお尋ねでございますので、以前にも申し上げたんですが、本市や私自身の思いの一端を申し上げたいと思います。

ご案内のように、日本人の勤勉さや家庭より仕事というシニア……。

○16番（服部孝規君登壇）

それはいいわ、もう。要らんというの、だから。ピンポイントで聞いておるのやから。

○市長（櫻井義之君登壇）

言葉足らずでは、その真意が伝わらないので。

○議長（前田耕一君）

これはやめていただいて、簡潔にお願いします。

答弁を続けてください。

○市長（櫻井義之君登壇）

簡潔に申し上げたいと思います。

我が国の有給休暇の取得率は、世界でも本当に依然として低い水準にございます。これはご案内

のとおりであります。近年では、ワーク・ライフ・バランスとか、働き方、休み方の改革が問われておりまして、社会全体の価値観や仕組みの変革が必要であると、このように強く認識いたしておるところであります。

個人の生き方や家庭の状況はさまざまでございますが、業種や企業、事業の規模などによっても、これもまたさまざまでございますので、有給休暇取得の促進や働き方の改革は大変難しい問題であると思っております。

しかし、ワーク・ライフ・バランスを唱えるだけとか、政治的に評論するだけでは、これは古くから仕事を休めず困る親たち、あるいは悲しい思いをする子供たちの状況は改善しないということは明らかでございます。ゆえに、本事業を平成22年から展開してきた真の目的は、大企業だけでなく中小零細事業者においても、製造業や官公庁だけではなくて、なかなか祝祭日に休みのとりにくい流通業やサービス業などの業種においても、ゆとりある暮らしにつながる有給休暇を取得しやすい社会に変えていこうという展望によるものでございまして、これは本当に高度成長期以降の長年の仕組みとか価値観の中で、これが亀山市のささやかな取り組みによって、一朝一夕に変わると思っております。しかし、このゆとりある社会とかワーク・ライフ・バランスを、また親子のきずなをいま一度考えていただくことによって、仕事を休めず困る親たち、悲しい思いをした子供たちがなくなるように、これは地道な取り組みをしていく必要があると私どもは考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

簡単やないですか。家族の時間づくりをやめたらいいんですよ。やめたら、仕事を休めずに困る親だとか、そのことによってつらい思いをする子供はなくなるんですよ、市長。あなたの論法で言ったら、将来的に、僕もそれは労働時間を短縮するとか、働き方を変えていくというのは必要だと思えますよ。それが実現するまで、それじゃあこの人たちは犠牲になれということですか。ずうっとつらい思いをせえということですか。そういう理想を掲げて、それが実現するまでの間、あなた方は辛抱せえと、そう言いたいわけですか。どうですか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

少し誤解があるかわかりませんが、そういう状態にならないために、これは古くからの問題でありますので、そこをやっぱり産業界や事業所、社会に働きかけをして変えていこうというのが趣旨でございまして、本当にそのところはぜひご理解をいただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要は、その方法が間違っていると言うんですよ、私は。だから、方向は必要なんですよ、それは。だから、その方向を定めて、じゃあ何をするかということになったら、家族の時間づくりではないと言うんですわ。もっと違うところから、国やとか労働界、産業界に対して働きかけをしなきゃな

りませんよ。それをそのままに置いておいてこれだけ続けても、そういう状況は生まれませんよ。

本当にわかってもらっていないので、3月議会でも福沢議員がアンケートに寄せられた保護者の意見を紹介しましたが、もう一度、私はここで紹介したいと思います。

両親が仕事のため、家で子供が1人で留守番だった。かわいそうだった。子供を見てもらう人がいないので本当に困っています。結局、学童保育にお願いしました。亀山市独自の休日はとても困ります。やめていただきたい。家族と過ごせない子供の気持ち、親の気持ちが無視されていると毎年感じる。よくなかった人の意見は無視ですか。両親とも仕事が休めず、子供にかわいそうな思いをさせてしまう。家族で遊びに行った子の話を聞かされて、子供が辛い思いをしています。

どうですか、これ。何とも思いませんか。

学童へ行かないといけないので、弁当づくりや準備で忙しい。共働き家庭にとって、家族の時間づくりじゃない。連休が続くときにとてもじゃないが仕事が休めない。子供だけが家にいることになって、本当に迷惑。今まで休みじゃなかったのだから、あえて休みにする必要はない。他に休みを取得する予定があるため、仕事が休めないのが本当に困っている。親が2人とも仕事であるため、不要な休みの希望をとらなければならない。ただでさえ4月、5月は行事も多く、ほかの休みもとらなければならない。父親が休日がとれなかったのが、子供に申しわけなかった。

気の毒ですよ、親は。本当に、これは一つ一つ、どの声も切実ですよ。こういう声をあなたは本当に感じないんですか。

やっぱり、私は一番深刻だと思うのは、家族の時間づくりで家族と楽しい思いをしてきた子供が、例えば学校で話をするわけですよ。ところが、家族が仕事で家族の時間づくりを過ごせなかった子供はそれを聞くわけですよ。これほど辛いことはないと思いますよ。家に帰って言うでしょう、お父さん、お母さん、何で休まんの。こうなるわけですよ。

これは、私は人権侵害だと思いますよ。これが寄りにもよって、どこが担当しているかといったら、人権を守るという仕事をしている共生社会推進室なんです。日ごろ、人権を守ろうと言っている部署がこういう人権侵害ともいようなことを推進しているんですよ。そういう人権問題だという認識はありませんか。私は、これは明らかに人権問題だと思いますよ。この人たちに何の責任もないんですよ。仕事を休めなかった親にも責任はないし、そのことによって家族と一緒に過ごせなかった子供にも何の責任もないですよ。そういう人が辛い思いをする。明らかにこれは人権問題やないですか。同和問題でもそうですよ。何の根拠もない、なのにそういう差別をされる。そうでしょう。だから、人権問題なんですよ。その人に何の非もない、落ち度もない、問題もない、責任もないのに差別をされる。だから、これは人権問題としてやめようというわけですよ。一緒ですよ、これは。親に責任があるんですか。子供に責任があるんですか。ないでしょう。私は、これは人権問題として考えてほしい。

こういう声を聞いても、市長はやめる気はないのか。再度、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

アンケートで自由意見を求めましたところ、今ご紹介いただいたような意見も、これは本当にさまざま頂戴をしておるところでございます。また、賛同する意見、これは本当に賛否の分かれる、

そういう問題であろうというふうに考えておるものであります。

ただ、今おっしゃるように、これは本当に親にも子供にも責任がない。長年の働き方とか、社会全体の価値観とか、仕組みを本当に変えていかななくては、家族の日があろうがなかろうが、その問題は解決されないというところを本当にどのように状況を変えていくのかという思いで臨んでおるところであります。これだけで解決するとも思いません。これ以外にも、ゆとり社会とか、男女共同参画とか、子育て支援とか、こういうことを本当に総合的に進める中で、ぜひ今おっしゃられるような親にも子供にも責任がない、悲しむようなそういう家族がないような状況をぜひ社会や産業界の理解をもって変えていきたいというふうに私どもは思っておるものでございます。

なかなか大変難しい。業種とか家庭の事情とか構成とか、いろんな要素によって、本当にこれは難しい問題でありますので、ぜひ多くの方の理解や協力の中で、少しでもそういう状況が変わるように、私どもはぜひいい成果を出していきたいと思っております。

人権侵害という視点から、もうやめるようにというご趣旨でございますけれども、議員のご所見はご所見として伺っておきたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

何度も言いますけど、家族の時間づくりをやめれば、少なくとも今紹介した声、こういう人たちはつらい思いをしなくても済むんですよ。そのことがわかりませんか。

確かに、働き方を変えていくのは大事ですよ。だから、こういう思いをさせなくても済むような方法は幾らでもありますよ、これ。むしろそちらのほうから、こういう取り組みをしたらいいじゃないですか。少なくとも、こんな声が出るようなことを続けるのか、やめるのかとなったときに、私は少なくとも、こういう声が出ている以上、やっぱり続けるということにはならないと思えますよ。だから、さっきも言ったんですよ。あなたが言われるような社会になるまで、この人たちは我慢せえということかと。そうはならないでしょう。責任もないんですよ。直ちにやめることを求めたいと思えます。

それでもう1点、これは全然他市に広がっていませんよね。こういう広がりが無いのに取り組んでいく、この点についてはどうなんですか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この観光庁が進めてきた家族の時間づくりプロジェクトの認定地域は、ちょうど昨年度は6地域、本年度は11地域となっております。また、現在認定地域、並びに認定に向けた計画中を含めると全国18地域と、昨年度から増加していると伺っております。その真の意義が徐々に理解されつつあるというふうに認識をいたしておるところでございます。

なかなか実施地域においては、私どもはゴールデンウィークの並びで対応しておりますけれども、例えば地域のお祭り等の行事への参加とか、3連休をゴールデンウィーク以外ではめていくとか、さまざまな取り組みがなされておるところでございます。

いずれにいたしましても、私どもはこの地道な取り組みを本当に広く展開していくことが大事で

あろうと思っておりますし、そのやり方につきましては少し工夫が要るのかなあと。そこはやっぱりアンケートとかさまざまなご意見の中で、今のやり方がベストなのかどうかということについては、当然検証して、時期も含めて、現在展開をしていきたいと思っておるところでありますけれども、全国的にも徐々にその意義が広がりつつあるというふうには伺っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

本当に反省もなければ検証もない。そういう中での市長の答弁は、本当に聞いていても情けなくなります、私。

最後にもう1問聞きたいんですけど、土曜授業との関係を聞きたいと思います。

この家族の時間づくりは平成22年から始まった。当時は、学校は5日制で土日は休みでした。ところが、26年度から土曜授業が始まって、土曜日でも月1回は登校というような状況に変わってまいりました。これは、家族の時間づくりも土曜授業も両方とも亀山市がやっていることであります。

そこで、私が不思議でならないのは、亀山市は一方で学校を休みにしてまで家族と過ごさないよということを家族の時間づくりでやって、もう一方で、学校が休みの日にわざわざ学校へ来させて勉強をするわけですよ。これって物すごい矛盾だと思いませんか。

市長、教育長にこの点についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

基本的には、学校での土曜授業の実施というのは、例えばゆとり教育の一定の取り組みの過程で、少しそれを学力向上でありますとか、あるいはさまざまな課題の中で、国として、そういう視点からの土曜授業の開始という取り組みであろうかと思っております。また、家族の時間づくりのゆとり社会の形成とは、当然その考え方の起点が違うところであるというふうに私は認識をいたしております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

考え方の起点が違うというのは、行政の中だけでわかる話ですよ。市民にしてみたら、同じ亀山市が、片方は学校のある日だけど休みにして家族と過ごさないと言うわけですよ。片方は、土曜日休みだったんだけど学校へ出てきなさいと言うわけですよ。これはどうなっておるのという話ですよ。これは、やっぱり亀山市としてどうするのかということはきちっとやらなきゃならないですよ。だから、そのことを私は言っておるんです。

今回、やっぱりいろいろ聞きましたけど、市長の一番の問題は、あなた自身がやりたいことをやるのが市長の立場ではないということをお願いなんですよ、私は。市民が望むことを、市民の負託を受けた市長という立場で、それをいかに実現していくかが市長の仕事だと思うんですよ。

だから、今回のように市民の声がこれだけつらい思いをする、悲しい思いをするという声が上が

ってきたら、それはやめましようと言うのが市長の立場ですよ。自分はこれが何としてもやりたいからやるんだ、こういうことを市民は市長に求めているんです。市民の願いをいかに市長という立場でやってくれるか、このことを負託しているわけですよ。あなたのやりたいことをやりたいようにやってくださいとフリーハンドなんか預けていないですよ。そこがあなたの思い違いだと私は思います。

きょうは非常勤の賃金の問題もやりました。これも最初に言いましたように、非は絶対に認めないんですよ。直すと言いますけれども、非は認めない。この家族の時間づくりも、どれだけこうやって市民の声を伝えてもやめるとは言わない。工夫をしたって、これはどうこうなる問題ではないですよ。やめるしかないですよ。

やめることによって、それじゃあやめないでくれという声が上がってくるんかどうか、一遍やってみたらいいじゃないですか。あれば休みますけれども、なけりゃないでもいいですよということですよ、使っている人についても。ゴールデンウィーク、長い休みがあります。その中で使えばいいんですもん。何もわざわざ休みをふやしてもらわなくても、そういう家族の過ごし方はできますと市民の方は言ってみえますよ。

だから、なくしても困らない。しかし、あることによって困る。どちらをとりますか。明らかでしょう、これは。ぜひ、これはもう来年以降、やめていただくように求めて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時51分 休憩）

（午後 4時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

一般質問をさせていただきます。

市長にお願いしておきますわ。この2日間、議員各位はそれぞれ皆、この定例会の質問に対して市民の負託を受けて精いっぱい研究し、努力し、質問に当たっておりますので、できましたら質問者の趣旨を踏まえて、やはり的確に、是は是、非は非でお答えいただきたい。それがやっぱり市長が言われる行政と議会が両輪で、亀山市民5万人の、やはり円滑にいくんやと私は思っていますので、そのことを踏まえてご答弁いただきたい。

まず、通告させていただいておる関ロジックについてですけれども、平成28年当初予算編成において、今後どのような方針で解決するのかを明確にしてほしいということで通告させていただきました。

いろんな形で廃止の議案が出ていますけれども、仮に民間に対して関ロジックの現施設を利用していただくというような方針でどうも提案されるらしいですけれども、それにはやっぱり今までの検

討、検証、ここまでに至ったことをやっぱり議会に真摯に示してもらわないかん。

ちなみに、ここにはこれだけの資料がありますわ。これは出してもらったけれども、内容はほとんどないです。

私は、一遍こちら辺でひとつ聞かせてもらいたい。この休館に至った経緯。確かに、指定管理のときに、私は指定管理制度よりもやっぱり直営でお願いしたいということは申し上げた。けれども、議会の承認を得て指定管理になったと。エムアンドエムという指定管理者が2年間行ったと。

ところが、2年経営して、その中で初年度に979万3,846円の赤字になった。2年目に、26年度には2,274万6,239円の赤字であった。トータルで約3,170万の赤字が出たもんで、その補填をしてくださいということで、それが補填できなかつたら撤退をしますと。それで、今年度の3月31日をもって休館になったと。

お手元に、議員各位に資料を配らせていただきました。それを議員各位にちょっと見ていただきたいんですけども、確かに耐震補強及び改修工事関係の設計840万円、設計監理、工事請負費9,521万6,100円、それから指定管理料、当年度分の360万、変更分はエムアンドエムが管理を開始した後にいろんな支障が起こった形で119万1500円の金を出したと。26年度の指定管理料222万5,828円、これは指定管理料やと。これを今まで支出した27年度当初予算の150万に、補正予算281万9,000円を足した1億4,527万9,943円から差引いたお金が3,464万8,000円を指定管理者のために支出しております。

先方から3,170万の損害賠償を受けたわけですけども、亀山市としては、3,464万8,000円の余分な金をこの指定管理者のために出しておるわけですよ。それを回収する気持ちはあるのか。やっぱりこの3,400万の金を回収することによって、今上程されるもろもろの動きが出てくるんじゃないかと思うんですけども、なぜ今日まで、その検証結果もあやふやに。そして、いろいろロジの件を聞きましたら、係争になるかもわからないので、詳細については今言いかねるというのが主な答弁やったと思うんです。違いましたかな、そうですね。今それについて市長はどういうような認識を持っているのか、市長のお考えをお聞かせいただきたい。

○議長（前田耕一君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど資料もご説明をいただきました。従来申し上げた1億5,000万を原資に、この平成24年度に指定管理者へ移行させたという中、以降の経緯につきまして示していただいております。

その中で、説明がどうなのかということでございますけれども、9月に定例会におきまして、基本的な方針を申し上げてまいりました。また、本年3月以降、それこそ5月に請求書が届くという状況もございましたので、今後支障を来すことはあつてはならないということで、説明につきましても十分な説明もなかったかというふうに思います。

しかし、その経過につきまして、この議会とご相談の上にご説明をさせていただいて、9月定例会で考え方を述べさせていただきました。

以降、今回の12月の議会の中で、関連する資料といたしまして、国民宿舎関ロッジ指定管理の検証という資料をご提示させていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、この中でさまざまな要因につきましてもまとめさせていただいておるところでございますが、時間の関係もありますので割愛をさせていただきますけれども、いずれにいたしましても、原因の検証につきましては今回議会のほうにお示しをさせていただいて、また現状につきましても、基本方針に基づいて今後の検討等を現在進めさせていただいておる段階にありますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私は冒頭に言いましたやろう、質問者の内容を十分捉えて答弁してくれと。私は3,170万の賠償請求が出たもんで、裁判やさかいに詳しいことを言えやんというけれども、いまだに裁判を向こうは起こしておらん。なお、追加請求も来ておらん。あのときは3,170万を10日以内にどここの口座へ振り込みなさいという手紙だと。それに対して、弁護士さんに相談したら、市長の判断とは違うな、弁護士に相談したら、あんたのところが損害賠償を受けるんやったら、こっちもするぞと言うて手紙を出したというのが経緯やったな。

私の試算は間違っておるかな、3,464万8,000円。あなたが言う1億5,000万の内部留保金の範疇でやると言うけれども、この耐震工事をやった時点で、国民宿舎特別会計の清算をやって、残額2,800万を一般会計でもう繰り入れていますよ。その中で3,464万8,000円という金が出てきておる。これは当然、5年契約であったエムアンドエムに対して、向こうが経営手腕がなかったもので撤退した、それに3,170万のわけのわからん請求書が来たのでびっくりこいたもんで、もう3月31日で閉館でよろしいわと答えたんでしょ。だから、当然この3,400万の請求はエムアンドエムに請求せなあきませんやんか、賠償請求を。そういうような気持ちはないのかどうか。

私、ほかにもようけ質問があるので、長々とやらんと簡単にやってくださいよ。その気持ちがあるのか、ないのか。

当然、これは26年度施設修繕・改修関係で1,678万6,000円と書いてあるんです。皆さん見てください、この資料をね。維持管理、これも470万。これは当然、それなら誰が責任があるねんな。この3,400万の責任者は。市長と違うか。市長は、これは了としておるんですよ。まさか財務部長が了としたわけやない。市長が決裁をして、この支出を全部オーケーしたわけや。これは市長が責任をとらないかん金やと思っておるんやけれども、そういうような認識はありまへんかな。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これまでも何度もご質問いただいておりますので、少し考え方は申し上げてきたところでございますが、議員のおっしゃる3,400万でしたか、その内訳のところの少し正確な部分はまた検証したいと思いますが、その前段で、その支出の責任はということでございますので、少し申し上げ

げたいと思います。

ちょうど平成24年の指定管理への移行の折、これはご案内のように関ロジの長年にわたる利益等の蓄積でございました内部留保金約1億5,000万を原資として、関ロジの民営による継続を決定いたしました。また、民間の指定管理者に運営を委ねるに当たっては、これは当然の行政責任として、実施がなされておりました耐震化を施すことが不可欠でございましたので、平成24年と25年度に耐震補強工事などを実施いたしました。

この設計工事費が約1億400万円でございます。その後、6月末をもって国民宿舎事業会計の打ち切り決算を行いまして、残りの内部留保資金を一般会計に移行したことはご案内のとおりでございます。

ちなみに、この折の企業会計から一般会計へ引き継ぎました実質的な額が約1,900万円でございます。これもご案内のとおりでございます。

以降、5年間の協定を締結いたしました指定管理者への指定管理料が約700万円でございます。再オープン前後に想定外の施設修繕とか備品の買いかえなども含めまして、約3,000万円を支出いたしました。

これらの合計約1億4,100万円のうち、内部留保資金分から1億2,300万円、税金であります一般会計の負担額が、これは少し触れていただきました約1,800万円でございます。

つまりは、この2年間で内部留保資金を全額使い切る形となり、以降において、全額市費の投入が必要となっておるという状況の中で今般の状況、そして今回の判断に至ったところでございます。

この支出の責任はというお尋ねでございますが、今日に至ります過程で、それぞれの時点においては合理的な判断を実行させていただいたというふうに考えておるものでございます。また、この状況の中で、本当に今の状況の中で今後に向けた責任ある取り組みをしていくことが重要であろうというふうにも、改めて認識をいたしておるところでございます。そういう中で国民宿舎関ロジの運営を廃止させていただくということと、それを前へ、本当に未来志向で積み上げていこうという今、立場でございます。

また、先ほどの三千何がしかのお金の賠償請求をこちらから起こすことはどうかということでございますが、これらにつきましても従前の方針に基づきまして、弁護士と相談の上に対応させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、この追加でやったいろんな修繕とか、備品購入は議会も合意の上で、市長の責任と違うのやということは今そういうふうに私は理解した。そして、あとのことは弁護士と相談をする。そうすると、市長よりも弁護士のほうが、もう1つ偉い人が何やら雲の上にござるらしいな、この亀山市には。弁護士に相談せんことには物事が進めやんのやったら、市長は要らんわな。服部君も言われたように、行政というのは、市長がいろんなことをやりたいというときに、それなりに合意形成も要るけれども、やっぱり市長の判断によって何事もすると。さっきの連休でも、市長の判断でやったというんだったら、弁護士に相談してから市長が判断したんかな、あれも、やりなはれと言うて。そんなもんじゃないと私は思うわな。

やっぱりエムアンドエムに請求はすべきやと私は思う。これはちょっと時間がないで、またあれやけれども。

それで、休館に至った原因は、僕は指定管理を選定した亀山市の市長の責任であり、その業者であると。やっぱりそうやって裁判をすべきだと私は思う、請求は。市民のお金を有効に使ってほしいという思いがあるゆえに、私は市長にこうやって質問させてもらっておるんやで。その辺はやっぱり心得て、行政をやっていたきたい。もう亀山丸はどこへ行くかわからん。こればかりやっておっては次へ進まんもんで、次へ行きます。

子供たちに関する公共施設の管理体制及び施設の充実について、市長はどのような方針で臨むのか。各施設の管理、監視体制。一応、防犯カメラの設置等の一覧表はいただきました。各中学校にはたくさんのあれも備えてあるらしいですけれども、ここで1つ、監視体制。ご案内のとおり、新議員が安心・安全のまちのことで言われたときに、教育委員会の佐久間次長が学校関係について説明された。

ちなみに、川崎小学校が建設されるに当たって、川崎のまちづくり協議会の方ですか、真ん中にコミュニティースクールという形で一番いいところに部屋をつくらはった。そのときに、どのような方が入ってくるか、監視体制ですな。その辺はやっぱり、カメラはそれなりについているんです。現に、川崎小学校には3基つけてあります。亀中には8基、中部中には11基、それから関中には10基つけてあります。

ちょっとここで1つの事例を紹介したいと思います。

2001年に池田小学校で事件がありました、子供が8人死ぬ。そのときに、先生がその人物は確認しておったと。だけど、その方はどこかの保護者の方かなという認識でおったと。ところが、その人は出刃包丁で子供たちを8人死亡に至らせた。その後、学校施設は門扉の施錠関係を徹底するようになったと思います。

当亀山市において、川崎小というか、コミュニティースクールということでそういうような施設をつくった場合にどのような監視体制にするのか。二度と起こってはならんことで、こういうふうな施錠関係をやっておるんですけれども、どのようにこれから市長として、この亀山市の将来ある子供たちを守るために、この管理・監視体制をやっていくのか、一遍お考えを聞かせてください、市長の。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

川崎小学校の子供たちの安心のためにどうだというお尋ねをいただきましたが、川崎小学校に限らず、今日まで教育委員会において万全の体制で配慮がなされてきておるものというふうに考えております。

今後においても、さまざまな角度から教育委員会においても万全の体制を講じていくことになろうかというふうに思っておるものであります。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

万全の体制というけれども、起こってからではあかんのですよ、物事というのは。もう一遍、ここを読みますよ。

児童らが見た悪夢。2001年6月8日午前10時、大阪教育大附属池田小学校は2限目が終わり、休み時間に入る直前だった。そのころ、同校の前には1人の男がいた。男は無施錠の自動車専用門から侵入、体育館の前を通過、途中児童たちと花壇のほうに向かっていた1人の教師とすれ違いが、教師は児童の父兄と思って不審に思わず、会釈だけで声はかけなかったと。その後、凶行に及んだと。

だから、川崎小学校でもいろんな監視体制でするかわからんけれども、そこら辺のセキュリティはちゃんとしてあげてほしいと思うけれども、教育長も教育現場におったと思うんですけども、いかが思われますかな。その事件のときのことはよく、現職教師でお見えになったもんで、そこからの学校関係の体制について、いろいろ対策をとられておるけれども、この池田小学校の事件を受けて、どういうふうにご存じだと思っておりますので、ご所見を聞かせていただきたい。

○議長（前田耕一君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

池田小学校の事件につきまして、本当に私ども当然教育関係者も大きな驚きということがいまだに感覚といいますか、それが残っていると、私自身も今もそういうふうに思っております。

その後、この事件を受けて、学校というところは、本来は開かれた学校づくりということで、いろんな方たちに学校に来ていただき、子供たちとかかわっていただき、そういったことをやっていくということも大きな課題でございました。その当時の新聞の記事に記憶があるんですけども、津市の学校のその当時の校長先生が、やはり開かれた学校づくりということをしつかり考えていきたい。ですから、当然不審者はアウトということになりますけれども、その不審者はいわゆる防犯カメラとか、そういったことも当然必要です、物理的なことも必要ですけども、やはりいろんな人の目、地域の人たちが見守ってくれている目が非常に重要である。そういうふうな趣旨の記事が書かれたのを非常に印象的に、その当時感じさせていただきました。

その後、亀山におきましても、放課後の見守りとか朝の通学、それから帰りの下校の時間もいろいろ地域の方が立っていただいて、そういう見守り、亀山というまちはいろんな大人が見守っていますよ、そういう雰囲気を過去の先輩方も含めまして、そういう体制をつくっていきたくております。大変私どももありがたいことかと思っておりますけれども、やはり不審者のそういった行動を許さないというまち全体の雰囲気、これは私も今後、さらに醸成をしていく必要があるかと思っておりますし、川崎小学校におきましても、地域の核となる学校づくりということで、今回校舎建設も含めまして、今コミュニティスクールの事業を進めているところではございますけれども、そういう地域の核となる学校づくりということを主眼に置いてやっておるところでございます。子供たちが地域の中でさまざまな形で育まれていく。それから、例えばひとり暮らしの高齢者の方も学校に来ていただいたりとか、そういった雰囲気、いい形でつくり上げていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。長くなって申しわけございません。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

別にコミュニティースクールを私は絶対に否定しているわけじゃないんです。やっぱりそこら辺のセキュリティーをきちっとする中でやっていただきたい。お願いしますわ。

次に、いろいろ議論している中で、2番目の市内各施設の整備について以前から度重ねて質問しております。施設間の格差があると私は認識しておる。そこで、ようやく川崎小学校の普通教室に9月の議会で空調をします。そのときに、ほかの施設はどうするのやと質問させていただいた。そのときに、総合的にやっぱりお金のこともあるし、格差のないように総合的な判断でやっていくというようなことを言われた。

そこで、たまたまタイミングに、皆さんの手元に資料として配付させていただきましたが、津の市長さんが、津市は32年度までに整備、全小・中普通教室にエアコンというのを記者会見で述べられました。その内容は、お手元のように、津市は芸濃中を除く小学校50校、中学校20校を平成28年から3,000万の設計費を計上して、補正で工事着手。中学校は29年度に完成、30年から31年に設計費を計上して、設計ができ次第、小学校をやっていくと。それで、32年までに全70校を完全空調にするという方針を出された。

ちなみに、県下の情勢は新聞を見ますと、桑名市は17年度で中学校7校。中学校は9つあるんですけども、7校は整備をもうしておると、平成17年に。残りの2校というのは、合併前に多度町と長島町は既にやってみえたと。その財源はこういうような形です。伊勢市はどうかというと、もう既にやっておると。これは明野の駐屯地のあれです。

その財源の中で、今いろいろ学校の空調化には、平成18年普通教室への空調をするときの対象となる文部科学省の補助金制度を活用すると、津市は。それで、あわせて合併特例債もやると。

市長は順次考えると言われましたけれども、津市の学校数と我が亀山市の学校数、今中学校は3校、関中学校は完全空調にしております。亀山中学校は一部、空調をやっています、新設のところだけ。中部中学校はゼロ。

まず、私は津市の市長の考え方からいくと、短年度で、28年度から32年度というこれだけの期間で全てをやると、70校。やっぱりこれこそ、将来を担う子供たちへの政治だと私は思う。市長はいろいろなことをああでもない、こうだといろいろ言うけれども、この私の資料、この新聞を見られたかどうかわかりませんが、どういうふうに感じられたか。それで、やっぱり亀山市をどういうふうに普通教室を整備していくのか。亀山市の学校、教育関係がどういうふうに格差があるか、その認識はしてみえると思うけれども。

ただ、ちなみにもう1つは、これはもう皆さんご存じだと思うけれども、北京で初の赤色警報。これは中国が大気汚染で物すごいあれです。確かに、前回北京でマラソンがあったとき、空が真っ青やったんです。何でこんなに真っ青やろうと思ったら、みんな工場をとめておるんです。

それで、ちょっと調べをさせてもらったら、安心メールで平成25年に熱中症警報が県下で出されたのは7回、26年1回、27年1回。それから、PM2.5は25年から26年までに3回、27年に1回、計4回のPM2.5があったと。そういうような中で、当然子供を屋内へ、中国では学校を休校していますよ。

そういうような中で、やっぱり亀山市の学校施設を充実させるには、当然普通教室の中でしっか

り勉強してもらって、亀山を担ってもらうには学校の環境づくりをせなあかんと思うんですわ。どれから手をつけたらいいかわからんというような市長の答弁やけども。まず、笑るとらんとどれからするか一遍言うてくれ。笑っておるのだったら、どんなもんやな。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

どれから手をつけていいかわからんということではなくて、9月の議会でも普通教室への空調機の設置について、私自身の考え方を申し上げました。議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、その基本的な考え方は変わってございません。

今後、普通教室への空調機設置をこれまで整備してきましたサマー教室とか、特別支援教室への設置に引き続いて展開をしていきたいというふうに考えております。

ただ、今までの設置と比較いたしますと、普通教室全体では膨大な、対象となる教室の数が多いということもございますので、かなり事業規模が大きくなるということもございます。

どれから手をつけていくのかということについて、これは市の財政状況の動向も当然あるかと思えますし、全体のバランスをしっかりと見きわめていく必要もあるかと思えますので、計画的にこの整備を進めていくという視点から、現在策定を進めております第2次の総合計画の検討の中でしっかりと整理をし、計画的に位置づけてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それが議会に対する市長の中途半端な、いいかげんな、総合的な判断とか。津の市長はこうやってはっきり、70校の小・中学校を26億、4年間をかけてやると言っておるの。津市の財政と亀山市の財政は人口も規模も違う。だけど、亀山市内だったら、全学校をやっても2億から2億5,000万で足りると思う。優先順位がわからんのでしたら、私がちょっと参考までに市長に教えてあげますわ。

まず、第1に中部中学校と亀山中学校。これを28年度から設計をやって、途中で補正をやって、そしてやりなはれ。まず、中学校。やっぱり中学校の思春期の子らが精いっぱい勉強できる環境を、まず中学校から手をかけなはれ。それには、恐らく私の試算では大体設計費込みで6,500万あったら大体できる。7,000万弱あったら、大体できると思う。

決して、亀山市が財政的に7,000万の金がないということは絶対にないと思はる。だから、中学校をまずやって、次に小学校へ移って行って、できたらあなたの任期はもう29年の2月こそないで、あと1年ちょっとやで完結はできんかわからんけれども、1つくらい功績を残されたらどうかと思うけれども。こんなことをやったよという功績を残す気持ちはあらへんかな。私は先に中学校からやるべきやと思うけれども、市長の見解を教えてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前回のサマースクールや特別支援教室につきましても、約1億数千万かけて、3カ年にわたって

計画を入れてまいりました。議会の優先順位も含め、どのようにしていくかについて、先ほど申し上げましたように総合計画の検討をしておる最中でございますので、そういう議員のご所見も踏まえ、総合的にこの計画の中へ位置づけてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

津市は5カ年かけてということでございます。先ほど申し上げたように、私どもは普通教室の数もやっぱり大きいですし、数もありますので、財政的なこと、全体のバランスも含めて、優先順位も含めて計画で整理をさせていただきたいと、このように考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

エアコン設置には、文部科学省に学校施設環境改善交付金、補助率3分の1というのがある。これを活用したら、7,000万の3分の1だったら、5,000万弱でできるの。そこら辺、ちゃんと考えてや、頼むわ。総合的とか、総合計画とか、そういうのと違うねん。やるかやらんかや、物事は。まずやってみなあかん。やるたびに子供たちは喜ぶねん。決して怒らへん。

今の大型連休やないけれども、服部君の言う。子供と一緒に遊ぼうと思っても、遊べやん子供もおるのや。その子ら、それやったら、学校へ行ったらクーラーの効いたところで一生懸命勉強すれば、親に孝行できるがな。そういうような環境をつくるのが市長の仕事なんやと私は思う。

余り言うとしても時間がないで、次に移りますわ。しっかり総合計画に入れておいてくれなはれ。必ず入れてくださいよ。

次に、開発事業についてちょっとお尋ねしたい。もう時間が余りないもんでしよりますけれども。

まず、亀山市における開発申請における判断基準、どういうふうにするのかと。当然、開発においては県に対して市の見解を書く意見欄があります、意見書というのが。この意見書に鑑みて、県はある程度、当該市が了としたものについてはおおむね了とするという形で、その開発申請というのは当該自治体の見解を、または当該自治体の長の見解を了として受理して、許可をおろすと思えますけれども、市長はここら辺の開発申請って全て目を通してみえるかどうか。あるかないか、長々言わんでええで。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

開発申請は目を通してございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それなら聞かせていただきます。目を通してみえるのやったら、今羽若地内で、そのビラを持たしてもらっています。前回、質問させていただこうと思ったけれども、ほかの案件がありましたものでようしませんでした。これが8月28日に新聞折り込みで出したオカベ開発の宅地造成のあれです。これが最近出てきたビラです。かなり売却が、商談が成立しております。

その中で今回は、今現在、裁判が行われていますな、隣接地の。裁判において、当初排水路のこ

とについていろいろあったと。私も聞きました。6回の公判が行われたと。1回目はともかく、2回目は3月31日、3回目は5月22日、4回目は7月6日、5回目が8月24日で6回目は10月5日と。そのときに、過去4回の公判については、相手側が裁判所にお見えにならなだもんで反論もなかったの、そういうのはなかったと。ところが、5回目にこの裁判で開発業者の適正な手続に基づいて排水路の接続工事を行ったのに対しての相手側の異議を訴える内容の反論が出てきたと。それで10月5日になるんですけれども、この間、6回の公判において、職員が何人、延べ何時間出られたか。それをちょっとお答え願いたい。それで、反対弁論の弁論内容を簡潔に、時間がありませんので、ちょっと教えてください。

○議長（前田耕一君）

草川上下水道局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

これまでに、先ほど6回と言っていましたけど、7回、既に公判が終わっておりますので、7回の公判に対応した職員数につきましては、毎回上下水道局、建設部、環境産業部、企画総務部の関係室から、1公判当たり8名から10名の職員が出廷しており、延べ62名でございます。

それから、5回目の公判の内容というふうなことで、相手方からの反論の内容でございますけれども、開発業者の適正な手続に基づく水路への接続に関する書面というふうでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

というのは、公判7回で4部局から8名ないし10名、総勢62名の職員がその業務に携わったと。その裁判所に行くまでに、かなりの時間を書類作成等で時間を費やしておると思います。

これは、この当初の26年2月にオカベ開発が本市を尋ねた段階で、その接続部分の水路は未登記であり、個人の所有であったという要因であるのかかわらず、この申請を出したと。そのときに市長が目を通しておれば、そういうような将来問題が起こるようなところに接続をさせるということをして市長の判断でなぜとめられなかったか。もし、そういうような事案をご存じでなかったとは、私は言わせませんに。そういうような事案を知っておりながら、なぜこれはあかんやないかと、こんな意見書を出してはあかんやないかということをして市長は言わなかったか、一遍市長に聞いた。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この当該水路については、従来からの水路を残土処分の開発行為によりつけかえられた排水路でございまして、市の水路として、住山町の一部地域から排水も流れている重要な排水路であると、このように認識いたしております。

通常ならば、このような未登記処理について、訴訟に及ぶことなく、担当レベルにおいて相手方と協議を行って処理をするわけですが、ここに至ってしまっておる過程においては、先方の考え方とか条件とか、こういう中でのギャップがあって、時間を費やして、協議を重ねてまいった結果、解決に至らず、このような状態になっておるということでございまして、そこはそうい

う経過の中にあつたということをご理解いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんなこと聞いていないやないか、私は。そういうような問題のあるところへ、問題なしというそんな意見書をつけたらあかんという判断を市長がなぜ、指摘してもう少し違う方法がないのかという指示をあなたが出さなんだのかと私は聞いておるのや。そこを尋ねとんのやに、そこを理解してくださいよ、私の質問しておるところを。

というのは、後からわかったことやけれども、いろいろ説明がありましたやんか。この水路が、その持ち主となる移転をしていない方が、不当にその処理するのを、売買をするのを差しとめ請求やったかな、そういうようなことを裁判所に提起していますやろう。これはいつでしたかな、差しとめ請求。そして、間際になって裁判に提起しておんのやんかな。その前に、26年の2月の段階で、この水路は問題のある水路やから、この水路を活用した開発は不相当と思うで、担当部局は頭を使って、別の水路に、また新設水路なりの手法を考えよという指示を市長は出さなかったのか。出したのか、出さなかったのか、どちらか。それを聞きたい。出していないなら、出していないと言ってくれ。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

出しておりません。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

出さんということはおかしいんやないかな。人の土地に、オカベさんのところはこうやってチラシを入れて、23区画の事業を展開してもら。これは、亀山市に住んでみたい、住んでみたいというまちに、こういうような開発事業をやる一つの事業者ですわ。この方は、亀山市の人口対策の一翼を担っておると。だけど、その隣接をしておるところに当然開発同意が要る。要る段階で、所有権が亀山市に移転していない土地の水路に流すのはあかんということを指示ができないのというのは、長としての役割を果たしていないのではないかと私は思うけど、いかがかな。そんなことは、みんなそれなら部下任せなんかな。62人の職員が、企画総務から、建設、下水、環境。その職員は何のために、それならこの仕事をしておるのや。あなたの一言が、指示があつたら、長というのは的確な仕事を指示するのが長の仕事やと私は思う。自分の指示が間違つた場合には、長おのずから、自分から責任をとるとというのが長の仕事だと思うけれども、そういうような認識はないのかな。また弁護士に相談するのかな、どうしたらいいか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私どもとしては、平成18年7月にそのつけかえ水路の寄附の承諾書をいただいた、あるいは登記の承諾書の提出があった段階で、これはもう市の所有財産というふうに認識をさせていただいて、全てが動いておるところであります。

しかし、先ほど少し触れさせていただきました、通常ならばこのような未登記処理について、訴訟に及ぶことなく、相手方との協議の中で整理されるものであろうかと思っておりますが、解決に至らない、そういうプロセスをたどった結果、今日に至っておるという理解をいたしておるところであります。

市長の責任はということをおっしゃっておられるんだらうと思えますけれども、当然私どもとしては、私の立場の、これはもう市民の財産として適正に、引き続き公判、裁判の中でしっかり私どもとしても提訴をいたしましたので、これに対応してまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

指示は出さん。だけど、登記のしていない、それなら固定資産税の40万は公判が始まって速やかに相手側に返納しておる。利息をつけたかどうか知らんけれども。それで、相手側はそれを裁判所に供託してみえる。それも矛盾がありますやんかな。誰に非があるのやといたら、やっぱり行政の開発に対する指導、市長がそこをやっぱり的確に担当部局からいろんなこういうような問題があるけどどうしたらいいかというときに、市長の英断がなかったから長々と裁判が続いておる。これがいつ結審するかわからんと。

ちなみに、私があなたの立場やったら、既設水路にそういうような問題があるんやったら、当然この開発区域の東側に水路を場内に、開発地内に新たに設けて、そして正規の開発区域内の排水をするようにその開発業者に指導すべきであるという指示があなたは出せなかったのかと私は情けなくてしょうがない。それが一つの亀山市に23戸の住宅開発をする業者に対する市の責務であり、親切であると思ふ。それをどういうふうに考えられるのか。そういうような指示を的確に出すのが市長の仕事と私は思ふけれども、それは担当部局から言われたけどもあれやということですか。

いろんな事案を私も調査しました。それで、そのことについてやっぱり意見書等にもいろいろしておると思うの。聞くところによると、確認したら、公園のところ突っ込みをやっておるという話。そういうような指示をなぜ出せなかったのか。やっぱり市長としての責任は十分果たしていただきたいと思ふ。

今後、裁判の推移も見させてもらいますけれども、やはり市民の利益、それから亀山市に入っていくとする業者の人らの思いをもっと酌み取った政治をこれからやっていただきたいと思ふて終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による質問は終了しました。

これより、一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんでしたので関連質問を終わります。

す。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次にお諮りします。

あす12日から17日までの6日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田耕一君)

ご異議なしと認めます。

あす12日から17日までの6日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田耕一君)

ご異議なしと認めます。

休会明けの18日は午後2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さんでございました。

(午後 4時56分 散会)

平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 6 号）

●議事日程（第6号）

平成27年12月18日（金）午後2時 開議

- 第 1 議案第 81号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について
- 第 3 議案第 83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 84号 亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について
- 第 5 議案第 85号 病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について
- 第 6 議案第 86号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 第 7 議案第 87号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 第 8 議案第 88号 亀山市税条例等の一部改正について
- 第 9 議案第 89号 亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 90号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 11 議案第 91号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 12 議案第 92号 亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止について
- 第 13 議案第 93号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止について
- 第 14 議案第 94号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- 第 15 議案第 95号 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 16 議案第 96号 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 17 議案第 97号 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 18 議案第 98号 平成27年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 19 議案第 99号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 20 議案第 100号 市道路線の認定について
- 第 21 議案第 101号 市道路線の廃止について
- 第 22 議案第 102号 市道路線の一部廃止について
- 第 23 請願第 6号 年金積立金の安全かつ確実な運用等を求める請願書
- 第 24 委員会提出議案第 10号 亀山市議会会議規則の一部改正について
- 第 25 委員会提出議案第 11号 年金積立金の安全かつ確実な運用等を求める意見書の提出について
- 第 26 閉会中の継続調査について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	高士和也君
医療センター 事務局長	落合浩君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関支所長	坂口一郎君
子ども総合 センター長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	佐久間利夫君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
------	------	--------	------

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長 (前田耕一君)

皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る9日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第81号から日程第22、議案第102号までの22件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第81号	亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	原案可決
議案第85号	病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について	原案可決
議案第86号	亀山市職員定数条例の一部改正について	原案可決
議案第87号	亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について	原案可決
議案第88号	亀山市税条例等の一部改正について	原案可決
議案第89号	亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第90号	亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決

平成27年12月16日

総務委員会委員長 鈴木 達 夫

亀山市議会議長 前 田 耕 一 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第82号	亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について	原案可決
議案第83号	亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について	原案可決
議案第84号	亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について	原案可決
議案第91号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
議案第92号	亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止について	原案可決
議案第93号	亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止について	原案可決

平成27年12月15日

教育民生委員会委員長 服部孝規

亀山市議会議長 前田耕一様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第100号	市道路線の認定について	原案可決
議案第101号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第102号	市道路線の一部廃止について	原案可決

平成27年12月14日

産業建設委員会委員長 豊田恵理

亀山市議会議長 前田耕一様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第94号	平成27年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について	原案可決
議案第95号	平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第96号	平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第97号	平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第98号	平成27年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第99号	平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決

平成27年12月18日

予算決算委員会委員長 前田 稔

亀山市議会議長 前田 耕一様

○議長（前田耕一君）

初めに、鈴木達夫総務委員会委員長。

○10番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告をします。

去る9日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、16日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第81号亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、市の責務について質疑があり、これについては、個人番号等の適正な取り扱いについて安全管理に関する基本方針を定め、適正な安全措置を講じるものであるとの答弁でありました。

また、地域の特性に応じた施策の実施については、現在、国において、社会保障、地方税、災害

対策の3分野の利用に限定されているが、今後、市独自の利用については利便性等を考え、しっかりと議論していきたいとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第85号病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備については、審査の過程では質疑はなく、病院事業管理者の設置について反対であることから関連する議案については反対であるとの反対討論があり、採決の結果、原案のとおり、賛成多数で可決することに決定しました。

次に、議案第86号亀山市職員定数条例の一部改正については、審査の過程では質疑はなく、今回の病院事業の運営形態の変更について反対であることから関連する議案については反対であるとの反対討論があり、採決の結果、原案のとおり、賛成多数で可決することに決定しました。

次に、議案第87号亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、教育長は、来年の4月から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定を適用するののかとの質疑があり、これについては、昨年12月議会で再任された現教育長の任期は4年であるが、教育長と教育委員長を一本化することで権限の強化を図るという法律の趣旨に鑑み、時期については適切な判断をしたいとの答弁でありました。

また、新教育長の4月1日からの適用の有無にかかわらず、病院事業管理者と教育長の報酬を整合させるため、教育長の報酬を報酬等審議会に諮問するののかという質問があり、これについては、この条例を認めていただいたら直ちに審議会を設置し、新たに特別職となる教育長と病院事業管理者の給料の額について審議を進めていきたいとの答弁でありました。

また、討論では、今回の病院事業管理者の設置に関して反対であるため関連するこの議案については反対であるとの討論があり、採決の結果、原案のとおり、賛成多数で可決することに決定しました。

次に、議案第88号亀山市税条例等の一部改正について、換価の猶予に係る一定の要件について質疑があり、これについては、納税について誠実な意思を有する場合というのが前提であり、その次に財産の換価を直ちにすることにより事業継続、生活維持を困難にするおそれがあるとき、または財産の換価を猶予することが直ちにその換価をすることに比して徴収上有利であるという2つの条件が整っている場合であるとの答弁でありました。

また、制度の周知について質疑があり、これについては、案内チラシの窓口配布やホームページへの掲載を行うとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第89号亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部改正について、市税等の「等」とは何を指すのかという質疑があり、これについては、市税及びその他市の歳入であり、保育所利用者負担額、農業集落排水施設使用料、市営住宅使用料、公共下水道使用料、公共下水道受益者負担金等であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第90号亀山市手数料条例の一部改正について、手数料の改定に近隣自治体の手数料の額を参考にしたとのことだが、コンビニでの証明書交付も考慮しているのかとの質疑があり、これについては、手数料を300円としている5市のうち、4市でコンビニ交付を行っており、利用者の利便性の向上等からも検討はしているが、現在のところ導入の考えはないという答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告とします。

○議長（前田耕一君）

次に、服部孝規教育民生委員会委員長。

○16番（服部孝規君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る9日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、15日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第82号亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について、議案第83号亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について及び議案第84号亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について、今回の議案の提案に至った背景について質疑があり、これについては、地方公営企業法の一部適用から全部適用への移行を行うことにより、全部適用のメリットを最大限に生かし、保健、医療、福祉の包括的な政策の推進と医療センターの経営健全化に向けた病院経営上のより機動的な体制を早急に構築する必要があるという中で、経営形態の変更を判断したとの答弁でありました。

次に、全部適用以外の手法についても議論されたのかとの質疑があり、これについては、総務省が経営形態の見直しとして示している全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者の導入、民間譲渡のうち、地方独立行政法人化、指定管理者の導入、民間譲渡では市の関与は極めて弱くなり、市の医療政策との関係が希薄となるため、全部適用を選択したとの答弁でありました。

次に、全部適用にしたときの効果について質疑があり、これについては、病院事業管理者において医師確保が即断できること、また病院の収益につながるよう、医事にたけた人材を医療センターとして確保できることなどが上げられるとの答弁でありました。

次に、病院事業管理者について質疑があり、これについては、病院事業管理者は病院経営を改善するための経営手腕にたけているだけでなく、保健、医療、福祉のネットワークを強化し地域医療を推進するため、福祉行政にも精通した人物が適任であると考えており、医師、民間、行政経験者、幅広い観点の中から経営の責任者としてふさわしい人物を配置するとの答弁でありました。

次に、病院事業管理者の報酬について質疑があり、これについては、他の自治体や他の特別職の給料を勘案し、特別職報酬等審議会に諮って決定していく。具体的な給料額は、全国的に見ると教育長の給料の額と類似しているところが多く見られることから、新教育長の給料の額が基本となると考えているとの答弁でありました。

次に、全部適用後の経営責任は誰にあるのかとの質疑があり、これについては、経営責任は病院

事業管理者であるが、最終責任は市長であるとの答弁でありました。

次に、新たに医療センターに設置される地域医療部の職員の人件費は一般会計から支払われるとのことであるが、公営企業の全部適用において併任することは法的に可能なのかとの質疑があり、これについては、法的には可能と認識しているとの答弁でありました。

また、これらの議案については、継続審査の動議が提出されましたが、賛成少数で否決されました。

次に討論では、病院事業管理者を設置することによる今後の収支や経営ビジョン等が示されず、説明が不十分であること、病院事業管理者の給与等の支出が赤字を増加させるなどの理由から反対討論が、また今後の医療体制を充実させ、市の医療を確保するためには全部適用とすることが必要であるとの理由から賛成討論があり、採決の結果、原案のとおり、賛成多数で可決することに決定しました。

次に、議案第91号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、今回の改正による対象者数について質疑があり、これについては、限度額を変更したことで、医療分、後期支援分、介護分、合わせて138世帯が対象となるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第92号亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止について、この条例を廃止とする根拠について質疑があり、これについては、児童扶養手当等の制度が充実してきたこと、また行政改革による事業の見直しの中で、この制度については一定の役割を終えたという判断により今回廃止することを提案したとの答弁でありました。

次に、市として交通遺児を守っていくという考えはないのかとの質疑があり、これについては、交通遺児に限定することなく、ひとり親家庭となられた家庭に対してはサポート体制が充実してきている中で、新たな課題に対する対応策を検討していくとの答弁でありました。

また、討論では、社会保障の制度は充実してきているとはいえ、交通事故で突然に保護者を失う悲しみを考えたとき、交通遺児に対する制度の存続は必要であるとの理由から反対討論が、また社会保障の観点から交通遺児も含めた新たな課題の対応に前向きに取り組んでいくことに賛成するとの賛成討論があり、採決の結果、原案のとおり、賛成多数で可決することに決定しました。

次に、議案第93号亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止について、指定管理者が撤退したときに、修繕をしてでも再募集する考えがなかったのかとの質疑があり、これについては、指定管理者による2年間の運営の際には運営を継続していくことを前提に修繕等を行ってきたが、本年3月末の指定管理者の撤退を受け、改めて今後の関ロッジについて、施設の修繕費や収支に対しての赤字負担等について検討した上で今回の方針決定になったとの答弁でありました。

次に、関ロッジの運営を継続しないことに対する市長の責任について質疑があり、これについては、これ以上施設の営業を継続させることによる修繕のリスクや多額の経費を一般会計から支出することについては、責任ある判断をする必要があることから営業を継続しないという基本方針を決定した。現在もさまざまな課題があるが、未来志向で前に進めていくためのものであるとの答弁でありました。

なお、関ロッジについては、維持管理費が今でもかかっている所以で次の段階に進むことは理解できるが、指定管理者の経営努力の不足があったなら途中で撤退したことに対して市としては何らか

の対応をとるべきであり、早急に結論を出し、市民に対する説明責任を果たすべきであるとの意見がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、賛成多数で可決することに決定しました。
以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、豊田恵理産業建設委員会委員長。

○7番（豊田恵理君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る9日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、14日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第100号市道路線の認定について、新しく開発された住宅地内の市道認定の考え方について質疑があり、これについては、延長35メートル以上、幅員6メートル以上の道路で、7区画以上という基準によるものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第101号市道路線の廃止について及び議案第102号市道路線の一部廃止について、市道が開発行為の区画内にあるため廃止するものであるが、市の財産である市道に対する代替措置はあるのかとの質疑があり、これについては、今回は廃止する市道部分と、開発行為により拡幅する市道今福山口線の用地を交換するとの答弁でありました。

また、廃止する市道の継続的な利用者に関して質疑があり、これについては、亀山市道路認定及び廃止に関する規程に基づき、開発区域内における土地所有者、自治会等の同意を得ているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定いたしました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、前田 稔予算決算委員会委員長。

○15番（前田 稔君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る9日の本会議で付託のありました議案第94号から議案第99号までの平成27年度各会計補正予算の6議案については、同日当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することに決定し、14日に産業建設分科会、15日に教育民生分科会、16日に総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

本日、市長、副市長初め関係部長等の出席を得て当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対しては1件の確認の質疑がありましたが、採決の結果、議案第94号から議案第99号までの平成27年度各会計補正予算の6議案については、原案のとおり、全会一致で可決することに決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第81号から議案第102号までの22件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第81号亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第82号亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について、議案第83号亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議案第84号亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について、議案第85号病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について、議案第86号亀山市職員定数条例の一部改正について、議案第87号亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について及び議案第90号亀山市手数料条例の一部改正についての合計8議案に反対の立場で討論いたします。

まず、マイナンバー法に関する条例です。マイナンバー制度は、来年1月から運用が開始されますが、12月1日に弁護士や住民などが、全国5つの地方裁判所で、マイナンバー制度は個人情報漏えいの危険性が高く、憲法が保障するプライバシー権を侵害するとして訴訟を起こすなど、運用開始が近づくにつれ、さまざまな問題が明らかになってきています。

今回の議案は、いわゆるマイナンバー法、または番号法に基づく条例の制定です。番号法で定めることが求められている以上、この条例制定なしに個人番号を利用したり、特定個人情報を提供したりはできません。つまり、この条例が可決されなければ亀山市での番号の利用などができなくなるわけで、非常に重要な議案です。

反対の理由の第1は、これまでも質疑などで取り上げ、情報流出などのおそれが100%ないということでない限り導入すべきではないと求めてきました。ところが、運用開始の直前になっても個人情報の流出が完全に防げません。国は、この制度のメリットを強調しますが、ごくわずかなメリットのために、市民の情報を危険にさらすことはできません。一たび流出した情報は取り返しがつかないのです。

反対の理由の2つ目は、効果がないのに莫大な費用がかかることです。亀山市だけでも平成26年度から3年間だけで1億4,000万円もの費用がかかり、そのうち7,000万円は市の負担です。運用が始まり、今後個人の預貯金や特定健診情報など利用対象が広がれば、どれほどの費用に膨れ上がるのか予測もつきません。

先日、堺市の職員が市の情報を68万人も流出させる事件が起りましたが、情報は蓄積が大量

になるほど攻撃されやすくなり、範囲を広げるほど情報流出の危険は高まります。高く売るなどの価値が上がるからです。メリットがほとんどなく、一たび流出すれば取り返しのつかないこのマイナンバー制度は、莫大な費用をかけ、危険を冒してまでやる必要は全くありません。以上の理由により、この条例の制定には反対するものです。

次に、議案第82号から第87号までの病院に関する議案です。これらの議案のうち、第82号は、現在、地方公営企業法の一部適用となっている医療センターに、この法を全部適用することを市として選択したことによる条例の全部改正です。その他の第83号から第87号までは、この全部適用にかかわる条例の制定や一部改正です。

まず、本体の議案第82号ですが、最大の問題は、法の全部適用によって医療センターの抱える問題が改善されるのかということです。

反対の第1の理由は、医療センターが抱える問題の改善は、一自治体の経営形態を変更すれば何とかなるものではなく、一部適用のままでよいということです。また、一部適用から全部適用にするのは現在の経営形態に問題があるからではなく、全部適用の効果を生かしたいからとの答弁がありました。そこで、その効果をただしましたが、一部適用のままでもできることであったり、三重県立病院の全部適用の検証結果にも書かれているように、うたい文句はよいけれど、実際には実現が困難なものです。あえて全部適用する理由は見つかりません。県内13市の公立病院でたった2市しか全部適用していないのは、このような点に問題があるからではないでしょうか。

反対の第2の理由は、市長の答弁を聞いていると全部適用する目的が、経営改善より保健、医療、福祉のネットワークの強化による地域医療の提供体制に重きを置いているように思ったからです。そのため、新たに設置される病院事業管理者には、市の行政経験者を考えているという印象を持ちました。しかし、全部適用をする一番の理由は経営改善のほうです。地域医療の提供体制を統括するポストとして、病院事業管理者を置くというのは納得できません。

反対の第3の理由は、全部適用しても経営改善が難しく、うまくいかなかった場合に国が示す道として、地方独立行政法人や指定管理者制度、さらには民間譲渡という方向に進んでいく危険性があることです。そうなれば答弁でもあったように、公的な関与が大きく後退し、医療センターが公立病院としての役割を果たすことができなくなり、ひいては市民の命と健康を守ることができなくなります。以上が議案第82号に反対する理由です。

議案第83号から第87号までは、法の全部適用にかかわる条例の制定や一部改正ですから、大もとの全部改正に反対する以上、これらの議案にも反対するものです。

最後に、議案第90号、手数料条例です。

今回の改正は、住民基本台帳の写しの閲覧手数料や印鑑登録証の交付手数料など、15の手数料について200円から300円に値上げするというものであります。これらが特定の市民に提供するサービスであり、サービスを利用しない方との間の負担の公平と均衡を図るため、長年変えていない手数料の見直しをすとの説明でありました。他市の状況も見たとのことですが、値上げをしているのは14市のうち、たった5市だけであります。

また、地方自治法227条を根拠に上げられましたが、227条に書かれているのは義務ではなく、手数料を徴収することができるというものであり、徴収しないこともでき、また値上げをしなければならない根拠とはなり得ません。どういうサービスが特定な人のみが受けるサービスなのか

質疑しましたが、ただ手数料条例にあるものとの答弁であり、基準や定めははっきりしていないことがわかりました。受益者負担の適正化に関する基準に沿って見直したというのであれば、そこに上げられている受益者負担割合ゼロ%の火葬施設使用料の見直しこそ、真っ先に取り組むべきではないかと考えます。なぜなら、市が無料とすべきとしている使用料を市民から徴収しているからです。年金は下がり、物価高で働く人の実質賃金は下がり、消費税が上がり、介護保険料も上がり、市民生活は大変です。節約のしようがない今回の手数料を引き上げるということは、市民生活を全く省みない姿勢のあらわれではないでしょうか。このような議案には反対するものです。

以上、議員各位の賛同を求め、討論といたします。

○議長（前田耕一君）

8番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、9番 森 美和子議員。

○9番（森 美和子君登壇）

公明党議員団を代表しまして、議案第82号亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について、議案第83号亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議案第84号亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について、議案第85号病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について、議案第86号亀山市職員定数条例の一部改正について及び議案第87号亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

急速な高齢化が進む中、地域医療は今までの病院完結型医療から住みなれた地域や自宅で生活を続けていくことができる医療、地域全体で支える地域完結型医療に変化をしていることは、本会議の答弁にもあったとおりです。亀山市においては、保健、医療、福祉が一体となって地域医療を提供する一定の体制は整ってきていると認識をしていますが、まだまだ十分であるとは言えません。

今回提案された新たな組織と地方公営企業法の全部適用による病院事業管理者の設置によって、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活ができる地域包括ケアシステムが有効に機能し、保健、医療、福祉の包括的な推進を図ることができるものと考えます。このことによって、医療センターの新たな展開と経営改善が図られていくと本会議や委員会での質疑で確認をされました。

以上のような理由から、これからの議案に賛成するものであります。議員各位のご賛同をお願いし、討論といたします。

○議長（前田耕一君）

9番 森 美和子議員の討論は終わりました。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

創政クラブを代表して、議案第82号亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について及び関連する議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号について、反対の立場で討論します。

地方公営企業法全部適用への移行は、専任の事業管理者の設置により、現行の一部適用より自由度が高いものの、公務員制度のもとでの職員定数制限が残る制約があり、現状から大きく改善効果

が得られるというわけではない。病院事業管理者の強いリーダーシップ、経営能力などに左右されるところが大きい。制度上の自由度をそのまま生かせるかどうかは、病院事業管理者及び移行後の組織体制、職員のモチベーション次第によるところが大きい。

一方で、自治体組織であることから不採算分野となりがちな政策医療などの少数需要である場合でも、市民から必要とされる医療に関しては展開しやすく、現在の市民病院の経営形態と大して変わらないものです。全部適用に移行する必要はないものと考えます。

特に問題なのは、一部適用から全部適用に決定する過程において、庁内会議だけで外部の専門家からの意見を聞くこともなく、また病院のあり方検討委員会の設置もなく決められたこと。病院事業管理者の任命については市長にあり、この条例が可決されると議会は関与できない。院長兼務か兼務でないか決まっていない状況であります。この条例の提案と同時に、もう少し具体的に人物像や報酬の額を提示すべきです。また、全部適用後の収支見込みについても示すべきであります。よってこの議案に反対します。

○議長（前田耕一君）

15番 前田 稔議員の討論は終わりました。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

議案第82号亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について、議案第83号亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議案第84号亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について、議案第85号病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について、議案第86号亀山市職員定数条例の一部改正について及び議案第87号亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、それぞれ賛成の立場で討論いたします。

医師あつての病院と言われますように、医師の確保については、当市は大変な苦勞をされてきたと認識しております。現在は一定の医師数の確保はされておりますが、十分とは言えない状況にある上、これを維持することも非常に厳しいとのことでもあります。

このような中、2017年度から新専門医制度が開始されるとのことでもあります。この制度は、現在のようにそれぞれの専門医学会が専門医師を認定するのではなく、新たに創設された日本専門医機構が認定するものであります。その認定に際しましては、一定期間地域の病院での勤務が条件となる制度であります。また、三重大学においては、地域の医療確保を目的とした地域枠制度を採用しており、本年度は30名ほどの卒業生が誕生し、現在は臨床研修の場で活躍されております。このことから、三重県で勤務される通常の医師には、加えて毎年30人程度の医師が三重県内で勤務されるということになります。このように医師の確保については、地域における明るい方向に進んできております。

そこで、医療センターを地方公営企業法の一部適用から全部適用へ移行させることにより、全部適用のメリットを最大限に生かし、保健、医療、福祉の包括的な政策を推進するとともに、医療センターの経営健全化に向けた病院経営上のより機動的な体制が構築されることになることから、最大の課題でもあります医師の確保においても、新たに設置される病院事業管理者のもとで積極的な医師確保対策が講じられるものと考えます。

また、地方公営企業法の全部適用は、総務省が経営形態の見直しとして示している全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者の導入、民間譲渡の4つの形態の中でも一番市が関与できる手法でもあり、亀山市の医療を確保するため、医療センターを地方公営企業法の全部適用とすることは必要と考え、これらの議案に賛成するものであります。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（前田耕一君）

17番 小坂直親議員の討論は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

18番 櫻井清蔵でございます。

議案に対して反対の討論をさせていただきます。

議案第82号亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について、議案第83号亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議案第84号亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について、議案第85号病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について、議案第86号亀山市職員定数条例の一部改正について、議案第87号亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、議案第92号亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止について、以上7議案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、議案第82号から87号の病院事業に関する6議案についてでございます。

亀山市市立医療センターについては、平成24年に亀山市第1次総合計画後期基本計画の集中審議を行って以来、3年ぶりに今定例会に大きな方向転換のある議案として提出されました。審議を尽くすに当たり、以下の4点が問題であろうかと考えます。

まず1つ目、病院事業管理者の人物像、選定基準が明らかでないことであります。今回の地方公営企業法の全部適用において、病院事業管理者にはほぼ全権が委任される体制にもかかわらず、各議員からの質問に対して、医療関係者なのか、民間経営者なのか、市役所出身者なのか、明確な回答を得ることができませんでした。

2つ目に、管理者の任命権は市長にあり、議会の承認の必要はないにもかかわらず、管理者の罷免の基準が設けられていないことです。全国で病院事業管理者が罷免されている例はほとんどなく、この議案が通ってしまえば、市長は病院事業管理者に病院経営の責任の全てを押しつけているように感じられます。

3つ目に、また管理者の報酬も明らかではありませんでした。これまでの質疑のやりとりで、病院事業管理者は院長とは別の人物で、仮に報酬を現教育長と同じく月額約70万とすると、任期4年間で退職金を含むならば総額5,000万円強の人件費が病院事業会計より支出されることとなります。経営改善が目下の課題にもかかわらず、人物像のわからない中での病院事業者に新たにこれだけの経費を捻出することはおかしいと私は考えております。

4つ目に、最後になりますが、組織体制の変革についてです。地域医療部を新たに設けるが、職員は健康福祉部の職員が兼ねる可能性があるなど分業体制も不明瞭で、地域医療部の職員が病院事業管理者のもとで業務に当たることの法的解釈が不明確である中、それを実施しようということが

大きな問題であることを皆さん方に指摘したい。

なお、平成19年に、医師、看護師が激減し、2次救急の受け入れの中止、新患者の受け入れの中止により3億8,900万円の赤字経営となり、存続をやむなくするために一般会計より補填を行うに当たって、当時の議会において、あまたの議論がなされたことはご存じのことであると思います。その後、後任の安藤院長、今井院長、常勤医師、市内の各開業医の先生方、看護師、事務関係者の努力により、26年度においては、一般会計赤字補填額が1億5,000万まで改善されたものであると私は理解しております。例えばサービスの向上、看護師の業務量軽減のため、療養介助員、夜間専属の療養専門員を導入したこともその経営努力の一つであろうと思います。議会としても、医療センターに関する検討委員会も設置し、その存続、再建にあまたの意見を述べる環境であったことは議員各位もご存じであろうと思います。このたびの病院事業管理者を設置することにより、議会の意見をどのような場において反映されるのか、現在の時点では定かではありません。

私は、今日まで医療センターの赤字を軽減するための経営改善に当たった関係各位の努力を無にすることはできません。市長は、管理者の任命はするが、医療センターの運営の全権を全て管理者に移行するということは、自己の責任を放棄・転嫁するものであり、余りにも無責任な判断であると私は思っております。このような大きな変革はもう少し慎重に審議を尽くし、実行することが真の改革であると考えれば、強いて言えば、議会全会一致による案件であるべきだと私は思っております。

議員各位に申し上げておきたいと思っております。一度やってみればいいという安易な考えではなく、将来的に地域医療が推進できる、病院の経営改善ができると確信ができない、質疑の中でも内容が明らかにならない議案に賛成することはできないと私は思っております。議案の中身を十分理解した上で責任ある判断を議員各位にいただきたいと思っております。

次に、議案第92号亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止についてでございます。

この条例は、昭和45年6月に就任をされた今井市長さんのもとでこの制度が開始されております。提案理由の説明によりますと、現在の交通事故の状況が4分の1に激減したと。また、近年には、交通遺児の生活支援については、児童扶養手当、遺族年金等制度が充実されたので、役割を果たしたという理由で、行財政改革のもとでこのような議案が出されております。

現在、平成26年度は、支給者は3名、2世帯の18歳未満の我が亀山市の子供たちがこの支給を受けております。やはりこの亀山市に今後そういうような事案があっては私はやっぱりだめだと思っておりますけれども、亀山市独自のこのすばらしい制度はやはり存続して継続をすべきだと私は思っておりますので、どうぞ各議員のご判断をお願いして、ご賛同をお願いしたいと思います。終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

18番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすことといたします。

それでは、討論のありました議案第81号亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第81号亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第82号亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第82号亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第83号亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第83号亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第84号亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第84号亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第85号病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第85号病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第86号亀山市職員定数条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第86号亀山市職員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第87号亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第87号亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第90号亀山市手数料条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。
本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第90号亀山市手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第92号亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第92号亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第88号から議案第89号まで及び議案第91号並びに議案第93号から議案第102号までの13件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、

議案第88号 亀山市税条例等の一部改正について

議案第89号 亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部改正について

議案第91号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第93号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止について

議案第94号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

議案第95号 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第96号 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第97号 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第98号 平成27年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第99号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第100号 市道路線の認定について

議案第101号 市道路線の廃止について

議案第102号 市道路線の一部廃止について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 3時01分 休憩)

(午後 3時10分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第23、請願第6号を議題とします。

本請願についての教育民生委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

平成27年12月15日

教育民生委員会委員長 服部孝規

亀山市議会議長 前田耕一様

別表

受 理 番 号	請 6
受 理 年 月 日	平成27年12月1日
件 名	年金積立金の安全かつ確実な運用等を求める請願書

請願者の住所・氏名	亀山市和田町1488-115 連合三重亀山地域協議会 議長 夏本 伸宏
紹介議員氏名	福沢美由紀、鈴木達夫、豊田恵理、中村嘉孝
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（前田耕一君）

これより請願の審査報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本請願に対する討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、請願第6号について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第6号年金積立金の安全かつ確実な運用等を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、日程第24、委員会提出議案第10号及び日程第25、委員会提出議案第11号の2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

初めに、小坂直親議会運営委員会委員長。

○17番（小坂直親君登壇）

ただいま上程いただきました委員会提出議案第10号については、議会運営委員会の委員会提出

議案でございますので、委員長の私のほうから提案説明をいたします。

女性議員が活躍できる環境を整備して議会を活性化するため、出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けるよう、標準市議会会議規則が改正されたことに鑑み、本市議会の会議規則においても同様の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、会議または委員会への欠席に関する規定に、議員が出産のため出席できない場合は、日数を定めてあらかじめ議長または委員長に欠席届を提出することができるよう規定を追加します。

なお、施行日は公布の日といたします。

以上、委員会提出議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

次に、服部孝規教育民生委員会委員長。

○16番（服部孝規君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第11号年金積立金の安全かつ確実な運用等を求める意見書の提出について、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

年金積立金の安全かつ確実な運用等を求める意見書。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活をしています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用を進めつつあります。しかし、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものです。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しを進めることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害をこうむることになります。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

2. GPIFにおいて、保険料拠出者である労使代表者が参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（前田耕一君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本各案について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第10号及び委員会提出議案第11号については、会議規則第36条第2項の規定により常任委員会への付託はしないこととします。

次に、委員会提出議案第10号及び委員会提出議案第11号の2件について討論を行います。通告はございませんので討論を終結し、委員会提出議案第10号及び委員会提出議案第11号の2件について、起立により採決を行います。

まず、委員会提出議案第10号亀山市議会会議規則の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第10号亀山市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、委員会提出議案第11号年金積立金の安全かつ確実な運用等を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第11号年金積立金の安全かつ確実な運用等を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第26、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各委員長から各委員会における所管事務調査について、会議規則第105条の規定に基づき、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「防災対策の充実・強化」について

2. 理由 防災対策の充実・強化に向け、防災情報伝達システムの構築をはじめ、災害対策本部のあり方や地域連携などについての調査・研究を行う。

3. 期間 平成27年12月16日～平成28年9月30日

平成27年12月16日

総務委員会委員長 鈴木 達夫

亀山市議会議長 前田 耕一様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事件 「学童保育所」について

2. 理由 学童保育所の設置における公的関与について、特に学校施設の活用を中心に、そのあり方について調査・研究を行う。

3. 期間 平成27年12月15日～平成28年9月30日

平成27年12月15日

教育民生委員会委員長 服部 孝規

亀山市議会議長 前田 耕一様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「獣害対策」について
2. 理 由 中山間地域の農作物の被害防止だけでなく、住宅地域の児童・高齢者の安全確保も含めた獣害対策について調査・研究を行う。
3. 期 間 平成27年12月14日～平成28年9月30日

平成27年12月14日

産業建設委員会委員長 豊 田 恵 理

亀山市議会議長 前 田 耕 一 様

○議長（前田耕一君）

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

平成27年12月亀山市議会定例会はこれをもって閉会とします。ありがとうございました。

（午後 3時19分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年12月18日

議 長 前 田 耕 一

5 番 尾 崎 邦 洋

1 4 番 中 村 嘉 孝